

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月28日
【計算期間】	第10期（自平成21年9月1日 至平成22年2月28日）
【発行者名】	ビ・ライフ投資法人 （旧投資法人名 ニューシティ・レジデンス投資法人（注1））
【代表者の役職氏名】	執行役員 瀧 美知男
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目4番8号ニッセイ永田町ビル7階
【事務連絡者氏名】	大和ハウス・モリモト・アセットマネジメント株式会社 （注2） 財務企画部長 漆間 裕隆
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目4番8号ニッセイ永田町ビル7階
【電話番号】	03-3595-1265
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注1）ニューシティ・レジデンス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成22年4月1日付でビ・ライフ投資法人との合併を行いました。当該合併の方式は本投資法人を吸収合併消滅法人、ビ・ライフ投資法人を吸収合併存続法人とする吸収合併であり、本投資法人は同日付で解散しました。

（注2）本投資法人とシービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）との間で締結した平成16年9月27日付資産運用委託契約（その後の修正及び変更を含みます。）は、平成22年3月31日をもって解約されており、ビ・ライフ投資法人の資産運用会社である大和ハウス・モリモト・アセットマネジメント株式会社を事務連絡者としています。なお、本資産運用会社は、平成22年5月17日に開催された株主総会の決議に基づき、クリックシス株式会社へ商号が変更されています。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

① 主要な経営指標等の推移

期 決算年月	単位	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
		平成17年8月	平成18年2月	平成18年8月	平成19年2月	平成19年8月
営業収益	百万円	3,224	3,346	4,201	5,678	5,730
(うち不動産賃貸事業収益)	百万円	(3,224)	(3,346)	(4,201)	(4,734)	(5,328)
営業費用	百万円	1,485	1,607	2,125	2,527	2,752
(うち不動産賃貸事業費用)	百万円	(1,143)	(1,209)	(1,559)	(1,856)	(2,053)
営業利益	百万円	1,738	1,739	2,075	3,151	2,978
経常利益	百万円	1,151	1,435	1,635	2,442	2,199
当期純利益 (a)	百万円	1,146	1,433	1,630	2,437	2,197
総資産額 (b)	百万円	104,678	135,663	164,094	181,509	195,685
純資産額 (c)	百万円	40,503	66,539	66,756	88,242	88,006
出資総額	百万円	39,357	65,106	65,106	85,791	85,791
発行済投資口総数 (d)	口	74,556	122,612	122,612	164,068	164,068
1口当たり純資産額 (c)/(d)	円	543,268	542,687	544,451	537,843	536,404
分配総額 (e)	百万円	1,146	1,433	1,630	2,437	2,197
1口当たり当期純利益 (注3)	円	19,997 (15,413)	12,027	13,301	16,804	13,393
1口当たり分配金額 (e)/(d)	円	15,381	11,692	13,302	14,858	13,393
(うち1口当たり利益分配金)	円	(15,381)	(11,692)	(13,302)	(14,858)	(13,393)
(うち1口当たり利益超過分配金)	円	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
総資産経常利益率 (注4)	%	1.6 (2.2)	1.2 (2.4)	1.1 (2.2)	1.4 (2.9)	1.2 (2.3)
自己資本利益率 (注4)	%	2.9 (4.1)	2.7 (5.4)	2.4 (4.9)	3.1 (6.3)	2.5 (4.9)
自己資本比率 (c)/(b)	%	38.7	49.0	40.7	48.6	45.0
配当性向 (e)/(a)	%	99.9	99.9	100.0	99.9	99.9

<その他参考情報>

投資物件数 (注5)	件	77	86	93	94	104
総賃貸可能面積	m ²	153,429.01	183,722.52	227,310.83	246,553.52	276,209.31
期末稼働率 (注6)	%	91.7	94.6	92.3	94.2	92.0
当期減価償却費	百万円	510	500	651	737	846
当期資本的支出額	百万円	40	46	65	29	53
賃貸NOI (Net Operating Income) (注4)	百万円	2,591	2,637	3,293	3,615	4,122
デット・サービス・カバレッジ・レシオ (注4)	倍	9.3	12.7	7.4	7.6	5.6
1口当たりFFO (Funds from Operations) (注4)	円	22,231	15,774	18,616	19,351	18,555
FFO (Funds from Operations) 倍率 (注4)	倍	18.3	16.9	13.6	15.5	15.5
有利子負債総額	百万円	62,200	66,900	94,600	90,300	104,350
期末総資産有利子負債比率 (注4)	%	59.4	49.3	57.6	49.7	53.3
当期運用日数	日	260	181	184	181	184

期	単位	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		平成20年2月	平成20年8月	平成21年2月	平成21年8月	平成22年2月
営業収益	百万円	6,252	5,972	5,578	5,324	5,305
(うち不動産賃貸事業収益)	百万円	(5,647)	(5,874)	(5,578)	(5,324)	(5,305)
営業費用	百万円	3,017	3,003	2,785	2,873	2,718
(うち不動産賃貸事業費用)	百万円	(2,239)	(2,270)	(2,162)	(2,374)	(2,204)
営業利益	百万円	3,234	2,969	2,792	2,450	2,586
経常利益	百万円	2,456	1,875	2,215	890	1,812
当期純利益又は 当期純損失(△)	(a) 百万円	2,453	△5,749	△1,456	△3,237	7,788
総資産額	(b) 百万円	202,743	203,889	192,576	193,814	193,625
純資産額	(c) 百万円	88,245	85,181	83,725	80,488	94,276
出資総額	百万円	85,791	90,931	90,931	90,931	96,931
発行済投資口総数	(d) 口	164,068	182,068	182,068	182,068	302,068
1口当たり純資産額	(c)/(d) 円	537,859	467,855	459,857	442,078	312,103
分配総額	(e) 百万円	2,453	-	-	-	-
1口当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	(注3) 円	14,953	△32,888	△7,999	△17,779	36,753
1口当たり分配金額	(e)/(d) 円	14,954	-	-	-	-
(うち1口当たり利益分配金)	円	(14,954)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち1口当たり利益超過分配金)	円	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
総資産経常利益率	(注4) %	1.2 (2.5)	0.9 (1.8)	1.1 (2.2)	0.5 (0.9)	0.9 (1.9)
自己資本利益率	(注4) %	2.8 (5.6)	△6.6 (△13.2)	△1.7 (△3.4)	△3.9 (△7.8)	8.9 (18.0)
自己資本比率	(c)/(b) %	43.5	41.8	43.5	41.5	48.7
配当性向	(e)/(a) %	100.0	-	-	-	-

<その他参考情報>

投資物件数	(注5) 件	108	108	105	105	105
総賃貸可能面積	m ²	287,833.25	294,909.99	278,660.39	278,660.39	278,660.39
期末稼働率	(注6) %	93.8	93.4	92.2	93.0	93.3
当期減価償却費	百万円	920	973	923	923	924
当期資本的支出額	百万円	87	64	25	65	72
賃貸NOI(Net Operating Income)	(注4) 百万円	4,327	4,577	4,340	3,872	4,025
デット・サービス・ カバレッジ・レシオ	(注4) 倍	5.3	3.3	7.3	2.2	4.8
1口当たりFFO (Funds from Operations)	(注4) 円	20,562	10,872	20,317	9,960	9,061
FFO (Funds from Operations) 倍率	(注4) 倍	9.3	7.3	-	-	-
有利子負債総額	百万円	111,195	109,350	102,172	102,598	96,919
期末総資産有利子負債比率	(注4) %	54.8	53.6	53.1	52.9	50.1
当期運用日数	日	182	184	181	184	181

(注1) 金額については、記載未満の桁数を切捨てにより表示しております。各種比率等については小数点第2位を四捨五入して表示しております。なお、配当性向については、小数点第1位未満を切捨てにより表示しております。

(注2) 営業収益等には、消費税等は含まれておりません。

(注3) 1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しておりますが、第1期は、実際に運用を開始した日である平成16年12月15日を期首とみなして日数加重平均投資口数により算定した1口当たり当期純利益を括弧内に併記しております。

(注4) 記載した指標は以下の方法により算定しております。また、運用日数により年換算した数値を括弧内に併記しております。なお、第1期は平成16年12月15日より実質的に運用を開始しており、総資産経常利益率及び自己資本利益率は、平成16年12月15日を期首とみなして計算しております。なお、第8期、第9期及び第10期における「FFO (Funds from Operations) 倍

率」は、本投資法人の投資口を表示する投資証券が平成20年11月10日をもって上場廃止となったことにより、期末時点の投資口の取引所価格が存在しないため、記載しておりません。また、第8期、第9期及び第10期における「デット・サービス・カバレッジ・レシオ」の算出にあたり、計算式の分母には、第8期、第9期及び第10期に特別損失に計上した遅延損害金を含めておりません。

総資産経常利益率	経常利益／平均総資産額 平均総資産額＝（期首総資産額＋期末総資産額）÷2
自己資本利益率	当期純利益又は当期純損失／平均純資産額 平均純資産額＝（期首純資産額＋期末純資産額）÷2
賃貸NOI	当期賃貸事業利益（賃貸事業収入－賃貸事業費用）＋当期減価償却費
デット・サービス・カバレッジ・レシオ	（金利償却前当期純利益又は金利償却前当期純損失＋特別損失－特別利益）／（支払利息＋投資法人債利息）
1口当たりFFO	（当期純利益又は当期純損失＋減価償却費＋特別損失－特別利益）／発行済投資口数
FFO倍率	期末投資口価格／年換算後1口当たりFFO
期末総資産有利子負債比率	期末有利子負債総額／期末総資産額

(注5) 投資物件数は、社会通念上、一体と認められる単位で記載しております。

(注6) 「期末稼働率」とは、各期末時点での賃貸借契約締結済み住戸の賃貸面積の合計が賃貸可能面積の合計に占める割合を記載しております。

② 事業の状況

(イ) 民事再生手続開始

本投資法人は、中長期的な観点から、着実な成長と安定した収益の確保を目指し、運用資産の運用を行うことを基本方針としています（本投資法人の規約（以下「規約」といいます。）第27条）。

本投資法人は、全部又は一部が住居の用に供されている不動産が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産（規約第28条第1項に定義するものをいいます。）に対して投資するものとされており、東京圏（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいいます。）を中心とした投資対象地域において、地域分散にも配慮し、バランスのとれた投資を目指してまいりました。

しかしながら、米国におけるサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱及び信用収縮、原油高による原材料価格の高騰などにより、わが国の不動産関連業界は大きな影響を受け、資金調達や不動産の売却の選択肢が狭まるなど、不動産取引全体が停滞しました。この動きを受け、本投資法人は、取得予定資産の決済資金及び借入金の返済資金を容易に調達することができない状態に立ち至りました。

かかる環境のもと、本投資法人はこれまで所要資金の調達を模索してまいりましたが、本投資法人を取り巻く環境はますます悪化し、特に近時国内では不動産会社・建設会社の倒産手続開始申立てが相次ぎ、また直近では米国の大手証券会社や欧米金融機関が破綻・国有化するなど世界経済が大きく揺れ動く中、不動産関連の新規融資、資本市場による資金調達及び借入金のリファイナンス、保有資産の売却等が円滑に進まなくなっておりました。このような状況の中、平成20年10月末までに取得予定の資産の決済資金及び同月返済期限の到来する借入金の返済資金について調達の目途が立たない状況となったため、やむを得ず、本投資法人は平成20年10月9日に民事再生手続開始を申し立て、同日、東京地方裁判所より、保全命令及び監督命令を受け、また同月14日に民事再生手続開始決定を受けましたが、再生債権者の同意を得られず、平成21年9月9日付で同手続について廃止決定がなされました。

その後、本投資法人は、平成21年10月13日に民事再生手続開始を申し立て、同日、東京地方裁判所より監督命令を受け、また同月14日に民事再生手続開始決定を受けました。

(ロ) 業務改善命令及び業務改善計画の提出

本投資法人が前記「(イ) 民事再生手続開始」に記載の民事再生手続開始の申立てを行ったことを受け、平成20年10月9日、本投資法人は、関東財務局長より、下記のとおり、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第214条第1項に基づく業務改善命令を受けました。また、同日、本資産運用会社は、金融庁長官より、下記のとおり、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。）第51条に基づく業務改善命令を受けました。

各業務改善命令は、本投資法人（本資産運用会社に対する業務改善命令においては、本資産運用会社が含まれています。）の財産保全を図るとともに、これらの財産を不当に費消する行為を行わないこと、及び本投資法人の投資主に対する適切な説明など、投資主保護の観点から万全の措置を講ずることを命じるとともに、それらの措置を取り、その状況を平成20年10月24日までに書面で東京財務事務所・金融庁に提出することを命じる内容のものでした。

本投資法人及び本資産運用会社は、各業務改善命令に従い、平成20年10月24日、関東財務局長及び金融庁長官宛にそれぞれ業務改善計画を提出いたしました。また、本投資法人は、平成20年10月31日、同年11月7日、同月21日、平成21年4月30日、同年5月26日、同年7月30日、同年10月16日及び平成22年3月31日に業務改善計画の追加報告書を提出し、本資産運用会社も、これらの日（同年5月26日、7月30日、同年10月16日及び平成22年3月31日を除きます。）及び平成21年1月16日に金融庁への報告を行っております。

(ハ) 再生支援に関する基本合意、合併契約及び新投資口の引受に関する合意書の締結、再生計画案の提出並びに再生計画の認可決定

本投資法人は、平成21年9月18日付で大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス工業」といいます。）及びビ・ライフ投資法人（以下、大和ハウス工業と併せて「スポンサー」と総称します。）との間で再生支援に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結し、本投資法人の再生支援のため、第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）及び本投資法人とビ・ライフ投資法人の合併（以下「本合併」といいます。）につき、その諸条件及び手続等に関し、誠意をもって協議、検討を行い、その速やかな実現に向けて最大限努力することを合意しました。

かかる本基本合意書の締結を受けて、本投資法人は、平成21年11月9日付で、スポンサーからの再生支援を前提とした再生計画案（以下、債権者による可決前を指して「本件再生計画案」といい、可決後を指して「本件再生計画」といいます。）を東京地方裁判所に提出しました。

また、本投資法人は、本合併につき平成21年11月10日付でビ・ライフ投資法人との間で、ビ・ライフ投資法人を存続法人とし本投資法人を消滅法人とする合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結し、本第三者割当増資につき同日付で大和ハウス工業との間で新投資口の引受に関する合意書（以下「引受合意書」といいます。）を締結しました。平成21年12月9日開催の債権者集会において本件再生計画案は可決され、同日付で東京地方裁判所より本件再生計画の認可決定を受け、同認可決定は平成22年1月5日付で確定しました。

(ニ) 第三者割当増資の実施

本投資法人は、本件再生計画に基づき、平成22年1月14日付で、大和ハウス工業、株式会社三井住友銀行、中央三井信託銀行株式会社及びみずほ証券プリンシパルインベストメン

ト株式会社との間で、新投資口引受契約を締結しました。かかる新投資口引受契約に基づき、本投資法人は、同月15日付で金60億円（大和ハウス工業より30億円並びに株式会社三井住友銀行、中央三井信託銀行株式会社及びみずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社よりそれぞれ10億円）の払込みを受けました。

(ホ) 民事再生手続終結及びビ・ライフ投資法人との合併

本投資法人は、平成22年2月23日開催の投資主総会において本合併契約の承認を得ました。

本投資法人は、①平成22年2月26日付で全再生債権者に対して再生計画に基づく第1回弁済を実施しており、次回の弁済期は認可決定確定から3年後の日の属する月の末日（平成25年1月31日）であるため、再生計画認可の決定が確定した後3年を経過するまでの監督期間内に履行すべき弁済は全て完了したこと、及び②平成22年4月1日を効力発生日としてビ・ライフ投資法人と合併することから、平成22年3月25日付で東京地方裁判所に対し再生手続の終結を申立て、同月30日付で東京地方裁判所より再生手続の終結決定を受けました。

そして、本合併契約に基づき、平成22年4月1日付で本投資法人はビ・ライフ投資法人と合併し、本投資法人は解散しました。

③ 運用状況

(イ) ポートフォリオの状況

本投資法人は、第10期において、物件の取得及び売却を行っておりませんので、ポートフォリオの状況に大きな変化はありません。平成22年2月末日現在において、保有物件数105物件（資産規模1,841億円（取得価格ベース）、賃貸可能戸数合計6,766戸、賃貸可能面積合計278,660.39㎡）を有しております。また、保有物件の稼働率は、第9期末の平成21年8月末時点において93.0%でありましたが、第10期末の平成22年2月末においては93.3%となりました。

(ロ) 負債の状況

本投資法人は、前記「② 事業の状況 (ホ) 民事再生手続終結及びビ・ライフ投資法人との合併」に記載のとおり、平成22年2月26日付で全再生債権者に対して再生計画に基づく第1回弁済を実施し、再生計画認可の決定が確定した後3年を経過するまでの監督期間内に履行すべき弁済は全て完了しました。その後、平成22年3月30日付で東京地方裁判所より再生手続の終結決定を受け、同年4月1日付でビ・ライフ投資法人と合併し、解散しました。本投資法人の残りの債務は、吸収合併存続法人であるビ・ライフ投資法人に承継しております。

(ハ) 業績及び分配の概要

第10期の実績として営業収益5,305百万円、営業利益2,586百万円、経常利益1,812百万円を計上しました。また、当期純利益7,788百万円を計上しました。

分配金については、原資となる未処分利益が発生していないことから投資口1口当たりの分配金は0円となりました。

④ 決算後に生じた重要な事実

(イ) 民事再生手続終結及びビ・ライフ投資法人との合併

本投資法人は、前記「② 事業の状況 (ホ) 民事再生手続終結及びビ・ライフ投資法

人との合併」に記載のとおり、平成22年3月25日付で東京地方裁判所に再生手続終結申立てを行い、同月30日付で東京地方裁判所より再生手続の終結決定を受けました。そして、本合併契約に基づき、平成22年4月1日付で本投資法人はビ・ライフ投資法人と合併し、本投資法人は解散しました。

合併の概要は以下のとおりです。

1	合併の方法	ビ・ライフ投資法人を存続法人とし、本投資法人を消滅法人とする吸収合併
2	合併比率	本投資法人の投資口1口に対し、ビ・ライフ投資法人の投資口0.23口を割当交付する。
3	合併日	平成22年4月1日

(ロ) 業務改善命令及び業務改善計画の提出

本投資法人は、前記「② 事業の状況 (ロ) 業務改善命令及び業務改善計画の提出」に記載のとおり、関東財務局長及び金融庁長官宛に平成22年3月31日に業務改善計画の追加報告書を提出しました。

⑤ 今後の運用方針及び対処すべき課題

本投資法人は、前記「② 事業の状況 (ホ) 民事再生手続終結及びビ・ライフ投資法人との合併」に記載のとおり、平成22年4月1日付で本投資法人はビ・ライフ投資法人と合併し、本投資法人は解散しました。今後はビ・ライフ投資法人において、早期に合併効果の実現を目指していく所存です。

また、内部成長については、近隣の賃料動向を十分把握するとともに、適切な物件管理による競争力を維持することにより、賃料水準の維持・向上に努めていきます。

さらに、プロパティ・マネジメント会社との連携を密にし、適切なテナント管理を行うことにより、保有物件の内部成長に努めます。

(2) 【投資法人の目的及び基本的性格】

① 投資法人の目的及び基本的性格

本投資法人は、中長期的な観点から、着実な成長と安定した収益の確保を目指し、運用資産の運用を行うことを基本方針としています（規約第27条）。

本投資法人は、規約第41条第1項に基づき、その資産の運用を投信法上の資産運用会社である本資産運用会社に全て委託しています。また、本投資法人と本資産運用会社との間で平成16年9月27日に締結された資産運用委託契約（その後の変更契約を含み、以下「資産運用委託契約」といいます。）の規定に従い、本資産運用会社は、本投資法人の運用資産にかかる運用の方針につき、「運用ガイドライン」を制定しています。

（注）資産運用委託契約は、平成22年2月23日に開催された投資主総会の決議に基づき、平成22年3月31日をもって解約されました。

② 投資法人の特色

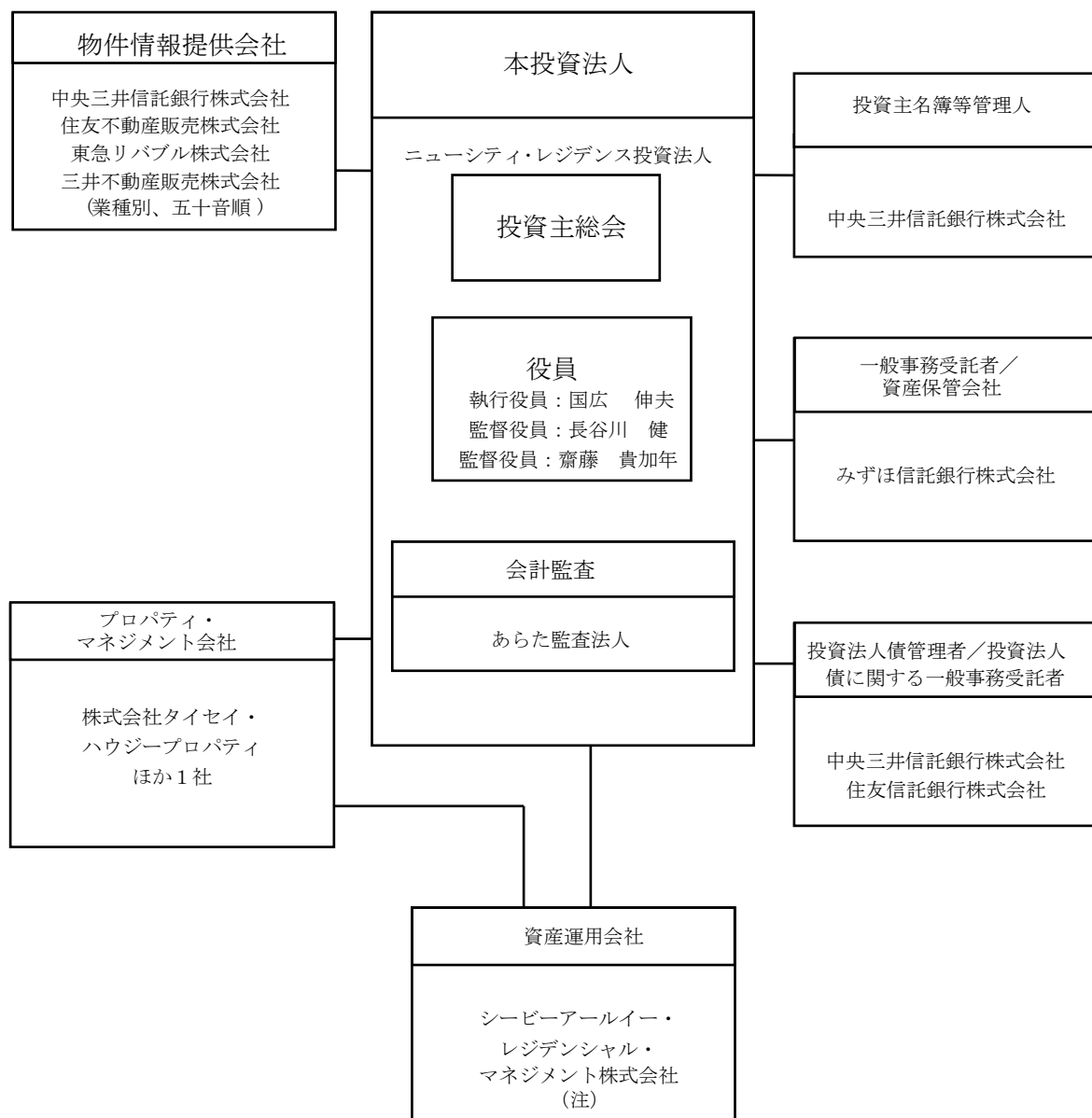
本投資法人は、投信法に基づき、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的とします。本投資法人は、投資主の請求による払戻しが認められないクローズド・エンド型です。

(3) 【投資法人の仕組み】

本投資法人の仕組みは以下のとおりです。

① 本投資法人の仕組み

平成22年3月31日現在における本投資法人の仕組みは以下のとおりです。



(注) 平成22年5月17日に開催された株主総会の決議に基づき、クリックシス株式会社へ商号が変更されています。

② 本投資法人及び本投資法人の関係法人の運営上の役割、名称及び関係業務の概要

運営上の役割	名称	関係業務の概要
投資法人	ニューシティ・レジデンス投資法人	その規約に基づき、投資主より募集した資金等を主として運用資産に投資することにより中長期的な観点から、着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
資産運用会社	シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社 (注1)	平成16年9月27日付で本投資法人との間で資産運用委託契約書を締結しており、同契約（その後の変更を含みます。）に基づき、本投資法人の定める規約及び本資産運用会社の社内規程である運用ガイドライン等に従い、資産の運用にかかる業務を行います。本資産運用会社に委託された業務は①運用資産の運用に係る業務、②本投資法人が行う資金調達に係る業務、③運用資産の状況についての本投資法人への報告業務、④運用資産に係る運営計画の策定業務、及び⑤その他本投資法人が随時委託する上記各号に付随し又は関連する業務です。 (注) 資産運用委託契約は、平成22年2月23日に開催された投資主総会の決議に基づき、平成22年3月31日をもって解約されました。
一般事務受託者 ／資産保管会社	みずほ信託銀行株式会社	平成16年9月27日付で本投資法人との間で一般事務委託契約書及び資産保管業務委託契約書をそれぞれ締結しています。 上記一般事務委託契約（その後の変更を含みます。）に基づき、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第3号乃至第6号）として、本投資法人の①機関の運営に関する事務の一部、②計算に関する事務、③会計帳簿の作成に関する事務、④納税に関する事務、及び⑤その他上記各号に準ずる業務又は付随する業務を行います。 また、上記資産保管業務委託契約（その後の変更を含みます。）に基づき、投信法上の資産保管会社として、本投資法人の資産保管業務及びこれに付随する業務を行います。 (注) 上記一般事務委託契約及び上記資産保管業務委託契約は、平成22年3月25日付資産保管業務委託契約及び一般事務委託契約の解約合意書に基づき、平成22年3月31日をもって解約されました。

運営上の役割	名称	関係業務の概要
一般事務受託者 (投資主名簿等 管理人)	中央三井信託銀行 株式会社 (注2)	<p>平成21年11月27日付で本投資法人との間で投資主名簿等管理人委託契約書を締結し、同年12月18日から効力を生じております。同契約（その後の変更を含みます。）に基づき、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号及び第3号）として、①投資主名簿及びその他必要な帳簿書類等の作成、管理並びに備置に関する事項、②投資主名簿への記載又は記録及び質権の登録又はその抹消に関する事項、③投資証券不所持の取扱いに関する事項、④投資証券の交付に関する事項、⑤投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する参考書類等の送付並びに議決権行使書（又は委任状）の作成に関する事項、⑥金銭の分配の計算及びその支払のための手続に関する事項等に関する事務を行います。</p> <p>(注) 投資主名簿等管理人委託契約は、本投資法人と中央三井信託銀行株式会社との合意に基づき、平成22年3月31日をもって解約されました。</p>
投資法人債管理者／投資法人債に関する一般事務受託者	中央三井信託銀行 株式会社	<p>平成18年2月17日付で本投資法人との間で第1回無担保投資法人債（投資法人債間限定同順位特約付及び適格機関投資家限定）（以下「第1回債」といいます。）にかかる管理委託契約証書及び事務委託契約証書を締結しています。</p> <p>上記管理委託契約（その後の変更を含みます。）に基づき、投信法上の投資法人債管理者として、第1回債にかかる弁済の受領、債権の保全その他の管理を行います。</p> <p>また、上記事務委託契約（その後の変更を含みます。）に基づき、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号及び第6号）として、第1回債に関する発行代理人事務、支払代理人事務等を行います。</p>
投資法人債に関する一般事務受託者	住友信託銀行株式会社	<p>平成19年4月6日付で本投資法人との間で第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（以下「第2回債」といいます。）及び第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（以下「第3回債」といいます。）にかかる各財務及び発行・支払代理契約を締結しています。</p> <p>上記各財務及び発行・支払代理契約（その後の変更を含みます。）に基づき、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号及び第6号）として、第2回債及び第3回債に関する発行事務、発行代理人業務、期中事務、支払代理人業務及び元利金支払取りまとめ事務を行います。</p>

(注1) 平成22年5月17日に開催された株主総会の決議に基づき、クリックシス株式会社へ商号が変更されています。

(注2) 平成16年9月27日付で本投資法人と三菱UFJ信託銀行株式会社との間で投資口事務代行委託契約（その後の修正及び変更を含みます。）を締結しておりましたが、平成21年11月27日付で合意解約に関する覚書を締結し、平成21年12月17日をもって解約いたしました。

③ 上記以外の本投資法人の主な関係者の役割、名称及び業務の概要

役割	名称	業務の概要
プロパティ・マネジメント会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ	平成16年10月29日付で本投資法人、本資産運用会社及び株式会社ニューシティエステートサービス（以下「NCES」といいます。）との間で、本投資法人の取得資産にかかるプロパティ・マネジメント業務の委託にかかる基本合意書（以下「基本合意書」といいます。）を締結しましたが、平成19年10月1日付で、本投資法人、本資産運用会社及びNCESの契約上の地位を承継する株式会社ニューシティプロパティサービス（以下「NCPS」といいます。）との間で、当該プロパティ・マネジメント業務が順調に推移している現状に鑑み、基本合意書を発展的に解消し、新たに変更合意書（以下「変更合意書」といいます。）を締結しています。変更合意書においては、NCPSに対してプロパティ・マネジメント業務（例えば、保守及び修繕、外注業者への再委託、法令遵守状況の管理、サービスプログラムの実施、その他テナントへの賃貸管理業務に関わる一切の業務を指します。）（以下これらの業務を総称して「プロパティ・マネジメント業務」といい、当該業務の委託先を一般的に「プロパティ・マネジメント会社」といいます。）を委託するものとしています。NCPSは、平成21年4月10日をもって、そのプロパティ・マネジメント事業（本投資法人に関する事業を含みます。）に関する権利義務を、吸収分割により株式会社ニューシティマネジメントサービスに承継させました。加えて、同日付で、株式会社ニューシティマネジメントサービスの全株式が株式会社タイセイ・ハウジーに譲渡され、株式会社ニューシティマネジメントサービスの商号が同日付で株式会社タイセイ・ハウジープロパティ（以下「THP」といいます。）に変更されました。
物件情報提供会社	中央三井信託銀行株式会社 住友不動産販売株式会社 東急リバブル株式会社 三井不動産販売株式会社	平成16年10月28日付で本投資法人、本資産運用会社及び物件情報提供会社各社との間で、不動産等の仲介情報提供に関する基本協定書を締結しており、第三者が保有し、又は開発・保有を予定する不動産等に関する情報の提供を受けます。

(4) 【投資法人の機構】

本投資法人の機構は以下のとおりです。

① 投資法人の機構（投資法人の統治に関する事項を含む。）

平成22年3月31日現在、本投資法人の執行役員（注）は1名以上、監督役員（注）は2名以上（ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とします。）とされています（規約第16条）。

平成22年3月31日現在、本投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員1名、監督役員2名並びに執行役員及び監督役員を構成員とする役員会並びに会計監査人により構成されています。なお、本投資法人の会計監査人はあらた監査法人です。

（注）「執行役員」とは、投信法に基づき、本投資法人の業務を執行するとともに、投資法人を代表する役員をいい、「監督役員」とは、投信法に基づき、執行役員の職務の執行を監督する役員をそれぞれいいます。

(イ) 投資主総会

a. 本投資法人の投資主総会は、東京都23区内において招集されます（規約第9条第3項）。

b. 投信法又は規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会において決定されます（投信法第89条第1項）。投資主総会における各投資主の議決権及び決議方法については、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 3 投資主・投資法人債権者の権利 (1) 投資主の権利 ① 投資主総会における議決権（投信法第77条第2項第3号、第94条第1項、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」といいます。）第308条第1項本文）」をご参照下さい。原則として、出席した投資主の議決権の過半数をもって決議されます（投信法第93条の2第1項、規約第11条第1項）が、規約の変更（投信法第140条）等一定の重要事項については、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数による決議（特別決議）を経なければなりません（投信法第93条の2第2項）。ただし、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出され、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第1項、規約第14条第1項）。

本投資法人の資産運用の対象及び方針は、本投資法人の規約に定められています（規約第7章）。かかる規約中に定められた資産運用の対象及び方針を変更する場合を含め、規約の変更には、上記のとおり投資主総会の特別決議が必要となります。

c. また、本投資法人は、本資産運用会社との間で資産運用委託契約を締結し、本投資法人の資産の運用にかかる業務を委託しています（投信法第198条、規約第41条第1項）。本資産運用会社が資産運用委託契約を解約するためには本投資法人の同意を得なければならず、執行役員はかかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を得ることが必要となります（投信法第205条第1項及び第2項）。また、本投資法人が資産運用委託契約を解約する場合にも原則として投資主総会の決議が必要です（投信法第206条第1項）。

(ロ) 執行役員、監督役員及び役員会

- a. 執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有しています（投信法第109条第1項、同条第5項、会社法第349条第4項）。ただし、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務委託、資産運用委託契約又は資産保管委託契約の締結、本資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意その他投信法に定められた一定の業務執行については、役員会の承認を得なければなりません（投信法第109条第2項）。監督役員は、執行役員の業務の執行を監督する権限を有しています（投信法第111条第1項）。また、役員会は、一定の業務執行に関する上記の承認権限を有する（投信法第109条第2項）ほか、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の職務執行を監督する権限を有しています（投信法第114条第1項）。
- b. 役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがない限り、議決に加わることのできる構成員たる執行役員及び監督役員の過半数が出席の上、出席者の過半数の議決によって行います（投信法第115条第1項、会社法第369条第1項、規約第22条第1項）。
- c. 投信法の規定（投信法第115条第1項、会社法第369条第2項）において、決議について特別の利害関係を有する執行役員及び監督役員は議決に加わることができないことが定められています。

(ハ) 会計監査人

- a. 会計監査人は、投資主総会において選任されます（投信法第96条、規約第24条）。ただし、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる設立時会計監査人はこの限りではありません。また、会計監査人が欠けた場合又は規約で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、役員会は一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないとされます（投信法第108条第3項）。
- b. 本投資法人の設立の際に選任されたものとみなされる設立時会計監査人は中央青山監査法人でしたが、同監査法人は平成18年8月28日、会計監査人を辞任し、これを受けまして、本投資法人は平成18年8月28日付け役員会決議により、あらた監査法人を一時会計監査人に選任しました。そして、平成20年5月29日開催の第3回投資主総会で、あらた監査法人を会計監査人に選任しています。

会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行うとともに、執行役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める業務を行います（投信法第115条の2第1項、第115条の3第1項等）。
- c. 会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。会計監査人は、投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなされます（投信

法第103条、規約第25条第1項及び第2項)。

(二) 投資法人による関係法人に対する管理体制の整備の状況

後記「3 投資リスク (2) 投資リスクに対する管理体制」をご参照下さい。

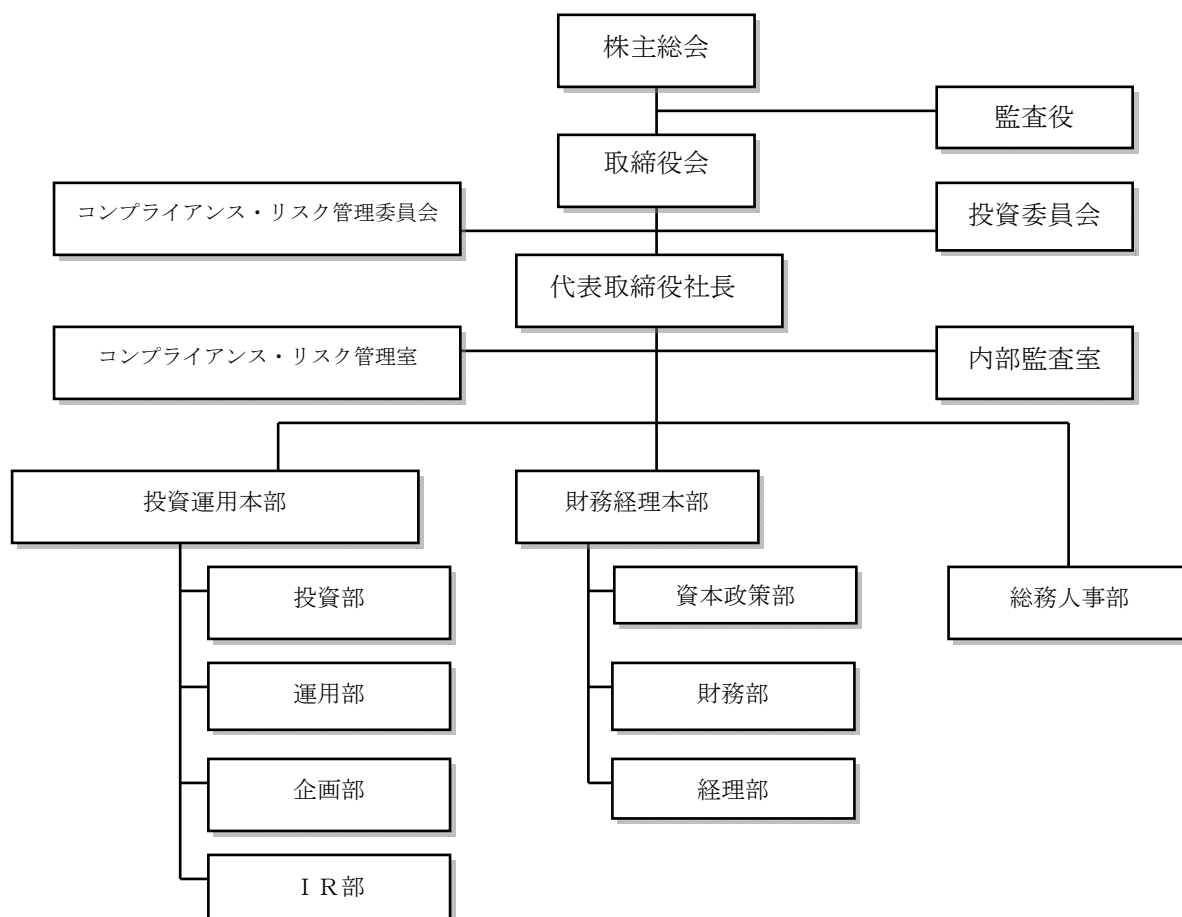
② 投資法人の運用体制

前記のとおり、本投資法人の資産運用は、本資産運用会社に委託しています。本資産運用会社は、本投資法人との間の資産運用委託契約に基づき、本投資法人の資産の運用を行います。

(イ) 資産運用会社の組織

本資産運用会社は、下記の組織体制において、本投資法人より委託を受けた資産運用業務を行います。本資産運用会社は、投資方針、運用資産の取得、売却、運用資産の運営管理方法を審議・決議し取締役会に上申するための合議体として投資委員会、並びにコンプライアンス及びリスク管理にかかる基本的事項及び重要事項につき審議・決議し取締役会に上申するための合議体としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しています。また、コンプライアンス（法令遵守）を担当する部署としてコンプライアンス・リスク管理室、及び内部監査を担当する部署として内部監査室を設置しております。資産運用業務は、投資運用本部、財務経理本部及び総務人事部の分掌によって実施されています。なお、本資産運用会社において新たな組織単位が必要となったときは、取締役会の承認によってこれを設置します。

組 織 図



(ロ) 本資産運用会社の各室・部及び各本部の業務の概要

<p>コンプライアンス・リスク 管理室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 法令・規則の要件に準拠した内部統制制度を含むコンプライアンスの枠組みの立案に関する事項 ② 社内規程が法令・規則に整合していることの確認に関する事項 ③ コンプライアンス及びリスク管理に関する役職員の社内教育に関する事項 ④ コンプライアンス及びリスク管理に係る役職員に対する助言に関する事項 ⑤ 当社の業務に関連する法令・規則の改廃・新設等に係る社内通知に関する事項 ⑥ 取引形態等の関連法令・規則の要件への適合性の検証に関する事項 ⑦ 苦情・トラブル・コンプライアンス違反行為等に対する協議・対応に関する事項 ⑧ コンプライアンス・リスク管理委員会の招集及び運営に関する事項 ⑨ リスク管理の態勢構築に関する事項 ⑩ 上記各号に付随する事項
<p>内部監査室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 内部監査計画書の作成及びそれに基づく定期監査の実施に関する事項 ② 取締役会又は社長の特命等による特別監査の実施に関する事項 ③ 内部監査報告書の作成及び監査結果の取締役会及び社長への報告に関する事項 ④ 上記各号に付随する事項
<p>投資運用本部</p>	<p>投資部</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本投資法人の資産運用のための基本的な投資方針・基準に関する事項 ② 本投資法人の資産運用のための投資スキーム及び投資手法に関する事項 ③ 本投資法人の資産運用のための個別不動産その他資産取得のための情報収集、取得の可否、取得価格及び取得交渉、並びに取得に係る契約締結に関する事項 ④ 本投資法人の資産運用のための個別不動産に係る市場性及び評価に関する事項 ⑤ 前各号に付随する事項

	運用部	<ul style="list-style-type: none"> ① 本投資法人の資産（以下「運用資産」といいます。）の運用に係る契約締結等の業務に関する事項 ② 運用資産の運用実績の評価に関する事項 ③ 運用資産の資産運用計画その他運用方針及び計画に関する事項 ④ 運用資産の維持管理に関する事項 ⑤ 運用資産に属する有価証券の議決権行使等に関する事項 ⑥ 運用資産の処分の可否並びに処分価格、処分代り金の使途、処分交涉及び処分に係る契約締結に関する事項 ⑦ 運用資産の計数情報管理及び分析に関する事項 ⑧ 本投資法人の資産運用のための情報管理に関する事項 ⑨ 本投資法人の資産運用のための管理システムの開発・運営・保守管理に関する事項 ⑩ 本投資法人の資産運用のための情報基盤（ITインフラ）の管理・構築に関する事項 ⑪ 前各号に付随する事項
	企画部	<ul style="list-style-type: none"> ① 国内外の一般経済並びに不動産・証券・金融等市場の動向等に係る調査及び分析に関する事項 ② 運用資産の投資運用手法の研究・開発に関する事項 ③ 運用資産のポートフォリオ分析に関する事項 ④ 資産運用委託契約の締結、変更又は解除に関する事項 ⑤ 運用資産の売買、賃貸、管理、処分その他の運用等に係る諸記録の保管に関する事項 ⑥ 運用資産に係る性能・品質の基準に関する事項 ⑦ 投資委員会の事務局に関する事項 ⑧ 当本部のコンプライアンス・リスク管理に関する事項 ⑨ 前各号に付随する事項
	I R 部	<ul style="list-style-type: none"> ① 本投資法人の投資主等に対する情報提供に関する事項 ② 本投資法人及び本資産運用会社の広報に関する事項 ③ 本投資法人及び本資産運用会社の情報適時開示に関する事項 ④ 前各号に付随する事項
財務経理本部	資本政策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 投資法人の一般的制度、法令等の調査・研究に関する事項 ② 本投資法人の資本政策の策定に関する事項 ③ 本投資法人の機関運営（投資主総会）に係る一般事務受託者との連絡・調整に関する事項 ④ 本投資法人及び本資産運用会社のための諸官庁、社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」といいます。）等との渉外に関する事項 ⑤ 有価証券報告書等の本投資法人の財務経理に係る開示書類に関する事項 ⑥ 前各号に付随する事項

	財務部	<ul style="list-style-type: none"> ① 本投資法人の資金調達（投資法人債の発行及び借入を含みます。）に関する事項（資金調達方法の検討及び金融機関との交渉を含みます。） ② 投資法人債権者並びに投資証券及び投資法人債の販売を行う証券会社及び登録金融機関に対する情報提供に関する事項 ③ 本投資法人の投資主に対する収益の分配に係る基本方針の策定・変更に関する事項 ④ 当本部のコンプライアンス・リスク管理に関する事項 ⑤ 前各号に付随する事項
	経理部	<ul style="list-style-type: none"> ① 運用資産等の経理及び決算に関する事項 ② 運用資産等の収益の分配金の支払に関する事項（財務部③に定めるものを除きます。） ③ 本投資法人の法定帳簿等帳簿・帳票類の写しの保管に関する事項 ④ 投資運用本部が保管する本投資法人の資産の売買、賃貸、管理、処分その他の運用等に係る諸記録と本投資法人の資産保管会社及び一般事務受託者との間での諸帳票の照合作業に関する事項 ⑤ 資産運用会社の経理、予算及び決算に関する事項 ⑥ 前各号に付随する事項
総務人事部		<ul style="list-style-type: none"> ① 本資産運用会社の経営全般についての企画・立案に関する事項 ② 本資産運用会社の人事、給与、厚生、労務及び秘書に関する事項 ③ 本資産運用会社の総務、文書及び管財に関する事項 ④ 本資産運用会社の諸規程・規則の制定・改廃に関する事項 ⑤ 本資産運用会社の株式、株主及び株主総会に関する事項 ⑥ 本資産運用会社の取締役会の事務局に関する事項 ⑦ 外部の顧客からの苦情受付に関する事項 ⑧ 本資産運用会社の法定帳簿等帳簿・帳票類その他重要な文書等の保管に関する事項 ⑨ 本投資法人の機関運営（役員会等）に係る一般事務受託者との連絡・調整に関する事項 ⑩ 当部のコンプライアンス・リスク管理に関する事項 ⑪ 前各号に付随する事項

(ハ) 委員会

本資産運用会社には、平成22年3月31日現在、投資委員会及びコンプライアンス・リスク管理委員会が設置されており、その概要は以下のとおりです。

a. 投資委員会

(i) 構成員

社長、投資運用本部長（委員長）、財務経理本部長、非常勤取締役、社外取締役及び外部専門家（弁護士、公認会計士、不動産鑑定士又は不動産コンサルタント等の資格を有し、かつ運用資産の運用等に関して専門的な知識を有する者として取締役会において選任された者をいいます。以下同じです。）により構成されます。委員長は必要に応じて審議事項に関係のある役職員を審議に参加させることができます。また、監査役、チーフ・コンプライアンス・オフィサー及びインターナル・オーディターは、自らの判断により、投資委員会に出席して意見を述べるすることができます。

なお、平成21年2月6日以降、委員長及び委員は、議事進行及び決議内容の適法性確保のために、必要に応じて、弁護士その他の専門家を投資委員会に出席させ、議事進行及び決議内容について指導・助言を求めることができるものとされています（委員が請求する場合はその理由を記載した書面を提出するものとされています。）。

(ii) 目的

本投資法人の資産の運用等に関する事項を審議し、決議することを目的とします。

(iii) 審議方法等

投資委員会は原則として3ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて随時開催され、投資委員会の議案は、決議対象となる議案について議決権を有する委員の過半数の賛成、かつ議決権を有する社外取締役全員の賛成により承認されます。なお、委員は1人につき1個の議決権を有します。ただし、投資委員会の審議内容が、本資産運用会社の利害関係者（注）と本投資法人との取引に関する事項を含む場合には、当該利害関係者に該当することとなる委員又は法人たる利害関係者の役員若しくは使用人の地位を現に有する委員（兼職の場合を含みますが、本資産運用会社に転籍又は出向している場合を除きます。）は、当該決議対象となる議案についての審議に出席できず、議決権を有しません。また、委員が特別利害関係人に該当する場合、当該決議対象となる議案について議決権を有しません。

（注） 利害関係者とは、投信法第201条にて定義される利害関係人等、本資産運用会社の10%以上の株主及びその子会社並びにそれらの者の意向を受けて設立された特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。以下「資産流動化法」といいます。）において規定する特定目的会社、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号、その後の改正を含みます。以下「会社法整備法」といいます。）において規定する特例有限会社、株式会社等を含みます。）を意味します。

(iv) 決議事項

投資委員会の決議事項は次のとおりとします。

(a) 取締役会に上申するもの

- ・資産運用の基本方針に関する事項
 - A. 運用資産の運用に係る基本的な投資方針・基準（資産運用ガイドライン及び資産管理計画書）の策定及び変更
 - B. 投資法人の資金調達及び配当政策に係る基本的な方針
 - C. 資産種類別・地域別の当該資産に係る市場動向等投資環境の分析と今後の見通し
 - D. その他の投資方針に係る重要事項
- ・個別の資産運用業務に関する事項
 - A. 運用資産の運用・資金調達及び収益の分配・配当に係る方針の策定及び変更
 - B. 取得価格が10億円以上の個別不動産その他資産の取得の可否、並びに取得価格、運用・資金調達方法及び取得交渉に係る方針の策定及び変更
 - C. 個別不動産の維持管理に係る方針の策定及び変更
 - D. 処分価格が10億円以上の個別不動産その他資産の処分の可否及び処分価格、処分代り金の使途、並びに処分交渉に係る方針の策定及び変更
 - E. 運用実績及び実績管理手法の方策検討の指示及びその承認
 - F. その他の運用資産の運用・資金調達に係る重要事項

(b) 社長に上申するもの

- ・個別の資産運用業務に関する事項
 - A. 取得価格が10億円未満の個別不動産その他資産の取得の可否、並びに取得価格、運用・資金調達方法及び取得交渉に係る方針の策定及び変更
 - B. 処分価格が10億円未満の個別不動産その他資産の処分の可否及び処分価格、処分代り金の使途、並びに処分交渉に係る方針の策定及び変更

(v) 権限

投資委員会は、上記決議事項を審議、決議し、取締役会又は社長に上申するものとします。

b. コンプライアンス・リスク管理委員会

(i) 構成員

各取締役、各本部長及びチーフ・コンプライアンス・オフィサー（委員長）により構成されます。委員長は必要に応じて審議事項に関係のある職員を審議に参加させることができます。また、監査役及びインターナル・オーディターは、自らの判断により、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席して意見を述べるすることができます。

なお、委員長及び委員は、議事進行及び決議内容の適法性確保のために、必要に応じて、弁護士、その他の専門家を投資委員会に出席させ、議事進行及び決議内容について指導・助言を求めることができるものとされています（委員が請求する場合はその理由を記載した書面を提出するものとされています。）。

(ii) 目的

コンプライアンス・リスク管理委員会は、本資産運用会社におけるコンプライアンス及びリスク管理にかかる事項を審議し、決議することを目的とします。

(iii) 審議方法等

コンプライアンス・リスク管理委員会は原則として3ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて随時開催され、コンプライアンス・リスク管理委員会の議案は、議決権を有する委員の過半数の賛成、かつ議決権を有する社外取締役全員の賛成により承認されます。なお、委員は1人につき1個の議決権を有するものとします。ただし、コンプライアンス・リスク管理委員会の審議内容が、本資産運用会社の利害関係者と本投資法人との取引に関する事項を含む場合には、当該利害関係者に該当することとなる委員又は法人たる利害関係者の役員若しくは使用人の地位を現に有する委員（兼職の場合を含むが、本資産運用会社に転籍又は出向している場合を除きます。）は、当該決議対象となる議案についての審議に出席できず、議決権も有しません。また、委員が特別利害関係人に該当する場合、当該決議対象となる議案について議決権を有しません。

(iv) 決議事項

コンプライアンス・リスク管理委員会の決議事項は次のとおりとします。

(a) コンプライアンス・リスク管理の基本方針に関する事項

- A. コンプライアンス規程の策定及び変更
- B. コンプライアンス・マニュアルの策定及び変更
- C. コンプライアンス・プログラムの策定及び変更
- D. リスク管理規程の策定及び変更
- E. リスク管理実施要領の策定及び変更
- F. その他の基本方針に係る重要な事項

(b) 個別の資産運用業務に係るコンプライアンス・リスク管理に関する事項

- A. コンプライアンス上不適切な行為又はそのおそれがある行為に対する改善措置又は将来における未然防止措置等の必要な措置
- B. 利害関係者と本投資法人との間の取引
- C. 利害関係者（法人）の役員又は使用人と本投資法人との間の取引
- D. その他の個別の資産運用業務に係る重要な事項

(c) その他のコンプライアンス・リスク管理に関する事項

- A. 取締役会の承認を要する規程の策定及び変更
- B. その他の重要な事項

(v) 権限

コンプライアンス・リスク管理委員会は、上記決議事項を審議、決議し、取締役会に上申するものとします。また、法令等の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無を確認し、問題があると判断した場合には、業務改善、取引の中止・変更を取締役会

又は社長に対して勧告します。

(二) コンプライアンス・リスク管理体制及びチーフ・コンプライアンス・オフィサー

a. コンプライアンス・リスク管理体制

(i) 体制

本資産運用会社は、資産運用会社としての社会的責任と使命を十分に認識し、本投資法人の資産の運用業務を適正かつ公正に遂行するため、コンプライアンス及びリスク管理の徹底を経営の基本原則として位置づけ、コンプライアンス規程及びリスク管理規程等の社内規程を定め、コンプライアンス及びリスク管理統括責任者としてコンプライアンス・リスク管理室にチーフ・コンプライアンス・オフィサーを設置し、コンプライアンス及びリスク管理にかかる基本的事項及び重要事項等を審議・決議するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しています。

(ii) 社内規程体系

コンプライアンス及びリスク管理のために実践すべき活動の基本的な内容についてはコンプライアンス規程及びリスク管理規程にそれぞれ定められ、その細目については、役職員に対するコンプライアンス・マニュアル等に定められます。また、コンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンス及びリスク管理のための具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラム等を策定します。

(iii) 投資判断におけるコンプライアンス及びリスク管理

後記「(へ) 本資産運用会社の意思決定手続」に記載のとおり、運用ガイドライン及び資産運用計画の決定、個別物件の取得・売却の決定プロセス、運営管理の決定プロセス等の重要な意思決定手続において、チーフ・コンプライアンス・オフィサー又はコンプライアンス・リスク管理委員会が関与して、コンプライアンス及びリスク管理の状況の確認をします。コンプライアンス及びリスク管理上の問題が確認された場合には当該問題の指摘がなされ、当該事項について修正、再提出又は廃棄が求められます。

b. チーフ・コンプライアンス・オフィサー

(i) 選任方法

チーフ・コンプライアンス・オフィサーの選任及び解任については、取締役会の全員一致の決議によりなされます。チーフ・コンプライアンス・オフィサーには、コンプライアンス及びリスク管理のための十分な審査・監督能力を有する人材が選任されます。

(ii) 目的

本投資法人の資産運用業務が本投資法人の投資主の資金を運用する重要な行為であることから、本資産運用会社は、そのコンプライアンス及びリスク管理の適切な推進に資するため、コンプライアンス及びリスク管理全般の企画立案及びその推進並びにコンプライアンス・リスク管理委員会の議事を統括するコンプライアンス及びリスク管理統括責任者として、コンプライアンス・リスク管理室にチーフ・コンプライアンス・オフィサーを設置しています。

(iii) 権限

チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、本資産運用会社におけるコンプライアンス及びリスク管理統括責任者として、社内のコンプライアンス及びリスク管理態勢を確立するとともに、それらの重要性に対する社内の意識を高めることに努めます。

このため、チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、取締役会において承認されたコンプライアンス規程、リスク管理規程、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムに基づく社内コンプライアンス及びリスク管理の推進に努めるとともに、国内外のコンプライアンス及びリスク管理環境等を把握し、本資産運用会社内の各部へ連絡及び徹底を図り、本資産運用会社による本投資法人のための資産運用における業務執行が、法令、規約その他の諸規程等に基づいていること及び適切なリスク管理態勢のもとに実施されていることを常に監視し、日常の業務執行においてもコンプライアンス及びリスク管理状況の監視監督を行います。

また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス及びリスク管理上重要な問題が生じた場合には直ちにコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する義務を負っており、事案及び内容の重要性等に鑑みて必要と判断したときは、適宜コンプライアンス・リスク管理委員会を招集し、コンプライアンス及びリスク管理上重要な事項について審議することができます。

(ホ) 内部監査

a. 目的

本資産運用会社の内部監査においては、本資産運用会社のすべての業務及び部署を対象とするものとします。内部監査においては、内部管理態勢の適切性及び有効性を検証・評価し、その結果に基づく情報の提供及び改善への助言、提案等を通じて、業務の健全かつ適切な運営を確保し、もって経営目標の効果的達成に寄与することを目的とします。

b. 主体

内部監査は取締役会の任命する内部監査室のインターナル・オーディターが行い、監査責任者となります。インターナル・オーディターは、内部監査の実施にあたり必要があると認める場合には、社長の了解を得て、内部監査の実行行為の一部を社外の第三者に委託することができます。内部監査にはあらかじめ内部監査室が策定し、取締役会及び社長の承認を得た内部監査計画書に基づき行う定期監査と取締役会若しくは社長の特命により随時、又はインターナル・オーディターが必要と認め社長の承認を得て不定期に行う特別監査があります。

c. 内部監査の結果に基づく是正措置

インターナル・オーディターは、内部監査終了後遅滞なく内部監査の実施中に発見した重要な指摘事項及び勧告事項を記載した内部監査報告書を作成し、取締役会及び社長にその内容を報告します。その上で、指摘事項及び改善事項についてフォローアップ表を作成し、社長の承認を得、被監査部署及び関係部署の長へ送付しなければなりません。当該部署の長はフォローアップ表に記載された要改善事項について、改善期限までに業務の改善を行い、期限経過後遅滞なくその改善状況を書面で社長及びインターナル・オーディターへ報告しなければなりません。インターナル・オーディターは、定期的に改善状況の確認を行い取締役会及び社長に報告するものとします。

(へ) 本資産運用会社の意思決定手続

a. 投資方針（運用ガイドライン及び資産運用計画）の決定プロセス

本資産運用会社は、本投資法人の規約に従って、本投資法人のための資産の運用についての基本的な投資方針等を定める運用ガイドライン及び資産運用計画を作成します。投資方針の決定プロセスは以下のとおりです。

投資運用本部における企画部は、本投資法人の運用資産にかかる市況全体の情勢及びマクロ市況分析並びに本投資法人のポートフォリオを構成する個々の資産の分析等を行います。これらの市場分析等に基づき、詳細な検討を加えた上で、企画部が運用ガイドライン案の起案を行い、運用部が資産運用計画案の起案を行い、投資運用本部長に起案を提出します。ただし、その前に必ず、その起案書類及びそれに付随関連する資料をチーフ・コンプライアンス・オフィサーに提出し、起案事項に関する法令・諸規則（本資産運用会社が業務を遂行するに際し遵守すべき法律、政省府令、地方公共団体の定める条例、その他の命令、投資信託協会の諸規則、本資産運用会社と資産運用委託契約を締結する本投資法人が上場する証券取引所の諸規則、本投資法人の規約、本資産運用会社の定款及び社内諸規程並びにこれらに基づき本資産運用会社が締結した諸契約（資産運用委託契約を含みます。）等をいいます。）の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無に関する確認を受け、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの承認を受けなければなりません。

チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、起案事項に法令・諸規則への違反又は抵触が認められず、かつその他コンプライアンス上の問題がないと判断して当該起案事項を承認した場合には、その旨を当該起案を作成した部門に対して連絡します。当該部門は、承認済みの当該起案を投資運用本部長に提出します。投資運用本部長は、当該起案の内容を審査し、投資運用本部長が当該起案を承認した場合は、投資委員会に議案として提案します。

投資委員会は、立案された運用ガイドライン案又は資産運用計画案について、本投資法人が既に有する運用方針との整合性の観点等から、起案の内容を検討し、決議を行います。投資委員会の承認が得られた場合、投資委員会は、当該案に関する書類を取締役に提出し、取締役会は、不動産及び不動産投資信託その他の各市場の状況、投資戦略及び諸法令の遵守状況等を総合的に勘案し、当該案を承認するか否かを決議します。取締役会の承認によって当該運用ガイドライン又は資産運用計画案が最終的に決定されたこととなり、決定された事項は本投資法人の役員会に報告されます。ただし、利害関係者との取引制限にかかる運用ガイドライン又は資産運用計画案の策定及び変更に関しては、取締役会において承認された後、本投資法人の役員会に付議され、役員会において承認された場合に、最終決定されたこととなります。

b. 個別物件の取得の決定プロセス

本投資法人の資産の具体的な運用は、投資運用本部の投資部及び運用部並びに財務経理本部の財務部及び経理部が、それぞれの上記担当業務に応じて実行しますが、資産運用のうちで、個別物件の取得に関する具体的なプロセス（手順）は以下のとおりです。

投資部は、取得候補案件を選定し、当該案件に関する詳細な物件デュー・ディリジェンスを行い、その結果を踏まえた取得計画案を策定し、チーフ・コンプライアンス・オ

ファイサーに提出します。

チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、当該取得計画案等における法令・諸規則の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無について確認します。チーフ・コンプライアンス・オフィサーが当該取得計画を承認した場合（コンプライアンス・リスク管理委員会での審議・承認を必要と判断する場合があります。）は、投資部は、当該取得計画を、投資運用本部長に提出します。投資運用本部長は、当該取得計画案の内容を審査し、投資運用本部長が当該取得計画を承認した場合は、投資委員会に提出します。

投資委員会では、当該案件が本投資法人の資産運用の基本方針に適合していることを確認するとともに、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえた適正な取得価格の審議を行い、当該案件に関する取得の実行及び取引価格の承認を含めた決議を行います。投資委員会は、当該取得計画案の修正及び再提出又は廃案を投資運用本部長に指示することができます。当該案件にかかる取引価格が10億円以上の場合又は利害関係者との取引に該当する場合（注）、投資委員会は、取得計画案を承認した後（利害関係者との取引の場合又はチーフ・コンプライアンス・オフィサーが必要と認めた場合にはコンプライアンス・リスク管理委員会での承認を経て）、取締役会に当該取得計画案を提出します。当該取得計画案が取締役会において承認された場合、当該案が有効に本資産運用会社の意思決定となり、当該案件の取得にかかる取締役会の決議内容に従って、投資運用本部の投資部は物件取得業務を行います。取締役会が当該取得計画案を承認しない場合、当該取得計画案の修正及び再提出又は廃案を投資委員会及び投資運用本部長並びにチーフ・コンプライアンス・オフィサーに指示することができます。

（注）該当しない場合には、投資委員会により承認された当該取得計画案をもって、社長が本資産運用会社の意思決定を行います。

c. 運用資産の売却及び運営管理並びにファイナンス戦略及び資金調達決定プロセス

運用資産の売却及び運営管理に関する事項は、運用部から、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの承認を得た上で、投資運用本部長に提出され、投資法人のファイナンス戦略及び投資法人の資金調達に関する事項は財務部から、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの承認を得た上で（いずれの場合も、コンプライアンス・リスク管理委員会の審議・承認を必要と判断する場合があります。）、財務経理本部長に提出され、その後、各本部長から投資委員会に提出され、投資委員会の審議を経ます。1取引にかかる取引価格が10億円以上の場合又は利害関係者との取引に該当する場合（注）、投資委員会が承認した後（利害関係者との取引の場合又はチーフ・コンプライアンス・オフィサーが必要と認めた場合にはコンプライアンス・リスク管理委員会での承認を経て）、取締役会に付議され、取締役会により決定された場合、かかる決定が本資産運用会社の意思決定となり、かかる決定に従って運用部が取引を実行します。

（注）該当しない場合には、投資委員会の決定をもって、社長が本資産運用会社の意思決定を行います。

d. 利害関係者との取引における意思決定プロセス

利害関係者と本投資法人との取引にかかる議案については、本資産運用会社の取締役会に付され、かかる議案は取締役全員の出席の下で、出席取締役の全員一致をもって決めます。かかる決議に関して、当該利害関係者に該当することとなる取締役又は法人たる利害関係者の役員又は使用人の地位を現に有する取締役（兼職の場合を意味し、本資産運用会社に転籍又は出向している場合を除きます。）は、当該決議対象となる議案について議決権を有しないものとし、その取締役の数は、この場合の取締役及び出席取締役の数に算入しません。

③ 投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況

後記「3 投資リスク (2) 投資リスクに対する管理体制」をご参照下さい。

(5) 【投資法人の出資総額】

(平成22年3月31日現在)

出資総額	96,931,601,400円
本投資法人が発行する投資口の総口数	2,000,000口
発行済投資口総数	302,068口

最近5年間における出資総額及び発行済投資口総数の増減は、以下のとおりです。

年月日	摘要	出資総額		発行済投資口総数		備考
		増(減)	残高	増(減)	残高	
平成16年9月27日	私募設立	150,000,000円	150,000,000円	300口	300口	(注1)
平成16年12月14日	公募増資	38,438,400,000円	38,588,400,000円	72,800口	73,100口	(注2)
平成17年1月12日	第三者割当	768,768,000円	39,357,168,000円	1,456口	74,556口	(注3)
平成17年9月13日	公募増資	24,968,979,000円	64,326,147,000円	46,600口	121,156口	(注4)
平成17年10月12日	第三者割当	780,146,640円	65,106,293,640円	1,456口	122,612口	(注5)
平成18年11月22日	公募増資	19,958,400,000円	85,064,693,640円	40,000口	162,612口	(注6)
平成18年12月20日	第三者割当	726,485,760円	85,791,179,400円	1,456口	164,068口	(注7)
平成20年5月14日	第三者割当	5,140,422,000円	90,931,601,400円	18,000口	182,068口	(注8)
平成22年1月15日	第三者割当	6,000,000,000円	96,931,601,400円	120,000口	302,068口	(注9)

(注1) 本投資法人は、平成16年9月27日に設立されました。

(注2) 平成16年12月14日に、1口当たり発行価格550,000円(引受価額528,000円)にて、新規物件の取得資金の調達を目的として公募により投資口を追加発行しました。

(注3) 平成16年12月14日を払込期日とする公募増資に伴い、1口当たり発行価額528,000円にて、みずほ証券株式会社に対して投資口の第三者割当を行い、平成17年1月12日に1,456口の投資口を発行しました。

(注4) 平成17年9月13日に、1口当たり発行価格555,660円(引受価額535,815円)にて、本投資法人による特定資産の取得資金及び借入金の返済の一部等に充当することを目的として公募により投資口46,600口を追加発行しました。

(注5) 平成17年9月13日を払込期日とする公募増資に伴い、1口当たり発行価額535,815円にて、みずほ証券株式会社に対して投資口の第三者割当を行い、平成17年10月12日に1,456口の投資口を発行しました。

(注6) 平成18年11月22日に、1口当たり発行価格517,440円(引受価額498,960円)にて、本投資法人による特定資産の取得資金及び借入金の返済の一部等に充当することを目的として公募により投資口40,000口を追加発行しました。

(注7) 平成18年11月22日を払込期日とする公募増資に伴い、1口当たり発行価額498,960円にて、みずほ証券株式会社に対して投資口の第三者割当を行い、平成18年12月20日に1,456口の投資口を発行しました。

(注8) フィデリティ投信株式会社を運用者とするファンド(割当数:17,622口)及びFidelity Investments Management (Hong Kong) Limitedを運用者とするファンド(割当数:378口)に対して、1口当たり発行価額285,579円にて、平成20年5月14日を払込期日とする第三者割当増資を行いました。

(注9) 大和ハウス工業(割当数:60,000口)、株式会社三井住友銀行(割当数:20,000口)、中央三井信託銀行株式会社(割当数:20,000口)及びみずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社(割当数:20,000口)に対して、1口当たり発行価額50,000円にて、平成22年1月15日を払込期日とする第三者割当増資を行いました。

(6) 【主要な投資主の状況】

平成22年2月28日現在における主要な投資主の状況及び投資主のタイプ別の構成は次のとおりです。

① 主要な投資主の状況

氏名又は名称	住所	所有 投資口数 (口)	発行済投資口 数の総数に対 する所有投資 口数の割合 (%)
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号	60,000	19.86
ユービーエスエージーロンドンアカウント アイピービーセグリゲイテッドクライアント アカウント	東京都品川区東品川2丁目3番14号	25,031	8.28
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	20,000	6.62
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝3丁目33番1号	20,000	6.62
みずほ証券プリンシパルインベストメント 株式会社	東京都千代田区大手町1丁目7番2号	20,000	6.62
ディービーエスヴィッカーズホンコンリミ テッドクライアント	東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー21階	15,000	4.96
ビービーエイチルクスフィデリティアクテ ィブストラテジージャパンファンド	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	13,596	4.50
ゴールドマンサックスインターナショナル	東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー	13,058	4.32
ドイチェバンクアーゲーロンドン610	東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー	9,008	2.98
シージーエムエルアイピービーカスタマー コラテラルアカウント	東京都品川区東品川2丁目3番14号	7,052	2.33
合 計		202,745	67.11

(注) 発行済投資口に対する所有投資口数の割合は、小数点第2位未満を切捨ててにより表示しております。

② 投資主構成

(平成22年2月28日現在)

区分	投資口の状況						
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 国内法人	外国法人等	個人その他	計
投資主数 (人)	—	23	6	84	90	4,443	4,646
割合 (%) (注)	—	0.49	0.12	1.80	1.93	95.63	100.00
保有投資 口数 (口)	—	55,299	391	87,640	110,623	48,115	302,068
割合 (%) (注)	—	18.30	0.12	29.01	36.62	15.92	100.00

(注1) その他の国内法人に、株式会社証券保管振替機構(2,246口)が含まれています。

(注2) 割合については、小数点第2位未満を切捨てにより表示しております。よって、合計が100%にならない場合があります。

2 【投資方針】

本投資法人の投資方針は以下のとおりです。

(1) 【投資方針】

① 基本方針

本投資法人は、中長期的な観点から、着実な成長と安定した収益の確保を目指し、運用資産の運用を行うことを基本方針としています（規約第27条）。

本資産運用会社は、本投資法人の規約及び本投資法人との資産運用委託契約に基づいて、本投資法人の規約に定める資産運用に関する投資の基本方針を踏まえ、本資産運用会社の社内規程として、本投資法人の運用資産に適用される運用及び管理にかかる方針につき運用ガイドラインを制定し、本投資法人の運用資産にかかる運用方針を以下のとおり定めています。

かかる運用ガイドラインは、経済情勢、資本市場の動向、金利の動向、不動産を取り巻く市場環境、地域経済の発展状況、人口移動と世帯構成の推移、ライフスタイルや住環境への嗜好の変化、規制環境の変化等に鑑みて、本資産運用会社が最も適切であると判断して制定されたものです。したがって、運用ガイドラインは、今後、上述の経済及び不動産を取り巻く諸環境の変化等に伴い、規約に定める本投資法人の投資の基本方針を最も適切な態様で実現するため、本資産運用会社の判断により機動的に変更されることがあります。

しかしながら、平成20年10月9日付民事再生手続開始申立て以降平成22年3月31日までの期間、新たな資産の取得及び売却は行っておりません。

(イ) ポートフォリオ構築方針

本資産運用会社は、規約及び運用ガイドラインに基づき、以下のような方針でポートフォリオを構築します。

a. 用途

本投資法人は、全部又は一部が住居の用に供されている不動産が本体又は裏付けとなっている、後記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類（規約第29条）

(イ) 不動産等」のa.乃至c.記載の特定資産（以下「不動産関連資産」といいます。）に対して投資します（規約第28条第1項及び第2項）。かかる規約の規定を前提とした上、運用ガイドラインにおいて、不動産関連資産は、住居の用に供されるものを投資の対象とすることを原則としますが、近時の用途複合型施設（オフィス、住居、商業施設等を併設する多機能施設）の増加傾向に鑑み、また本投資法人による機動的な物件取得を可能とするため、本投資法人の保有する不動産関連資産の総賃貸可能面積の10%を限度として、住居以外の用に供される不動産関連資産に対する投資を行うことが許容されています。

本投資法人は、以下のようなポートフォリオ構築方針に従って、賃貸住宅への投資をその資産運用の中核とします。

・ ポートフォリオ中の物件数及びテナント数における分散

賃貸住宅は、オフィス用不動産等の不動産ポートフォリオと比較した場合、1物件当たりの物件規模及び1テナントの全ポートフォリオに占める割合が小さいため、同程度の規模の不動産ポートフォリオであれば、賃貸住宅の場合には物件数及びテナン

ト数においてより広く分散化が図られます。本投資法人は、住宅への投資に当たり、このようなポートフォリオの構築を実現し、安定的な収益の確保を図ります。

- ・ 住居タイプの分散

ライフスタイルや住環境への嗜好の変化、人口特性、世代構成の推移、地域特性と社会情勢等に応じた多様なニーズにあわせ、賃貸住宅にはシングル（単身者）向けからファミリー向けまでの幅広いユーザー層を対象としてテナントポートフォリオを構築することを目指します。特に、世帯・家族構成に応じた住替えや地域間での住替え需要を幅広く取り込むことが可能となるポートフォリオの構築を目指します。

- ・ 投資対象地域の分散

賃貸住宅は、通勤・通学を念頭に置いた交通の利便性や居住環境に優れた地域全般に需要が認められ、経営効率を優先して都市の中心部の立地を必要とするオフィスと比較して、賃貸住宅に適した地域は幅広く全国的に存在しています。このような賃貸住宅の特徴を理解した上で、その他の地域と比較して高い家賃と強い需要の見込める東京圏を中心としつつも、地方における安定した収益の期待できる都市も投資対象地域とし、ポートフォリオ構築における地域的分散を図りつつ、さらに幅広い投資機会を追求します。

- b. 地域

投資対象地域は、主として東京圏（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいうもの）とし、その他、政令指定都市、県庁等所在地及びそれに準ずる都市並びにそれらの周辺通勤圏等を含みます（規約第28条第3項）。

また、本投資法人はそのポートフォリオ構築に当たり一定の地域的分散を図るため、取得価格（税金を含む必要費用を除きます。）を基準として、以下の比率を目標に投資するものとします。ただし、経済情勢及び不動産市況等により、本投資法人が保有する不動産関連資産にかかる投資対象地域が一時的に以下の比率と整合しない場合があります。

地域	比率（注）
都心主要エリア	50%以上
東京23区（都心主要エリアを除きます。）	30%以下
東京23区を除く東京圏	20%以下
東京圏（都心主要エリア、東京23区を含みます。）	70%以上
地方	30%以下

（注）「都心主要エリア」とは、東京都心の8区（港、渋谷、新宿、千代田、中央、品川、豊島及び目黒の各区）を指します。

c. 住居タイプ構成

本資産運用会社は以下のとおり住居タイプを分類した上で、ポートフォリオにおける住居タイプ毎の賃貸可能面積を基準とした構成比率につき、下表の比率に沿うことを目標としています。ただし、経済情勢及び不動産市況等により、本投資法人が保有する住居タイプ毎の構成比率が一時的に以下の比率と整合しない場合があります。

住居タイプ名称	比率	住居タイプの分類
シングルタイプ(S)	50%以下	<間取りと広さ> 1R、1K（+S）又は1DK（注1）
アーバンファミリータイプ(UF)	50%以下	<間取りと広さ> 1K+S、1DK（+S）、LDK+S、1LDK+S、1LDK（+S）、2DK又は2LDK（注1）
ファミリータイプ(F)	50%以下	<間取りと広さ> 1DK+S、1LDK+S、2DK（+S）、2LDK（+S）、3DK、3LDK（+S）又は4LDK（注1） なお、1DK+S、1LDK+S、2DK又は2LDKで広さが40㎡超60㎡以下の住居については、東京23区に所在する場合にはアーバンファミリータイプに分類します（注2）。
プレミアムタイプ(P)	20%以下	<間取りと広さ> LDK+S、1LDK+S、2LDK（+S）、3LDK（+S）又は4LDK（注1）

（注1）本資産運用会社では、各住居の間取りを以下のように定めた上で、各住居の間取りと各住居の面積に応じて、原則として下表のとおり各住居を各住居タイプに分類しています。

1R : 住宅が一居室で構成されその居室が台所と一体となっている住宅

1K : 台所及びその他の1居室によって構成された住宅

1K+S : 台所及びその他の1居室に加えて1つの納戸（サービスルーム）によって構成された住宅

1（2又は3）DK : 4.5畳以上の広さの台所兼食事室及びその他の1居室（2居室又は3居室）で構成されている住宅

1（2又は3）DK+S : 1（2又は3）DKに加えて1つの納戸（サービスルーム）で構成されている住宅

LDK+S : 10畳以上の広さの台所兼居間兼食事室及び1つの納戸（サービスルーム）で構成されている住宅

1（2、3又は4）LDK : 10畳以上の広さの台所兼居間兼食事室（又は8畳以上の広さの居間兼食事室及びそれとは独立した台所）及びその他の1居室（2居室、3居室又は4居室）で構成されている住宅

1（2又は3）LDK+S : 1（2又は3）LDKに加えて1つの納戸（サービスルーム）で構成されている住宅

間取り	広さ	～30㎡以下	～40㎡	～50㎡	～60㎡	～70㎡	～80㎡	～90㎡	～100㎡	100㎡超
1R又は1K		S	S	S	S	—	—	—	—	—
1DK又は1K+S		S	UF	UF	UF	UF	—	—	—	—
1LDK又は1LDK+S		—	UF	UF	UF	UF	P	P	P	P
2DK又は1DK+S		—	UF	UF/F	UF/F	F	—	—	—	—
2LDK又は1LDK+S		—	UF	UF/F	UF/F	F	F	P	P	P
3DK又は2DK+S		—	—	F	F	F	—	—	—	—
3LDK又は2LDK+S		—	—	—	F	F	F	F	P	P
4LDK又は3LDK+S		—	—	—	—	—	F	F	F	P

(注2) 本資産運用会社は、2DK又は2LDKで広さが40㎡超60㎡以下の住居につき、想定されるテナント層や、ライフスタイルに基づき東京23区に所在する場合はアーバンファミリータイプに分類し、東京23区以外に所在する場合はファミリータイプと分類しています。

(ロ) 成長性の確保

本資産運用会社は、規約及び運用ガイドラインに従い、中長期的な視点から、内部成長と外部成長を通じて本投資法人の運用資産につき着実な成長と収益の確保を目指します。

a. 内部成長

(i) 内部成長の4つの柱

本投資法人は、①「ニューシティレジデンス」ブランドの浸透、②高稼働率の達成・契約賃料の上昇、③コスト削減と管理品質向上及び④戦略的アセットマネジメントを、内部成長のための中期的戦略における4つの柱と位置づけ、キャッシュフローの最大化に努めています。

(a) 「ニューシティレジデンス」ブランドの浸透

一部の区分所有物件や一棟貸しの物件等の例外を除き、本資産運用会社は、本投資法人の運用資産における統一名称である「ニューシティレジデンス」を、高級賃貸マンションブランドとして確立させること（ブランド戦略）をこれまで推進してまいりました。東京都内では、保有物件数の増加に伴い、本資産運用会社としても「ニューシティレジデンス」ブランドの認知度は向上しつつあると考えています。入居者の視点に立ったサービスの提供を通じ、入居者による満足度の向上を図ることが、運用資産の投資効率に資するとの資産運用理念に基づき、今後も高品質な賃貸住宅の提供による高級感及び信頼感の醸成と同時に、入居者向けの各種サービスプログラムを提供

することによって、他の賃貸住宅との差別化を図ってまいります。なお、テナントサービスプログラムは、本投資法人の主要なプロパティ・マネジメント会社であるTHPを通じて提供されています。

<賃貸生活をサポートするサービスプログラム>

ブランド戦略の一環として入居者の利便性と満足度の向上を計り、競合賃貸住宅との差別化及び顧客である入居者の困り込みを図るため、入居者向けの各種サービスを提供するサービスプログラムを順次実施しており、かかるサービスの提供対象物件を順次拡大しております。これらのサービスプログラムは、本投資法人の主要なプロパティ・マネジメント会社であるTHPを通じて提供されます。

<高い品質の賃貸住宅の提供>

本資産運用会社は、建物の機能向上のための施策やテナント満足度の向上へのための施策として、個々の物件特性及びテナント需要に精通したTHPのほか、必要に応じて外部のエンジニアリング会社とも協議を行い、個別具体的な物件価値向上への対策、テナント需要の動向の把握、不動産マーケットの推移等にかかる情報とノウハウのアップデート（情報更新）と関係者間での共有化を図った上、中長期的な視点から建物設備修繕計画を策定し、当該修繕計画に沿って物件価値の維持・向上のための修繕や改良工事を実施しています。建物の機能を維持するための修繕のみならず、建物の機能向上のための施策やテナント満足度の向上への施策を適時かつ適切に実施することが重要と考え、セキュリティ対策やIT対策は、既存保有物件の賃貸住戸においてほぼ満足行く水準となりました。

<環境への取り組み ― 「エコ宣言」について>

本投資法人は、昨今の地球環境・温暖化問題への意識の高まりを踏まえ、身近なところから環境への配慮を行うとの問題意識のもと、「エコ宣言」を採択しました。「エコ宣言」の内容は以下のとおりです。

① エコ宣言

私たちは、“未来につながる”賃貸住宅の新たな価値を提案します。

私たちは身近な環境への配慮が地球規模の環境問題の軽減につながるの考えから、環境活動を入居者の方々と推進するとともに、心豊かに生活できる住空間の提供を通して、賃貸住宅事業を営む本投資法人の価値向上を図りつつ、持続可能な社会の実現に貢献することを目指します。

かかるエコ宣言を踏まえ、本投資法人の保有する不動産について、プロパティ・マネジメント会社を通じて環境サービスを導入していきます。その際、以下の環境活動方針に従って行動します。

② 環境活動方針

- ・環境に配慮した賃貸住宅への投資を促進するため、投資の視点に「環境」を加え、環境への負荷が相対的に低い住宅の整備と保有資産の充実を図ります。
- ・シェアリングなどの使用価値に重点をおいた入居者向け「ニューシティレジデ

ンス環境サービス」(注)の提供を通じて、資源やエネルギーを有効に活用する生活スタイルを提案します。

- ・環境法規制の遵守はもちろんのこと、社会的責任を自覚して事業を推進するとともに、事業活動に伴う環境負荷の低減をはかり、事業に携わるパートナーと環境意識の向上を目指します。

(注)「ニューシティレジデンス環境サービス」の特長

1. 環境に配慮した賃貸住宅への投資を通じて、入居者に環境価値の高い住空間を提供するとともに、優れた賃貸住宅ストックの形成をはかり、投資主価値の向上を目指します。
2. カーシェアリングや自転車シェアリングなどの「使用価値」に重点をおいた環境サービスを導入します。資源やエネルギーを有効に活用する生活スタイルを提案し、日々の暮らしの中で無理なく自然に、環境に配慮した生活が送れるようにサポートします。
3. 建物・敷地内の「緑化」や「ゴミ置場の機能と美観の向上」といった、効果が実感できる施策を通して、環境の大切さを共感できるサービスを提供します。

③ ニューシティレジデンス環境サービスの事例紹介

プロパティ・マネジメント会社を通じて、以下のようなサービスの提供を予定しています。なお、環境保全等の効果の記載は、本投資法人がニューシティレジデンス環境サービスを通じて目指すものであり、そのような効果が実際に生じることを保証するものではありません。

a. カーシェアリング

入居者が共同利用するカーシェアリングサービスを提供します。経済的で便利、さらに環境への配慮にもつながりたいと考えています。

本サービスは、共同利用による車の有効活用、車の維持管理費の削減、レジデンス当たりの車の所有台数削減による利用資源とエネルギーの削減を目指します。

b. あかり安心サービス

本投資法人保有物件の共用部で使用している照明について、サービス提供会社から蛍光灯・電球を借りて使用します。使用後は同社へ返却し適正にリサイクル処理されます。また、使用されている蛍光灯・電球は再生ガラスを使用しています。なお、「あかり安心サービス」はパナソニック株式会社の登録商標です。

本サービスは、廃棄物の削減、サービス提供会社による廃棄物の適正処理とリサイクルを目指します。

c. 緑化

「緑」が身近に感じられる環境づくりを通じて、入居者の暮らしに潤いとやすらぎを提供します。「自然を身近に感じて暮らしたい」というニーズに応えて、その環境に可能な形での緑化を準じ提供していきます。

d. 自転車シェアリング

入居者が気軽に共同利用できる自転車シェアリングを提供します。資源やエネルギーの削減を、身近なところから支援します。

(b) 高稼働率の達成・契約賃料の上昇

安定的な収益の達成のためには、保有物件の高稼働率の維持が重要ですので、上記のブランド戦略を推進するとともに、有力賃貸媒介業者との協力関係を構築し、高品質かつ魅力ある賃貸物件の供給に努めています。本資産運用会社では、高品質な賃貸住宅としての「ニューシティレジデンス」ブランドの認知度が向上してきたことに伴って、「ニューシティレジデンス」ブランドの賃貸住宅物件への賃貸需要も高まってきているものと考えております。

(c) コスト削減と管理品質向上

オフィス又は商業施設等の用途に供される不動産と比較して、賃貸住宅物件は1物件当たりの規模が比較的小さい上、物件数及びテナント数が多く、また投資地域の分散化が容易であることから、その反面、時として、組織的かつ効率的な運営・管理が困難となるおそれもあります。そのため、オフィス等向け不動産に比べて運営・管理面での労力が相対的に大きい上、運営や管理基準を均質化することが一般的に困難であると言われることがあります。このような賃貸住宅の管理にかかる特質に鑑み、本投資法人は、その保有する不動産関連資産について、原則として、THPに運営・管理を委託することとしています。これによって、規模の利益により運営・管理コスト単価の削減や運営・管理のクオリティ・コントロールを実現するとともに、全国レベルでの管理水準の統一化を図ります。また、本投資法人は本資産運用会社を通じて定期的にTHPの業務運営状況、サービスの質、財務内容、経営方針等について検証を行うこととし、これによってTHPとの間で健全な緊張関係を図り、常に顧客を念頭に置いたサービスと物件価値の向上を目指しています。

さらに、建物管理会社については、本資産運用会社の監督の下、プロパティ・マネジメント会社が物件を所在地域に応じて複数のエリア毎にグループ化した上、競争入札方式で建物管理会社を指名することにより、規模の利益と競争原理を利用して建物管理コストの削減と管理品質の向上を目指しつつ、エリア毎の効率的物件管理を実現していく方針です。

(d) 戦略的アセットマネジメント

本資産運用会社は、戦略的なアセットマネジメント手法を構築すべく、平成20年4月に実施した組織変更に伴い、投資運用本部運用部において、従来より業務企画部にて管掌していた運用資産の計数情報管理・分析、資産運用に関する情報管理、資産運用管理システムの開発・運営・保守管理、ITインフラの管理・構築に関する事項等を遂行し、本投資法人にて保有する物件を運用するために必要な情報の提供と管理を行っております。本資産運用会社は、資産の運営管理のツールとして、米国Intuit Inc.の製品で国際的に不動産関連企業が導入している定評あるソフトウェアであるManagement Reports International (MRI)を導入し、運用資産のパフォーマンス分析やトラックレコードの蓄積及びテナントデータの分析を行い、投資判断のデータとして資産の運営・管理へのフィードバックを行っております。また、これらのデータを、運用資産に関しプロパティ・マネジメント業務の委託先であるプロパティ・マネジメント会社と共有することにより、管理運営業務の迅速化を図りつつ、地域物件特性を踏まえた効果的なテナント募集活動を展開するとともに、物件の競争力の維

持・向上に注力しております。

このように本投資法人のポートフォリオを構成する物件の運用においては、プロパティ・マネジメント業務を集約すると同時に組織的な管理を行い、規模の利益を活かしつつ入居者専用の各種サービスを導入し、物件の魅力を高めることにより物件の競争力を高め、収益の安定と向上を図ることに努めています。今後も、かかるサービスプログラムの入居者による利用度を高めると同時に、入居者とのコミュニケーションの窓口（「リビングデスク」及び「New City 24」）を活用し、入居者の多様なニーズに応えることで、「ニューシティレジデンス」のブランド戦略を一層推進してまいります。

本投資法人では、このような差別化が物件競争力の維持向上と入居期間の長期化に繋がり、本投資法人が保有するポートフォリオからの長期安定的なキャッシュフローの創出を実現するものと考えています。

(ii) その他の取り組み

(a) THPのノウハウの活用

本投資法人の投資方針により、その保有・取得する資産は物件数、住戸タイプ及び投資地域の点で分散・多様化することが予定されています。本投資法人は、このような運用資産を組織的かつ効率的に運営する管理体制を構築するため、本投資法人の運用資産の管理運営にかかるプロパティ・マネジメント業務をTHPに原則として全て委託するものとしています。THPは賃貸住宅のプロパティ・マネジメントを主たる業務とする法人です。

本投資法人は、THPの賃貸住宅の運営・管理のノウハウを活用し、THPが地域的特性や物件特性を十分斟酌した効率的かつ良質な賃貸営業とサービスを提供することにより、入居者の満足度を向上させ、物件の価値を維持・向上させ、ひいては稼働率及び賃料の維持・向上を図ることを目指しています。

(b) 有力賃貸媒介業者との協調関係

また、THPは、本投資法人の運用資産に対するテナント営業力の強化の一環として、有力賃貸媒介業者との建物賃貸借業務委託契約の締結を促進しております。現在は、株式会社エイブル、株式会社タイセイ・ハウジー、株式会社タウンハウジング、賃貸住宅サービス株式会社、東急リバブル株式会社、株式会社ミニミニ、株式会社リロエステートとの間でそれぞれ契約を締結しています。THPは、これらの賃貸媒介受託者との提携関係を通じ、賃貸媒介受託者の全国を統括する本部に働きかけ、かかる本部から各エリア店舗へニューシティレジデンスの名称の付された物件に関する情報伝達が円滑に進むように努めています。また、かかる賃貸媒介受託者の店舗、営業ネットワーク、ウェブサイト等を活用して入居希望者に対し空室情報の提供をし、賃貸媒介受託者から入居者の紹介を受けています。さらに、管理面では画一的処理によりTHPが管理する物件について賃貸借契約締結業務等の賃貸借媒介業務を効率的に委託することができます。本資産運用会社はこのような賃貸媒介受託者との協調関係を築くことは、本投資法人が保有する運用資産の空室期間の短縮及び稼働率の向上に寄与するものと考えています。

b. 外部成長

平成20年10月9日付民事再生手続開始申立て以降平成22年3月31日までの期間、新たな資産の取得及び売却は行っておりません。

② 投資態度

本投資法人が取得する資産の組入比率は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上となるようにします（規約第28条第5項）。

③ 運営管理方針

(イ) 賃貸方針

以下の項目を総合斟酌して決めます。

a. 法人

- ・ 業種、業歴、決算内容（財務の健全性）等
- ・ 賃貸借の目的（使用目的、期間等）
- ・ 連帯保証人の有無とその属性
- ・ 保証会社による保証の適否

b. 個人

- ・ 勤務先とその内容、勤続年数等
- ・ 年収（年収に占める賃料総額の割合等）
- ・ 賃貸借の目的（使用目的、期間、入居人数等）
- ・ 連帯保証人の有無とその属性（本人との続柄等）
- ・ 保証会社による保証の適否
- ・ 年齢、性別、家族構成等

(ロ) 管理方針

a. プロパティ・マネジメント会社

入居者の生活基盤となる賃貸住宅を中心とする本投資法人のポートフォリオ管理において、日常の現場レベルでテナント管理及び建物管理に関する種々施策の実施や提案に関する業務を遂行するプロパティ・マネジメント会社には、とりわけ賃貸住宅のプロパティ・マネジメント業務に精通した高い専門性と、組織的かつ効率的な業務遂行能力が不可欠であると考えています。また、かかる能力を有しかつ地域的に分散化された物件に入居する多数のテナントを対象に、高品質かつ均質なサービスを提供することを可能とするプロパティ・マネジメント会社を選定し、当該業務を委託することは、本投資法人のポートフォリオの維持運営上、最も重要な要件の一つであるものとも考えています。

そこで、本投資法人は上記方針の下、当該要件を満たすプロパティ・マネジメント会社としてTHPを主たるプロパティ・マネジメント会社としております（各物件の詳細については、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ② 投資不動産物件」をご参照下さい。）。

本資産運用会社は、THPが以下の要件を満たす限り、本投資法人が将来において組入れを行う物件のプロパティ・マネジメント業務をTHPに委託することとしています。

- ・ THPが物件所在地域、及び物件所在地域の不動産市場に精通しており、本資産運用会社の定める委託業務仕様に基づき、プロパティ・マネジメント業務を遂行できる組織的体制が構築されており、許認可上の要請を満たしていること。
- ・ 新規テナント募集に関する物件所在地域の地元仲介業者とのネットワークが構築されていること。
- ・ プロパティ・マネジメント業務に対する報酬が、物件所在地域の相場の範囲内であること。

b. プロパティ・マネジメント会社の管理・監督方針

(i) プロパティ・マネジメント会社との一体的な運営管理

本資産運用会社は、運営管理年間計画に基づき、定期的に（原則として毎月）、プロパティ・マネジメント会社と以下の事項に関する確認及び対応についての協議を行います。

- ・ 前月までの収支状況と予算対比
- ・ 既存テナントの動向（賃料等債権回収状況、テナントからの要請や苦情の有無とその対処状況、賃貸借契約更改状況等）
- ・ 賃貸市場の動向に関する検討及び新規テナント募集のための営業活動の状況
- ・ 運用不動産の建物管理状況（躯体や設備のメンテナンス状況、修繕工事の実施状況、及び翌月以降の修繕計画の有無、その必要性の検討等）
- ・ 運用不動産の遵法性に関する状況（法定定期検査の実施状況等）
- ・ 運用不動産の居住環境や近隣等周辺環境の状況
- ・ 管理経費削減を含む収益性向上の検討
- ・ 入居者向けサービスプログラムの実施状況（ただし、このサービスプログラムは、プロパティ・マネジメント会社がTHPである場合のみ協議対象とするものとします。）
- ・ 環境に配慮した住宅の整備や入居者向け環境サービスの提供を通じた環境活動の実施
- ・ その他、本資産運用会社において協議が必要と考える事項

(ii) プロパティ・マネジメント会社の評価

本資産運用会社は、定期的に（原則として一年毎）、プロパティ・マネジメント会社の運営実績に関し、以下の観点を含む事項につき、評価及び査定を行います。その結果によっては、プロパティ・マネジメント会社に対し、業務内容の変更や改善の指示を行うほか、場合によってはプロパティ・マネジメント会社を変更することがあります。

- ・ 運営計画の達成度とプロパティ・マネジメント会社による貢献度
- ・ 新規テナント募集営業状況
- ・ 運用不動産の管理状況と改善提案能力
- ・ プロパティ・マネジメント業務遂行上の正確性や遂行能力
- ・ 本資産運用会社からの要請や指示に対する対応能力及びプロパティ・マネジメント

会社からの報告状況

- ・ 入居者による満足度
- ・ 改修工事計画策定及び工事管理能力
- ・ 契約上の報酬の物件所在地域の相場からの乖離の有無
- ・ 入居者向けサービスプログラムの実施運営状況（ただし、このサービスプログラムは、THPに関してのみ査定するものとします。）

c. THPとの合意

NCPSは、基本合意書の当事者としての地位をNCESより承継し、その後、本資産運用会社、本投資法人及びNCPSとの間で以下の概要の変更合意書を締結しています。その後、THPがNCPSのプロパティ・マネジメント事業を承継しています。

- (i) THPは、本投資法人が取得する不動産又はその信託受益権の信託財産たる不動産について、不動産については本投資法人が、信託受益権の信託財産たる不動産については本投資法人及びその信託受託者が要請した場合には、プロパティ・マネジメント業務を受託するものとします。
- (ii) THPは、将来にわたり変更合意書が有効である限り、本投資法人及びその信託受託者に対しその現在保有し将来保有する全ての物件に対して必要とされるプロパティ・マネジメント業務を適切に履行するために必要な員数の能力・経験を有する従業員を常に維持するとともに、当該従業員に対して研修等実施して能力向上を図るものとされています。
- (iii) 本資産運用会社は、契約中のプロパティ・マネジメント業務（本投資法人以外の者が委託者であるものを含みます。）及び従事する従業員の配置状況等の報告を随時求め、THPが本投資法人の保有する不動産又は本投資法人が保有する信託受益権の信託財産たる不動産にかかるプロパティ・マネジメント業務を適切に履行できる態勢にあることを確認することができるものとされています。

d. 付保方針

- (i) 損害保険の付保に関しては、各不動産の特性に応じて適正と判断される内容の火災保険及び賠償責任保険を付保します。
- (ii) 地震保険の付保に関しては、ポートフォリオ全体の予想損失率（注）が15%以上となった場合に、一定の不動産について地震保険を付保し、当該不動産を除外したポートフォリオ全体の予想損失率が15%を超えないものとします。利益保険は全ての不動産に付保します。

（注）「予想損失率」とは、地震による予想最大損失率をいいます。予想損失率には個別物件に関するものと、ポートフォリオ全体に関するものがあります。本書においては、想定した予定使用期間（50年）中に、想定される最大規模の地震（再現期間475年に一度の大地震＝50年間に起こる可能性が10%の大地震）によりどの程度の被害を被るかを、損害の予想復旧費用の再調達原価に対する比率（%）で示したものをいいます。

- ④ 売却方針
本投資法人の売却方針は、スポンサーと協議の上、今後、策定されることとなります。
- ⑤ 年度計画等
本投資法人の年度計画等は、スポンサーと協議の上、今後、策定されることとなります。
- ⑥ 財務方針

(イ) 投資口の追加発行

本投資法人の資産の長期化かつ安定的な成長を目指し、金融環境を的確に反映した上で、投資口の希薄化（新規投資口の追加発行による投資口の持分割合の低下及び投資口一口当たりの純資産額又は分配金の減少）に配慮しつつ、投資口の追加発行を行います。

(ロ) デリバティブ取引等

借入その他の資金調達に係る金利変動リスクのヘッジ及び支払金利の軽減を目的として、金融先物取引等及びデリバティブ取引を行うことがあります。

⑦ 開示方針

(イ) 投信法、金融商品取引法、投資信託協会の規則等がそれぞれ要請する内容及び様式に従って開示を行います。

(ロ) 投資家に対して可能な限り迅速かつ正確な情報開示ができる環境を整えることに努めます。

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類（規約第29条）

以下、本投資法人による投資対象を示します。

(イ) 不動産等

本投資法人はその規約で、主として以下に掲げる特定資産に投資するものとしています（規約第29条第1項）。

a. 不動産

b. 次に掲げる各資産（以下併せて「不動産同等物」と総称し、不動産及び不動産同等物を併せて「不動産等」と総称します。）

(i) 不動産の賃借権

(ii) 地上権

(iii) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括契約を含みます。）

- (iv) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- (v) 当事者の一方が相手方の行う(a)不動産又は(b)上記(i)乃至(iv)に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約にかかる出資の持分(以下「不動産に関する匿名組合出資持分」といいます。)
- (vi) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

c. 裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるもの(以下併せて「不動産対応証券」と総称します。)

- (i) 優先出資証券(資産流動化法に定める優先出資証券をいいます。)
- (ii) 受益証券(投信法に定める受益証券をいいます。)
- (iii) 投資証券(投信法に定める投資証券をいいます。)
- (iv) 特定目的信託の受益証券(資産流動化法に定める特定目的信託の受益証券(上記b.(iii)、(iv)又は(vi)に掲げる資産に該当するものを除きます。))をいいます。)

(ロ) その他

本投資法人は、上記(イ)に掲げる特定資産のほか、以下の特定資産により運用します(規約第29条第2項)。

a. 次に掲げる特定資産

- (i) 預金
- (ii) 金銭債権(投信法に定めるものをいいます。ただし、本①で別途個別に掲げられているいずれかに該当するものを除きます。)
- (iii) 有価証券(投信法に定めるものをいいます。ただし、本①で別途個別に掲げられているいずれかに該当するものを除きます。)
- (iv) 信託財産を主として本a.(i)乃至(iii)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

b. デリバティブ取引に関する権利(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号、その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。))に定めるものをいいます。)

c. その他、規約第27条に定める資産運用の基本方針のため必要又は有用と認められる特定資産

(ハ) 本投資法人は、上記(イ)及び(ロ)に定める特定資産のほか、次に掲げる特定資産その他の資産に投資することがあります。ただし、規約第27条に定める資産運用の基本方針のために必要若しくは有用と認められる場合又は本投資法人の組織運営に必要若しくは有用と認められる場合に投資できるものとします。

- a. 商標法（昭和34年法律第127号、その後の改正を含みます。）に基づく商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいいます。）
- b. 温泉法（昭和23年法律第125号、その後の改正を含みます。）において定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備
- c. 資産流動化法に規定する特定出資（資産流動化法に定められるものをいいます。）
- d. 民法（明示29年法律第89号、その後の改正を含みます。以下「民法」といいます。）上の動産
- e. 民法上の組合の出資持分（ただし、不動産、不動産の賃借権又は地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理を目的としたものに限るものとし、有価証券に該当するものを除きます。）
- f. 信託財産として上記 a. 乃至 e. を信託する信託の受益権
- g. その他不動産関連資産の投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の資産

② 投資基準及び種類別、地域別、用途別等による投資割合

(イ) 投資基準については、前記「(1) 投資方針 ① 基本方針」をご参照下さい。

(ロ) 種類別、地域別、用途別等による投資割合については、前記「(1) 投資方針 ① 基本方針 (イ) ポートフォリオ構築方針」をご参照下さい。

(3) 【分配方針】

本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対して、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとします。ただし、本投資法人が第7期（平成20年8月期）末に計上した当期末処理損失は、第8期（平成21年2月期）、第9期（平成21年8月期）及び第10期（平成22年2月期）におきましても解消しておりませんので、第10期につきましても、金銭の分配がなされる予定はありません。

① 利益の分配

本投資法人は、利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価差額金の合計額を控除した金額をいい、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算されるものとします。）の額に相当する金額の全額又はその一部を金銭により投資主に分配します（規約第35条第1項第(1)号）。

② 利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、役員会において適切と判断した場合、利益の額に当該営業期間の減価償却額に相当する金額を加えた金額に達するまで投資主に金銭を分配することができます。利益を超えて投資主に分配される金額は、まず出資剰余金から控除し、控除しきれない額は出資総額から控除します。ただし、投資信託協会の規則等において定める額を限度とします（規約第35条第1項第(2)号）。

本投資法人は、安定的な分配金の支払を重視しますが、利益を超える金銭の分配に関して、かかる分配を受けた投資主がその分配の都度税務上の譲渡損益の算定を自己において行うことが必要となる現行の税務の取扱いがなされる限りにおいては、投資主に対して利益を超える金銭の分配は行わないものとします。ただし、本投資法人が投資法人にかかる課税の特例規定における要件を満たすことを目的とする場合等で、利益を超えた金銭の分配を行うことが必要であると本投資法人の役員会において判断される場合には、上記の分配方針に従い利益を超えた金銭の分配を行うことがあります。

③ 金銭の分配の制限

日本の租税関連法令が、本投資法人の投資主に対して分配する金銭について一定の要件の下で損金算入を認めている場合、日本の租税関連法令が当該損金算入を認めるために定めた要件を満たすように投資主に金銭を分配しなければなりません（規約第35条第1項第(3)号）。

本投資法人が借入れを行う場合、その財務状況により、金銭の分配を制限又は停止すると契約上の制約に服することがあります。

④ 金銭の分配の支払方法

本投資法人は、決算期における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対して、その所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口数に相当する金銭の分配の支払を行います。当該支払は、原則として決算期から3ヶ月以内に、必要な税金を控除した後の金額をもって行います（規約第35条第2項）。

⑤ 金銭の分配の除斥期間

投資主に対する金銭の分配の支払が行われずにその支払開始の日から満3年を経過したときは、本投資法人はその支払の義務を免れるものとします。なお、金銭の分配の未払金には利息を付しません（規約第35条第3項）。

(4) 【投資制限】

① 規約に基づく投資制限

本投資法人の規約に基づく投資制限は以下のとおりです。

- (イ) 前記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類(規約第29条) (ロ) その他」に定める有価証券及び金銭債権等は、積極的に投資を行うものではなく、安全性及び換金性を勘案した運用を図るものとします(規約第30条第1項)。
- (ロ) 前記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類(規約第29条) (ロ) その他」に掲げるデリバティブ取引に関する権利は、本投資法人にかかる負債から生じる金利変動リスクその他のリスクを回避又は低減することを目的とした運用に限るものとします(規約第30条第2項)。
- (ハ) 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費又は分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済(敷金及び保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。)等の資金の手当てを目的として、資金を借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)又は投資法人債(短期投資法人債を含みます。)を発行することができます。なお、短期投資法人債の発行により調達した資金の用途又は目的については、法令の定める範囲に限るものとします。また、資金を借り入れる場合は、金融商品取引法に規定する適格機関投資家(ただし、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号、その後の改正を含みます。))における「投資法人に係る課税の特例」に規定するものに限り、)からの借入れに限るものとします(規約第36条第1項)。その場合には、本投資法人は運用資産を担保として提供することができます(規約第36条第2項)。借入金及び投資法人債(短期投資法人債を含みます。)発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、その合計額が1兆円を超えないものとします(規約第36条第3項)。

② 金融商品取引法及び投信法による制限

本投資法人は金融商品取引法及び投信法による投資制限に従います。主なものは次のとおりです。

(イ) 本資産運用会社による運用の制限

登録を行った投資法人は、資産運用会社はその資産の運用にかかる業務の委託をしなければなりません。本資産運用会社は、資産の運用にかかる業務に関して一定の行為を行うことが禁止されており、結果的に、本投資法人が一定の投資制限に服することになります。かかる禁止行為のうち、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限」に記載される利害関係人等との取引制限を除く主なものは次のとおりです。

a. 自己取引等

本資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした取引を行うこと(金融商品取引法第42条の2第1号)。ただし、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。以下「業府令」といいます。)第128条で定めるものを除きます。

b. 運用財産相互間の取引

資産運用会社が運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第2号）。ただし、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして業府令第129条で定めるものを除きます。

c. 第三者の利益を図る取引

資産運用会社が特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は登録投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第3号）。

d. 投資法人の利益を害する取引

資産運用会社が通常取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が登録投資法人の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第4号）。

e. 分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止

資産運用会社が、以下の権利又は有価証券について、これに関して出資され又は拠出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含みます。）が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理することが当該権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして内閣府令で定めるものでない場合に、当該権利についての取引（金融商品取引法第2条第8項第1号、第2号又は第7号から第9号までに掲げる行為をいいます。）を行うこと（金融商品取引法第40条の3）。

(i) 金融商品取引法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利

(ii) 金融商品取引法第2条第1項第21号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限りま
す。）

(iii) 金融商品取引法第2条第2項第7号に掲げる権利（政令で定めるものに限りま
す。）

f. その他業府令で定める取引

上記のほか、資産運用会社が行う行為のうち、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして業府令で定める以下の行為（金融商品取引法第42条の2第7号、業府令第130条）。

(i) 資産運用会社が自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（業府令第128条各号に掲げる行為を除
きます。）（業府令第130条第1項第1号）。

(ii) 資産運用会社が自己又は第三者の利益を図るため、登録投資法人の利益を害するこ
ととなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと（同項第2号）。

(iii) 第三者（資産運用会社の親法人等及び子法人等を含みます。）の利益を図るため、
その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不

必要と認められる取引を行うことを内容とした運用を行うこと（同項第3号）。

(iv) 他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと（同項第4号）。

(v) 有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作為的な値付けをすることを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと（同項第5号）。

(vi) 第三者の代理人となって当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（ただし、資産運用会社があらかじめ個別の取引毎に全ての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除きます。）（同項第6号）。

(vii) その他業府令に定める内容の運用を行うこと。

(ロ) 同一株式の取得制限

登録投資法人は、同一の法人の発行する株式を、保有する当該株式にかかる議決権の総数が当該株式にかかる議決権の総数の100分の50を超える場合には、取得することができません（投信法第194条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。以下「投信法施行規則」といいます。）第221条）。

(ハ) 自己投資口の取得及び質受けの制限

投資法人は、自らが発行した投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができません。ただし、次に掲げる場合において自らが発行した投資口を取得するときは、この限りではありません（投信法第80条第1項）。

a. 合併後消滅する投資法人から当該投資口を承継する場合。

b. 投信法の規定により当該投資口の買取りをする場合。

c. その他投信法施行規則で定める場合。

(ニ) 子法人による親法人投資口の取得制限

他の投資法人（子法人）の発行済投資口数の過半数に当たる投資口を有する投資法人（親法人）の投資口については、次に掲げる場合を除くほか、当該他の投資法人は、取得することができません（投信法第81条第1項）。なお、他の投資法人の発行済投資口の過半数の投資口を、親法人及び子法人又は子法人が有するときは、当該他の投資法人はその親法人の子法人とみなされます。

a. 合併後消滅する投資法人から親法人の投資口を承継する場合。

b. その他投信法施行規則で定める場合。

③ その他の投資制限

(イ) 有価証券の引受け及び信用取引

本投資法人は有価証券の引受け及び信用取引は行いません。

(ロ) 集中投資

集中投資について法令上制限はありません。なお、不動産の用途・所在地域による分散投資に関する方針について、前記「(1) 投資方針 ① 基本方針」をご参照下さい。

(ハ) 他のファンドへの投資

他のファンド（投資証券及び投資信託の受益証券）への投資について、規約上の制限はありません。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

以下には、本投資証券及び本投資法人の発行する投資法人債（以下「投資法人債」といいます。）への投資に関して、原則として、平成20年10月9日付民事再生手続開始申立て前の時点（ただし、この時点よりも後の時点の記載であることを明記した記載についてはその時点）においてリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。したがって、以下に記載する事項のうち一部については、本書の日付現在において、すでに実際に発生している場合や状況に変更が生じている場合がありますのでご注意ください。ただし、以下は本投資証券及び投資法人債への投資に関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。また、本投資法人が平成22年3月31日現在取得している個別の不動産又は信託受益権の信託財産たる不動産に特有のリスクについては、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ② 投資不動産物件 ハ、個別資産の概要」を併せてご参照下さい。

本投資法人は、可能な限りこれらリスクの発生の回避及びリスクが発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分であるとの保証はありません。

各投資家は、自らの責任において、本「3 投資リスク」を含む本書の記載事項を慎重に検討した上で本投資証券に関する投資判断を行う必要があります。

本「3 投資リスク」に記載されているリスク項目は、以下のとおりです。

① 一般的なリスク

- (イ) 投資口・投資証券の商品性に関するリスク
- (ロ) 本投資証券の払戻しが無いことに関するリスク
- (ハ) 本投資証券の市場性に関するリスク
- (ニ) 本投資証券の価格変動に関するリスク
- (ホ) 投資口の希薄化に関するリスク
- (ヘ) 金銭の分配に関するリスク
- (ト) LTVに関するリスク
- (チ) 投資法人の法律上、税制上その他諸制度の取扱いに関するリスク
- (リ) 本投資法人の登録が取り消されるリスク

② 商品設計及び関係者に関するリスク

- (イ) 収益及び費用並びにキャッシュフローの変動に関するリスク
- (ロ) 借入れ及び投資法人債に関するリスク
- (ハ) 本投資法人以外の関係者への依存に関するリスク
- (ニ) 本資産運用会社に関するリスク
- (ホ) プロパティ・マネジメント会社に関するリスク
- (ヘ) 役員の職務遂行にかかるリスク
- (ト) 本投資法人の運営に関与する法人の利益相反等に関するリスク
- (チ) 本投資法人や本資産運用会社の歴史が浅いことによるリスク
- (リ) インサイダー取引規制等が存在しないことによるリスク
- (ヌ) 敷金・保証金の利用に関するリスク

- (ル) 投資対象を主として住居用の不動産としていることによるリスク
- (ヲ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク
- (ワ) 資産取得・売却に関するリスク

③ 不動産関連資産－不動産に関するリスク

- (イ) 不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク
- (ロ) 物件取得の競争に関するリスク
- (ハ) テナントの獲得競争に関するリスク
- (ニ) 不動産の物的及び法的な欠陥・瑕疵に関するリスク
- (ホ) 土地の境界紛争等に関するリスク
- (ヘ) 不動産にかかる行政法規・条例等に関するリスク
- (ト) 法令等の変更に関するリスク
- (チ) 区分所有物件に関するリスク
- (リ) 共有物件に関するリスク
- (ヌ) 借地物件に関するリスク
- (ル) 開発物件に関するリスク
- (ヲ) 鑑定評価額に関するリスク
- (ワ) わが国における賃貸借契約に関するリスク
- (カ) マスターリースに関するリスク
- (ヨ) 賃料の減額に関するリスク
- (タ) 不動産の運用費用の増加に関するリスク
- (レ) 入居者の建物使用態様に関するリスク
- (ソ) 不動産の毀損等に関するリスク
- (ツ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク
- (ネ) 不動産にかかる所有者責任に関するリスク
- (ナ) 有害物質にかかるリスク
- (ラ) 投資対象とする不動産の偏在に関するリスク
- (ム) テナントの支払能力に関するリスク
- (ウ) 売主の倒産等の影響を受けるリスク
- (キ) 不動産の売却に伴う責任に関するリスク

④ 不動産関連資産－信託受益権特有のリスク

- (イ) 信託受益者として負うリスク
- (ロ) 信託の受益権の流動性にかかるリスク
- (ハ) 信託受託者にかかるリスク
- (ニ) 専門家報告書等に関するリスク

⑤ 税制等に関するリスク

- (イ) 利益の配当等の損金算入に関する課税の特例の適用に関する一般的なリスク
- (ロ) 税負担の発生により90%超支払配当要件が満たされないリスク
- (ハ) 税務調査等による更正処分のため、追加的な税金が発生するリスク及び90%超支払配当

要件が事後的に満たされなくなるリスク

- (ニ) 保証金、建設協力金、敷金等に関するリスク
- (ホ) 同族会社に該当するリスク
- (ヘ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
- (ト) 税制変更に関するリスク
- (チ) 投資口を保有する投資主について本投資法人のコントロールが及ばないリスク
- (リ) 借入金にかかる利益配当等の損金算入要件に関するリスク
- (ヌ) 減損会計の適用に関するリスク
- (ル) 資金不足により利益の配当等が行われないことに関するリスク
- (ヲ) 納税遅延にかかる延滞税等の発生に関するリスク

① 一般的なリスク

(イ) 投資口・投資証券の商品性に関するリスク

投資口又は投資証券は、株式会社における株式又は株券に類似する性質（いわゆるエクイティ証券としての性質）を持ち、投資金額の回収及び利回りの如何は本投資法人の業務又は財産の状況に影響されるものであり、譲渡による換価時に投資金額以上の回収を図ることができるとの保証はありません。また、本投資法人にかかる通常の清算又は倒産手続の下における清算においては、エクイティ証券として最劣後の地位となり、元本すなわち投資額の全部又は一部の支払が行われない可能性があります。投資証券は、元本の保証が行われる商品ではなく、金融機関の預金と異なり預金保険等の対象になっていません。

(ロ) 本投資証券の払戻しが無いことに関するリスク

本投資証券は、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズド・エンド型です。したがって、投資主が本投資証券を換価する手段は、投資主総会での決議に基づき本投資法人が解散し清算された場合の残余財産分配請求権等を除き、第三者に対する売却（金融商品取引所に上場されている場合には取引市場を通じた売却を含みます。）に限られます。本投資証券の第三者に対する売却が困難又は不可能となった場合、投資主は、本投資証券を希望する時期及び条件で換価できないこととなります。

(ハ) 本投資証券の市場性に関するリスク

本投資証券は、平成20年10月9日に本投資法人が東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行ったことにより、「有価証券上場規程」に規定される上場廃止基準に抵触し、平成20年11月10日付で上場廃止となりました。

本投資証券の上場が廃止された結果、投資主は、本投資証券を希望する時期又は条件で換価できないか、全く換価できない可能性があり、これにより損害を被る可能性があります。

なお、前記「1 投資法人の概況 (1) 主要な経営指標等の推移 ④ 決算後に生じた重要な事実 (イ) 民事再生手続終結及びビ・ライフ投資法人との合併」に記載のとおり、平成22年4月1日付で本投資法人はビ・ライフ投資法人を存続法人とし、本投資法人を消滅法人とする吸収合併を行い、本投資法人の投資口1口に対し、ビ・ライフ投資法人の投資口0.23口を割当交付し、本投資法人は解散しました。

(ニ) 本投資証券の価格変動に関するリスク

本投資法人は、不動産及び不動産を信託財産とする信託受益権を主な投資対象としていますが、不動産の価格及び不動産を信託財産とする信託受益権の価格は、不動産市況、社会情勢等の影響を特に受け易いといえます。さらに、不動産の流動性は一般に低いので、望ましい時期及び価格で不動産を売却することができない可能性があり、そのために実際の売却時までには価格が下落する可能性等もあります。これらの要因により本投資法人の保有する資産の価値が下落すれば、本投資証券の価値の下落をもたらす可能性があります。

そのほか、本投資法人又は本資産運用会社に対して監督官庁等による行政処分又は行政処分を求める勧告が行われた場合にも、本投資証券の価値が下落することがあります。

(ホ) 投資口の希薄化に関するリスク

本投資法人は、資産の取得若しくは修繕等、本投資法人の運営に要する資金、又は債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。）等の資金の手当てを随時必要としています。かかる資金の手当てを目的として投資口を随時追加発行する予定です。投資口が追加発行された場合、既存の投資主が有する投資口の本投資法人の発行済投資口総数に対する割合は、当該追加発行において所要の口数を追加的に取得しない限り、希薄化することとなります。さらに、追加発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの純資産額等が影響を受けることがあります。

(ヘ) 金銭の分配に関するリスク

本投資法人は前記「2 投資方針 (3) 分配方針」に記載の分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無、金額及びその支払は、如何なる場合においても保証されるものではありません。

(ト) LTVに関するリスク

本投資法人のLTVの上限は、本資産運用会社の運用ガイドラインにより60%としますが、資産の取得等に伴い一時的に60%を超えることがあります。LTVの値が高まれば高まるほど、一般的に、分配可能金額が金利変動の影響を受け易くなり、その結果投資主への分配額が減少するおそれがあります。

(チ) 投資法人の法律上、税制上その他諸制度の取扱いに関するリスク

投資法人に関する法律上、税制上その他諸制度上の取扱い若しくは解釈が大幅に変更され、又は新たな法律が制定される可能性があり、それに伴い、本投資法人の現在の運用方針、運営形態等の変更が必要となる可能性があります。その結果、本投資法人の存続、収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(リ) 本投資法人の登録が取り消されるリスク

本投資法人は、投信法の下で投資法人としての登録を受けており、将来にわたりこれを維持する方針ですが、一定の事由が発生した場合、登録を取り消される可能性があります。その場合、本投資証券の上場が廃止されるとともに、本投資法人は解散すべきものとされ、清算手続に入ることとなります。

② 商品設計及び関係者に関するリスク

(イ) 収益及び費用並びにキャッシュフローの変動に関するリスク

本投資法人の収益は、主として本投資法人が取得する不動産関連資産からの賃料収入に

依存しています。不動産関連資産にかかる賃料収入は、不動産関連資産の稼働率の低下、賃料水準の低下（賃料水準に関しては、後記「③ 不動産関連資産－不動産に関するリスク（ワ）わが国における賃貸借契約に関するリスク」及び「同（ヨ）賃料の減額に関するリスク」も併せてご参照下さい。）、テナントによる賃料の支払債務の不履行・遅延等により、大きく減少する可能性があります。テナントの入居時及びその後の支払能力又は信用状態は入居後に悪化する可能性もあります。また、当該不動産関連資産に関して締結される賃貸借契約に基づく賃料が、一般的な賃料水準に比して適正な水準にあるとは限りません。

本投資法人は、本資産運用会社を通じて、良質のテナントを確保すべく努力しますが、その目的が達成されるとは限りません。

また、収入の減少だけでなく、退去するテナントへの敷金・保証金の返還、多額の資本的支出（注）、未稼働の不動産関連資産の取得等は、キャッシュフローを減ずる効果をもたらす、投資主への分配金額に悪影響を及ぼす可能性があります。

賃料収入のほか、不動産関連資産の売却に伴い収入が発生する可能性があります。不動産関連資産の売却に伴う収入は、恒常的に発生するものではなく、本投資法人の運用方針や不動産市場の環境に左右されるものであって、安定的に得られる性格のものではありません。

他方、不動産関連資産に関する費用としては、減価償却費、不動産関連資産に関して課される公租公課、不動産関連資産に関して付保された保険の保険料、管理組合費、水道光熱費、不動産管理費用、清掃衛生業務、保安警備業務及び設備管理業務等の建物管理業務にかかる費用、維持修繕費用、借地借家料、テナント誘致費用（媒介手数料、広告料等）等があります。かかる費用の額は状況により増大する可能性があります（費用の増加リスクに関しては、後記「③ 不動産関連資産－不動産に関するリスク（タ）不動産の運用費用の増加に関するリスク」も併せてご参照下さい。）。

このように、不動産関連資産からの収入が減少する可能性がある一方で、不動産関連資産に関する費用が増大する可能性があり、これら双方又はいずれか一方の事由が生じた場合、投資主への分配金額の減少その他の悪影響を及ぼす可能性があります。

（注）建物の修繕等において、固定資産（建物・設備等）の機能若しくは価値を増加させ、又は耐用年数を延長させるための支出をいいます。

（ロ）借入れ及び投資法人債に関するリスク

本投資法人は、本書記載の投資方針に従い、継続的に適格機関投資家からの借入れ及び投資法人債の発行による資金調達を行うことを予定しています。本投資法人は規約において、その上限を、借入れについては1兆円、投資法人債（短期投資法人債を含みます。）については1兆円（ただし、合計して1兆円を超えないものとします。）としています。

借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件は、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、今後、本投資法人の希望する時期及び条件で借入れ及び投資法人債の発行を行うことができるという保証はありません。

借入れ及び投資法人債の金利は、借入時及び投資法人債発行時の市場動向に左右され、変動金利の場合、その後の市場動向にも左右されます。一般的に、市場金利が上昇傾向にある場合、本投資法人の利払額は増加します。

金利が上昇しても本投資法人の受け取る賃料収入等が連動して上昇するわけではないので、分配可能金額は減少する可能性があります。税法上、利益配当の損金算入要件のうち、投資法人による借入金の借入先を租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を

含みます。以下「租税特別措置法」といいます。)に規定する機関投資家に限定するという要件により、本投資法人が資金調達を行うに際して、借入先が限定され資金調達が機動的に行えない場合があります。追加の借入れを行おうとする際には、担保提供等の条件について制約が課され、本投資法人が希望する条件での借入れができなくなる可能性もあります。

また、本投資法人が借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、LTV等に応じて投資主への金銭の分配を制約する等の財務制限条項が設けられたり、修繕費用や預り金等に対応した現金の積立てを強制される場合もあり、また物件の取得に一定の制約が課され、規約等の変更が制限される場合もあります。このような制約が本投資法人の運営に支障をもたらすほか、これらの制約により投資主への金銭の分配が制限され、利益配当等の損金算入要件を満たせなくなる等、投資主への金銭の分配に重大な悪影響を及ぼす場合があります。

借入れ又は投資法人債の発行において不動産関連資産に担保を設定した場合（当初は無担保の借入れ又は投資法人債であっても、一定の条件の下に担保設定を要求される場合もあります。）、本投資法人が担保の設定された不動産関連資産の売却を希望したとしても、担保の解除手続きその他の事情により、希望どおりの時期に売却できない又は希望する価格で売却できない可能性があります。また、収益性の悪化等により不動産関連資産の評価額が借入先によって引き下げられた場合、ほかの借入れを行う場合等、一定の条件の下に不動産関連資産に対して追加して担保を設定することを要求される可能性もあります。特に、不動産関連資産からのキャッシュフローが減少したり、その評価額が引き下げられたりした場合には、借入先より借入金の早期返済を強制され、本投資法人の希望しない条件で借換資金を調達せざるを得なくなったり、借入先より不動産関連資産の売却による返済を強制され、本投資法人の希望しない時期及び条件で不動産関連資産を処分せざるを得なくなる状況も想定され、その結果本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

借換えや不動産関連資産の売却等によって借入金の期限前返済を行う場合には、違約金等の返済又は償還コストがその時点の金利情勢によって決定されることがあり、予測しがたい経済状況の変動が投資主に損害を与える可能性もあります。

さらに、本投資法人が返済期が到来した借入れ又は投資法人債の借換えを行うことができないことにより、本投資法人のキャッシュフロー、金利情勢その他の理由により、不動産関連資産を処分しなければ借入れ及び投資法人債の返済ができなくなる可能性があります。この場合、本投資法人の希望しない時期及び条件で不動産関連資産を処分せざるを得ない状況も想定され、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

本投資法人が借入れ又は投資法人債について債務不履行となった場合、それらの債権者により本投資法人の資産に対して仮差押え等の保全処分や差押え等の強制執行が行われることがあるとともに、本投資法人に対して破産等の倒産手続の申立が行われる可能性があります。

(ハ) 本投資法人以外の関係者への依存に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用を本資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウによるところが大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基礎等を必ずしも維持できるとの保証はありません。本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者は、委託を受けた業務の執行につき金融商品取引法又は投信法上の善管注意義務及び忠実義務を負っていますが、

これらの者による業務の懈怠その他義務違反があった場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、一定の場合には、本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者との委託契約が解約又は解除されることがあります。投信法上、資産の運用、資産の保管及び一般事務に関しては第三者への委託が必須のものとされているため、委託契約が解約又は解除された場合には、本投資法人は新たな資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者を選任する必要があります。しかし、新たな資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者を速やかに選任できるとの保証はなく、速やかに選任できない場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があるほか、場合によっては本投資証券が上場廃止になる可能性もあります。さらに、本資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託会社、破産等により金融商品取引法における登録又は業務遂行能力を喪失する場合には、新たな資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託会社への委託が必要となり、上記と同様のリスクがあります。

(二) 本資産運用会社に関するリスク

本投資法人が適切な不動産関連資産を確保するためには、特に本資産運用会社の能力、経験及びノウハウによるところが大きいと考えられますが、本資産運用会社においてかかる業務遂行に必要な人的・財政的基礎が常に維持されるとの保証はありません。

本投資法人は、投資主総会の承認を得て本資産運用会社との資産運用委託契約を解約することができます。また、本投資法人は、投信法及び資産運用委託契約の規定に基づいて、本資産運用会社が職務上の義務に違反した場合その他一定の場合に本資産運用会社との資産運用委託契約を解約又は解除することができるほか、本資産運用会社が金融商品取引法上の金融商品取引業者でなくなったときその他一定の場合には本資産運用会社との資産運用委託契約を解約又は解除しなければならないとされています。本資産運用会社との資産運用委託契約が解約又は解除された場合、本資産運用会社との資産運用委託契約においては一定の手当てがなされていますが、一般的には上記（ハ）に記載のリスクがあてはまります。また、資産運用会社の変更は、本投資法人の借入金債務及び投資法人債の期限の利益の喪失事由となる可能性があります。

なお、本投資法人と本資産運用会社との間の資産運用委託契約は、平成22年2月23日に開催された投資主総会の決議に基づき、平成22年3月31日をもって解約されました。

(ホ) プロパティ・マネジメント会社に関するリスク

不動産関連資産に関しては、プロパティ・マネジメント会社を選定され、当該関連する不動産関連資産につきプロパティ・マネジメント業務を行います。

一般に、建物の保守管理を含めたプロパティ・マネジメント業務全般の成否は、プロパティ・マネジメント会社の能力、経験及びノウハウによるところが大きく、不動産関連資産の管理については、管理を委託するプロパティ・マネジメント会社の業務遂行能力に強く依拠することになります。プロパティ・マネジメント会社においてかかる業務遂行に必要な人的・財政的基礎が維持される保証はありません。特に、本資産運用会社はプロパティ・マネジメント業務をTHPに原則として全て委託する方針であるため、本投資法人の資産管理はTHPの業務遂行能力に強く依拠しています。よってプロパティ・マネジメント会社、特にTHPの業務遂行が円滑になされない場合又は業務の懈怠その他義務違反があった場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、プロパティ・マネジメント会社が、破産その他の法的倒産手続等により業務遂行能

力を喪失する場合には、本投資法人の日常の業務遂行に影響を及ぼすことになり、投資主への金銭の分配に影響を与える可能性があります。

(へ) 役員の職務遂行にかかるリスク

投信法上、投資法人を代表しその業務執行を行う執行役員及び執行役員の業務の監督等を行う監督役員は、投資法人からの受任者として善良な管理者としての注意義務（以下「善管注意義務」といいます。）を負い、また、法令、規約及び投資主総会の決議を遵守し投資法人のため忠実に職務を遂行する義務（以下「忠実義務」といいます。）を負っています。本投資法人の執行役員又は監督役員が、職務遂行上、善管注意義務又は忠実義務に反する行為を行った場合、結果として投資主が損害を受ける可能性があります（なお、執行役員及び監督役員の業務の詳細については、前記「1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構」をご参照下さい。）。

(ト) 本投資法人の運営に関与する法人の利益相反等に関するリスク

金融商品取引法上、本資産運用会社は、本投資法人のため忠実に、かつ本投資法人に対し善良な管理者の注意をもって、本投資法人の資産の運用にかかる業務を遂行することが義務づけられているほか（金融商品取引法第42条）、本投資法人の利益を害することを内容とした運用を行うこと等が明示的に禁止されています（金融商品取引法第42条の2）。

しかしながら、本資産運用会社はほかの投資法人等の資産運用会社となる可能性があり、その場合、上記の善管注意義務や忠実義務等の存在にもかかわらず、本投資法人に不利益となる意思決定を行う可能性を否定できません。

また、本資産運用会社は、本投資法人に対し善管注意義務と忠実義務を負いますが、さらに運用ガイドラインに基づく自主的なルールも定めています（詳細については、前記「1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構」及び後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限」をご参照下さい。）。

本資産運用会社の大株主は本資産運用会社を介して本投資法人が行う取引について、それぞれの立場において自己又は第三者の利益を図ることが可能な立場にあります。加えて、かかる大株主は、自ら不動産投資若しくは運用業務を行っており又は将来行うことがあるほか、資産運用業務を行うほかの会社に出資を現在行っており又は将来行う可能性があります。そのため、第一に、本資産運用会社が、かかる大株主に有利な条件で、本投資法人にかかる資産を取得させることにより、かかる大株主の利益を図るおそれがあり、第二に、本投資法人とかかる大株主が特定の資産の取得若しくは処分又は特定の資産の賃貸借若しくは管理委託に関して競合する場合、本資産運用会社が本投資法人の利益を優先せず、かかる大株主又はその顧客の利益を優先し、その結果本投資法人の利益を害することとなるおそれがあります。

金融商品取引法及び投信法では、損害が生じた場合に資産運用会社の責任を追及できるよう、資産運用会社や投資法人の帳簿等が公正な手続で作成され、証拠として蓄積されるような体制を充実させています。さらに、本資産運用会社は、特定資産の価格等の調査を一定の専門家に行わせることで、価格の公正さを確保し、投資判断の決定プロセス等に客観性・公明性を持たせる体制をとっています。

しかし、本資産運用会社が上記の行為準則に反したり、法定の措置を適正にとらない場合には、投資主に損害が発生する可能性があります。

(チ) 本投資法人や本資産運用会社の歴史が浅いことによるリスク

本投資法人及び本資産運用会社は、それぞれ平成16年9月及び平成15年5月に設立されたものであり、未だ実績が乏しく、過去の実績を的確に評価することは難しいものと思われます。このことは、将来の運用成果等を予測することが難しいことを意味します。

(リ) インサイダー取引規制等が存在しないことによるリスク

投資証券は、上場株式等と異なり、金融商品取引法第166条に定める会社関係者の禁止行為（いわゆる「インサイダー取引規制」）の対象ではありません。したがって、本投資法人の関係者が本投資法人にかかる一定の重要な事実を立場上知り、その重要事実の公表前に本投資証券の取引を行った場合であっても金融商品取引法上はインサイダー取引規制に抵触しません。しかし、本投資法人の関係者が金融商品取引法で禁じられているインサイダー取引（注）に類似する取引を行った場合には、本投資証券に対する投資家の信頼を害し、ひいては本投資証券の価値の下落等の悪影響をもたらす可能性があります。

（注）上場会社等の役員・大株主・その他の会社関係者が証券の投資判断に影響を及ぼす重要な未公開の内部情報を有する場合に、それを利用して行う不正な証券取引で、売買取引の公正と投資者保護のために規制される取引をいいます。ただし、投資法人では法令上は規制されていません。

(ヌ) 敷金・保証金の利用に関するリスク

本投資法人は、不動産関連資産の賃借人が賃貸人に対し無利息又は低利で預託した敷金又は保証金を投資資金として利用する場合があります。しかし、そのような場合に、賃貸借契約の中途解約により想定外の時期に予想外の金額の敷金又は保証金の返還義務が生じることにより、本投資法人は、敷金又は保証金の返還資金をそれらよりも調達コストの高い借入れ等により調達せざるを得なくなることもあります。また、賃貸借契約に伴い敷金又は保証金の一部が一定期間において償却される旨の合意がなされることがありますが、かかる償却部分の金額については当該期間の途中で契約が中途解約された場合には償却できない可能性があります。また、かかる金額の多寡によってはかかる合意そのものが無効とされる可能性があります。そのような場合にも、想定外の時期に予想外の金額の敷金又は保証金の返還義務が生じることがあります。さらに、敷金又は保証金の投資運用が失敗に終わり損失が生じる可能性もあります。その結果、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

(ル) 投資対象を主として住居用の不動産としていることによるリスク

本投資法人は、主として住居の用に供されている不動産を投資対象としています。したがって、景気動向、人口動向等、賃貸住宅市場の状況を左右する要因如何によって、賃貸住宅のテナントが獲得できなかつたり、テナントが賃料を約定どおり支払うことができなくなつたり、賃貸借契約を解約したり、これを更新せずに退去したり、賃料の減額請求を行つたりする可能性があります。また、本投資法人は賃貸住宅の将来における安定需要及び賃貸住宅による収益の将来的安定性を見込んでいますが、そのような見込みが現実化する保証はありません。

(ロ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

本投資法人の規約に記載されている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、本投資法人の役員会及び本資産運用会社の取締役会が定めたより詳細な投資方針、運用ガイドライン等については、投資主総会の承認を得ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されな

いまま、これらに変更される可能性があります。

(ワ) 資産取得・売却に関するリスク

本投資法人は、現に保有する運用資産及び当該資産のみを取得・保有することを目的として組成されたものではありません。本投資法人は、常に新たな資産取得に向けた市場調査と資産取得の提案及び売却情報の入手に努めており、必要に応じ、潜在的な売主又は買主との間で交渉を行っています。その結果、新たな資産の取得又は売却が決定された場合には、適時開示に努めます。したがって、例えば、かかる資産取得又は売却の決定が、本書の提出の直後に公表される場合もあり得ます。

また、資産取得に際し、実際に合意し適時開示を行った場合にも、内装工事や修繕、物件の特性、売主その他の関係権利者との協議の結果として、実際の引渡し・資産運用の開始までに一定期間を要することがあります。資産取得の合意から引渡しまでの間に、経済環境が著しく変動した場合等においては、当該資産を購入することができないおそれも否定できません。それらの結果、予定した収益を上げることが困難となるおそれがあります。

③ 不動産関連資産－不動産に関するリスク

本投資法人の主たる運用資産は、前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類(規約第29条)」に記載のとおり、不動産関連資産等です。不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産の所有者は、その信託財産である不動産又は裏付けとなる不動産を直接所有する場合と、経済的には、ほぼ同様の利益状況に置かれます。したがって、以下に記載する不動産に関するリスクは、不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産についても、ほぼ同様にあてはまります。

なお、信託の受益権特有のリスクについては、後記「④ 不動産関連資産－信託受益権特有のリスク」をご参照下さい。

また、本投資法人は、将来、不動産を直接取得する可能性があり、この場合、以下のリスクは直接にあてはまることになります。

(イ) 不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク

一般に、不動産の有する特徴として、特に地理的位置の固定性、不動性(非移動性)、永続性(不変性)、個別性(非同質性・非代替性)等が挙げられます。また、上記の特性のほかに、取引当事者の属性、取引動機等の取引事情等によってもその価格が影響される等の特性もあります。これらの特性のために、不動産は、国債・長期預金等の金融商品等に比べ一般的に流動性が相対的に低い資産として理解されています。そして、それぞれの不動産の個別性が強いため、売買において一定の時間及び費用を要しますし、その時間及び費用の見積もりが難しく、予想よりも多くの時間及び費用が費やされ、その結果、不動産を取得又は売却できない可能性があり、さらに、不動産が共有物件又は区分所有物件である場合、土地及び建物が別個の所有者に属する場合等、権利関係の態様が単純ではないことがあり、以上の流動性等に関するリスクが増幅されます。

経済環境及び不動産需給関係の影響によっては、取得を希望する物件を希望どおりの時期・条件で取得できず、又は売却を希望する物件を希望どおりの時期・条件で売却できない可能性もあります。これらの結果、本投資法人はその投資方針に従った運用ができず、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

(ロ) 物件取得の競争に関するリスク

本投資法人は、その規約において、不動産関連資産を主たる投資対象として、中長期的な観点から、不動産関連資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことをその投資の基本方針としています。しかしながら、不動産投資信託その他のファンド、大小の投資家等による不動産投資は今後活発化する可能性があり、その場合、物件取得の競争が激化し、物件取得がそもそもできず又は投資採算の観点から希望した価格での物件取得ができない等の事情により、本投資法人が利回りの向上、収益の安定化等のために最適と考える資産のポートフォリオを実現できない可能性があります。その他、本書記載の様々なリスクや要因により、本投資法人はその投資方針に従った運用ができず、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

(ハ) テナントの獲得競争に関するリスク

通常、不動産関連資産は、ほかの不動産とのテナント獲得競争にさらされているため、競合する不動産の新築、リニューアル等の競争条件の変化、競合不動産の募集賃料水準の引下げ等により、賃料引下げ又は稼働率の低下を余儀なくされ、本投資法人の収益が悪化する場合があります。特に、立地条件、建物仕様等の点で本投資法人の不動産関連資産に優る競合不動産がある場合、その傾向は顕著になるものと予想されます。

(ニ) 不動産の物的及び法的な欠陥・瑕疵に関するリスク

一般に、不動産には地盤地質、構造、材質等に関して欠陥、瑕疵等（隠れたものを含みます。）が存在している可能性があります。また、適用される法令上の規制の遵守状況、周辺の土地利用状況等によっても、その瑕疵又は欠陥となる可能性となるものが含まれています。そこで、本資産運用会社が不動産又は信託受益権の選定・取得の判断を行うに当たっては、対象となる不動産関連資産について利害関係のない第三者の建設会社等の専門業者から建物状況評価報告書等を取得し、かつ、原則として当該不動産又は信託受益権の売主から売買契約等において譲渡の時点における一定の表明及び保証を取得するとともに、一定の瑕疵担保責任（注）を負担させることとしています（ただし、特に特別目的会社から譲渡を受ける場合は、瑕疵担保責任を負担させられないこともあります。）。しかし、建物状況評価報告書等の作成にかかる専門業者の調査には、提供される資料の内容及びその調査範囲、時間的な制約等から一定の限界があり、不動産関連資産に関する欠陥・瑕疵について完全に報告が行われているとは限りません。さらに、建物状況評価報告書等で指摘されなかった事項であっても、本投資法人が不動産又は信託受益権を取得した後に欠陥、瑕疵等の存在が判明する可能性があります。

また、不動産又は信託受益権の売主の表明及び保証の内容が真実かつ正確であるとは限らず、本投資法人の取得後に欠陥、瑕疵等の存在が判明する可能性がある一方、表明及び保証の期間及び責任額は一定範囲に限定されるのが通例です（なお、強制競売で購入した物件については、瑕疵担保責任の追及はできません（民法第570条但書）。）。さらに、不動産又は信託受益権の売主が表明及び保証を全く行わず、若しくは制限的にしか行わない場合、又は瑕疵担保責任を全く負担せず、若しくは制限的にしか負担しない場合であっても、本投資法人が当該不動産又は信託受益権を取得する可能性があります。

不動産関連資産に欠陥、瑕疵等が存在する場合、その程度によっては、当該不動産関連資産の資産価値が減少する可能性があり、又は、これを防ぐために、買主である本投資法人が当該欠陥、瑕疵等の補修その他にかかる予定外の費用を負担せざるを得ない可能性があります。そして、これらに関し売主に対して表明及び保証違反を理由とする損害賠償責

任や瑕疵担保責任を追及することが法的には可能であっても、売主が特別目的会社や経済的に破綻した会社である等のためその資力が十分でなかったり、解散等により存在しなくなっている等の事情により、責任追及に実効性がなく本投資法人に費用負担が発生するおそれがあります。本投資法人が特別目的会社から取得した不動産関連資産については、信託受益権の購入にかかる停止条件付信託受益権売買契約上、売主は、責任財産を限定してのみ瑕疵担保責任を負っています。

不動産をめぐる権利義務関係も、その特殊性や複雑性のゆえに種々の問題を引き起こす可能性があります。本投資法人は不動産関連資産を取得するに当たって、不動産登記簿を確認する等売主の所有権の帰属に関する調査を行います。不動産登記にいわゆる公信力がない一方で、実際の取引において売主の権利帰属を確実に知る方法が必ずしもあるとはいえないため、本投資法人の取得後に、当初より売主が所有権を取得し得なかったことが判明する可能性があります。また、本投資法人が取得した権利が第三者の権利の対象になっていることや第三者の権利を侵害していることが、本投資法人の取得後になって判明する可能性があります。これらの問題が発生した場合、前述した欠陥、瑕疵等と同様、法律上又は契約上の瑕疵担保責任や表明保証責任を追及できることもありますが、そのような責任追及には実効性がないおそれもあります。

(注) 民法第570条に基づく、売買の目的物に隠れた瑕疵があったときに売主が買主に対して負う責任をいいます。

(ホ) 土地の境界紛争等に関するリスク

不動産関連資産を取得するまでの時間的制約等から、隣接地権者からの境界確定同意が取得できず又は境界標の確認ができないまま、当該不動産関連資産を取得する事例が一般に少なからず見られ、本投資法人において今後取得する物件についてもその可能性は小さくありません。したがって、状況次第では、後日これを処分するときに事実上の障害が発生し、また境界に関して紛争が発生して、所有敷地の面積の減少、損害賠償責任の負担を余儀なくされる等、不動産関連資産について予定外の費用又は損失を負担する可能性があります。同様に、越境物の存在により、不動産関連資産の利用が制限され賃料に悪影響を与える可能性又は越境物の除去等のために追加費用を負担する可能性もあります。

これらの結果、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

(ヘ) 不動産にかかる行政法規・条例等に関するリスク

不動産のうち建物は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準等を定める建築基準法（昭和25年法律第201号、その後の改正を含みます。以下「建築基準法」といいます。）の規制に服します。その建築時点（正確には建築確認取得時点）においては、建築基準法上及び関連法令上適格であった建物でも、その後の建築基準法等の改正に基づく規制の変更により、変更後の規制の下では不適格になることがあります。例えば、建築基準法は、耐震基準について昭和56年にいわゆる新耐震基準を採用し、それ以降に建築されるべき建物にはそれ以前とは異なる耐震基準が適用されています。

その他、不動産は、様々な規制の下にあり、国の法令のほか、各地方公共団体の条例、行政規則等による規制があることもあります。例えば、駐車場の付置義務、住宅の付置義務、福祉施設の付置義務等のほか、これらの義務に関連して、建物の新築・増築に際して地方公共団体等と協議する義務等を課されることがあります。また、道路指定により敷地面積・容積率が結果として減少することもあります。そして、これらの規制も、随時改正・変更されています。

法規制の変化によりかつて法令に適合していながら後日適合しなくなった建物を「既存

不適格」と呼ぶことがあります。既存不適格の建物は、これを改築したり、建て替えたりしようとする際に、従前の建物と同等の建ぺい率（注）、容積率（注）、高度、設備等を維持できなくなり、追加の設備が必要とされ、又は建替自体が事実上困難となる可能性があります。このような場合には、不動産の資産価値や譲渡価格が下がり、その結果、投資主に損害を与える可能性があります。

以上のほか、土地収用法（昭和26年法律第219号、その後の改正を含みます。）や土地区画整理法（昭和29年法律第119号、その後の改正を含みます。）のような私有地の収用・制限を定めた法律の改正等により、不動産の利用、用途、収用、再開発、区画整理等に規制が加えられ、又はその保有、管理、処分その他の権利関係等に制限が加えられることがあります。その結果、関連する費用等が増加し、又は不動産の価値が減殺される可能性があります。

（注）「建ぺい率」とは、建築基準法第53条に定められる、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合をいい、本書では用途地域等に応じて都市計画で定められる数値を記載しています。なお、本書で記載する建ぺい率は、敷地が街区の角にあることその他の要因により実際に適用される割合とは、異なる場合があります。「容積率」とは、建築基準法第52条により定められる、建築物の各階の床面積の合計の敷地面積に対する割合をいい、本書では用途地域等に応じて都市計画で定められる数値を記載しています。なお、本書で記載する容積率は、前面道路の幅員その他の要因により実際に適用される割合とは、異なる場合があります。また、「用途地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号、その後の改正を含みます。以下「都市計画法」といいます。）第8条第1項第1号に掲げられているものをいいます。地域内で建築（新築・増築・改築・移転）したり建物の用途を変更したりするような場合には、用途地域の種類によって一定の制限を受けることがあります。

（ト）法令等の変更に関するリスク

消防法その他不動産の建築・運営・管理に影響する関係法令又は条例の改正等により、将来的に不動産関連資産の管理費用等が増加する可能性があります。また、建築基準法、都市計画法等の不動産に関する行政法規の改正等、新たな法令等の制定及びその改廃、又は、収用、再開発、区画整理等の事業により、不動産関連資産に関する権利が制限される可能性があります。さらに、環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、不動産関連資産について、大気、土壌、地下水等の汚染にかかる調査義務、除去義務、損害賠償義務、所有者としての無過失責任等が課される可能性もあります。このように、法令又は条例の制定・改廃等が本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

（チ）区分所有物件に関するリスク

区分所有建物（注）とは建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号、その後の改正を含みます。以下「区分所有法」といいます。）の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分（居室等）と共有となる共用部分（建物の躯体、エントランス部分等）から構成されます。不動産が区分所有物件である場合には、その管理及び運営は区分所有者間で定められる管理規約等に服します。この管理規約等は、原則として区分所有者及びその議決権の各4分の3以上の多数決によらなければ変更できません（区分所有法第31条）。なお、建替え決議等においてはさらに多数決の要件が加重されています。また、区分所有者の議決権数は、必ずしも区分所有割合（専有部分の床面積割合）に比例するわけではありません。したがって、本投資法人が議決権の4分の3を有していない場合には、区分所有物件の管理及び運営について本投資法人の意向を十分に反映させることができない可能性があります。

区分所有者は、自己の専有部分を原則として自由に処分することができます。したがっ

て、本投資法人の意向にかかわらず区分所有者が変更される可能性があります。新区分所有者の資力、数、属性等の如何によっては、不動産関連資産の価値や収益が減少する可能性があります。これに対し、区分所有規約等において当該不動産の区分所有権（敷地の共有持分を含みます。）を処分する場合にほかの区分所有者の先買権又は優先交渉権、処分における一定の手続の履践義務等が課されている場合があります。この場合は、本投資法人が区分所有権を処分する際に事前に優先交渉をほかの区分所有者と行う等の制約を受ける可能性があります。

（注）一棟の建物であっても、構造上複数の部分に区分され、独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に使用される場合には、各々の建物部分は分離してそれぞれ所有権の対象とすることができます。このような所有権のことを区分所有権といい、区分所有権を有する者のことを区分所有者、区分所有の対象となる建物全体を区分所有建物といいます。

また、区分所有者は自己の専有部分を原則として自由に賃貸その他使用収益することができます。その結果、本投資法人の不動産関連資産の価値や収益は、ほかの区分所有者による使用収益の状況によって影響を受ける可能性があります。

加えて、ほかの区分所有者が自己の負担すべき公租公課、修繕費、保険料等の支払又は積立てを履行しない場合、本投資法人が不動産関連資産の劣化を避けるため、その立替払を余儀なくされるおそれがあります。これらの場合、本投資法人は、ほかの区分所有者にかかる立替払金の償還を請求することができ、かかる請求権については区分所有法第7条により担保権（先取特権）が与えられていますが、当該ほかの区分所有者の資力の如何によっては、償還を受けることができない可能性があります。

なお、区分所有建物では、専有部分と敷地利用権（区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利をいいます。）の一体性を保持するために、区分所有法第22条で、専有部分と敷地利用権を分離して処分することが禁止されています（ただし、区分所有規約で別段の定めをすることはできます。）。そして、敷地権（敷地利用権をもとに、区分所有建物の敷地になっている土地について建物と一体化されて登記されている権利をいいます。）の登記がなされている場合には、専有部分とは別に敷地利用権だけが分離されて処分されても、当該分離処分は無効となります。しかし、敷地権の登記がなされていない場合には、分離処分の無効を善意の第三者に主張することができません。その結果、敷地利用権を有しない専有部分の所有者が出現する可能性等があります。そのような場合には、区分所有建物と敷地の権利関係が複雑になるため、不動産の鑑定評価及び市場での売買価格の決定等において、減価要因が増加する可能性があります。

（リ）共有物件に関するリスク

不動産関連資産が第三者との間で共有されている場合、その保存、利用、処分等について単独で所有する場合には存在しない種々の問題が生じる可能性があります。

まず、共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の過半数で行うものとされているため（民法第252条）、持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため（民法第249条）、ほかの共有者によるこれらの権利行使によって、本投資法人の当該不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

共有物全体を一括処分する際には、全共有者の合意が必要です。したがって、本投資法人は共有物を希望する時期及び価格で売却できないおそれがあります。もっとも、共有者

には共有物の分割を請求する権利があり（民法第256条第1項本文）、これにより単独の処分又は使用収益を行うことが可能ですが、現物分割が不可能である場合は、裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性があります（民法第258条第2項）。また、本投資法人が分割を請求できる反面、本投資法人が分割を望まないときでも、ほかの共有者からの請求にも服さなければならない可能性があります。共有者間で不分割の合意をすることは可能ですが（民法第256条第1項但書）、その場合であっても、合意の有効期間（同条により、5年が最長ですが、5年を限度に更新することも可能です。）が満了していたり、その合意が未登記であるために第三者に対抗できないことがあります。また、共有者について破産手続、会社更生手続又は民事再生手続が開始された場合、共有物の分割が行われる可能性があります（ただし、共有者は、破産手続、会社更生手続又は民事再生手続の開始の決定を受けたほかの共有者の有する共有持分を相当の償金を支払って取得することができます（破産法（平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。以下「破産法」といいます。）第52条、会社更生法（平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。）第60条、民事再生法（平成11年法律第225号、その後の改正を含みます。）第48条）。）。共有不動産の分割がなされた場合、当該不動産にかかる賃料収入等に大幅な変動が生じる可能性があるほか、現物分割又は価額償還の方法により分割がなされ、本投資法人が共有不動産の一部又は全部を取得する場合において、ほかの共有者が分割前にその共有持分に設定していた担保権に服することを余儀なくされる可能性もあります。

他方、共有持分については、共有者は自己の持分を原則として自由に処分することができます。したがって、本投資法人の意向にかかわらずほかの共有者が変更される可能性があります。新共有者の資力、数、属性等の如何によっては、不動産関連資産の価値や収益が減少する可能性があります。これに対し、共有者間の協定書、規約等において、当該不動産の持分を処分するに際し、ほかの共有者の先買権又は優先交渉権、事前同意の取得その他処分における一定の手続の履践等が課されている場合があります。この場合は、本投資法人が持分を処分する際に事前に優先交渉をほかの共有者で行う等の制約を受ける可能性があります。

共有不動産を賃貸に供する場合、賃貸人の賃料債権は不可分債権となり敷金返還債務は不可分債務になると一般的には解されています。したがって、本投資法人は、ほかの共有者（賃貸人）の債権者により当該ほかの共有者の持分を超えて賃料債権全部が差し押えられたり、借入者からの敷金返還債務をほかの共有者がその持分等に応じて履行しない場合に、敷金全部の返還債務を負わされる可能性があります。これらの場合、本投資法人は、自己の持分に応じた賃料債権相当額やほかの共有者のために負担抛出した敷金返還債務相当額の償還を当該ほかの共有者に請求することができますが、当該ほかの共有者の資力の如何によっては、償還を受けることができないおそれがあります。

また、共有者が自ら負担すべき公租公課、修繕費、保険料等の支払又は積立てを履行しない場合、当該不動産又はその持分が法的手続の対象となる可能性又は劣化する等の可能性があります。

共有不動産については、上記のような制約やリスクがあるため、不動産の鑑定評価及び市場での売買価格の決定等において、単独所有の場合には存在しない減価要因が加わる可能性があります。

(ヌ) 借地物件に関するリスク

本投資法人は、借地権（土地の賃借権及び地上権）と借地権設定地上の建物に投資することがありますが、このような物件は、土地建物とともに所有する場合に比べ、特有のり

スクがあります。

まず、借地権は、土地の賃借権の場合も地上権の場合も、永久に存続するものではなく、期限の到来により消滅し、借地権設定者側に正当な事由がある場合には更新を拒絶され、又は借地権者側に地代不払等の債務不履行があれば解除により終了することもあります。借地権が消滅すれば、建物買取請求権が確保されている場合を除き、建物を取り壊して土地を返還しなければなりません。仮に、建物買取請求が認められても本投資法人が希望する価格で買い取られる保証はありません。

さらに、敷地が売却され、又は抵当権の実行により処分されることがありますが、この場合に、本投資法人が借地権について民法、建物保護ニ関スル法律（明治42年法律第40号、その後の改正を含みます。）、借地借家法（平成3年法律第90号、その後の改正を含みます。以下「借地借家法」といいます。）等の法令に従い対抗要件を具備しておらず、又は競売等が借地権に先立ち対抗要件を具備した担保権の実行によるものである場合、本投資法人は、譲受人又は買受人に自己の借地権を主張できないこととなります。

また、借地権が土地の賃借権である場合には、これを取得し、又は譲渡する場合には、賃貸人の承諾が必要です。かかる承諾が速やかに得られる保証はなく、また、得られたとしても承諾料の支払を要求されることがあります。その結果、本投資法人が希望する時期及び条件で建物を処分することができないおそれがあります。

また、本投資法人が借地権を取得するに際して保証金を支払うこともあり得ますが、借地を明渡す際に、敷地所有者の資力が保証金返還に足りないときは、保証金の全部又は一部の返還を受けられないおそれがあります。

(ル) 開発物件に関するリスク

本投資法人は、原則として開発中の不動産への投資を行うことは予定していません。ただし、建物竣工後の取得を条件に不動産関連資産の取得のための契約を締結した上で、投資することがあります。建築中の不動産については、既に完成した物件を取得する場合に比べて、以下に例示するような固有のリスクが加わります。

- a. 開発途中において、地中障害物、埋蔵文化財、土壌汚染等が発見されることがあり、これらが開発の遅延、変更又は中止の原因となる可能性。
- b. 工事請負業者の倒産又は請負契約の不履行により、開発が遅延、変更又は中止される可能性。
- c. 開発コストが当初の計画を大きく上回る可能性。
- d. 天変地異により開発が遅延、変更又は中止される可能性。
- e. 行政上の許認可手続により開発が遅延、変更又は中止される可能性。
- f. 開発過程において事故が生じる可能性。
- g. その他予期せぬ事情により開発の遅延、変更又は中止が必要となる可能性。

これらの結果、開発物件からの収益等が予想を大きく下回る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、予定されていない費用、損害又は損失を本投資法人が被る可能性があります。また、竣工直後は稼働率が通常低く、稼働率を上げるのに予想以上の時間がかかることもあります。このため本投資法人の収益等が重大な悪影響を受ける可能性があります。

(ヲ) 鑑定評価額に関するリスク

不動産の鑑定評価額は、個々の不動産鑑定士による地域分析、個別分析等の分析の結果に基づく、ある一定時点における不動産鑑定士の判断及び意見を示したものととどまります。同一物件について鑑定評価を行った場合でも、個々の不動産鑑定士によって、その適用する評価方法又は調査の方法若しくは時期、収集した資料等の範囲等によって鑑定評価額が異なる可能性があります。また、かかる鑑定の結果が現在及び将来において当該鑑定評価額による売買を保証又は約束するものではなく、不動産が将来売却される場合であっても鑑定評価額をもって売却されるとは限りません。

(ワ) わが国における賃貸借契約に関するリスク

わが国における賃貸用住居その他の賃貸借契約では、契約期間を2年とし、その後別段の意思表示がない限り自動的に更新されるとするものが多く見られます。しかし、契約期間が満了する際、常に契約が更新されるとの保証はありません。また、契約期間の定めにかかわらず、テナントが一定期間前の通知を行うことにより契約を解約できることとされている場合が多く見受けられます。賃貸借契約が更新されず又は契約期間中に解約された場合、すぐに新たなテナントが入居するとの保証はなく、その結果、賃料収入が減少する可能性があります。

なお、賃貸人からの賃貸借契約の更新拒絶及び解除は、正当事由の存在が認められる場合を除いて困難であることが多いのが実情です。

定期賃貸借契約においては、テナントの賃料減額請求権を契約で排除することが可能です。また、定期賃貸借契約の有効期間中は契約中に定められた賃料をテナントに対して請求できるのが原則です。しかし、定期賃貸借契約においてテナントが早期解約した場合、残存期間全体についてのテナントに対する賃料請求が場合によっては認められない可能性があります。また、定期賃貸借契約において契約期間中は賃料改定を行わない約束がなされた場合、一般的な賃料水準が上昇することにより、一般的な賃料水準に対する当該定期賃貸借契約の賃料が相対的に低下する可能性があります。

高級賃貸用住宅は、相対的に需要（入居者）が限定されていて市場が小さく、このような住居がほかから新規供給された場合、市場への影響が少なくないことがあります。加えて、既存テナントが退去した場合、代替テナントが入居するまでの空室期間が長期化し、不動産の稼働率が大きく低下する場合もあり、時として代替テナント確保のために賃料水準を下げることもあります。また、そのような賃貸用住居は、欧米系企業・多国籍企業において海外から派遣される赴任者等を主な入居者として想定しているため、経済状況、国際状況の変化等により需要が大きく減少し、そのために不動産の稼働率が大きく低下したり、代替テナント確保のために賃料水準引下げを余儀なくされる可能性があり、そのような場合、賃料収入が大きな影響を受ける可能性もあります。

(カ) マスターリースに関するリスク

本投資法人の保有する不動産又は信託不動産においては、賃借人（サブリース会社）が当該不動産の所有者である本投資法人又は信託不動産の所有者である信託受託者との間でマスターリース契約を締結して建物を一括して貸借するとともに賃貸管理業務を受託し、その上で各貸室を第三者に対して転貸する、いわゆるサブリースの運用形態をとっているものが多くあります。サブリース会社の財務状態が悪化した場合、サブリース会社から賃貸人である本投資法人又は信託受託者への賃料の支払が滞るほか、賃貸管理その他サブリース会社としての機能に支障をきたして不動産又は信託不動産の稼働率が低下する可能性があり、本投資法人の収入が減少するおそれがあります。

(ヨ) 賃料の減額に関するリスク

不動産関連資産のテナントが支払うべき賃料は、賃貸借契約の更新時であるか、契約期間中であるかを問わず、賃貸人とテナントの合意により減額される可能性があります。さらに、テナントが賃貸人に対し、借地借家法第32条（又は借家法（大正10年法律第50号、その後の改正を含みます。）第7条）に基づく賃料減額請求権を行使する可能性もあります。また、不動産関連資産と競合すると思われる不動産の賃料水準が全般的に低下した場合には、新たに入居するテナントとの間で締結される賃貸借契約における賃料の額が従前の賃料の額と比較して低下するとともに、上記のような賃料減額の可能性もより増大することになり、本投資法人の賃料収入の減少をもたらす可能性があります。

上記のような通常の建物賃貸借に対して、一定の要件を満たすことにより、比較的長期の契約期間中、借地借家法第32条の賃料増減額請求権に服さない建物賃貸借（以下「定期建物賃貸借」といいます。）が存在します。もっとも、定期建物賃貸借契約においてテナントが契約期間の定めにかかわらず早期解約した場合、契約上の当然の権利として又は違約金条項に基づく権利として、残期間の賃料全てについて必ずテナントに対して請求できるかどうかは、未だ事例の蓄積が乏しいため定かではありません。特に、残期間の途中で新たなテナントが見つかり、賃料収入が得られることとなった場合には、その効力が制限される可能性があります。なお、そもそも契約上、違約金の額が一定期間の賃料に対応する分だけに限られている場合もあり得ます。また、賃貸人にとって、定期建物賃貸借契約には、通常の賃貸借契約に比べ契約期間中の賃料収入の安定が期待できるという有利な面がある一方で、賃料が低く抑えられがちであったり、特約の定め方によっては一般的な賃料水準が上昇する場合でもそれに応じた賃料収入の増加を期待することができない等、不利益な面もあります。

なお、本投資法人が賃貸している不動産関連資産を賃借人が転貸している場合には、転貸条件が必ずしも賃貸条件と同一ではなく、何らかの理由で本投資法人が転借人と直接の賃貸借契約関係を有することとなったとき、低額の賃料を甘受せざるを得ない可能性があります。

(タ) 不動産の運用費用の増加に関するリスク

経済全般のインフレーション、人件費や水道光熱費の高騰、不動産管理や建物管理にかかる費用又は備品調達等の管理コストの上昇、修繕費の負担、各種保険料の値上げ、公租公課の増大その他の理由により、不動産の運用に関する費用が増加する可能性があります。一方で、不動産関連資産からの収入がこれに対応して増加するとの保証はありません。

(レ) 入居者の建物使用態様に関するリスク

建物そのものが法令、条例等の基準を満たす場合であっても、入居者による建物への変更工事、内装の変更等により、建築基準法、消防法その他の法令、条例等に違反する状態となり、本投資法人が、その改善のための費用を負担する可能性があります。また、賃貸借契約における規定の如何にかかわらず、入居者による転貸や賃借権の譲渡が本投資法人の関与なしに行われる可能性があります。その他、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含みます。）に定める暴力団の入居、入居者による風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、その後の改正を含みます。）に定める風俗営業の開始等入居者の建物使用態様により不動産関連資産のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料水準が低下する可能

性があります。

(ソ) 不動産の毀損等に関するリスク

不動産関連資産につき滅失、毀損又は劣化が生じ、修繕が必要となることがあります。かかる修繕に多額の費用を要する場合があります。また、修繕工事の内容又はその実施の仕方によっては、テナントの使用収益に影響を与えたり、テナントの館内移転が必要となったりするため、賃料収入等が減少し又は少なからぬ付帯費用が発生する場合があります。他方、かかる修繕が困難又は不可能な場合には、将来的に不動産関連資産から得られる賃料収入等が減少するおそれがあります。これらの結果、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

(ツ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、地震、暴風雨、洪水、破裂爆発、落雷、風ひょう雪災、電氣的事故、機械的事故、戦争、暴動、騒乱、テロ等（以下「災害等」といいます。）により、不動産関連資産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が消滅又は減少する可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するため一定期間建物が不稼働を余儀なくされることにより、賃料収入が減少し又は当該不動産の価値が下落する結果、投資主に損害を与える可能性があります。また、これらの災害等によりテナントの支払能力等が悪影響を受ける可能性もあります。

ただし、本投資法人は、災害等による損害を補填する火災保険、包括賠償責任保険等を付保する方針です。しかし、不動産関連資産の個別事情等により、保険契約が締結されない可能性、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生する可能性、保険契約でカバーされない災害等（例えば、故意によるもの、戦争やテロ行為等に基づくものは必ずしも全て保険でカバーされるものとは限りません。）が発生する可能性又は保険契約に基づく支払が保険会社により行われず若しくは遅れる可能性も否定できません。また、保険金が支払われた場合でも、行政上の規制その他の理由により事故発生前の状態に回復させることができない可能性があります。

本投資法人の付保に関する方針の概要については、前記「2 投資方針 (1) 投資方針 ③ 運営管理方針」をご参照下さい。

(ネ) 不動産にかかる所有者責任に関するリスク

本投資法人の不動産関連資産の瑕疵等を原因として、第三者の生命、身体又は財産その他法律上保護に値する利益を侵害した場合に、損害賠償義務が発生し、結果的に本投資法人が予期せぬ損失を被る可能性があります。特に、土地の工作物の所有者は、民法上、占有者に過失がない場合は無過失責任を負うこととされています（民法717条第1項但書）。

不動産関連資産に関しては、施設賠償責任保険等の適切な保険を付保する予定です。しかし、不動産関連資産の個別事情等により、保険契約が締結されない可能性、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生する可能性又は保険契約に基づく支払が保険会社により行われず若しくは遅れる可能性は否定できません。

(ナ) 有害物質にかかるリスク

不動産関連資産として取得した土地について産業廃棄物等の有害物質が埋蔵されている場合、当該土地及び建物の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替え又は洗浄が必要となつて予想外の費用及び時間が必要と

なる可能性があります。また、不動産関連資産として取得した建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材等が使用されている又は使用されている可能性がある場合、PCBが保管されている場合等には、状況によって当該建物及びその敷地の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、かかる有害物質を除去するために建材等の全面的又は部分的交換、保管・撤去費用等が必要となって予想外の費用及び時間が必要となる可能性があります。平成22年3月31日現在、アスベスト等を使用している又は使用している可能性のある建物が、取得済みの不動産に含まれています。

また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、不動産関連資産の所有者として損害を賠償する義務が発生する可能性があります。

(ラ) 投資対象とする不動産の偏在に関するリスク

本投資法人は、前記「2 投資方針 (1) 投資方針」及び本書記載の投資方針に記載された投資方針に基づき運用を行いますが、その投資対象とする不動産が、不動産市況によって一定の用途又は地域に偏在した場合、当該地域における災害等、市況の低迷による稼働率の低下、賃料水準の下落等が、本投資法人の収益等又は存続に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、テナント獲得に際し賃貸市場において投資対象とする不動産相互間で競合し、結果として賃料収入が減少し、本投資法人の収益に影響を与える可能性があります。

また、一般に、資産総額に占める個別の投資対象とする不動産の割合は、資産総額の規模が拡大する過程で低下していくと予想されるものの、資産総額に占める割合が大きい不動産関連資産に関して、災害等、稼働率の低下、賃料水準の下落等の事情が発生した場合には、本投資法人の収益等又は存続に著しい悪影響をもたらす可能性があります。

(ル) テナントの支払能力に関するリスク

賃借人（テナント）が特に解約の意思を示さなくても、テナントの財務状況が悪化した場合又はテナントが破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他の倒産手続の対象となった場合には、賃料の支払が滞る可能性があります。このような延滞された賃料等（場合により原状回復費用その他の損害金を含みます。）の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超えると、投資主に損害を与える可能性があります。特に、全賃料収入のうち特定のテナントからの賃料収入が占める割合が小さくない場合においては、当該テナントが賃料の支払能力を失った場合には、当該不動産の賃料収入に与える影響が大きくなります。また、賃貸人が賃貸借契約上の債務の履行を怠った場合には、テナントは賃料不払をもってこれに対抗することができるため、テナントが賃貸人側の何らかの落ち度を理由に意図的な賃料不払をもって対抗する可能性もあり、その場合には当該不動産から得られる賃料収入にも影響を及ぼすこととなるため、投資主に損害を与える可能性があります。本投資法人では、かかるリスクを低減するために、テナント信用力を勘案したテナント選定及び賃料支払状況等の管理体制の整備を行い、また、投資対象の適切な分散を図りますが、かかるリスクが現実化しないという保証はありません。

(ロ) 売主の倒産等の影響を受けるリスク

一般に、不動産又は信託受益権を売却した後に売主が倒産手続に入った場合、当該不動産又は信託受益権の売買又は売却についての対抗要件具備が当該売主の管財人により否認される可能性があります。また、財産状態が健全でない売主が不動産又は信託受益権を売却した場合、当該不動産又は信託受益権の売買が当該売主の債権者により詐害行為を理由

に取り消される可能性があります。

また、売買取引を担保付融資取引であると法的に性格づけることにより、依然としてその目的物が売主（又は倒産手続における管財人又は財団）に属すると解される可能性があり、特に担保権の行使に対する制約は、破産手続等に比較して相対的に大きい会社更生手続においては深刻な問題となり得ます。

(中) 不動産の売却に伴う責任に関するリスク

本投資法人が運用資産を売却した場合に、当該運用資産に物的又は法律的な瑕疵があるために、法律の規定に従い、瑕疵担保責任を負う可能性があります。特に、本投資法人は、宅地建物取引業法上のみなし宅地建物取引業者となりますので、買主が宅地建物取引業者でない場合には、瑕疵担保責任を排除することが原則としてできません。

また、法律の規定以外にも、売買契約上の規定に従い、運用不動産の性状その他に関する表明保証責任を負う可能性があります。

これらの法律上の瑕疵担保責任又は契約上の表明保証責任を負う場合には、買主から売買契約を解除され、又は買主が被った損害の賠償をしなければならず、本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

さらに、賃貸中の運用不動産の売却においては、新所有者が賃借人に対する敷金返還債務等を承継するものと解されており、実務もこれに倣うのが通常ですが、旧所有者が当該債務を免れることについて賃借人の承諾を得ていない場合、旧所有者は新所有者とともに当該債務を負い続けると解される可能性があり、予定外の出費を強いられる場合があります。

④ 不動産関連資産－信託受益権特有のリスク

(イ) 信託受益者として負うリスク

信託受益者とは受益権を有する者をいい（信託法（平成18年法律第108号、その後の改正を含みます。）第2条第6項。なお、以下、平成19年9月30日施行の同法を「新信託法」といい、新信託法施行前の信託法（大正11年法律第62号。信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）による改正を含みません。）を「旧信託法」といい、信託契約に別段の定めがない限り、平成19年9月30日より前に効力を生じた信託契約については、信託財産についての対抗要件に関する事項を除き、旧信託法が適用されます（信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条）。）、信託契約等の信託行為に基づいて信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産にかかる給付をすべきものにかかる債権等を有します。また、不動産信託においては、信託の清算の際の残余財産受益者等として、残余財産の給付を内容とする債権の受益者や、残余財産の帰属すべき者として指定されることが通常です。

旧信託法の下では、信託受託者が信託事務の処理上発生した信託財産に関する租税、受託者の報酬、信託財産に瑕疵があることを原因として第三者が損害を被った場合の賠償費用等の信託費用については、最終的に受益者が負担することになっています（旧信託法第36条第2項及び第37条）。すなわち、信託受託者が信託財産としての不動産を所有し管理するのは受益者のためであり、その経済的利益及び損失は、最終的には全て受益権に帰属することになります。したがって、本投資法人が不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権を取得する場合には、信託財産に関する十分なデュー・ディリジェンスを実施し、保険金支払能力に優れる保険会社を保険者、受託者を被保険者とする損害保険

を付保すること等、本投資法人自ら不動産を取得する場合と同等の注意をもって取得する必要がありますし、一旦不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権を保有するに至った場合には、信託受託者を介して、原資産が不動産である場合と実質的にはほぼ同じリスクを受益者たる本投資法人が負担することになり、その結果、投資主に損害を与える可能性があります。

新信託法の下では、旧信託法第36条第2項が廃止され、原則として信託受益者がこのような責任を負うことはなくなりましたが、信託受益者と信託受託者の間で信託費用等に関し別途の合意をした場合には、当該合意に従い信託受益者に対し信託受託者から信託費用等の請求がなされることがあります（新信託法第48条第5項、第54条第4項）。この場合には同様に本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

(ロ) 信託の受益権の流動性にかかるリスク

本投資法人が信託の受益権を保有運用資産とする場合、信託受託者を通じて信託財産としての不動産を処分するときは、既に述べた不動産の流動性リスクが存在します。また、信託の受益権を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾を契約上要求されることがあります。さらに、譲渡する信託受益権については金融商品取引法上の有価証券とみなされますが、譲渡に際しては、原則として、債権譲渡と同様の譲渡方法によることになるため（新信託法第94条）、株券や社債券のような典型的な有価証券と比較すると相対的に流動性が低いというリスクが存在します。また、信託受託者は原則として瑕疵担保責任を負って信託不動産の売却を行わないため、本投資法人の意思にかかわらず信託財産である不動産の売却ができなくなる可能性があります。

(ハ) 信託受託者にかかるリスク

a. 信託受託者の破産、会社更生等にかかるリスク

旧信託法上、受託者が破産手続、会社更生手続その他の倒産手続の対象となった場合に、信託財産が破産財団又は更生会社財産その他受託者の固有財産に属するか否かに関しては明文の規定はないものの、旧信託法の諸規定、とりわけ信託財産の独立性という観点から、登記等の対抗要件を具備している限り、信託財産が信託受託者の破産財団又は更生会社財産その他信託受託者の固有財産に帰属するリスクは極めて低いと考えられていました。信託受託者について破産手続開始決定がなされた場合、旧信託法第42条第1項に基づき信託受託者の任務は終了し、旧信託法第50条に基づき信託財産の名義人でもなくなることから、信託財産は破産財団に属しないと説明する向きもありました（破産法第34条第1項）。また、旧信託法第16条によれば、信託財産に対する信託受託者自身の債権者による差押えは禁止されており、信託財産は受託者の債権者との関係では信託受託者自身の債務の引当財産にならないと考えられ、信託財産は管財人等による取戻リスクにさらされないものと考えられていました。

新信託法においては、信託財産は信託受託者の固有財産に属しない旨が明文で規定されています（新信託法第25条第1項、第4項及び第7項）。

ただし、信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託の公示（信託の登記）をする必要がありますので、不動産を信託する信託の受益権については、この信託の公示（信託の登記）がなされるものにより本投資法人は取得する予定です。しかしながら、必ずこのような取扱いがなされるとの保証はありません。

b. 信託受託者の債務負担に伴うリスク

信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産を信託する信託の受益権を財産とする本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。また、受託者が、その権限に属しない行為又は信託財産に属する財産を固有財産に帰属させる等の利益相反行為を行うことにより、本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。かかるリスクに備え、旧信託法は信託の本旨に反した信託財産の処分行為の取消権を受益者に認めており（旧信託法第31条本文）、また、新信託法は、受託者の権限違反行為及び利益相反行為の取消権を受益者に認めています（新信託法第27条第1項及び第2項、第31条第6項及び第7項）、一定の場合には取消権が認められない等、本投資法人は、常にかかる権利の行使により損害を免れることができるとは限りません。

信託受益権を取得するに際しては、十分なデュー・ディリジェンスを実施し、①信託契約上、当該信託の目的が受益者の利益のためにのみ行われていることが明確にされていること、②信託財産の処分、信託財産に属する金銭の運用等についても、厳しい制約を課されていることが満たされている信託の受益権のみ投資対象とすることで、信託財産が勝手に処分されたり、信託財産が新たに債務を負担して、その結果として本投資法人が不利益を被る可能性は回避されると考えられますが、常にそのようなことを回避できるとの保証はありません。

(二) 専門家報告書等に関するリスク

不動産の鑑定評価額及び不動産価格調査の調査価格は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものとどまり、客観的に適正な不動産価格と一致するとは限りません。同じ物件について鑑定、調査等を行った場合でも、不動産鑑定士等、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額、調査価格の内容が異なる可能性があります。また、かかる鑑定等の結果は、現在及び将来において当該鑑定評価額又は調査価格による売買の可能性を保証又は約束するものではありません。

建物状況調査報告書及び地震リスク分析報告書は、建物の評価に関する専門家が、設計図書等の確認、現況の目視調査及び施設管理者への聞き取りを行うことにより、現在又は将来発生することが予想される建物の不具合、必要と考えられる修繕又は更新工事の抽出及びそれらに要する概算費用及び再調達価格の算出、並びに建物の耐震性能及び地震による損失リスク等を検討した結果を記載したものであり、不動産に欠陥、瑕疵等が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

また、不動産に関して算出される予想損失率も個々の専門家の分析に基づく予想値にすぎません。予想損失率は、予想損失額の再調達価格に対する比率で示されますが、将来、地震が発生した場合、予想以上の多額の復旧費用が必要となる場合があります。

⑤ 税制等に関するリスク

(イ) 利益の配当等の損金算入に関する課税の特例の適用に関する一般的リスク

税法上、一定の要件を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を投資法人の課税所得の計算上損金に算入することが認められています。本投資法人は、かかる要件（以下「利益配当等の損金算入要件」といいます。）を満たすよう継続して努める予定ですが、今後、本投資法人の投資主の減少、分

配金支払原資の不足、法律の改正その他の要因により利益配当等の損金算入要件の全てを満たすことができない可能性があります。かかる場合、利益の配当等を損金算入することができなくなるにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。なお、課税上の取扱いについては、後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

(ロ) 税負担の発生により90%超支払配当要件が満たされないリスク

平成21年4月1日以後終了した事業年度にかかる利益配当等の損金算入要件のうち、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号、その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法施行令」といいます。）に規定する配当可能額（以下「配当可能額」といいます。）の90%超の分配を行うべきとする要件（以下「90%超支払配当要件」といいます。）においては、投資法人の税引前の会計上の利益を基礎として90%超支払配当要件の判定を行うこととされています。したがって、会計処理と税務上の取扱いの差異等により、本投資法人の税負担が増加した場合には、この要件を満たすことが困難となる場合があります。

(ハ) 税務調査等による更正処分のため、追加的な税金が発生するリスク及び90%超支払配当要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、税務当局との見解の相違等により過年度の課税所得計算について税務否認等の更正処分を受けた場合には、予想外の追加的な課税が発生することがあり、投資家への分配金の予想額の修正が必要となる場合があります。また、平成21年4月1日前に終了した各事業年度については、税務上の所得を基礎として90%超支払配当要件の判定を行うこととされていたため、上記更正処分により会計処理と税務上の取扱いに差異が生じた場合には当該事業年度における90%超支払配当要件が事後的に満たされなくなるリスクがあります。かかる場合、本投資法人が当該事業年度において損金算入した配当金が全額否認され、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

(ニ) 保証金、建設協力金、敷金等に関するリスク

利益配当等の損金算入要件のひとつに、借入れを行う場合には租税特別措置法に規定する機関投資家のみから行うことという要件があります。したがって、保証金、建設協力金、敷金等の全部又は一部がテナントからの借入金に該当すると解釈された場合においては、利益配当等の損金算入要件を満たせないこととなります。また、敷引き、償却等の取扱いに関して会計・税務の取扱いが異なった場合には、追加で税負担が発生し、又は利益配当等の損金算入要件を満たせない可能性があります。

(ホ) 同族会社に該当するリスク

利益配当等の損金算入要件のうち、事業年度終了時に同族会社のうち租税特別措置法施行令に定めるものに該当していないこと（発行済投資口の総口数等の50%超が1人の投資主グループ等によって保有されていないこと）とする要件については、投資口が市場で流通することにより、本投資法人の意思にかかわらず、結果として満たされなくなるリスクがあります。かかる場合、利益の配当等を損金算入することができなくなるにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

(へ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

投資法人が直接に不動産を取得する場合において、投資法人の規約に資産運用の方針として一定の内容の記載があり、その他の税務上の要件を満たす場合には、登録免許税及び不動産取得税の軽減措置の適用が認められています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更等され若しくは軽減措置が廃止された場合にはこの軽減措置の適用を受けることができなくなる可能性があります。

(ト) 税制変更に関するリスク

不動産、信託の受益権その他投資法人の運用資産に関する税制若しくは投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈が変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。また、投資口にかかる利益の配当、出資の払戻し、譲渡等に関する税制が変更された場合、投資口の保有又は売却による手取金の額が減少する可能性があります。

(チ) 投資口を保有する投資主について本投資法人のコントロールが及ばないリスク

利益配当等の損金算入要件のひとつに、事業年度終了の時に発行済投資口が50人以上の投資主によって所有されていること、又は、租税特別措置法に規定する機関投資家のみにによって所有されていることという要件があります。しかし、本投資法人は投資主による投資口の売買をコントロールすることができないため、投資口を所有する投資主が50人未満になる可能性があります。

(リ) 借入金にかかる利益配当等の損金算入要件に関するリスク

利益配当等の損金算入要件のひとつに、借入れを行う場合には租税特別措置法に規定する機関投資家のみから行うことという要件があります。したがって、本投資法人が何らかの理由により上記機関投資家以外からの借入れを行わざるを得ない場合、又は、保証金、敷金等の全部若しくは一部がテナントからの借入金に該当すると解釈された場合においては、利益配当等の損金算入要件を満たせないことになります。その結果、本投資法人の税負担が増大し、投資家への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(ヌ) 減損会計の適用に関するリスク

固定資産の減損にかかる会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設置に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）が、平成17年4月1日以後開始する事業年度より強制適用されることになったことに伴い、本投資法人においても第2期計算期間より「減損会計」が適用されています。「減損会計」とは、主として土地・建物等の事業用不動産について、収益性の低下により投資額を回収する見込みが立たなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理のことをいいます。

「減損会計」の適用に伴い、地価の動向及び運用資産の収益状況等によっては、会計上減損損失が発生し、本投資法人の損益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、税務上は当該資産の売却まで損金を認識することができない（税務上の評価損の損金算入要件を満たした場合や減損損失の額のうち税務上の減価償却費相当額を除きます。）ため、税務と会計の齟齬が発生することとなり、税務上のコストが増加する可能性があります。

(ル) 資金不足により利益の配当等が行われないことに関するリスク

本投資法人において、債権者との関係等により、利益が発生しているにもかかわらず利益の配当等ができない場合には、利益配当等の損金算入要件を満たすことができなくなるにより、本投資法人の税負担が増大する結果、投資家への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

(ヲ) 納税遅延にかかる延滞税等の発生に関するリスク

本投資法人において納税額が発生した場合に、納付原資の不足等の事情により納期限内に納税が完了しない可能性があります。この場合、遅延納付となった税額に対し遅延期間に応じ延滞税等が発生し、納税が発生した事業年度の投資家への分配額及び純資産額が減少する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

本投資法人は、上記に記載した各々のリスクに関し、本投資法人自らが投信法及び関連法規に定められた規制を遵守するとともに、本資産運用会社においては適切な社内規程の整備を行い、併せて必要な組織体制を敷き、役職員に対する遵法精神を高めるための教育等の対策を講じています。

具体的な取組みは、以下のとおりです。

① 本資産運用会社の体制

(イ) 本資産運用会社は、本資産運用会社が策定し、本投資法人の役員会に報告される「運用ガイドライン」を遵守すること並びに本資産運用会社のコンプライアンス規程及びリスク管理規程に基づきコンプライアンス・リスク管理を行います。

(ロ) 本資産運用会社は、利害関係者と本投資法人との間の取引については、本資産運用会社の取締役会に付され、取締役の全員が出席の上、出席取締役全員一致をもって取引にかかる議案を決するものとされています。かつ、利害関係取引に関する自主ルールを定めており、これを遵守することにより利益相反にかかるリスク管理を行います。

(ハ) 本資産運用会社は、内部者取引の未然防止についての社内規程を定め、役職員のインサイダー取引の類似取引防止に努めています。

(ニ) 本資産運用会社は、委員会を設け、運用にかかる年度計画や取得・売却に関する事項を審議することにより、異なる視点からリスク管理を行います。

(ホ) 本資産運用会社は、コンプライアンス・リスク管理を所管するチーフ・コンプライアンス・オフィサーが統括するコンプライアンス・リスク管理委員会を設け、投資委員会による審議の経過及び投資判断について審議し、法令遵守の状況を監視します。また、その結果については、内容により取締役会の決議事項とされています。

(ヘ) 本資産運用会社は、コンプライアンスに関する社内体制を整備し、コンプライアンス上の問題の発生についての対応を講じています。また、コンプライアンス・マニュアルを作成し、コンプライアンス基本方針及び役職員の行動規範を定めるのみならず定期的にコン

プライアンス研修を実施します。

② 本投資法人の体制

本投資法人は、3ヶ月に1回以上役員会を開催し、本資産運用会社の運用状況の報告を受けるほか、執行役員は適宜本資産運用会社の運用状況を聴取及び関係書類の閲覧・調査を実施し、本資産運用会社の管理・監督を行います。

以上のように、本投資法人及び本資産運用会社は投資リスクに対する管理体制を整備していますが、このような体制が常に有効に機能する保証はありません。管理体制が有効に機能しないことによりリスクが顕在化した場合、本投資法人又は投資主に損失が生ずるおそれがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

該当事項はありません。

(2) 【買戻し手数料】

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないため（規約第5条）、該当事項はありません。

(3) 【管理報酬等】

① 役員報酬

本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬の支払基準及び支払時期は、次のとおりとします（規約第18条）。

(イ) 執行役員の報酬は、1人当たり月額100万円を上限とし、役員会で決定する金額を、当該月の末日までに執行役員が指定する口座へ振り込む方法により支払います。

(ロ) 監督役員の報酬は、1人当たり月額70万円を上限とし、役員会で決定する金額を、当該月の末日までに監督役員が指定する口座へ振り込む方法により支払います。

(注) 本投資法人は、投信法の規定に従い、役員会の決議をもって、執行役員及び監督役員の責任を法令の限度において免除することができるものとしています（規約第19条）。なお、会計監査人の責任を免除することができる点につき、後記「⑧ 会計監査人報酬」の（注）をご参照下さい。

② 資産運用会社への支払報酬

本投資法人は、本資産運用会社と締結した資産運用委託契約に従い、本資産運用会社に対して委託業務報酬を支払います。当該報酬は、運用報酬1、運用報酬2及び運用報酬3からなり、その計算方法及び支払の時期は以下のとおりです（規約第37条）。その支払に際しては、当該報酬にかかる消費税及び地方消費税相当額を別途本投資法人が負担するものとし、本投資法人は、当該支払にかかる委託業務報酬に、それにかかる消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、運用会社の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額にかかる消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座振替の方法により支払います。

(注) 資産運用委託契約は、平成22年2月23日に開催された投資主総会の決議に基づき、平成22年3月31日をもって解約されました。

(イ) 運用報酬1

各計算期間において本投資法人が保有する各運用資産の保有期間に応じて、当該各運用資産の資産額に年率0.50%（ただし、平成21年4月22日付「資産運用委託契約書の変更に関する覚書」によって「年率0.40%」とされています。）を乗じた額（1年を365日とした実日数による日割計算。1円未満切捨。）を上限とする金額を運用報酬1とします。なお、「計算期間」とは、本投資法人の決算期の翌日（同日を含みます。）から3ヶ月目の月末日（同日を含みます。）まで、及び、当該末日の翌日（同日を含みます。）から決算期

(同日を含みます。)までの各期間を意味します。ただし、最初の計算期間は、本投資法人の成立日(同日を含みます。)から最初に到来する決算期の3ヶ月前の月末日(同日を含みます。)までとします。また、各運用資産の「資産額」とは、計算期間中に本投資法人が取得した運用資産については、取得時の当該運用資産にかかる鑑定評価額を、それ以外の運用資産については、直前の決算期を調査の時点として鑑定評価と同様の手法を用いて行われる価格調査等による価格を意味します。

運用報酬1は、各計算期間の終了日から1ヶ月以内に支払うものとします。

(ロ) 運用報酬2

本投資法人の各営業期間毎に算定される運用報酬2控除前の分配可能金額の3.0%に相当する金額(1円未満切捨。)を運用報酬2とします。なお、「分配可能金額」とは、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される税引前当期純利益に繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額を意味します。

運用報酬2は、当該営業期間にかかる決算書類の承認後1ヶ月以内に支払うものとします。

(ハ) 運用報酬3

本投資法人が規約に定める特定資産を取得した場合において、その取得価額(ただし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除きます。)の1.0%を上限とする料率を乗じた金額を運用報酬3とします。

運用報酬3は、本投資法人が当該特定資産を取得した日が属する月の翌月末日までに支払うものとします。

③ 一般事務受託者への支払報酬

本投資法人は、みずほ信託銀行株式会社(以下「一般事務受託者」といいます。)と締結した一般事務委託契約に従い、一般事務受託者に対して以下の業務を委託しています。

(注) 一般事務委託契約は、平成22年3月25日付資産保管業務委託契約及び一般事務委託契約の解約合意書に基づき、平成22年3月31日をもって解約されました。

(イ) 本投資法人の機関の運営に関する事務(投信法第117条第4号に規定する事務のうち、本投資法人が投資主名簿等管理人である中央三井信託銀行株式会社(以下「投資主名簿等管理人」といいます。)との間で締結した投資主名簿等管理人委託契約において投資主名簿等管理人に委託された事務以外のもの。)

(ロ) 計算に関する事務(投信法第117条第5号に規定する事務。)

(ハ) 会計帳簿の作成に関する事務(投信法第117条第6号及び投信法施行規則第169条第2項第6号に規定する事務のうち、上記の投資主名簿等管理人委託契約において投資主名簿等管理人に委託された事務以外のもの。)

(ニ) 納税に関する事務(投信法第117条第6号及び投信法施行規則第169条第2項第7号に規定する事務。)

(ホ) その他(イ)乃至(ニ)に準ずる業務又は付随する一定の業務

上記の業務に対して以下のとおり、報酬を支払います。

a. 上記の業務にかかる報酬（以下「一般事務報酬」といいます。）の計算期間（以下、本（ホ）において「計算期間」といいます。）は、3月又は9月の各1日から、その直後に到来する2月又は8月の各末日までとします。

b. 各計算期間の一般事務報酬は、本投資法人の保有する資産が不動産信託の受益権又は預金であることを前提に、当該計算期間初日の直前の本投資法人の決算日における貸借対照表上の資産総額（投信法第129条第2項に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいいます。）に基づき、6ヶ月分の料率を記載した下記記載の基準報酬額表により計算した金額を上限として、当事者間で別途合意した金額とします。なお、資産総額が1,000億円に満たない場合には、これを1,000億円として計算します。また、円未満の端数は切り捨てるものとします。

（基準報酬額表）

資産総額	算定方法（6ヶ月分）
500億円以下の部分について	資産総額×0.0200%
500億円超1,000億円以下の部分について	資産総額×0.0175%
1,000億円超の部分について	資産総額×0.0150%

c. 本投資法人は、各計算期間の一般事務報酬を、各計算期間の終了日の翌月末日までに一般事務受託者の指定する銀行口座へ振込又は口座振替の方法により支払います。支払に要する振込手数料等の費用は、本投資法人の負担とします。

d. 経済情勢の変動等により一般事務報酬の金額が不相当となったときは、本投資法人及び一般事務受託者は、互いに協議し合意の上、一般事務報酬の金額を変更することができます。

e. 上記b. に定める一般事務報酬の金額は、本投資法人の保有する資産が不動産信託の受益権又は預金であることを前提としています。本投資法人の保有する資産にこれら以外の資産が含まれることとなった場合には、その追加的な業務負担を斟酌するため、本投資法人及び一般事務受託者は、一般事務報酬の金額の変更額について、互いに誠意をもって協議します。

f. 本投資法人は、一般事務報酬に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）を別途負担し、一般事務受託者に対する当該報酬の支払の際に消費税等相当額を加算して支払うものとします。

④ 投資主名簿等管理人への支払報酬

本投資法人は、中央三井信託銀行株式会社と締結した投資主名簿等管理人委託契約に従い、投資主名簿等管理人である中央三井信託銀行株式会社に対して以下の事項を委託しています。

（注）投資主名簿等管理人委託契約は、本投資法人と中央三井信託銀行株式会社との合意に基づき、平成22年3月31日をもって解

約されました。

- (イ) 投資主名簿及びその他必要な帳簿書類等の作成、管理及び備置に関する事項
- (ロ) 投資主名簿への記載又は記録及び質権の登録又はその抹消に関する事項
- (ハ) 投資証券不所持の取扱いに関する事項
- (ニ) 投資主等の氏名、住所及び印鑑の登録に関する事項
- (ホ) 投資主等の提出する届出の受理に関する事項
- (ヘ) 投資証券の交付に関する事項
- (ト) 投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する参考書類等の送付並びに議決権行使書（又は委任状）の作成に関する事項
- (チ) 金銭の分配（以下「分配金」といいます。）の計算及びその支払のための手続きに関する事項
- (リ) 分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の分配金の確定及びその支払に関する事項
- (ヌ) 投資口に関する照会応答、諸証明書の発行及び事故届出の受理に関する事項
- (ル) 委託事務を処理するため使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理保管に関する事項
- (ヲ) 募集投資口の発行（投資口の併合又は分割を含みます。）に関する事項
- (ワ) 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申し出の受理に関する事項（前各号の事項に関連するものに限りません。）
- (カ) 法令又は投資主名簿等管理人委託契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事項
- (ヨ) 前各号に掲げる事務に付随する事務
- (タ) 前各号に掲げる事務のほか、本投資法人と投資主名簿等管理人が協議の上定める事項

上記の業務に対して以下のとおり、報酬を支払います。

- a. 本投資法人は、委託事務手数料として、下表により計算した金額を投資主名簿等管理人に支払うものとします。ただし、下表に定めのない事務手数料は、その都度、本投資

法人と投資主名簿等管理人が協議の上定めるものとします。ただし、平成21年12月18日から平成22年3月31日までの期間は、委託事務手数料のうち、下表 I . 通常事務手数料につき30%を減免します。

- b. 経済情勢の変動、委託事務の内容の変更等により、上記 a. の定めによりがたい事情が生じた場合は、随時、本投資法人と投資主名簿等管理人が協議の上これを変更し得るものとします。
- c. 投資主名簿等管理人は委託事務手数料を毎月末に締め切り翌月15日までに本投資法人に請求し、本投資法人はその月中にこれを投資主名簿等管理人の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込金額にかかる消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座間振替の方法により支払うものとします。

I. 通常事務手数料

手数料項目	手数料計算単位及び計算方法	事務範囲
1. 基本手数料	(1) 毎月末現在における投資主数を基準として、投資主1名につき下記段階に応じ区分計算した合計額の6分の1。 ただし、月額最低料金は200,000円とする。 5,000名まで 480円 10,000名まで 420円 30,000名まで 360円 50,000名まで 300円 100,000名まで 260円 100,001名以上 225円 (2) 除籍の投資主票 1件につき 70円	投資主名簿等の管理 投資主票の管理 平常業務に伴う月報等諸報告、期末現在における投資主の確定と諸統計表の作成 新規及び除籍の投資主票の整理
2. 名義書換手数料	(1) 書換等の投資証券1枚につき 110円 (2) 書換等の投資口数1口につき 120円	投資証券の名義書換 質権の登録及び抹消 改姓名、商号変更、その他投資証券の表示変更に関する投資証券及び投資主名簿への記載又は記録
3. 投資証券不所持取扱手数料	(1) 投資証券不所持申し出取扱料 投資証券1枚につき 80円 (2) 投資証券発行又は返還料 投資証券1枚につき 80円	投資証券不所持制度にもとづく不所持申し出の受理 投資証券寄託先への寄託又は投資証券の廃棄 不所持取扱中の投資主より交付請求があった場合の投資証券交付及びそれに付随する事務
4. 分配金事務手数料	(1) 期末現在における投資主数を基準として、投資主1名につき下記段階に応じ区分計算した合計額。 ただし、最低料金は350,000円とする。 5,000名まで 120円 10,000名まで 110円 30,000名まで 100円 50,000名まで 80円 100,000名まで 60円 100,001名以上 50円 (2) 指定振込払いの取扱1件につき 150円 (3) ゆうちょ分配金領収証の分割1枚につき 100円 (4) 特別税率の適用 1件につき 150円 (5) 分配金計算書作成 1件につき 15円	分配金の計算及び分配金明細書の作成 分配金領収証及び郵便振替支払通知書の作成 印紙税の納付手続 分配金支払調書の作成 分配金の未払確定及び未払分配金明細書の作成 分配金振込通知及び分配金振込テープ又は分配金振込票の作成 一般税率以外の源泉徴収税率の適用 分配金計算書の作成
5. 投資証券分合交換手数料	(1) 回収投資証券 1枚につき 80円 (2) 交付投資証券 1枚につき 80円	分割、併合等による投資証券の回収、廃棄及び新投資証券の交付
6. 分配金支払手数料	(1) 分配金領収証及びゆうちょ分配金領収証1枚につき 450円 (2) 毎月末現在における未払の分配金領収証及びゆうちょ分配金領収証1枚につき 3円	取扱期間経過後の分配金及び分配金の支払 未払分配金及び分配金の管理
7. 諸届・調査・証明手数料	(1) 諸届 1件につき 300円 (2) 調査 1件につき 1,200円 (3) 証明 1件につき 600円	住所変更届、特別税率適用届及び銀行振込指定書の受理 税務調査等についての調査、回答 分配金支払証明書等諸証明書の発行
8. 諸通知発送手数料	(1) 封入発送料 封入物2種まで (機械封入) 1通につき 25円 1種増すごとに 5円加算 (2) 封入発送料 封入物2種まで (手封入) 1通につき 40円 1種増すごとに 10円加算 (3) 葉書発送料 1通につき 8円 (4) 宛名印書料 1通につき 15円 (5) 照合料 1照合につき 10円	封入…招集通知、決議通知等 発送料の封入、発送、選別及び書留 受領証の作成 葉書発送料…葉書の発送 宛名…諸通知等発送のため 印書料の宛名印書 照合料…2種以上の封入物についての照合

手数料項目	手数料計算単位及び計算方法	事務範囲
9. 還付郵便物 整理手数料	1 通につき 200円	投資主総会関係書類、分配金、投資証券その他還付郵便物の整理、保管、再送
10. 投資主総会 関係手数料	(1) 議決権行使書(委任状)作成料 行使書(委任状) 1 枚につき 15円 (2) 議決権行使書(委任状)集計料 行使書(委任状) 1 枚につき 70円 議決権不統一行使集計料 1 件につき 70円加算 投資主提案等の競合議案集計料 1 件につき 70円加算 ただし、最低料金は70,000円とする。 (3) 投資主総会受付補助 派遣者 1 名につき 10,000円	議決権行使書(又は委任状)の作成 議決権行使書(又は委任状)の集計 議決権不統一行使の集計 投資主提案等の競合議案の集計 投資主総会受付事務補助
11. 投資主一覧表 作成手数料	(1) 全投資主を記載する場合 1名につき 20円 (2) 一部の投資主を記載する場合 該当投資主 1 名につき 20円	大口投資主一覧表等各種投資主一覧表の作成
12. 複写手数料	複写用紙 1 枚につき 30円	投資主一覧表及び分配金明細表等の複写
13. 分配金振込 投資主勧誘料	投資主 1 名につき 50円	分配金振込勧誘状の宛名印書及び封入並びに発送
14. 投資証券 廃棄手数料	投資証券 1 枚につき ただし、最低料金は30,000円とする。 15円	予備投資証券等の廃棄

⑤ 資産保管会社への支払報酬

本投資法人は、みずほ信託銀行株式会社（以下「本資産保管会社」といいます。）と締結した資産保管業務委託契約に従い、本資産保管会社に対して、本投資法人の資産の保管に係る業務を委託しています。

上記の業務に対して本投資法人は、以下のとおり資産保管会社に報酬を支払います。

(注) 資産保管業務委託契約は、平成22年3月25日付資産保管業務委託契約及び一般事務委託契約の解約合意書に基づき、平成22年3月31日をもって解約されました。

(イ) 上記の業務に係る報酬（以下「資産保管業務報酬」といいます。）の計算期間（以下、本⑤において「計算期間」といいます。）は、3月又は9月の各1日から、その直後に到来する2月又は8月の各末日までとします。

(ロ) 各計算期間の資産保管業務報酬は、本投資法人の保有する資産が不動産信託の受益権又は預金であることを前提に、当該計算期間初日の直前の本投資法人の決算日における貸借対照表上の資産総額（投信法第129条第2項に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいいます。）に基づき、6ヶ月分の料率を記載した下記記載の基準報酬額表により計算した金額を上限として、当事者間で別途合意した金額とします。なお、資産総額が1,000億円に満たない場合には、これを1,000億円として計算します。また、円未満の端数は切り捨てるものとします。

(基準報酬額表)

資産総額	算定方法 (6ヶ月分)
500億円以下の部分について	資産総額×0.0100%
500億円超1,000億円以下の部分について	資産総額×0.0075%
1,000億円超の部分について	資産総額×0.0050%

(ハ) 本投資法人は、各計算期間の資産保管業務報酬を、各計算期間の終了日の翌月末日までに本資産保管会社の指定する銀行口座へ振込又は口座振替の方法により支払います。支払に要する振込手数料等の費用は、本投資法人の負担とします。

(ニ) 経済情勢の変動等により資産保管業務報酬の金額が不相当となったときは、本投資法人及び本資産保管会社は、互いに協議し合意の上、資産保管業務報酬の金額を変更することができます。

(ホ) 上記（ロ）に定める金額は、本投資法人の保有する資産が不動産信託の受益権又は預金であることを前提としています。本投資法人の保有する資産にこれら以外の資産が含まれることとなった場合には、その追加的な業務負担を斟酌するため、本投資法人及び本資産保管会社は、資産保管業務報酬の金額の変更額について、互いに誠意をもって協議します。

(ヘ) 本投資法人は、資産保管業務報酬に係る消費税等を別途負担し、本資産保管会社に対する当該報酬支払の際に消費税等相当額を加算して支払うものとします。

⑥ 第1回債に係る投資法人債管理者／投資法人債に関する一般事務受託者への支払手数料

本投資法人は、中央三井信託銀行株式会社と締結した第1回債に係る管理委託契約証書及び事務委託契約証書（各々その後の変更を含みます。）に従い、投資法人債監理者／投資法人債に関する一般事務受託者である中央三井信託銀行株式会社に対して、第1回債に係る弁済の受領、債権の保全その他の管理及び発行代理人事務、支払代理人事務等を委託しています。

上記の業務に対して本投資法人は、以下のとおり中央三井信託銀行株式会社に報酬を支払います。

a. 投資法人債管理手数料

本投資法人は、投資法人債管理の委託に関する手数料（以下、本a.において「手数料」といいます。）として、発行日から償還期日までの間、以下に定めるところに従い、毎1か年につき第1回債の現存額に2.0/10,000（年率）を乗じた金額を次の通り支払います。なお、当該手数料に賦課される消費税及び地方消費税相当額は、本投資法人が負担します。

(イ) 手数料の計算期間は、毎年3月及び9月（以下、本(イ)において「支払月」といいます。）までの各々前6ヶ月間とします。ただし、初回の手数料については、発行日の翌日から最初の支払月の月末までとし、また、最後の手数料についてはその直前の支払月の翌月初から満期償還日まで、買入消却により第1回債の総額が消滅した場合には、その消滅した日の属する月の月末までとします。

(ロ) 各計算期間内の毎月の手数料は、各々その前月末における第1回債残高に対し、月割により計算します。ただし、発行月については発行日の翌日から発行日の属する月の月末までの手数料を発行額に対して日割で計算し、また、満期償還月については当該月初から償還日までの手数料を前月末における第1回債残高に対して日割で計算します。この場合の日割計算は、年365日の方法によります。

(ハ) 手数料の支払日は、各計算期間の最終月の25日（銀行休業日にあたるときはその前銀行営業日）とします。ただし、満期償還の場合は満期償還日とし、買入消却により第1回債の総額が消滅した場合は、消滅した日の翌日から10銀行営業日目とします。

b. 投資法人債に関する一般事務の委託に関する手数料

発行代理人事務、支払代理人事務及びその他の発行・期中事務の委託に関する手数料は、金10,100,000円（消費税及び地方消費税を含みません。）であり、第1回債の払込日に、第1回債の払込金から、手数料及び消費税を控除した金額を支払済みです。

本投資法人は、買入消却事務の委託に関する手数料として、消却金額の10,000分の0.5を支払います。なお、当該手数料に賦課される消費税及び地方消費税相当額は、本投資法人が負担します。

⑦ 第2回債及び第3回債に係る投資法人債に関する一般事務受託者への支払手数料

本投資法人は、住友信託銀行株式会社と締結した第2回債及び第3回債にかかる財務及び発行・支払代理契約証書に従い、投資法人債に関する一般事務受託者である住友信託銀行株式会社に対して、第2回債及び第3回債の発行事務、発行代理人業務、支払代理人業務、期

中事務及び元利金支払取りまとめ事務を委託しています。

上記の各業務に対して本投資法人が住友信託銀行株式会社に対して支払う手数料は、第2回償については金6,700,000円、第3回償については金7,000,000円であり、各々支払済みです。

⑧ 会計監査人報酬

会計監査人の報酬は、1営業期間につき、金2,000万円を上限として役員会で決定する金額とします。その支払は決算日後3月以内に会計監査人の指定する口座へ振り込む方法により行います（規約第26条）。

（注）本投資法人は、投信法の規定に従い、役員会の決議をもって、会計監査人の責任を法令の限度において免除することができるとしてあります（規約第19条）。

（4）【その他の手数料等】

本投資法人は、本資産運用会社及び資産保管会社が本投資法人から委託を受けた業務を処理するに際し要する以下の諸費用を負担するほか、当該費用が立て替えられた場合の立替金の遅延利息又は発生した損害金を負担します。

① 不動産関連資産の取得及び処分に関する費用

登録免許税、不動産取得税、契約締結等に伴う印紙税その他不動産関連資産の取得及び処分にかかる公租公課、不動産関連資産の取得及び処分にかかる仲介手数料等、不動産関連資産の取得時及び取得検討時のデュー・ディリジェンス等の調査にかかる費用（外部の専門業者に対する報酬及び手数料等を含みます。）、不動産信託受託者へ支払う信託報酬及び費用、鑑定評価費用、専門家等に対する報酬又は費用（法律顧問、税務・会計顧問及び司法書士等を含みます。）等

② 運用資産の運営に関する費用

テナント誘致にかかる費用（媒介手数料、広告宣伝費等）、管理委託費用（プロパティ・マネジメント会社へ支払う報酬及び外注委託費を含みます。）、不動産関連資産に付保された保険料、不動産関連資産にかかる維持修繕費用（改修等を含みます。）、水道光熱費、借地借家料、運用資産の維持にかかる公租公課、不動産信託受託者へ支払う信託報酬及び費用等

③ 借入れ等（投資法人債を含みます。）に関する費用

有価証券届出書及び目論見書等の作成、印刷及び交付にかかる費用（監督官庁等に提出する場合の提出費用も含みます。）、借入金利息及び借入れにかかる諸費用（借入枠設定費用、ローン実行手数料等）、投資法人債の発行にかかる諸費用（引受手数料等）、本投資法人の広告宣伝、IR活動にかかる費用、専門家等に対する報酬又は費用（法律顧問、税務・会計顧問及び司法書士等を含みます。）等

④ 運用報告書等の作成等に関する費用

有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出にかかる費用、財務諸表、資産運用報告、計算書類、附属明細書、資産管理計画書等の作成、印刷及び交付にかかる費用（監督官庁等に提出する場合の提出費用も含みます。）、運用資産にかかる定期的な調査の費用、専門家等に対する報酬又は費用（法律顧問、税務・会計顧問及び司法書士等を含みます。）

等

⑤ 投資証券又は投資法人債の発行にかかる費用

有価証券届出書及び目論見書等の作成、印刷及び交付にかかる費用（監督官庁等に提出する場合の提出費用も含まれます。）、申込証及び券面の作成、印刷及び交付にかかる費用（印紙税を含みます。）、投資証券の上場及びその上場維持に関する費用（上場審査費用、上場費用等）、払込金取扱手数料、アドバイザー（法律顧問、税務・会計顧問、司法書士及び証券会社等を含みます。）に支払う費用、募集にかかる広告宣伝費等

⑥ 本投資法人の運営に係る費用

分配金支払にかかる費用（取扱手数料、領収証作成交付費用等）、投資主総会招集にかかる費用（公告費用、招集通知作成交付費用、会場設置運営費用等）、執行役員及び監督役員にかかる保険料等

⑦ その他上記に類する本投資法人が負担すべき費用

上記のほか、これらに類する費用を本投資法人が負担することがあります。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者又は日本法人である投資主及び投資法人に関する一般的な課税上の取扱いは以下のとおりです。税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、本投資法人は平成20年11月10日をもちまして上場廃止となっておりますので、上場株式等に係る課税上の特例の適用はありませんのでご留意ください。

① 個人投資主の税務

（イ）利益の分配にかかる税務

個人投資主が本投資法人から受け取る利益の配当は、株式の配当と同様に配当所得として取り扱われます。したがって、分配金を受取る際に20%の税率により源泉徴収された後、総合課税の対象となります。ただし一回に支払を受けるべき分配金額が、5万円以下（6ヶ月決算法人）である場合は、源泉徴収だけで納税手続を終了させる申告不要の選択が認められます。なお、配当控除の適用はありません。

（ロ）利益を超える金銭の分配にかかる税務

個人投資主が本投資法人から受け取る利益を超える金銭の分配は、資本の払戻しとして取り扱われ、この金額のうち払戻しを行った本投資法人の資本金等の額に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当（注1）として上記（イ）における利益の配当と同様の課税上の取扱いを受けます。また、資本の払戻し額のうち、みなし配当を控除した金額は、投資口の譲渡にかかる収入金額として取り扱われます。個人投資主はこの収入に対応する譲渡原価を計算する必要があります（注2）。この計算の結果、譲渡収入と譲渡原価との間に差額がある場合には、株式等の譲渡所得として原則として下記（ハ）と同様の課税上の取扱いを受けます。

資本の払戻しを受けた後の投資口の取得価額は、この資本の払戻しを受ける直前の投資口の取得価額から、資本の払戻しにかかる譲渡原価を控除した金額です。

$$(注1) \text{ みなし配当} = \frac{\text{資本の払戻し額} - \text{投資法人の資本の払戻し直前の税務上の資本金等の額}}{\text{投資法人の資本の払戻し直前の発行済投資口総数}} \times \text{一定割合} * \times \frac{\text{各投資主の資本の払戻し直前の保有投資口数}}{\text{投資法人の資本の払戻し直前の発行済投資口総数}}$$

$$* \text{一定割合} = \frac{\text{投資法人の資本の払戻し総額}}{\text{投資法人の税務上の前期末純資産価額（前期末時から当該払戻し等の直前の時までの間に、資本金等の額又は連結個別資本金等の額が増加又は減少した場合には、その増加した金額を加算し又はその減少した金額を控除した金額）}} \quad (\text{小数点第3位未満を切上げ})$$

$$(注2) \text{ 譲渡収入の金額} = \text{資本の払戻し額} - \text{みなし配当金額 (注1)}$$

$$\text{譲渡原価の額} = \text{資本の払戻し直前の投資口の取得価額} \times \text{一定割合} * \quad (\text{上記*と同じ})$$

なお、(注)のみなし配当の額及び一定割合については、本投資法人から各投資主に通知します。

(ハ) 投資口の譲渡にかかる税務

個人投資主が本投資法人の投資口を譲渡する場合の税率は、原則20%（所得税15%、地方税5%）の税率により課税されます。

本投資法人の投資口の譲渡に際して譲渡損が生じた場合は、他の株式等の譲渡にかかる譲渡所得等の金額との通算は認められますが、株式等の譲渡にかかる譲渡所得等の合計額が損失となった場合は、その損失は他の所得と通算することはできません。

② 法人投資主の税務

(イ) 利益の分配にかかる税務

法人投資主が本投資法人から受け取る利益の分配は、原則として分配の決議のあった日の属する投資主の事業年度において益金計上されます。利益分配を受取る際には20%の税率で源泉徴収されますが、この源泉税は所得税額控除の対象となります。なお、受取配当等の益金不算入の規定の適用はありません。

(ロ) 利益を超える金銭の分配にかかる税務

法人投資主が本投資法人から受け取る利益を超える金銭の分配は、資本の払戻しとして取り扱われ、この金額のうち払戻しを行った本投資法人の資本金等の額に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当として上記(イ)における利益の配当と同様の課税上の取扱いを受けます。また、資本の払戻し額のうちみなし配当を控除した金額は投資口の譲渡にかかる収入金額として取り扱われます。各投資主はこの収入に対応する譲渡原価を計算する必要があります。この計算の結果、譲渡収入と譲渡原価との間に差額がある場合には譲渡損益として原則として(ニ)と同様の課税上の取扱いを受けます。みなし配当、譲渡原価、譲渡損益の計算方法は個人投資主の場合と同様です。

資本の払戻しを受けた後の投資口の帳簿価額は、この資本の払戻しを受ける直前の投資口の帳簿価額から、資本の払戻しにかかる譲渡原価を控除した金額となります。

(ハ) 投資口の期末評価方法

法人投資主による投資口の期末評価方法については、税務上、投資口が売買目的有価証券である場合には期末日の時価で、売買目的以外の有価証券である場合には原価で評価されます。

(二) 投資口の譲渡にかかる税務

法人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡損益は、法人税の課税所得の計算上、益金又は損金として計上されます。

③ 本投資法人の税務

(イ) 利益配当等の損金算入要件

税法上、一定の要件を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を本投資法人の損金に算入することが認められています。そのための主な要件は次のとおりです。

- a. 金銭の分配の額が配当可能額の90%超であること。
- b. 他の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%以上を有していないこと。
- c. 借入れは、租税特別措置法に規定する機関投資家からのものであること。
- d. 事業年度終了時に同族会社のうち租税特別措置法施行令に定めるものに該当していないこと。
- e. 発行する投資口の発行価額の総額のうちに国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨が投資法人の規約において記載されていること。
- f. 投資法人の事業年度終了時において、その発行済投資口が50人以上の者によって所有されていること又は租税特別措置法に規定する機関投資家のみによって所有されているものであること。

(ロ) 不動産流通税の軽減措置

a. 登録免許税

不動産を取得した際の所有権の移転登記に対しては、原則として登録免許税が課税価格の2%の税率により課されます。なお、売買により取得した土地については税率が平成23年3月31日までは1%、平成23年4月1日から平成24年3月31日までは1.3%、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは1.5%となります。ただし、規約において、資産運用の方針として、本投資法人が取得する特定資産のうち特定不動産（不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額が本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合である「特定不動産の割合」を75%以上とする旨の記載があること、その他の要件を満たす投資法人は、取得する不動産（倉庫及び倉庫の敷地の用に供する土地は除きます。）に対しては、登録免許税の税率が平成23年3月31日までは0.8%、平成23年4月1日から平成24年3月31日までは1.1%、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは1.3%に軽減されます。

b. 不動産取得税

不動産を取得した際には、原則として不動産取得税が不動産の価格に対し4%の税率により課されます。なお、この税率は、住宅及び土地の取得については平成24年3月31日までは3%となります。ただし、規約において、資産の運用の方針として、「特定不動産の割合」を75%以上とする旨の記載があることその他の要件を満たす投資法人は平成23年3月31日までに取得する不動産に対しては、不動産取得税の課税標準が3分の1に軽減されます。また、特別土地保有税については平成15年以降当分の間その課税が行われないこととなりました。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

本投資法人の第10期末（平成22年2月末日）現在における投資状況の概要は以下のとおりです。

資産の種類	用途	地域 (注1)	保有総額 (百万円) (注2)	資産総額に対する 比率 (%) (注3)
不動産	賃貸住宅	都心主要エリア	22,938	12.4
		東京23区 (都心主要エリアを除く。)	13,248	6.8
		東京23区を除く東京圏	-	-
		地方	32,284	16.7
不動産 信託受益権	賃貸住宅	都心主要エリア	81,867	42.3
		東京23区 (都心主要エリアを除く。)	12,166	6.3
		東京23区を除く東京圏	10,732	5.5
		地方	11,092	5.7
小計			185,331	95.7
預金その他資産(注4)			8,294	4.3
資産総額			193,625	100.0

	金額(百万円)	資産総額に対する 比率 (%)
負債総額	99,349	51.3
純資産総額	94,276	48.7

(注1)「地域」欄に記載されている「都心主要エリア」とは、港区、渋谷区、新宿区、千代田区、中央区、品川区、豊島区及び目黒区を、「東京23区(都心主要エリアを除く。)」とは、都心主要エリアを除く東京23区を、「東京23区を除く東京圏」とは、東京23区を除く東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県を、「地方」とは、それ以外の地域をそれぞれ表します。

(注2)「保有総額」は、決算日時点の貸借対照表計上額(不動産及び不動産信託受益権については、減価償却及び減損損失計上後の帳簿価額の合計額)によっています(百万円未満切捨て)。

(注3)「資産総額に対する比率」については、小数点第2位を四捨五入しています。したがって、「資産総額に対する比率」欄に記載されている数値を足し合わせても必ずしも100%となりません。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

本投資法人が平成22年2月末日（第10期末）現在保有する不動産又は信託受益権の信託財産たる不動産（105物件）（以下「第10期末保有資産」といいます。）の概要は以下のとおりです。なお、下記表中の各数値は、別段の記載がない限り、平成22年2月末日現在のものです。

物件番号	地域 (注1)	名称 (注2)	取得価格 (注3) (百万円)	比率 (注4)	第10期末 算定額 (注5) (百万円)	第10期末 帳簿価額 (百万円)	取得時期	担保設定 の有無 (注6)
C-1	都心主要 エリア	NCR南青山	3,783	2.05%	2,660	3,775	平成16年12月15日	無
C-2		NCR西麻布ツインタワー	3,315	1.80%	2,352	3,327	平成16年12月17日	無
C-3		NCR西麻布	3,143	1.71%	2,143	3,125	平成16年12月15日	無
C-4		NCRお茶の水	2,300	1.25%	1,770	2,271	平成16年12月17日	無
C-5		NCR参宮橋	1,734	0.94%	1,393	1,728	平成16年12月15日	無
C-8		NCR日本橋イースト	1,622	0.88%	1,279	1,607	平成16年12月15日	無
C-9		NCR日本橋ウエスト	1,480	0.80%	1,138	1,466	平成16年12月15日	無
C-10		NCR銀座ツインⅠ	1,133	0.62%	932	1,116	平成16年12月15日	無
C-11		NCR銀座ツインⅡ	968	0.53%	825	955	平成16年12月15日	無
C-12		NCR原宿	1,220	0.66%	887	1,214	平成16年12月17日	無
C-14		NCR代々木上原	765	0.42%	608	759	平成16年12月17日	無
C-15		NCR千駄ヶ谷	695	0.38%	555	694	平成16年12月17日	無
C-16		NCR新宿7丁目	626	0.34%	464	631	平成16年12月17日	無
C-17		NCR市谷左内町	577	0.31%	424	573	平成16年12月17日	無
C-18		NCR日本橋人形町Ⅰ	1,230	0.67%	947	1,213	平成17年2月25日	有
C-19		NCR日本橋人形町Ⅱ	1,290	0.70%	1,070	1,271	平成17年2月25日	有
C-20		NCR新御茶ノ水	1,160	0.63%	914	1,153	平成17年2月25日	有
C-22		NCR日本橋人形町Ⅲ	1,662	0.90%	1,370	1,644	平成17年6月10日	有
C-23		NCR神保町Ⅱ	1,470	0.80%	1,160	1,512	平成17年7月5日	有
C-24		NCR銀座イーストⅢ	841	0.46%	675	875	平成17年7月5日	有
C-25		NCR新宿御苑Ⅰ	3,140	1.71%	2,720	3,159	平成17年7月28日	有
C-27		NCR高輪台	1,180	0.64%	860	1,210	平成17年7月28日	有
C-28		NCR日本橋人形町Ⅳ	842	0.46%	666	862	平成17年7月28日	有
C-29		NCR新宿御苑Ⅱ	580	0.32%	486	602	平成17年7月28日	有
C-30		NCR銀座イーストⅣ	510	0.28%	400	533	平成17年7月28日	有
C-31		NCR高輪台Ⅱ	1,530	0.83%	1,190	1,568	平成17年9月21日	有
C-32		NCR南麻布	840	0.46%	642	874	平成17年9月21日	有
C-34		NCR銀座	4,000	2.17%	2,880	4,094	平成18年4月27日	無

物件番号	地域 (注1)	名称 (注2)	取得価格 (注3) (百万円)	比率 (注4)	第10期末 算定額 (注5) (百万円)	第10期末 帳簿価額 (百万円)	取得時期	担保設定 の有無 (注6)
C-35		NCR日本橋水天宮	3,332	1.81%	2,707	3,403	平成18年4月27日	無
C-36		NCR高輪	10,995	5.97%	7,430	11,189	平成18年1月11日	無
C-37		NCR東日本橋	4,930	2.68%	3,520	5,050	平成18年12月1日	無
C-38		カテリーナ三田タワー スイート(NCR)(注7)	16,200	8.80%	10,400	16,277	平成18年12月22日	無
C-39		NCR新宿	3,597	1.95%	2,950	3,768	平成20年1月30日	無
C-40		NCR目黒	1,050	0.57%	844	1,043	平成16年12月17日	無
C-41		NCR大塚	1,290	0.70%	1,040	1,269	平成17年2月25日	有
C-42		NCR自由が丘	1,470	0.80%	1,200	1,502	平成17年7月28日	有
C-43		NCR目白イースト	1,080	0.59%	988	1,105	平成17年7月29日	有
C-44		NCR池袋	3,227	1.75%	2,570	3,267	平成17年9月21日	有
C-45		NCR要町	1,360	0.74%	1,140	1,387	平成18年1月11日	無
C-46		NCR品川シーサイド タワー	9,350	5.08%	7,380	9,441	平成18年6月30日	無
C-47		NCR八雲	1,160	0.63%	857	1,189	平成18年12月1日	無
C-50		NCR戸越駅前	2,050	1.11%	1,560	2,083	平成20年3月27日	無
計			104,727	56.89%	77,996	105,805		

物件番号	地域 (注1)	名称 (注2)	取得価格 (注3) (百万円)	比率 (注4)	第10期末 算定額 (注5) (百万円)	第10期末 帳簿価額 (百万円)	取得時期	担保設定 の有無 (注6)
M-2	東京23区 (都心主要 エリアを除 きます。)	NCR等々力	1,850	1.00%	1,210	1,875	平成16年12月15日	無
M-3		NCR本所吾妻橋	1,122	0.61%	996	1,097	平成16年12月15日	無
M-4		NCR北沢	1,070	0.58%	742	1,066	平成16年12月17日	無
M-8		NCR門前仲町	524	0.28%	503	515	平成16年12月15日	無
M-9		NCR田園調布	511	0.28%	425	511	平成16年12月17日	無
M-10		NCR根岸	356	0.19%	249	350	平成16年12月17日	無
M-11		NCR上池台	238	0.13%	198	234	平成16年12月17日	無
M-13		NCR森下	985	0.54%	832	970	平成17年2月25日	有
M-14		NCR若林公園	970	0.53%	776	961	平成17年4月21日	有
M-15		NCR浅草橋	870	0.47%	792	885	平成17年4月19日	有
M-19		NCR入谷	675	0.37%	546	695	平成17年7月29日	有
M-22		NCR上野タワー	2,990	1.62%	2,641	3,002	平成18年2月1日	無
M-25		NCR森下ウエスト	810	0.44%	686	839	平成19年6月29日	無
M-27		NCR三ノ輪	1,720	0.93%	1,430	1,794	平成19年8月21日	無
M-28		NCR自由が丘ウエスト	720	0.39%	533	756	平成19年8月28日	無
M-29		NCR中野	1,250	0.68%	1,060	1,257	平成19年8月28日	無
M-30		NCR用賀	1,305	0.71%	923	1,349	平成19年10月19日	無
M-31		NCR住吉	1,170	0.64%	948	1,212	平成19年10月31日	無
M-33		NCR門前仲町イースト	2,965	1.61%	2,160	3,030	平成20年8月29日	無
M-35	NCR押上	1,267	0.69%	1,100	1,314	平成19年12月19日	無	
M-36	NCR蔵前	1,628	0.88%	1,260	1,693	平成20年4月23日	無	
計			24,996	13.58%	20,010	25,415		

物件番号	地域 (注1)	名称 (注2)	取得価格 (注3) (百万円)	比率 (注4)	第10期末 算定額 (注5) (百万円)	第10期末 帳簿価額 (百万円)	取得時期	担保設定 の有無 (注6)
G-2	東京23区を 除く 東京圏	NCR船橋本町	1,083	0.59%	704	1,070	平成16年12月17日	無
G-3		SH元住吉	1,058	0.57%	897	999	平成16年12月15日	無
G-4		NCR豊田	1,053	0.57%	864	1,010	平成16年12月15日	無
G-5		NCR西船橋	997	0.54%	783	980	平成16年12月17日	無
G-6		NCR舞浜	844	0.46%	670	831	平成16年12月17日	無
G-7		NCR市川妙典	769	0.42%	671	761	平成16年12月17日	無
G-8		NCR久米川	715	0.39%	480	695	平成16年12月17日	無
G-9		NCR浦安	653	0.35%	592	646	平成16年12月17日	無
G-10		NCR南行徳Ⅰ	648	0.35%	543	639	平成16年12月17日	無
G-11		NCR南行徳Ⅱ	447	0.24%	385	441	平成16年12月17日	無
G-12		NCR野毛山	469	0.25%	325	462	平成16年12月17日	無
G-13		NCR南林間	456	0.25%	363	438	平成16年12月17日	無
G-14		NCR湘南	445	0.24%	308	444	平成16年12月17日	無
G-15		LM淵野辺本町	222	0.12%	137	204	平成16年12月17日	無
G-16		LM東青梅第三	175	0.10%	78	76	平成16年12月17日	無
G-17		PT市川	620	0.34%	461	640	平成17年7月28日	有
G-18		PT塩焼	310	0.17%	159	173	平成17年7月28日	有
G-19		PT堀江	193	0.10%	120	215	平成17年7月28日	有
計			11,157	6.06%	8,540	10,732		

物件番号	地域 (注1)	名称 (注2)	取得価格 (注3) (百万円)	比率 (注4)	第10期末 算定額 (注5) (百万円)	第10期末 帳簿価額 (百万円)	取得時期	担保設定 の有無 (注6)	
R-1	地方	NCR大通公園	726	0.39%	490	690	平成16年12月17日	無	
R-2		五色山ハイツ	720	0.39%	489	693	平成16年12月15日	無	
R-3		NCR西公園	379	0.21%	337	357	平成16年12月17日	無	
R-4		NCR西大濠	258	0.14%	226	246	平成16年12月17日	無	
R-5		NCR加古川	274	0.15%	240	263	平成16年12月17日	無	
R-6		LM前橋西片貝	202	0.11%	92	96	平成16年12月17日	無	
R-7		アブリーレ垂水	1,710	0.93%	1,340	1,667	平成17年2月25日	有	
R-9		クレスト草津	3,830	2.08%	3,004	3,746	平成17年6月28日	有	
R-10		NCR本町イースト	1,740	0.95%	1,490	1,717	平成17年12月1日	有	
R-11		NCR新梅田	1,640	0.89%	1,376	1,614	平成17年12月1日	有	
R-13		NCR阿倍野	5,400	2.93%	4,368	5,457	平成18年4月27日	無	
R-14		NCR大手通	382	0.21%	300	389	平成18年4月27日	無	
R-15		NCR栄	1,361	0.74%	1,010	1,396	平成19年3月23日	無	
R-16		NCR日本橋高津	4,780	2.60%	3,570	4,821	平成18年6月30日	無	
R-17		NCR円山裏参道	486	0.26%	411	499	平成19年9月27日	無	
R-18		NCR円山表参道	2,045	1.11%	1,740	2,165	平成20年3月25日	無	
R-19		NCR博多駅東	1,230	0.67%	960	1,297	平成19年11月30日	無	
R-20		NCR心齋橋イースト タワー	4,693	2.55%	3,400	4,701	平成19年3月27日	無	
R-21		NCR三宮	1,485	0.81%	1,230	1,510	平成19年3月27日	無	
R-22		NCR勾当台公園	655	0.36%	481	677	平成19年4月26日	無	
R-23		NCR一番町	965	0.52%	783	999	平成19年7月31日	無	
R-24		NCR大町	842	0.46%	656	880	平成19年8月28日	無	
R-25		NCR上町台	3,214	1.75%	2,190	3,238	平成19年8月20日	無	
R-26		NCR肥後橋タワー	4,200	2.28%	2,670	4,248	平成19年10月19日	無	
計			43,217	23.47%	32,853	43,377			
合計			184,096	100.00%	139,399	185,331			

(注1) 「地域」欄に記載されている「都心主要エリア」とは、港区、渋谷区、新宿区、千代田区、中央区、品川区、豊島区及び目黒区を、「東京23区(都心主要エリアを除きます。)」とは、都心主要エリアを除く東京23区を、「東京23区を除く東京圏」とは、東京23区を除く東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県を、「地方」とは、それ以外の地域をそれぞれ表します。

(注2) 「名称」欄に記載されている「NCR」は、ニューシティレジデンスを、「LM」は、ライオンズマンションを、「SH」は、ゾンネンハイムを、「PT」は、パークテラスをそれぞれ表します。

(注3) 「取得価格」欄には、各資産の取得価格を記載しています(百万円未満四捨五入)。

(注4) 「比率」欄には、各資産の取得価格が取得価格総額に占める割合を記載しており、小数点第3位を四捨五入しています。

(注5) 「第10期末算定額」は、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号、その後の改正を含みます。)及び不動産鑑定評価基準等に従って鑑定評価を行った不動産鑑定士が、価格時点における評価対象不動産の価格に関する意見を示したものとどまり、百万円未満を四捨五入しています。

(注6) 「担保設定の有無」欄には、不動産信託受益権に対する質権設定の有無を記載しています。

(注7) 本物件にかかる建物の登記簿上の建物の名称は「カテリーナ三田タワースイート」ですが、本投資法人の取得する本物件(264戸)に関しては、テナントに対してニューシティレジデンスブランド戦略に基づいた一定のサービスの提供をすることから、「カテリーナ三田タワースイート(ニューシティレジデンス)」の名称で運営しており、かかる運営上の名称を記載しています。以下同じです。

イ. 不動産及び信託不動産の概要

第10期末保有資産にかかる不動産又は信託不動産（信託財産にかかる不動産をいいます。以下同じです。）の名称、賃貸可能面積、賃貸面積、賃貸可能戸数、賃貸戸数、稼働率及び住居タイプ別面積比率は以下のとおりです。

<不動産及び信託不動産の概要>

物件 番号	名称（注1）	賃貸可能 面積（㎡） （注2）	賃貸面積 （㎡） （注3）	賃貸 可能 戸数 （戸） （注4）	賃貸 戸数 （戸） （注5）	稼働率 （注6）	住居タイプ別面積比率（注7）				
							S	UF	F	P	その他
C-1	NCR南青山	3,473.28	3,072.82	62	55	88.5%	2%	98%			
C-2	NCR西麻布ツインタワー	3,296.44	2,488.58	60	46	75.5%	27%	50%		11%	12%
C-3	NCR西麻布	2,802.62	2,243.58	37	31	80.1%		33%		67%	
C-4	NCRお茶の水	2,507.30	2,452.62	44	43	97.8%	1%	85%	5%		8%
C-5	NCR参宮橋	1,898.47	1,620.51	26	22	85.4%		12%	71%	17%	
C-8	NCR日本橋イースト	1,940.94	1,700.19	62	55	87.6%	60%	40%			
C-9	NCR日本橋ウエスト	1,858.34	1,762.84	55	52	94.9%	75%	25%			
C-10	NCR銀座ツインⅠ	1,444.52	1,366.87	40	38	94.6%	12%	87%			2%
C-11	NCR銀座ツインⅡ	1,244.54	1,174.76	33	31	94.4%		100%			
C-12	NCR原宿	1,225.26	1,116.90	21	19	91.2%		89%	11%		
C-14	NCR代々木上原	811.95	811.95	25	25	100.0%	9%	83%			8%
C-15	NCR千駄ヶ谷	803.03	738.54	21	20	92.0%	8%	69%	24%		
C-16	NCR新宿7丁目	957.60	880.35	23	21	91.9%	19%	81%			
C-17	NCR市谷左内町	694.16	694.16	21	21	100.0%	100%				
C-18	NCR日本橋人形町Ⅰ	1,747.90	1,644.38	32	30	94.1%		66%	34%		
C-19	NCR日本橋人形町Ⅱ	1,826.80	1,744.72	38	37	95.5%		65%	35%		
C-20	NCR新御茶ノ水	1,308.38	1,195.82	32	29	91.4%		78%	22%		
C-22	NCR日本橋人形町Ⅲ	2,117.46	2,044.66	63	61	96.6%	65%	35%			
C-23	NCR神保町Ⅱ	1,628.80	1,628.80	60	60	100.0%	100%				
C-24	NCR銀座イーストⅢ	972.51	904.61	41	38	93.0%	87%	13%			
C-25	NCR新宿御苑Ⅰ	3,594.16	3,594.16	108	108	100.0%	57%	43%			

物件 番号	名称 (注1)	賃貸可能 面積 (㎡) (注2)	賃貸面積 (㎡) (注3)	賃貸 可能 戸数 (戸) (注4)	賃貸 戸数 (戸) (注5)	稼働率 (注6)	住居タイプ別面積比率 (注7)				
							S	UF	F	P	その他
C-27	NCR高輪台	1,147.44	1,147.44	32	32	100.0%	22%	78%			
C-28	NCR日本橋人形町IV	1,105.20	1,105.20	48	48	100.0%	100%				
C-29	NCR新宿御苑II	668.79	668.79	27	27	100.0%	100%				
C-30	NCR銀座イーストIV	681.00	658.14	20	19	96.6%	7%	93%			
C-31	NCR高輪台II	1,567.84	1,493.92	40	38	95.3%	23%	77%			
C-32	NCR南麻布	882.67	701.21	24	19	79.4%	24%	76%			
C-34	NCR銀座	3,494.42	3,012.68	96	83	86.2%	37%	63%			
C-35	NCR日本橋水天宮	4,602.95	3,917.38	88	75	85.1%		85%	15%		
C-36	NCR高輪	10,408.26	9,107.78	169	147	87.5%	8%	53%	22%	17%	
C-37	NCR東日本橋	6,442.28	5,867.72	103	94	91.1%		37%	63%		1%
C-38	カーリーナ三田 タワースイート(NCR)	17,553.76	16,649.24	264 (759) (注8)	250	94.8%	1%	36%	47%	16%	
C-39	NCR新宿	3,150.80	3,150.80	122	122	100.0%	76%	22%			2%
C-40	NCR目黒	1,414.73	1,414.73	26	26	100.0%		95%	5%		
C-41	NCR大塚	1,784.50	1,700.81	54	51	95.3%	81%	19%			
C-42	NCR自由が丘	1,472.47	1,239.91	40	33	84.2%	15%	85%			
C-43	NCR目白イースト	1,658.90	1,563.55	29	27	94.3%		38%	62%		
C-44	NCR池袋	3,644.35	3,144.19	87	76	86.3%	10%	85%	5%		
C-45	NCR要町	1,624.06	1,624.06	73	73	100.0%	100%				
C-46	NCR品川シーサイド タワー	12,732.35	11,591.40	208	191	91.0%		37%	63%		
C-47	NCR八雲	1,276.91	1,133.91	18	16	88.8%		13%	77%	10%	
C-50	NCR戸越駅前	2,014.12	2,014.12	64	64	100.0%	50%	36%			13%
計		117,482.26	107,788.80	2,536	2,353	91.7%	19%	49%	25%	6%	1%

物件 番号	名称（注1）	賃貸可能 面積（㎡） （注2）	賃貸面積 （㎡） （注3）	賃貸 可能 戸数 （戸） （注4）	賃貸 戸数 （戸） （注5）	稼働率 （注6）	住居タイプ別面積比率（注7）				
							S	UF	F	P	その他
M-2	NCR等々力	2,863.78	2,148.89	22	16	75.0%				100%	
M-3	NCR本所吾妻橋	2,255.88	2,027.44	35	32	89.9%		33%	63%	4%	
M-4	NCR北沢	1,220.16	1,054.45	15	13	86.4%			100%		
M-8	NCR門前仲町	887.94	887.94	31	31	100.0%	100%				
M-9	NCR田園調布	1,066.08	1,066.08	17	17	100.0%		34%	66%		
M-10	NCR根岸	594.79	545.78	12	11	91.8%		100%			
M-11	NCR上池台	414.45	310.25	12	9	74.9%	57%	43%			
M-13	NCR森下	1,383.90	1,383.90	38	38	100.0%		100%			
M-14	NCR若林公園	1,425.43	1,166.47	23	19	81.8%		35%	65%		
M-15	NCR浅草橋	1,537.84	1,537.84	32	32	100.0%		100%			
M-19	NCR入谷	1,415.15	1,085.25	22	17	76.7%		44%	56%		
M-22	NCR上野タワー	4,197.66	3,542.95	102	87	84.4%	21%	77%			2%
M-25	NCR森下ウエスト	1,275.60	1,245.07	40	39	97.6%	100%				
M-27	NCR三ノ輪	2,406.41	1,940.94	78	60	80.7%	56%	38%			6%
M-28	NCR自由が丘ウエスト	857.32	765.24	28	26	89.3%	61%	39%			
M-29	NCR中野	1,613.86	1,613.86	42	42	100.0%	100%				
M-30	NCR用賀	1,472.38	1,422.36	45	43	96.6%	47%	53%			
M-31	NCR住吉	1,362.60	1,362.60	60	60	100.0%	100%				
M-33	NCR門前仲町イースト	3,038.98	2,845.25	94	93	93.6%	54%	36%		3%	6%
M-35	NCR押上	1,785.24	1,744.04	60	59	97.7%	58%	42%			
M-36	NCR蔵前	1,994.93	1,994.93	67	67	100.0%	68%	32%			
計		35,070.38	31,691.53	875	811	90.4%	37%	39%	14%	9%	1%

物件 番号	名称 (注1)	賃貸可能 面積 (㎡) (注2)	賃貸面積 (㎡) (注3)	賃貸 可能 戸数 (戸) (注4)	賃貸 戸数 (戸) (注5)	稼働率 (注6)	住居タイプ別面積比率 (注7)					
							S	UF	F	P	その他	
G-2	NCR船橋本町	1,496.40	1,044.00	86	60	69.8%	100%					
G-3	SH元住吉	2,910.25	2,820.61	57 (73) (注8)	56	96.9%	8%	34%	37%	15%	6%	
G-4	NCR豊田	3,630.55	3,469.63	67	64	95.6%			100%			
G-5	NCR西船橋	1,597.32	1,538.16	81	78	96.3%	100%					
G-6	NCR舞浜	1,287.72	1,287.72	61	61	100.0%	100%					
G-7	NCR市川妙典	1,218.00	1,218.00	58	58	100.0%	100%					
G-8	NCR久米川	2,013.93	1,940.17	31	30	96.3%			100%			
G-9	NCR浦安	1,074.53	1,074.53	51	51	100.0%	100%					
G-10	NCR南行徳 I	1,031.81	926.62	49	44	89.8%	100%					
G-11	NCR南行徳 II	724.63	683.19	35	33	94.3%	100%					
G-12	NCR野毛山	744.90	720.07	30	29	96.7%	100%					
G-13	NCR南林間	1,489.44	1,438.71	29	28	96.6%		2%	91%		7%	
G-14	NCR湘南	1,082.28	911.28	19	16	84.2%			100%			
G-15	LM淵野辺本町	997.92	997.92	15 (26) (注8)	15	100.0%			100%			
G-16	LM東青梅第三	659.03	659.03	33 (61) (注8)	33	100.0%	100%					
G-17	PT市川	876.89	876.89	40	40	100.0%	93%				7%	
G-18	PT塩焼	583.76	535.08	36	33	91.7%	100%					
G-19	PT堀江	374.33	288.52	22	17	77.1%	100%					
計		23,793.69	22,430.13	800	746	94.3%	50%	4%	43%	2%	1%	

物件 番号	名称（注1）	賃貸可能 面積（㎡） （注2）	賃貸面積 （㎡） （注3）	賃貸 可能 戸数 （戸） （注4）	賃貸 戸数 （戸） （注5）	稼働率 （注6）	住居タイプ別面積比率（注7）				
							S	UF	F	P	その他
R-1	NCR大通公園	2,996.24	2,562.37	40	34	85.5%			100%		
R-2	五色山ハイツ	2,253.34	2,253.34	33	33	100.0%			100%		
R-3	NCR西公園	1,483.50	1,335.15	30	27	90.0%			100%		
R-4	NCR西大濠	1,013.22	1,013.22	17	17	100.0%			100%		
R-5	NCR加古川	1,888.02	1,832.49	34	33	97.1%			100%		
R-6	LM前橋西片貝	1,284.45	1,122.38	23 (40) (注8)	20	87.4%		3%	97%		
R-7	アプリーレ垂水	6,545.25	6,545.25	99	99	100.0%			100%		
R-9	クレスト草津	13,452.80	13,452.80	540	540	100.0%	100%				
R-10	NCR本町イースト	3,471.39	3,354.59	117	113	96.6%	85%	15%			
R-11	NCR新梅田	3,279.90	3,141.46	108	104	95.8%	75%	25%			
R-13	NCR阿倍野	10,832.11	10,272.63	153	146	94.8%		4%	90%	6%	
R-14	NCR大手通	860.48	860.48	31	31	100.0%	97%				3%
R-15	NCR栄	2,836.00	2,715.02	73	70	95.7%	76%	19%			5%
R-16	NCR日本橋高津	9,334.47	8,622.55	262	249	92.4%	55%	13%	12%	21%	
R-17	NCR円山裏参道	1,522.89	1,522.89	36	36	100.0%		42%	58%		
R-18	NCR円山表参道	6,100.31	5,957.43	146	143	97.7%		60%	40%		
R-19	NCR博多駅東	3,061.60	3,012.00	115	113	98.4%	81%	19%			
R-20	NCR心齋橋イースト タワー	8,747.40	8,108.61	133	125	92.7%		12%	84%	4%	
R-21	NCR三宮	3,071.60	2,935.19	112	107	95.6%	100%				
R-22	NCR勾当台公園	1,684.10	1,564.04	50	47	92.9%	52%	48%			
R-23	NCR一番町	2,800.32	2,759.66	68	67	98.5%	8%	68%	23%		
R-24	NCR大町	2,149.08	2,149.08	72	72	100.0%	100%				
R-25	NCR上町台	5,415.39	5,044.38	69	64	93.1%			100%		
R-26	NCR肥後橋タワー	6,230.20	5,887.98	194	183	94.5%	69%	31%			
計		102,314.06	98,024.99	2,555	2,473	95.8%	39%	14%	44%	3%	0%
合計		278,660.39	259,935.45	6,766	6,383	93.3%	31%	31%	32%	5%	1%

- (注1) 「名称」欄に記載されている「NCR」は、ニューシティレジデンスを、「LM」は、ライオンズマンションを、「SH」は、ゾンネンハイムを、「PT」は、パークテラスをそれぞれ表します。
- (注2) 「賃貸可能面積」欄は、個々の不動産又は信託不動産について本投資法人の取得部分における賃貸が可能な面積を意味します。
- (注3) 「賃貸面積」欄には、賃貸可能面積のうち、平成22年2月28日現在、実際にエンド・テナント（サブリース会社から転貸を受けている転借人及び本投資法人との間で直接の賃貸借契約が締結されている賃借人（サブリース会社を除きます。）を併せたものをいいます。以下同じです。）との間で賃貸借契約が締結され、賃貸が行われている面積を意味し、原則として本投資法人、信託受託者又はサブリース会社（第三者に転貸することを目的とした賃貸借契約を本投資法人との間で締結している又は締結する予定の賃借人をいいます。以下同じです。）とエンド・テナントとの間の賃貸借契約書に表示されている賃貸面積を記載しています。ただし、賃貸借契約書の記載に明白な誤謬がある場合は、前所有者から提供を受けた情報、竣工図面等に基づき記載しています。
- (注4) 「賃貸可能戸数」欄には、平成22年2月28日現在、個々の不動産及び信託不動産について賃貸が可能な戸数を記載しています。
- (注5) 「賃貸戸数」欄には、平成22年2月28日現在、エンド・テナントに対して賃貸されている戸数を記載しています。
- (注6) 「稼働率」欄は、個々の不動産及び信託不動産の賃貸可能面積に占める賃貸面積の割合を記載しており、小数点第2位を四捨五入しています。
- (注7) 「住居タイプ別面積比率」欄には、各住居タイプの住居の賃貸可能面積の合計が個々の不動産及び信託不動産の賃貸可能面積の合計に占める割合を記載しており、小数点以下を四捨五入しています。よって、上記の各合計数値が各数値の合計数値と一致しない場合があります。「住居タイプ別面積比率」欄に記載されている「S」は、シングルタイプを、「UF」は、アーバンファミリータイプを、「F」は、ファミリータイプを、「P」は、プレミアムタイプをそれぞれ表しています。なお、「その他」欄には、店舗、事務所等、住居以外の用途にかかる比率を記載しています。
- (注8) 以下の区分所有建物にかかる「賃貸可能戸数」欄には、当該各資産に含まれる戸数を記載し、建物全体の戸数を括弧の中に記載しています。
- カテリーナ三田タワースイート(NCR)、SH元住吉、LM淵野辺本町、LM東青梅第三、LM前橋西片貝

ロ. 不動産及び信託不動産の収益状況

各不動産又は信託不動産にかかる月額賃料、賃貸事業収入等の収益状況は、以下のとおりです。

収益状況に関する数値は、以下に従い算出されています。

- ・ 取得価格以外の金額は、千円単位で表示し、単位未満を切り捨てて記載しています。そのため、記載されている数値を合計しても必ずしも合計値と一致しません。
- ・ 取得価格については、百万円未満を四捨五入して記載しています。
- ・ 「月額賃料」「敷金・保証金等」「稼働率」は、平成22年2月28日現在のものを記載しています。
- ・ 「月額賃料」は、原則として、平成22年2月28日時点において本投資法人、信託受託者又はサブリース会社とエンド・テナントとの間で締結されている賃貸借契約書に表示された月間賃料（月極駐車場やトランクルーム等の付属施設の使用料は除きます。）の合計額を記載しています。
- ・ 「敷金・保証金等」は、原則として、平成22年2月28日時点において本投資法人、信託受託者又はサブリース会社とエンド・テナントとの間で締結されている賃貸借契約書に基づく店舗、事務所、住居の用途に関わる部分（駐車場等を除きます。）についての各賃借人の敷金・保証金等の平成22年2月28日時点における残高（返還不要な部分がある場合には、当該金額控除後の金額）の合計額を記載しています。
- ・ 「賃貸料収入」には、賃貸料及び駐車場収入が含まれています。
- ・ 「その他収入」には、付帯収入及びその他賃貸事業収入が含まれています。
- ・ 「修繕維持費」「物件管理委託料」「仲介手数料及び広告費等」は、発生時に費用計上しています。
- ・ 「修繕維持費」及び「資本的支出」は、年度による差異が大きいこと及び定期的に発生する金額でないこと等から、対象期間における修繕費及び資本的支出が、本投資法人が運用資産を長期にわたり継続して保有する場合の修繕費及び資本的支出の金額と大きく異なる可能性があります。
- ・ 「信託報酬」は、開示期間の日数に対応する金額を計上しています。
- ・ 「その他」には、銀行手数料、借地代及び弁護士報酬等が含まれております。
- ・ 「減価償却費」は、開示期間の月数に対応する金額を計上しています。

＜不動産又は信託不動産の収益状況＞

物件番号	C-1	C-2	C-3	C-4
名称	NCR南青山	NCR西麻布ツインタワー	NCR西麻布	NCRお茶の水
運用期間	自：平成21年9月1日 至：平成22年2月28日	自：平成21年9月1日 至：平成22年2月28日	自：平成21年9月1日 至：平成22年2月28日	自：平成21年9月1日 至：平成22年2月28日
月額賃料	14,889	9,867	8,494	9,931
敷金・保証金等	19,377	24,052	17,452	23,966
稼働率	88.5%	75.5%	80.1%	97.8%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	93,522	61,778	56,664	59,039
賃貸料収入	89,802	56,539	54,186	57,199
その他収入	3,719	5,238	2,478	1,839
(B) 賃貸事業費用 小計	27,549	37,819	22,788	11,025
修繕維持費	8,974	17,791	6,243	1,497
水道光熱費	1,227	1,086	2,511	593
物件管理委託料	2,661	1,757	1,663	1,717
固定資産税等	3,647	4,669	4,441	3,183
保険料	135	122	125	97
仲介手数料及び広告費等	7,445	7,238	6,190	2,597
信託報酬	-	1,175	1,120	875
その他	3,457	3,978	492	462
(C) NOI (=A-B)	65,972	23,958	33,875	48,013
(D) 減価償却費	9,945	9,528	9,779	8,330
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	56,027	14,430	24,096	39,683
(F) 資本的支出	8,744	11,874	3,492	-
(G) NCF = (C) - (F)	57,228	3,432	30,383	48,013
取得価格 (百万円)	3,783	3,315	3,143	2,300

物件番号	C-5	C-8	C-9	C-10
名称	NCR参宮橋	NCR日本橋イースト	NCR日本橋ウエスト	NCR銀座ツイン I
運用期間	自：平成21年9月1日 至：平成22年2月28日	自：平成21年9月1日 至：平成22年2月28日	自：平成21年9月1日 至：平成22年2月28日	自：平成21年9月1日 至：平成22年2月28日
月額賃料	6,260	7,020	6,161	5,348
敷金・保証金等	11,730	9,596	7,925	8,883
稼働率	85.4%	87.6%	94.9%	94.6%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	43,954	46,691	38,273	32,518
賃貸料収入	40,878	44,620	36,747	30,858
その他収入	3,075	2,070	1,526	1,659
(B) 賃貸事業費用 小計	10,130	13,484	11,914	7,480
修繕維持費	3,501	3,389	2,861	2,027
水道光熱費	542	1,906	1,599	617
物件管理委託料	1,266	1,317	1,125	945
固定資産税等	2,470	2,475	2,606	1,939
保険料	73	76	76	62
仲介手数料及び広告費等	1,204	1,816	2,084	1,170
信託報酬	697	890	720	441
その他	374	1,611	840	276
(C) NOI (=A-B)	33,823	33,206	26,358	25,037
(D) 減価償却費	5,274	5,814	6,378	4,955
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	28,549	27,392	19,979	20,081
(F) 資本的支出	186	984	1,454	698
(G) NCF = (C) - (F)	33,637	32,222	24,903	24,338
取得価格 (百万円)	1,734	1,622	1,480	1,133

物件番号	C-11	C-12	C-14	C-15
名称	NCR銀座ツインⅡ	NCR原宿	NCR代々木上原	NCR千駄ヶ谷
運用期間	自：平成21年9月1日 至：平成22年2月28日	自：平成21年9月1日 至：平成22年2月28日	自：平成21年9月1日 至：平成22年2月28日	自：平成21年9月1日 至：平成22年2月28日
月額賃料	4,618	4,502	3,614	3,075
敷金・保証金等	6,617	7,389	6,426	5,215
稼働率	94.4%	91.2%	100.0%	92.0%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	29,073	27,994	22,232	18,181
賃貸料収入	27,064	26,937	21,108	17,831
その他収入	2,009	1,057	1,124	350
(B) 賃貸事業費用 小計	7,760	8,769	5,781	4,795
修繕維持費	2,058	2,837	1,953	1,771
水道光熱費	566	549	238	262
物件管理委託料	812	825	627	530
固定資産税等	1,552	1,513	937	958
保険料	54	49	33	28
仲介手数料及び広告費等	1,364	1,895	1,060	364
信託報酬	441	718	719	719
その他	909	379	211	159
(C) NOI (=A-B)	21,313	19,225	16,450	13,386
(D) 減価償却費	4,359	3,881	2,455	2,206
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	16,954	15,344	13,995	11,179
(F) 資本的支出	1,361	575	-	1,098
(G) NCF = (C) - (F)	19,951	18,650	16,450	12,287
取得価格 (百万円)	968	1,220	765	695

物件番号	C-16	C-17	C-18	C-19
名称	NCR新宿7丁目	NCR市谷左内町	NCR日本橋人形町Ⅰ	NCR日本橋人形町Ⅱ
運用期間	自：平成21年9月1日 至：平成22年2月28日	自：平成21年9月1日 至：平成22年2月28日	自：平成21年9月1日 至：平成22年2月28日	自：平成21年9月1日 至：平成22年2月28日
月額賃料	2,877	2,707	5,586	6,294
敷金・保証金等	4,052	4,089	10,171	11,715
稼働率	91.9%	100.0%	94.1%	95.5%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	18,249	14,738	31,856	40,295
賃貸料収入	17,784	14,356	30,252	39,141
その他収入	464	382	1,603	1,153
(B) 賃貸事業費用 小計	6,585	4,496	9,825	7,151
修繕維持費	3,097	1,460	2,689	1,886
水道光熱費	459	204	622	628
物件管理委託料	533	446	907	1,146
固定資産税等	1,011	890	1,372	1,454
保険料	37	29	70	72
仲介手数料及び広告費等	763	1,311	3,110	849
信託報酬	719	-	400	400
その他	△35	154	652	714
(C) NOI (=A-B)	11,663	10,241	22,030	33,143
(D) 減価償却費	2,977	2,358	5,629	5,802
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	8,686	7,882	16,401	27,341
(F) 資本的支出	1,869	-	401	-
(G) NCF = (C) - (F)	9,794	10,241	21,629	33,143
取得価格 (百万円)	626	577	1,230	1,290

物件番号	C-20	C-22	C-23	C-24
名称	NCR新御茶ノ水	NCR日本橋人形町Ⅲ	NCR神保町Ⅱ	NCR銀座イーストⅢ
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	5,011	7,663	6,748	3,933
敷金・保証金等	10,137	11,016	6,591	4,840
稼働率	91.4%	96.6%	100.0%	93.0%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	31,848	45,361	40,571	24,270
賃貸料収入	31,551	44,327	39,937	23,506
その他収入	297	1,033	633	763
(B) 賃貸事業費用 小計	5,684	10,122	8,149	7,051
修繕維持費	1,380	1,855	2,222	2,872
水道光熱費	391	576	500	451
物件管理委託料	932	1,350	1,183	691
固定資産税等	1,329	1,952	1,949	1,234
保険料	58	87	63	48
仲介手数料及び広告費等	675	2,976	1,107	1,027
信託報酬	400	400	514	294
その他	515	923	608	430
(C) NOI (=A-B)	26,163	35,238	32,421	17,219
(D) 減価償却費	4,660	6,799	5,098	4,157
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	21,503	28,438	27,322	13,061
(F) 資本的支出	-	-	-	-
(G) NCF = (C) - (F)	26,163	35,238	32,421	17,219
取得価格 (百万円)	1,160	1,662	1,470	841

物件番号	C-25	C-27	C-28	C-29
名称	NCR新宿御苑Ⅰ	NCR高輪台	NCR日本橋人形町Ⅳ	NCR新宿御苑Ⅱ
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	14,000	5,043	4,152	2,835
敷金・保証金等	25,484	6,694	6,228	0
稼働率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	84,018	30,048	24,912	17,033
賃貸料収入	84,000	28,722	24,912	17,010
その他収入	18	1,325	-	23
(B) 賃貸事業費用 小計	14,516	5,995	5,216	3,469
修繕維持費	4,168	1,275	1,433	817
水道光熱費	557	351	449	226
物件管理委託料	2,520	865	747	681
固定資産税等	4,588	1,078	1,469	951
保険料	160	51	48	32
仲介手数料及び広告費等	-	1,062	-	-
信託報酬	1,295	400	400	400
その他	1,226	910	667	360
(C) NOI (=A-B)	69,501	24,052	19,695	13,563
(D) 減価償却費	13,176	3,881	4,124	2,812
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	56,325	20,171	15,571	10,751
(F) 資本的支出	-	-	386	-
(G) NCF = (C) - (F)	69,501	24,052	19,308	13,563
取得価格 (百万円)	3,140	1,180	842	580

物件番号	C-30	C-31	C-32	C-34
名称	NCR銀座イーストⅣ	NCR高輪台Ⅱ	NCR南麻布	NCR銀座
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	2,625	6,369	2,992	14,512
敷金・保証金等	4,469	8,833	4,031	17,572
稼働率	96.6%	95.3%	79.4%	86.2%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	16,381	40,224	20,402	92,237
賃貸料収入	15,461	38,320	19,836	87,419
その他収入	920	1,903	565	4,818
(B) 賃貸事業費用 小計	5,372	7,944	7,004	23,792
修繕維持費	1,756	2,145	2,164	6,024
水道光熱費	342	411	222	1,225
物件管理委託料	456	1,144	578	2,579
固定資産税等	882	1,340	849	3,724
保険料	30	64	34	170
仲介手数料及び広告費等	759	1,468	821	6,141
信託報酬	400	535	294	-
その他	745	833	2,040	3,925
(C) NOI (=A-B)	11,009	32,280	13,397	68,444
(D) 減価償却費	2,655	4,806	2,706	13,767
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	8,354	27,473	10,690	54,677
(F) 資本的支出	-	224	254	2,504
(G) NCF = (C) - (F)	11,009	32,055	13,142	65,939
取得価格 (百万円)	510	1,530	840	4,000

物件番号	C-35	C-36	C-37	C-38
名称	NCR日本橋水天宮	NCR高輪	NCR東日本橋	カテリーナ三田タワース イート (ニューシティレ ジデンス)
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	13,295	36,905	19,481	72,277
敷金・保証金等	21,052	55,752	36,523	116,502
稼働率	85.1%	87.5%	91.1%	94.8%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	87,164	237,851	125,811	455,109
賃貸料収入	83,706	226,041	122,358	429,190
その他収入	3,458	11,810	3,453	25,918
(B) 賃貸事業費用 小計	15,990	66,153	20,374	103,641
修繕維持費	4,000	12,604	8,198	32,633
水道光熱費	632	1,896	925	280
物件管理委託料	2,505	6,725	3,578	4,324
固定資産税等	3,163	11,122	1,553	3,168
保険料	181	449	276	1,092
仲介手数料及び広告費等	4,302	18,429	5,067	31,730
信託報酬	-	3,848	-	2,000
その他	1,205	11,077	774	28,412
(C) NOI (=A-B)	71,174	171,698	105,436	351,467
(D) 減価償却費	14,424	33,986	22,016	74,539
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	56,749	137,711	83,419	276,927
(F) 資本的支出	456	3,542	-	2,759
(G) NCF = (C) - (F)	70,717	168,155	105,436	348,707
取得価格 (百万円)	3,332	10,995	4,930	16,200

物件番号	C-39	C-40	C-41	C-42
名称	NCR新宿	NCR目黒	NCR大塚	NCR自由が丘
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	14,955	4,932	6,121	5,762
敷金・保証金等	0	7,743	10,584	9,935
稼働率	100.0%	100.0%	95.3%	84.2%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	92,554	27,501	38,182	41,321
賃貸料収入	92,554	26,909	36,410	39,082
その他収入	-	592	1,771	2,238
(B) 賃貸事業費用 小計	9,749	8,983	9,181	8,098
修繕維持費	3,035	3,425	3,211	2,572
水道光熱費	779	330	483	391
物件管理委託料	1,851	828	1,090	1,139
固定資産税等	3,497	1,437	1,500	1,460
保険料	147	51	84	60
仲介手数料及び広告費等	-	1,984	1,166	1,144
信託報酬	-	719	400	400
その他	437	206	1,245	928
(C) NOI (=A-B)	82,805	18,517	29,000	33,222
(D) 減価償却費	15,316	4,069	6,187	4,485
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	67,489	14,448	22,812	28,737
(F) 資本的支出	456	562	-	-
(G) NCF = (C) - (F)	82,348	17,955	29,000	33,222
取得価格 (百万円)	3,597	1,050	1,290	1,470

物件番号	C-43	C-44	C-45	C-46
名称	NCR目白イースト	NCR池袋	NCR要町	NCR品川シーサイドタワー
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	5,319	12,719	6,510	40,582
敷金・保証金等	8,524	18,815	11,885	64,592
稼働率	94.3%	86.3%	100.0%	91.0%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	34,034	83,140	42,619	255,367
賃貸料収入	31,688	77,506	38,525	247,887
その他収入	2,346	5,633	4,094	7,480
(B) 賃貸事業費用 小計	7,501	20,566	8,821	55,810
修繕維持費	2,001	6,751	2,112	16,926
水道光熱費	322	1,126	466	2,717
物件管理委託料	936	2,348	1,124	7,425
固定資産税等	1,166	3,219	1,801	11,007
保険料	55	159	65	590
仲介手数料及び広告費等	2,366	4,334	2,186	13,515
信託報酬	378	1,129	750	750
その他	274	1,496	314	2,877
(C) NOI (=A-B)	26,533	62,574	33,797	199,557
(D) 減価償却費	4,397	12,268	4,993	47,640
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	22,135	50,306	28,804	151,916
(F) 資本的支出	-	456	-	376
(G) NCF = (C) - (F)	26,533	62,118	33,797	199,180
取得価格 (百万円)	1,080	3,227	1,360	9,350

物件番号	C-47	C-50	M-2	M-3
名称	NCR八雲	NCR戸越駅前	NCR等々力	NCR本所吾妻橋
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	4,071	8,361	7,088	5,360
敷金・保証金等	5,917	10,709	14,163	8,920
稼働率	88.8%	100.0%	75.0%	89.9%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	26,690	50,739	49,864	33,660
賃貸料収入	25,665	50,586	48,976	31,665
その他収入	1,025	153	887	1,994
(B) 賃貸事業費用 小計	7,046	5,611	13,917	9,942
修繕維持費	2,708	1,736	5,792	2,443
水道光熱費	320	547	836	595
物件管理委託料	748	1,014	1,422	968
固定資産税等	1,248	1,751	4,520	2,569
保険料	52	93	118	80
仲介手数料及び広告費等	1,456	-	322	2,191
信託報酬	-	-	678	843
その他	511	468	226	251
(C) NOI (=A-B)	19,644	45,127	35,947	23,717
(D) 減価償却費	4,053	10,650	9,411	6,173
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	15,591	34,477	26,535	17,544
(F) 資本的支出	313	323	7,828	1,281
(G) NCF = (C) - (F)	19,330	44,803	28,118	22,436
取得価格 (百万円)	1,160	2,050	1,850	1,122

物件番号	M-4	M-8	M-9	M-10
名称	NCR北沢	NCR門前仲町	NCR田園調布	NCR根岸
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	4,038	2,952	2,846	1,547
敷金・保証金等	6,423	8,856	5,981	2,372
稼働率	86.4%	100.0%	100.0%	91.8%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	26,057	17,712	18,975	10,828
賃貸料収入	25,006	17,712	17,156	10,424
その他収入	1,051	-	1,819	403
(B) 賃貸事業費用 小計	7,959	4,002	5,708	3,373
修繕維持費	2,583	1,067	2,061	1,117
水道光熱費	674	436	435	251
物件管理委託料	759	540	553	308
固定資産税等	1,808	1,004	1,126	646
保険料	47	34	37	23
仲介手数料及び広告費等	1,349	-	610	263
信託報酬	498	822	721	613
その他	237	95	160	149
(C) NOI (=A-B)	18,097	13,710	13,267	7,454
(D) 減価償却費	3,861	2,846	1,923	1,871
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	14,236	10,863	11,344	5,582
(F) 資本的支出	4,286	323	456	-
(G) NCF = (C) - (F)	13,811	13,386	12,811	7,454
取得価格 (百万円)	1,070	524	511	356

物件番号	M-11	M-13	M-14	M-15
名称	NCR上池台	NCR森下	NCR若林公園	NCR浅草橋
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	1,044	5,109	3,939	5,178
敷金・保証金等	1,046	9,601	6,181	9,952
稼働率	74.9%	100.0%	81.8%	100.0%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	7,977	31,779	26,945	30,649
賃貸料収入	7,581	30,562	25,615	30,076
その他収入	395	1,217	1,329	573
(B) 賃貸事業費用 小計	2,841	6,595	6,163	5,623
修繕維持費	748	2,483	2,316	1,625
水道光熱費	60	470	501	482
物件管理委託料	213	925	753	890
固定資産税等	275	1,133	1,495	1,215
保険料	14	62	58	58
仲介手数料及び広告費等	170	675	537	785
信託報酬	713	400	339	304
その他	644	446	161	260
(C) NOI (=A-B)	5,136	25,183	20,781	25,026
(D) 減価償却費	1,434	4,857	4,530	4,882
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	3,701	20,326	16,251	20,144
(F) 資本的支出	-	-	-	1,469
(G) NCF = (C) - (F)	5,136	25,183	20,781	23,557
取得価格 (百万円)	238	985	970	870

物件番号	M-19	M-22	M-25	M-27
名称	NCR入谷	NCR上野タワー	NCR森下ウエスト	NCR三ノ輪
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	2,895	12,638	4,464	6,784
敷金・保証金等	5,800	21,986	6,005	7,115
稼働率	76.7%	84.4%	97.6%	80.7%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	21,978	85,520	27,322	51,818
賃貸料収入	19,326	79,841	27,000	45,486
その他収入	2,652	5,679	322	6,332
(B) 賃貸事業費用 小計	6,152	22,206	5,191	13,920
修繕維持費	2,758	8,121	1,265	5,519
水道光熱費	394	1,687	472	509
物件管理委託料	576	2,371	806	1,377
固定資産税等	912	4,317	883	1,276
保険料	49	167	51	102
仲介手数料及び広告費等	947	4,187	351	4,435
信託報酬	236	750	-	-
その他	278	605	1,360	699
(C) NOI (=A-B)	15,825	63,313	22,130	37,897
(D) 減価償却費	3,905	15,014	4,731	9,662
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	11,920	48,299	17,399	28,235
(F) 資本的支出	-	923	-	456
(G) NCF = (C) - (F)	15,825	62,389	22,130	37,440
取得価格 (百万円)	675	2,990	810	1,720

物件番号	M-28	M-29	M-30	M-31
名称	NCR自由が丘ウエスト	NCR中野	NCR用賀	NCR住吉
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	3,041	6,094	5,499	5,708
敷金・保証金等	2,859	6,534	5,524	5,588
稼働率	89.3%	100.0%	96.6%	100.0%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	19,641	37,628	35,956	40,006
賃貸料収入	17,688	34,313	32,136	34,398
その他収入	1,953	3,314	3,819	5,608
(B) 賃貸事業費用 小計	6,822	11,733	10,150	7,686
修繕維持費	2,754	3,399	3,257	2,076
水道光熱費	180	390	366	321
物件管理委託料	551	1,055	986	1,032
固定資産税等	736	341	824	1,105
保険料	40	74	60	72
仲介手数料及び広告費等	2,083	3,990	3,701	2,794
信託報酬	-	-	-	-
その他	476	2,482	954	284
(C) NOI (=A-B)	12,819	25,894	25,806	32,319
(D) 減価償却費	3,573	7,088	5,327	6,717
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	9,245	18,805	20,478	25,602
(F) 資本的支出	-	-	323	-
(G) NCF = (C) - (F)	12,819	25,894	25,482	32,319
取得価格 (百万円)	720	1,250	1,305	1,170

物件番号	M-33	M-35	M-36	G-2
名称	NCR門前仲町イースト	NCR押上	NCR蔵前	NCR船橋本町
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	10,723	6,448	7,236	4,140
敷金・保証金等	1,050	6,408	0	8,640
稼働率	93.6%	97.7%	100.0%	69.8%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	65,012	43,496	43,843	34,134
賃貸料収入	64,911	38,739	43,776	33,666
その他収入	101	4,757	67	468
(B) 賃貸事業費用 小計	7,783	7,696	5,315	13,769
修繕維持費	3,353	1,646	2,175	9,094
水道光熱費	738	353	606	330
物件管理委託料	1,300	1,153	876	1,559
固定資産税等	1,600	967	1,335	1,550
保険料	138	85	92	57
仲介手数料及び広告費等	84	2,731	-	98
信託報酬	-	-	-	867
その他	567	758	228	210
(C) NOI (=A-B)	57,228	35,799	38,527	20,365
(D) 減価償却費	17,300	8,030	9,379	4,928
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	39,928	27,769	29,148	15,436
(F) 資本的支出	456	-	456	1,741
(G) NCF = (C) - (F)	56,772	35,799	38,071	18,623
取得価格 (百万円)	2,965	1,267	1,628	1,083

物件番号	G-3	G-4	G-5	G-6
名称	SH元住吉	NCR豊田	NCR西船橋	NCR舞浜
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	7,139	6,680	5,276	4,574
敷金・保証金等	13,178	12,562	8,610	8,479
稼働率	96.9%	95.6%	96.3%	100.0%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	43,962	42,792	33,324	28,705
賃貸料収入	41,569	40,648	31,686	28,203
その他収入	2,392	2,143	1,638	501
(B) 賃貸事業費用 小計	15,397	12,588	8,751	6,033
修繕維持費	7,703	4,137	3,092	1,751
水道光熱費	2	812	552	359
物件管理委託料	1,236	1,227	957	1,404
固定資産税等	3,280	2,842	1,519	1,143
保険料	122	125	59	50
仲介手数料及び広告費等	2,020	2,090	1,408	334
信託報酬	567	923	718	779
その他	464	428	442	210
(C) NOI (=A-B)	28,564	30,204	24,572	22,672
(D) 減価償却費	6,101	9,873	4,676	3,986
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	22,463	20,330	19,895	18,685
(F) 資本的支出	310	2,850	-	198
(G) NCF = (C) - (F)	28,254	27,353	24,572	22,473
取得価格 (百万円)	1,058	1,053	997	844

物件番号	G-7	G-8	G-9	G-10
名称	NCR市川妙典	NCR久米川	NCR浦安	NCR南行徳 I
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	4,466	3,568	3,825	3,203
敷金・保証金等	8,352	6,157	7,140	5,966
稼働率	100.0%	96.3%	100.0%	89.8%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	26,796	23,036	22,950	21,322
賃貸料収入	26,796	21,986	22,950	20,217
その他収入	-	1,050	-	1,105
(B) 賃貸事業費用 小計	4,548	8,545	4,074	5,662
修繕維持費	903	4,105	753	1,967
水道光熱費	176	313	170	182
物件管理委託料	1,339	670	1,147	986
固定資産税等	1,113	1,477	994	931
保険料	42	66	39	39
仲介手数料及び広告費等	-	1,010	-	558
信託報酬	779	713	781	779
その他	193	187	189	218
(C) NOI (=A-B)	22,247	14,491	18,875	15,659
(D) 減価償却費	3,263	4,872	3,215	3,102
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	18,983	9,618	15,659	12,557
(F) 資本的支出	-	224	-	-
(G) NCF = (C) - (F)	22,247	14,266	18,875	15,659
取得価格 (百万円)	769	715	653	648

物件番号	G-11	G-12	G-13	G-14
名称	NCR南行徳Ⅱ	NCR野毛山	NCR南林間	NCR湘南
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	2,442	2,176	2,696	1,975
敷金・保証金等	4,554	3,062	6,172	3,526
稼働率	94.3%	96.7%	96.6%	84.2%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	15,904	14,371	16,842	13,560
賃貸料収入	15,113	13,696	16,417	13,320
その他収入	791	674	425	239
(B) 賃貸事業費用 小計	5,043	3,827	5,329	4,544
修繕維持費	1,243	1,068	1,785	1,918
水道光熱費	162	367	309	162
物件管理委託料	765	408	493	369
固定資産税等	698	788	1,215	1,008
保険料	28	30	49	35
仲介手数料及び広告費等	1,147	234	656	29
信託報酬	728	614	614	615
その他	269	314	206	405
(C) NOI (=A-B)	10,860	10,543	11,512	9,015
(D) 減価償却費	2,229	2,436	3,927	2,324
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	8,631	8,107	7,585	6,690
(F) 資本的支出	-	-	-	533
(G) NCF = (C) - (F)	10,860	10,543	11,512	8,482
取得価格 (百万円)	447	469	456	445

物件番号	G-15	G-16	G-17	G-18
名称	LM淵野辺本町	LM東青梅第三	PT市川	PT塩焼
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	1,486	1,147	3,308	1,505
敷金・保証金等	2,747	1,346	7,044	1,109
稼働率	100.0%	100.0%	100.0%	91.7%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	10,118	6,723	19,852	9,622
賃貸料収入	8,916	6,637	19,852	9,414
その他収入	1,202	86	-	207
(B) 賃貸事業費用 小計	3,693	3,159	3,782	3,456
修繕維持費	1,373	1,146	930	1,368
水道光熱費	-	417	278	136
物件管理委託料	265	200	992	462
固定資産税等	735	547	972	673
保険料	33	25	38	32
仲介手数料及び広告費等	596	117	-	198
信託報酬	616	620	400	400
その他	72	84	170	183
(C) NOI (=A-B)	6,424	3,563	16,069	6,166
(D) 減価償却費	1,759	829	3,272	1,738
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	4,665	2,733	12,796	4,427
(F) 資本的支出	254	242	-	-
(G) NCF = (C) - (F)	6,170	3,321	16,069	6,166
取得価格 (百万円)	222	175	620	310

物件番号	G-19	R-1	R-2	R-3
名称	PT堀江	NCR大通公園	五色山ハイツ	NCR西公園
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	1,114	3,586	4,331	2,266
敷金・保証金等	1,972	6,587	71,948	2,263
稼働率	77.1%	85.5%	100.0%	90.0%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	7,474	22,939	28,775	15,692
賃貸料収入	7,356	22,358	27,992	15,269
その他収入	118	580	782	422
(B) 賃貸事業費用 小計	2,612	8,282	5,014	5,232
修繕維持費	956	2,671	1,371	2,049
水道光熱費	325	466	56	358
物件管理委託料	360	686	1,026	455
固定資産税等	274	2,280	1,717	1,256
保険料	15	95	70	45
仲介手数料及び広告費等	119	1,038	-	285
信託報酬	400	718	403	618
その他	159	323	369	162
(C) NOI (=A-B)	4,862	14,657	23,760	10,460
(D) 減価償却費	1,797	7,584	6,709	3,154
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	3,064	7,072	17,051	7,305
(F) 資本的支出	135	1,485	-	-
(G) NCF = (C) - (F)	4,726	13,171	23,760	10,460
取得価格 (百万円)	193	726	720	379

物件番号	R-4	R-5	R-6	R-7
名称	NCR西大濠	NCR加古川	LM前橋西片貝	アプリーレ垂水
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	1,659	2,497	1,365	10,358
敷金・保証金等	2,111	4,392	2,482	31,074
稼働率	100.0%	97.1%	87.4%	100.0%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	10,935	16,137	8,250	62,157
賃貸料収入	10,656	15,846	8,004	62,148
その他収入	279	291	246	9
(B) 賃貸事業費用 小計	3,787	5,037	4,479	6,766
修繕維持費	1,218	1,558	2,324	150
水道光熱費	307	122	24	-
物件管理委託料	317	470	242	-
固定資産税等	944	1,371	754	5,706
保険料	33	54	44	135
仲介手数料及び広告費等	204	215	399	-
信託報酬	613	614	618	427
その他	147	629	72	346
(C) NOI (=A-B)	7,148	11,100	3,771	55,390
(D) 減価償却費	1,902	1,838	1,358	10,888
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	5,245	9,262	2,412	44,502
(F) 資本的支出	-	544	104	-
(G) NCF = (C) - (F)	7,148	10,556	3,666	55,390
取得価格 (百万円)	258	274	202	1,710

物件番号	R-9	R-10	R-11	R-13
名称	クレスト草津	NCR本町イースト	NCR新梅田	NCR阿倍野
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	25,920	9,574	8,703	26,051
敷金・保証金等	27,000	8,058	9,175	28,366
稼働率	100.0%	96.6%	95.8%	94.8%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	158,532	62,781	59,442	171,893
賃貸料収入	156,777	57,398	52,946	163,725
その他収入	1,755	5,382	6,496	8,167
(B) 賃貸事業費用 小計	14,742	17,314	17,245	40,037
修繕維持費	500	3,579	4,639	12,269
水道光熱費	2	2,678	1,915	4,036
物件管理委託料	1,585	1,838	1,696	5,048
固定資産税等	10,299	3,382	3,336	7,792
保険料	463	136	133	379
仲介手数料及び広告費等	-	3,549	4,612	7,333
信託報酬	1,340	609	574	-
その他	550	1,541	338	3,177
(C) NOI (=A-B)	143,790	45,466	42,196	131,855
(D) 減価償却費	40,724	10,739	10,965	31,220
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	103,065	34,726	31,230	100,634
(F) 資本的支出	286	-	-	-
(G) NCF = (C) - (F)	143,503	45,466	42,196	131,855
取得価格 (百万円)	3,830	1,740	1,640	5,400

物件番号	R-14	R-15	R-16	R-17
名称	NCR大手通	NCR栄	NCR日本橋高津	NCR円山裏参道
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	2,215	6,812	23,314	3,249
敷金・保証金等	3,128	11,859	17,425	4,242
稼働率	100.0%	95.7%	92.4%	100.0%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	13,298	41,650	148,860	20,898
賃貸料収入	12,427	41,258	144,204	19,981
その他収入	870	392	4,656	916
(B) 賃貸事業費用 小計	4,657	10,782	39,543	6,417
修繕維持費	1,573	2,651	13,572	1,728
水道光熱費	202	725	1,901	689
物件管理委託料	375	1,274	4,276	610
固定資産税等	909	3,118	9,147	1,215
保険料	33	110	409	47
仲介手数料及び広告費等	1,236	2,262	8,090	1,482
信託報酬	-	-	-	-
その他	326	640	2,145	644
(C) NOI (=A-B)	8,641	30,868	109,317	14,480
(D) 減価償却費	2,862	11,067	33,871	4,103
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	5,778	19,800	75,445	10,377
(F) 資本的支出	-	-	-	-
(G) NCF = (C) - (F)	8,641	30,868	109,317	14,480
取得価格 (百万円)	382	1,361	4,780	486

物件番号	R-18	R-19	R-20	R-21
名称	NCR円山表参道	NCR博多駅東	NCR心斎橋イーストタワー	NCR三宮
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	12,085	6,871	24,272	8,603
敷金・保証金等	13,861	4,542	12,541	8,527
稼働率	97.7%	98.4%	92.7%	95.6%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	79,238	42,572	157,048	54,604
賃貸料収入	76,085	41,221	151,510	52,681
その他収入	3,153	1,351	5,537	1,922
(B) 賃貸事業費用 小計	20,356	10,559	42,782	13,243
修繕維持費	4,788	2,549	11,720	3,124
水道光熱費	1,643	502	4,117	1,696
物件管理委託料	2,289	1,245	4,643	1,596
固定資産税等	5,532	3,388	8,396	3,491
保険料	191	103	380	115
仲介手数料及び広告費等	4,444	2,166	12,383	2,907
信託報酬	-	-	-	-
その他	1,465	603	1,139	312
(C) NOI (=A-B)	58,882	32,013	114,266	41,360
(D) 減価償却費	17,492	9,725	30,447	9,531
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	41,389	22,287	83,819	31,828
(F) 資本的支出	-	-	-	-
(G) NCF = (C) - (F)	58,882	32,013	114,266	41,360
取得価格 (百万円)	2,045	1,230	4,693	1,485

物件番号	R-22	R-23	R-24	R-25
名称	NCR勾当台公園	NCR一番町	NCR大町	NCR上町台
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	3,539	5,779	4,837	13,394
敷金・保証金等	3,281	3,714	2,346	9,383
稼働率	92.9%	98.5%	100.0%	93.1%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	22,878	37,294	30,663	89,169
賃貸料収入	22,187	35,855	29,652	87,055
その他収入	691	1,438	1,011	2,114
(B) 賃貸事業費用 小計	5,284	8,183	6,324	15,277
修繕維持費	1,457	2,541	1,517	4,628
水道光熱費	612	541	251	825
物件管理委託料	667	1,116	938	2,591
固定資産税等	1,565	2,013	2,365	4,150
保険料	68	64	86	204
仲介手数料及び広告費等	650	1,314	854	2,293
信託報酬	-	-	-	-
その他	262	590	311	583
(C) NOI (=A-B)	17,594	29,111	24,338	73,892
(D) 減価償却費	6,630	9,196	8,227	18,784
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	10,964	19,915	16,111	55,108
(F) 資本的支出	-	-	-	-
(G) NCF = (C) - (F)	17,594	29,111	24,338	73,892
取得価格 (百万円)	655	965	842	3,214

物件番号	R-26
名称	NCR肥後橋タワー
運用期間	自:平成21年9月1日 至:平成22年2月28日
月額賃料	20,247
敷金・保証金等	6,310
稼働率	94.5%
損益情報	
(A) 賃貸事業収入 小計	131,272
賃貸料収入	125,453
その他収入	5,819
(B) 賃貸事業費用 小計	33,648
修繕維持費	8,395
水道光熱費	3,435
物件管理委託料	3,875
固定資産税等	7,098
保険料	256
仲介手数料及び広告費等	5,815
信託報酬	-
その他	4,771
(C) NOI (=A-B)	97,624
(D) 減価償却費	21,638
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	75,985
(F) 資本的支出	-
(G) NCF = (C) - (F)	97,624
取得価格 (百万円)	4,200

ハ. 個別資産の概要

第10期末保有資産にかかる不動産又は信託不動産の個別の概要は、以下のとおりです。

(イ) 「物件特性」欄に関する説明

- a. 「物件特性」欄の記載は、原則として株式会社谷澤総合鑑定所、株式会社中央不動産鑑定所、大和不動産鑑定株式会社又は財団法人日本不動産研究所作成の各不動産又は各信託不動産にかかる鑑定評価書における記載に基づき作成しています。
- b. 駅からの徒歩による所要時間は、「不動産の表示に関する公正競争規約」（平成17年公正取引委員会告示第23号）及び「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則」（平成17年公正取引委員会承認第107号）に基づき、道路距離80メートルにつき1分間を要するものとして算出した数値を記載しています。

(ロ) 「所在地」「土地」「建物」「PM会社」「サブリース会社」欄に関する説明

- a. 「所在地（地番）」欄には、登記簿上表示されている地番を記載しています。
- b. 「所有形態」欄には、不動産に関して本投資法人が保有する権利又は信託不動産に関して不動産信託の受託者が保有する権利の種類を記載しています。
- c. 「面積」欄には、登記簿上表示されている地積を記載しています。
- d. 「用途地域」欄には、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。
- e. 「容積率」欄には、建築基準法第52条に定める、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる数値を記載しています。
- f. 「建ぺい率」欄には、建築基準法第53条に定める、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる数値を記載しています。
- g. 「用途」欄には、登記簿上表示されている種類のうち、主要なものを記載しています。
- h. 「構造・階数」欄には、登記簿上表示されている構造を記載しています。なお、「構造・階数」欄に記載の略称は、それぞれ次を表します。
RC：鉄筋コンクリート造、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、F：階、B：地下
- i. 「延床面積」欄には、登記簿上表示されている建物の各階の床面積の合計を記載しています。
- j. 「建築年月日」欄には、登記簿上表示されている当初新築時点を記載しています。

k. 「PM会社」欄には、平成22年2月末日現在において、各不動産又は各信託不動産についてプロパティ・マネジメント業務を委託しているプロパティ・マネジメント会社を記載しています。

1. 「サブリース会社」欄は、平成22年2月末日現在を基準に記載しています。「サブリース会社」欄には、第三者に転貸することを目的とした賃貸借契約を本投資法人又は信託受託者との間で締結している又は締結する予定の賃借人（以下「サブリース会社」といいます。）を記載しています。

「サブリース会社」欄に記載されている以下の6社は、いずれも特別目的会社です。なお、下記の6社は平成22年5月11日をもって、本投資法人又は信託受託者との間で締結している第三者に転貸することを目的とした賃貸借契約に関する権利義務を吸収分割によりディエイチ・リーシング合同会社に承継させました。

ニューシティ・リーシング・ワン有限会社
ニューシティ・リーシング・ツー有限会社
ニューシティ・レジデンス・フォー有限会社
ニューシティ・リーシング・フォー有限会社
ニューシティ・リーシング・ファイヴ有限会社
ニューシティ・リーシング・シックス有限会社

平成22年2月末日現在、各不動産又は信託不動産の各物件（アプリーレ垂水を除きます。）について、上記6社のいずれかの会社をサブリース会社としてマスターリース契約（一括賃貸借契約）が締結されています。本投資法人は、各不動産又は各信託不動産（アプリーレ垂水を除きます。）の全戸につき、各エンド・テナントの同意を得た上で、マスターリース契約の形式でサブリース会社に賃貸し、サブリース会社が各エンド・テナントに転貸する仕組みを用いて、資産運用を実行する意向です。従前の所有者（又は賃貸人）と賃貸借契約を締結している一部のエンド・テナントについては、平成22年2月末日現在において、賃貸人の変更に対する同意が未取得であるため、上記のサブリース会社からかかるエンド・テナントへの転貸ではなく、本投資法人又は信託受託者とかかるエンド・テナントの間で直接の賃貸借契約が維持されています。なお、本書において「エンド・テナント」とは、サブリース会社から転貸を受けている転借人及び本投資法人又は信託受託者との間で直接の賃貸借契約が締結されている賃借人（サブリース会社を除きます。）を併せたものをいいます。上記のサブリース会社との間のマスターリース契約においては、本投資法人又は信託受託者がサブリース会社から收受する賃料は、サブリース会社がエンド・テナントから收受する賃料と実質的に同額となっており、賃料の保証がされていません。これらのサブリース会社との間の契約の詳細については、後記「チ. 主要なテナントの概要及びテナントの全体概要 (イ) 主要なテナントの概要」をご参照下さい。

(ハ) 「取得価格」欄に関する説明

取得済み資産については取得価格を記載しています。金額は百万円未満を四捨五入して記載しています。

(ニ) 「特記事項」欄に関する説明

「特記事項」欄の記載については、以下の事項を含む、当該資産の権利関係や利用等で

重要と考えられる事項のほか、当該資産の評価額、収益性、処分性への影響度を考慮して重要と考えられる事項を記載しています。なお、特記事項の作成にあたり、平成22年2月末日を調査時点とする調査を行っており、原則として、同時点までに調査が可能であった範囲で記載しています。

- a. 法令諸規則上の制限又は規制の主なもの
- b. 権利関係等にかかる負担又は制限の主なもの
- c. 本物件の境界を越えた構築物等がある場合や境界確認等に問題がある場合の主なものとその協定等
- d. 共有者・区分所有者との間でなされた合意事項又は協定等の主なもの

＜個別資産の概要＞

物件番号：C-1		物件名称：ニューシティレジデンス南青山		特定資産の種類	不動産		
物件特性	東京メトロ銀座線・千代田線・半蔵門線「表参道」駅から徒歩13分の距離に位置します。建物は地上14階建ての中高層マンションで、主要開口部は南、東及び西向きです。近隣には「骨董通り」等のショッピングストリートがあり、六本木ヒルズまで道路距離で約1,500mです。						
所在地	(住所) 東京都港区南青山六丁目10番9号		(地番) 東京都港区南青山六丁目319番1				
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	区分所有権	
	面積	453.88㎡			用途	共同住宅・車庫	
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、14F	
	容積率/建ぺい率	500%/80%			延床面積	4,091.22㎡	
受託者	なし			賃貸可能面積	3,473.28㎡		
信託期間満了日	なし			賃貸可能戸数	62戸		
取得価格（百万円）	3,783			建築年月日	平成14年8月28日		
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・レジデンス・フォー有限会社			
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。 2. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。 3. 不動産にかかる土地の一部につき都市計画道路の計画決定に基づき、都市計画道路による土地の売買が実施された結果、現在の建物の延床面積は基準容積率を超過しています。 4. 一定の台数の駐車場の確保が義務付けられていますが、平成22年2月末日現在、必要台数が確保されておりません。 						

物件番号：C-2		物件名称：ニューシティレジデンス西麻布ツインタワー		特定資産の種類	信託不動産		
物件特性	東京メトロ日比谷線・都営地下鉄大江戸線「六本木」駅及び東京メトロ千代田線「乃木坂」駅からそれぞれ徒歩11分の距離に位置します。建物は地上15階地下1階のタワー型マンションで、1フロア2住戸のレイアウトでプライバシーと採光に配慮されています。六本木周辺は六本木ヒルズ、東京ミッドタウン等が所在しており、生活利便性に富む地域として安定した賃貸需要が見込めるエリアです。						
所在地	(住所) 東京都港区西麻布二丁目26番20号		(地番) 東京都港区西麻布二丁目110番1				
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	619.39㎡			用途	共同住宅・店舗	
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、15F/B1F	
	容積率/建ぺい率	600%/80%			延床面積	3,649.41㎡	
受託者	みずほ信託銀行株式会社			賃貸可能面積	3,296.44㎡		
信託期間満了日	平成32年1月31日			賃貸可能戸数	60戸		
取得価格（百万円）	3,315			建築年月日	平成15年3月28日		
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ファイヴ有限会社			
特記事項	該当事項はありません。						

物件番号：C-3 物件名称：ニューシティレジデンス西麻布		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	東京メトロ日比谷線・都営地下鉄大江戸線「六本木」駅から徒歩5分の距離に位置します。建物の主要開口部は南向きです。本物件は六本木ヒルズ、東京ミッドタウンへのアクセスが良好であり、安定した賃貸需要が見込めます。				
所在地	(住所) 東京都港区西麻布一丁目3番12号		(地番) 東京都港区西麻布一丁目3番19他1筆		
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	1,410.40㎡		用途	共同住宅・駐車場
	用途地域	第二種中高層住居専用地域		構造・階数	RC、5F/B1F
	容積率/建ぺい率	300%/60%		延床面積	3,980.68㎡
受託者	みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,802.62㎡	
信託期間満了日	平成32年1月31日		賃貸可能戸数	37戸	
取得価格(百万円)	3,143		建築年月日	平成14年3月14日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・フォー有限公司	
特記事項	信託不動産にかかる土地の容積率は本来300%ですが、前面道路幅員による制限により容積率は215%となっています。				

物件番号：C-4 物件名称：ニューシティレジデンスお茶の水		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅から徒歩約5分、東京メトロ半蔵門線「神保町」駅及びJR中央本線・JR総武線「御茶ノ水」駅も利用可能な距離に位置します。建物の主要開口部は南西向きで、南西側には小川広場(公園)があります。神保町は古くから古本屋街として知られていますが、平成15年3月には神保町三井ビルディング・東京パークタワーが竣工し、地域開発が促進された地域です。				
所在地	(住所) 東京都千代田区神田小川町三丁目24番1号		(地番) 東京都千代田区神田小川町三丁目24番1他4筆		
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	593.61㎡		用途	共同住宅・店舗
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、8F
	容積率/建ぺい率	500%/80%		延床面積	3,242.08㎡
受託者	みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,507.30㎡	
信託期間満了日	平成32年1月31日		賃貸可能戸数	44戸	
取得価格(百万円)	2,300		建築年月日	平成14年8月30日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ファイヴ有限公司	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。 2. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来500%ですが、前面道路幅員による制限により容積率は480%となっています。 				

物件番号：C-5 物件名称：ニューシティレジデンス参宮橋		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	小田急線「参宮橋」駅から徒歩5分の距離に位置します。建物の主要開口部は南西向きです。周辺は第二種低層住宅専用地域に指定されています。「参宮橋」駅から「新宿」駅まで2駅です。東京都庁を擁する西新宿の高層オフィス街まで道路距離で約1,800mです。また、周辺には代々木公園・明治神宮があります。				
所在地	(住所) 東京都渋谷区代々木四丁目52番12号		(地番) 東京都渋谷区代々木四丁目52番16他1筆		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	1,652.90㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第二種低層住居専用地域		構造・階数	RC、4F/B1F
	容積率/建ぺい率	200%/60%		延床面積	2,369.00㎡
受託者	みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,898.47㎡	
信託期間満了日	平成32年1月31日		賃貸可能戸数	26戸	
取得価格(百万円)	1,734		建築年月日	平成10年10月2日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・フォー有限会社	
特記事項	該当事項はありません。				

物件番号：C-8 物件名称：ニューシティレジデンス日本橋イースト		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	東京メトロ半蔵門線「水天宮前」駅から徒歩2分、東京メトロ日比谷線「人形町」駅も利用可能な距離に位置します。「水天宮前」駅から「大手町」駅まで2駅、「人形町」駅から「日本橋」駅まで1駅です。建物の主要開口部は南東及び北東向きです。「水天宮前」駅前にはホテルのほか、成田空港への玄関口となる東京シティーエアターミナルもあります。				
所在地	(住所) 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目8番13号		(地番) 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目8番20他5筆		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	区分所有権
	面積	343.01㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、10F
	容積率/建ぺい率	500%/80%		延床面積	2,370.62㎡
受託者	中央三井信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,940.94㎡	
信託期間満了日	平成30年7月31日		賃貸可能戸数	62戸	
取得価格(百万円)	1,622		建築年月日	平成15年4月25日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・レジデンス・フォー有限会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、信託受託者が専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。 2. 信託不動産にかかる土地については中央区の「街並み誘導型地区計画」により一定の建物建築の際には容積率が緩和されていますが、平成16年4月にかかる緩和幅が縮小された結果、信託不動産にかかる建物は既存不適格の状態になっています。 				

物件番号：C-9		物件名称：ニューシティレジデンス日本橋ウエスト		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		東京メトロ半蔵門線「水天宮前」駅から徒歩2分、東京メトロ日比谷線「人形町」駅も利用可能な距離に位置します。「水天宮前」駅から「大手町」駅まで2駅、「人形町」駅から「日本橋」駅まで1駅です。建物の主要開口部は南東及び北東向きです。「水天宮前」駅前にはホテルのほか、成田空港への玄関口となる東京シティーエアターミナルもあります。					
所在地		(住所) 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番16号		(地番) 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番26他5筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	区分所有権	
	面積	354.16㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、12F	
	容積率/建ぺい率	700%/80%			延床面積	2,374.79㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,858.34㎡		
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数	55戸		
取得価格(百万円)		1,480		建築年月日	平成15年4月30日		
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・レジデンス・フォー有限公司			
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、信託受託者が専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。 2. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来700%ですが、前面道路幅員による制限等により容積率は693%となっています。 3. 信託不動産にかかる土地のうち北東側道路(私道)の一部には、蛸殻町一丁目町内会にて管理所有している街灯が設置されています。 						

物件番号：C-10		物件名称：ニューシティレジデンス銀座ツインI		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		東京メトロ有楽町線「新富町」駅から徒歩2分、JR京葉線・東京メトロ日比谷線「八丁堀」駅から徒歩6分の距離に位置します。建物の主要開口部は南向きです。都心への接近性、利便性を選好するビジネスマン及びその世帯等の需要が見込まれる物件です。					
所在地		(住所) 東京都中央区入船三丁目10番10号		(地番) 東京都中央区入船三丁目19番1			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	242.21㎡			用途	共同住宅・店舗	
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、12F	
	容積率/建ぺい率	500%/80%			延床面積	1,915.85㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,444.52㎡		
信託期間満了日		平成32年1月31日		賃貸可能戸数	40戸		
取得価格(百万円)		1,133		建築年月日	平成15年9月18日		
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・フォー有限公司			
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。 2. 信託不動産にかかる土地については中央区の「街並み誘導型地区計画」により一定の建物建築の際には容積率が緩和されていますが、平成16年4月にかかる緩和幅が縮小された結果、信託不動産にかかる建物は既存不適格の状態になっています。 						

物件番号：C-11		物件名称：ニューシティレジデンス銀座ツインⅡ		特定資産の種類		信託不動産		
物件特性		東京メトロ有楽町線「新富町」駅から徒歩5分、JR京葉線・東京メトロ日比谷線「八丁堀」駅から徒歩4分の距離に位置します。建物の主要開口部は東向きです。都心への接近性、利便性を選好するビジネスマン及びその世帯等の需要が見込まれる物件です。						
所在地		(住所) 東京都中央区入船二丁目6番4号			(地番) 東京都中央区入船二丁目11番10			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権		
	面積	212.30㎡			用途	共同住宅		
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、12F		
	容積率/建ぺい率	500%/80%			延床面積	1,419.05㎡		
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,244.54㎡		
信託期間満了日		平成32年1月31日		賃貸可能戸数		33戸		
取得価格(百万円)		968		建築年月日		平成15年9月18日		
PM会社		株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社		ニューシティ・リーシング・フォー有限公司	
特記事項		<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。 2. 信託不動産にかかる土地については中央区の「街並み誘導型地区計画」によって一定の建物建築の際に容積率が緩和されていますが、平成16年4月にかかる緩和幅が縮小された結果、信託不動産にかかる建物は既存不適格の状態になっています。 						

物件番号：C-12		物件名称：ニューシティレジデンス原宿		特定資産の種類		信託不動産		
物件特性		東京メトロ副都心線「北参道」駅から徒歩4分、JR山手線「原宿」駅及び東京メトロ千代田線「明治神宮前」駅も利用可能な距離に位置します。周辺環境は比較的閑静な住宅街を形成しています。建物の主要開口部は東向きです。最寄駅である「原宿」駅周辺に形成されるショッピング街に加え、渋谷・新宿等のターミナルのほか、明治神宮や代々木公園、神宮外苑等の緑豊かな施設も身近にある環境です。						
所在地		(住所) 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目55番3号			(地番) 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目303番17			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権		
	面積	633.60㎡			用途	共同住宅		
	用途地域	第二種中高層住居専用地域			構造・階数	RC、5F		
	容積率/建ぺい率	300%/60%			延床面積	1,314.24㎡		
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,225.26㎡		
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数		21戸		
取得価格(百万円)		1,220		建築年月日		平成12年9月12日		
PM会社		株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社		ニューシティ・リーシング・ツー有限公司	
特記事項		<ol style="list-style-type: none"> 1. 隣接地所有者との間で一部境界確認が未了です。 2. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来300%ですが、前面道路幅員による容積率の制限により、容積率は288%となっています。 						

物件番号：C-14		物件名称：ニューシティレジデンス代々木上原		特定資産の種類		信託不動産		
物件特性		小田急線急行停車駅・東京メトロ千代田線始発駅の「代々木上原」駅から徒歩4分の距離に位置します。建物の主要開口部は北西向きです。周辺地域は中層マンションを中心として一般住宅や事務所併用住宅が建ち並ぶ住宅地域です。また、周辺には代々木公園があります。						
所在地		(住所) 東京都渋谷区上原一丁目17番16号			(地番) 東京都渋谷区上原一丁目1338番17他5筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権		
	面積	486.70㎡			用途	共同住宅・事務所		
	用途地域	第二種中高層住居専用地域			構造・階数	RC、4F/B1F		
	容積率/建ぺい率	300%/60%			延床面積	1,051.36㎡		
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		811.95㎡		
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数		25戸		
取得価格(百万円)		765		建築年月日		平成12年10月25日		
PM会社		株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社		ニューシティ・リーシング・ツアー有限公司	
特記事項		<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記所備付の公図に記載されている本物件土地と隣接土地(地番1340番6)との筆界が現況と相違しています(公図上は両土地が接している部分がありますが、現況は接していません。) 2. 隣接地所有者との間で一部境界確認が未了です。 3. 建物延床面積にはゴミ置き場4.8㎡を含みます。 4. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来300%ですが、前面道路幅員による制限により、容積率は208%となっています。 						

物件番号：C-15		物件名称：ニューシティレジデンス千駄ヶ谷		特定資産の種類		信託不動産		
物件特性		東京メトロ副都心線「北参道」駅から徒歩7分、JR中央本線「千駄ヶ谷」駅も利用可能な距離に位置します。建物の主要開口部は南東向きです。アパレルメーカーの事業所が多い地域で明治神宮・神宮外苑が徒歩圏にあり、「新宿」駅・「渋谷」駅への接近性に優れ、住環境及び利便性の双方において優れています。						
所在地		(住所) 東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目9番10号			(地番) 東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目9番6他1筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権		
	面積	544.06㎡			用途	共同住宅		
	用途地域	第二種中高層住居専用地域			構造・階数	RC、4F		
	容積率/建ぺい率	300%/60%			延床面積	885.63㎡		
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		803.03㎡		
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数		21戸		
取得価格(百万円)		695		建築年月日		平成12年3月15日		
PM会社		株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社		ニューシティ・リーシング・ツアー有限公司	
特記事項		信託不動産にかかる土地の容積率は本来300%ですが、前面道路幅員による制限により、容積率は約165%となっています。						

物件番号：C-16		物件名称：ニューシティレジデンス新宿7丁目		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		都営地下鉄大江戸線・東京メトロ副都心線「東新宿」駅から徒歩7分の距離に位置します。建物の主要開口部は東及び西向きです。各種便益施設への接近性に優れ、「新宿」駅へのアクセスも良好であることから利便性の高い地域です。					
所在地		(住所) 東京都新宿区新宿七丁目17番16号		(地番) 東京都新宿区新宿七丁目83番他1筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	638.08㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域			構造・階数	RC、5F/B1F	
	容積率/建ぺい率	300%/60%			延床面積	1,113.08㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		957.60㎡	
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数		23戸	
取得価格(百万円)		626		建築年月日		平成7年1月30日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツアー株式会社		
特記事項	信託不動産にかかる土地の容積率は本来300%ですが、前面道路幅員による制限により、容積率は約218.4%となっています。						

物件番号：C-17		物件名称：ニューシティレジデンス市谷左内町		特定資産の種類		不動産	
物件特性		JR総武線・、東京メトロ南北線・有楽町線・都営地下鉄新宿線の計4路線が集まる「市ヶ谷」駅から徒歩6分の距離に位置します。建物の主要開口部は北西向きです。東京の中心部にありながら比較的閑静な高台に所在します。					
所在地		(住所) 東京都新宿区市谷左内町21番地		(地番) 東京都新宿区市谷左内町21番23他1筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	427.61㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種住居地域			構造・階数	RC、4F/B1F	
	容積率/建ぺい率	300%/60%			延床面積	978.63㎡	
受託者		なし		賃貸可能面積		694.16㎡	
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数		21戸	
取得価格(百万円)		577		建築年月日		平成12年9月29日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツアー株式会社		
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産にかかる土地には、私道部分(2,333.53㎡)の共有持分(共有持分割合31分の2)が含まれていますが、上記土地面積には、当該私道部分の共有部分は含まれていません。 2. 不動産にかかる建物の敷地は公道に通じていないため、かかる私道を利用することによってのみ公道に出ることが可能です。かかる私道の一部を、隣接するほかの土地と交換すると契約が平成18年3月15日に締結され、かかる私道の形状が変更されましたが、不動産に関して特段の悪影響はありません。 						

物件番号：C-18		物件名称：ニューシティレジデンス日本橋人形町Ⅰ		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		都営地下鉄浅草線・東京メトロ日比谷線「人形町」駅から徒歩約4分のほか、都営地下鉄新宿線「馬喰横山」駅から徒歩約6分、JR総武線「馬喰町」、東京メトロ半蔵門線「水天宮前」の各駅からそれぞれ徒歩8分程度の距離に位置します。4駅5路線を利用できることに加え、東京のオフィス中心街である丸の内、大手町、日本橋等への直線距離も約1.7km以内と圧倒的な利便性を誇ります。主要開口部は南東向き、利便性を重んじるビジネスマンに適した物件と考えられます。					
所在地		(住所) 東京都中央区日本橋富沢町7番15号		(地番) 東京都中央区日本橋富沢町10番19他1筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	245.67㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、13F	
	容積率/建ぺい率	600%/80%			延床面積	1,923.30㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,747.90㎡	
信託期間満了日		平成22年12月10日		賃貸可能戸数		32戸	
取得価格(百万円)		1,230		建築年月日		平成16年8月25日	
PM会社		株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社		ニューシティ・リーシング・シックス株式会社	
特記事項		<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。 2. 信託不動産にかかる土地については中央区の「街並み誘導型地区計画」により一定の建物建築の際には容積率が緩和されていますが、平成16年4月にかかる緩和幅が縮小された結果、信託不動産にかかる建物は既存不適格の状態になっています。 					

物件番号：C-19		物件名称：ニューシティレジデンス日本橋人形町Ⅱ		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		最寄駅である都営地下鉄新宿線「馬喰横山」駅から徒歩約5分のほか、JR総武線「馬喰町」、都営地下鉄浅草線・東京メトロ日比谷線「人形町」の各駅からそれぞれ6分程度の距離に位置します。3駅4路線を利用できることに加え、東京のオフィス中心街である丸の内、大手町、日本橋等への直線距離も約1.7km以内であり、利便性が非常に高い立地です。主要開口部は北東向き、利便性を重んじるビジネスマンに適した物件と考えられます。					
所在地		(住所) 東京都中央区日本橋富沢町8番12号		(地番) 東京都中央区日本橋富沢町8番13			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	276.99㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、12F	
	容積率/建ぺい率	600%/80%			延床面積	1,970.14㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,826.80㎡	
信託期間満了日		平成22年12月10日		賃貸可能戸数		38戸	
取得価格(百万円)		1,290		建築年月日		平成16年8月18日	
PM会社		株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社		ニューシティ・リーシング・シックス株式会社	
特記事項		<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。 2. 信託不動産にかかる土地については中央区の「街並み誘導型地区計画」により一定の建物建築の際には容積率が緩和されていますが、平成16年4月にかかる緩和幅が縮小された結果、信託不動産にかかる建物は既存不適格の状態になっています。 					

物件番号： C-20 物件名称：ニューシティレジデンス新御茶ノ水		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	東京メトロ丸ノ内線「淡路町」駅及び都営地下鉄新宿線「小川町」駅から徒歩約2分、東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅から徒歩約4分の距離に位置します。複数路線から徒歩圏にある都心立地という利便性の高さや各種生活利便施設に近いことなどから、単身者やディンクスを中心に需要が見込めるエリアとなっています。				
所在地	(住所) 東京都千代田区神田淡路町二丁目3番地4		(地番) 東京都千代田区神田淡路町二丁目3番3他2筆		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	237.73㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	SRC、10F
	容積率/建ぺい率	600%/80% 500%/80%		延床面積	1,497.01㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,308.38㎡	
信託期間満了日	平成22年9月30日		賃貸可能戸数	32戸	
取得価格(百万円)	1,160		建築年月日	平成16年7月27日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・シックス有限会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。 2. 信託不動産にかかる土地の容積率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、566.95%となります(数値は建物エンジニアリング・レポートによります。) 				

物件番号： C-22 物件名称：ニューシティレジデンス日本橋人形町Ⅲ		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	都営地下鉄新宿線「馬喰横山」駅のほか、都営地下鉄浅草線「東日本橋」駅、JR総武線「馬喰町」駅からそれぞれ徒歩約3分及び約4分、東京メトロ日比谷線「小伝馬町」駅から徒歩約5分の距離に位置します。主要開口部は北東向き、4駅4路線を利用できる利便性に加え、東京のオフィス中心街である丸の内、大手町、日本橋等への直線距離も約1.7km以内と利便性が非常に高い立地です。				
所在地	(住所) 東京都中央区日本橋富沢町12番11号		(地番) 東京都中央区日本橋富沢町7番11他3筆		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	387.12㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、10F
	容積率/建ぺい率	600%/80%		延床面積	2,539.30㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,117.46㎡	
信託期間満了日	平成25年6月30日		賃貸可能戸数	63戸	
取得価格(百万円)	1,662		建築年月日	平成16年12月20日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。 2. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来600%ですが、中央区の「街並み誘導型地区計画」による緩和により容積率は600.30%となっています。 				

物件番号： C-23 物件名称：ニューシティレジデンス神保町Ⅱ		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線・都営地下鉄三田線「神保町」駅より徒歩約4分の距離に位置しています。都心にもかかわらず店舗、病院、公的機関等が近隣に所在する生活利便性の高い立地であり、単身者・ディンクス等の居住者にとって都市の機能的な生活を満喫できるエリアとなっています。				
所在地	(住所) 東京都千代田区神田神保町二丁目40番8号		(地番) 東京都千代田区神田神保町二丁目40番8		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	340.26㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、11F
	容積率/建ぺい率	500%/80%		延床面積	1,830.23㎡
受託者	みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,628.80㎡	
信託期間満了日	平成25年6月30日		賃貸可能戸数	60戸	
取得価格(百万円)	1,470		建築年月日	平成16年5月7日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。 2. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。 				

物件番号： C-24 物件名称：ニューシティレジデンス銀座イーストⅢ		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	東京メトロ有楽町線「新富町」駅及び東京メトロ日比谷線・JR京葉線「八丁堀」駅を最寄駅(徒歩約4分)とする北東・南西向きシングルタイプのマンションです。下町の面影を残しながらも都内各所への優れた交通利便性の高い立地であり、周辺には、店舗、病院、公的機関等の生活利便設備が完備されています。				
所在地	(住所) 東京都中央区入船二丁目8番8号		(地番) 東京都中央区入船二丁目15番2他2筆		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	189.01㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	SRC、12F
	容積率/建ぺい率	500%/80%		延床面積	1,116.75㎡
受託者	みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	972.51㎡	
信託期間満了日	平成25年6月30日		賃貸可能戸数	41戸	
取得価格(百万円)	841		建築年月日	平成16年6月1日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。 2. 信託不動産にかかる土地については中央区の「街並み誘導型地区計画」により一定の建物建築の際には容積率が緩和されていますが、平成16年4月にかかる緩和幅が縮小された結果、信託不動産にかかる建物は既存不適格の状態になっています。 				

物件番号： C-25 物件名称：ニューシティレジデンス新宿御苑 I		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	都営地下鉄新宿線・東京メトロ副都心線「新宿三丁目」駅から徒歩約3分、東京メトロ丸の内線「新宿御苑」駅から徒歩約4分、JR線・小田急線・東京メトロ丸の内線「新宿」駅から徒歩約10分の距離に位置する主要開口部が南西向きのマンションです。周囲はマンション・店舗事務所ビル等が建ち並ぶ商住混在地域であり、交通・生活とも利便性の高い物件です。				
所在地	(住所) 東京都新宿区新宿二丁目14番4号		(地番) 東京都新宿区新宿二丁目14番3		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	区分所有権
	面積	643.53㎡		用途	居宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	SRC、15F
	容積率/建ぺい率	700%/80%		延床面積	3,891.30㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	3,594.16㎡	
信託期間満了日	平成25年7月31日		賃貸可能戸数	108戸	
取得価格(百万円)	3,140		建築年月日	平成15年9月3日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	<p>1. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、信託受託者が専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。</p> <p>2. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</p>				

物件番号： C-27 物件名称：ニューシティレジデンス高輪台		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	都営地下鉄浅草線「高輪台」駅から徒歩約4分の距離に位置する南向き主体のマンションです。近隣には高輪プリンスホテル・明治学院大学があり、落ち着いた環境の中にも文化の香り漂う地域です。周辺には徒歩圏内に小・中学校等の教育施設、「高輪台」駅前周辺には近隣商店街が存し、通勤・通学、買い物をはじめとする生活利便性も良好です。				
所在地	(住所) 東京都港区高輪三丁目4番12号		(地番) 東京都港区高輪三丁目2番14		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	242.9㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、9F
	容積率/建ぺい率	500%/80%		延床面積	1,506.50㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,147.44㎡	
信託期間満了日	平成25年7月31日		賃貸可能戸数	32戸	
取得価格(百万円)	1,180		建築年月日	平成16年2月23日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。				

物件番号： C-28 物件名称：ニューシティレジデンス日本橋人形町IV		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	都営地下鉄新宿線「馬喰横山」駅から徒歩約2分の距離に位置する北西向きのシングルタイプのマンションです。加えてJR総武線「馬喰町」駅より徒歩約4分及び都営地下鉄浅草線「東日本橋」駅より徒歩約3分の距離に位置し、3駅3路線の利用が可能である等、生活利便性、交通利便性も良好です。都心への接近性、利便性を愛好するビジネスマン及びその世帯等の需要が見込まれます。				
所在地	(住所) 東京都中央区東日本橋三丁目5番6号		(地番) 東京都中央区東日本橋三丁目4番3		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	区分所有権
	面積	204.92㎡		用途	居宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	SRC、13F
	容積率/建ぺい率	600%/80%		延床面積	1,232.04㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社			賃貸可能面積	1,105.20㎡
信託期間満了日	平成25年7月31日			賃貸可能戸数	48戸
取得価格(百万円)	842			建築年月日	平成15年4月22日
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、信託受託者が専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。 2. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。 				

物件番号： C-29 物件名称：ニューシティレジデンス新宿御苑II		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	新宿区の東部に位置し、東京メトロ丸の内線「新宿御苑」駅から徒歩約5分、都営地下鉄新宿線・東京メトロ副都心線「新宿三丁目」駅から徒歩約9分、JR線等「新宿」駅から徒歩約16分の距離に位置する南東向きのシングルタイプのマンションです。周辺は、マンション等が建ち並び、新宿駅徒歩圏内でありながら住居としての色彩の強い地域となっています。				
所在地	(住所) 東京都新宿区新宿一丁目29番15号		(地番) 東京都新宿区新宿一丁目29番23		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	152.72㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、10F
	容積率/建ぺい率	600%/80%		延床面積	943.62㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社			賃貸可能面積	668.79㎡
信託期間満了日	平成25年7月31日			賃貸可能戸数	27戸
取得価格(百万円)	580			建築年月日	平成16年3月26日
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。 2. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来600%ですが、前面道路幅員による制限及び特定道路による緩和のため、容積率は482%となっています。 				

物件番号： C-30		物件名称： ニューシティレジデンス銀座イーストⅣ		特定資産の種類		信託不動産		
物件特性		東京メトロ有楽町線「新富町」駅から徒歩約2分、JR京葉線及び東京メトロ日比谷線「八丁堀」駅から徒歩約8分の距離に位置し、両駅の利用が可能である等、生活利便性、交通利便性の良好な全戸南向きのシングルタイプのマンションです。都心への接近性、利便性を嗜好するビジネスマン及びその世帯等の需要が見込まれる物件です。						
所在地		(住所) 東京都中央区入船三丁目10番8号			(地番) 東京都中央区入船三丁目19番13			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	区分所有権		
	面積	132.24㎡			用途	居宅		
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、11F		
	容積率/建ぺい率	500%/80%			延床面積	788.96㎡		
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		681.00㎡		
信託期間満了日		平成25年7月31日		賃貸可能戸数		20戸		
取得価格(百万円)		510		建築年月日		平成15年12月8日		
PM会社		株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社		ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項		<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、信託受託者が専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。 2. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。 3. 信託不動産にかかる土地については中央区の「街並み誘導型地区計画」により一定の建物建築の際には容積率が緩和されていますが、平成16年4月にかかる緩和幅が縮小された結果、信託不動産にかかる建物は既存不適格の状態となっています。 						

物件番号： C-31		物件名称： ニューシティレジデンス高輪台Ⅱ		特定資産の種類		信託不動産		
物件特性		都営地下鉄浅草線「高輪台」駅から徒歩約4分の距離に位置する主要開口部は東向きと西向きのマンションです。周囲は江戸時代の武家屋敷からの流れを汲む古くからの住宅地となっています。近傍に高輪プリンスホテル・明治学院大学があり、落ち着いた環境の中にも文化の香り漂う地域です。また徒歩圏内に小・中学校等の教育施設、「高輪台」駅前周辺には近隣商店街があり通勤・通学、買い物等の生活利便性は良好です。						
所在地		(住所) 東京都港区高輪三丁目5番6号			(地番) 東京都港区高輪三丁目2番59			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権		
	面積	545.68㎡			用途	共同住宅・駐輪場		
	用途地域	第一種住居地域			構造・階数	RC、6F/B1F		
	容積率/建ぺい率	300%/60%			延床面積	1,881.63㎡		
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,567.84㎡		
信託期間満了日		平成25年9月30日		賃貸可能戸数		40戸		
取得価格(百万円)		1,530		建築年月日		平成16年9月7日		
PM会社		株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社		ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項		信託不動産にかかる土地の容積率は本来300%ですが、前面道路幅員による制限により、容積率は237.2%となっています。						

物件番号： C-32 物件名称：ニューシティレジデンス南麻布		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	東京メトロ南北線・都営地下鉄大江戸線「麻布十番」駅から徒歩約8分の距離に位置する南向き中心のマンションです。「麻布十番」駅から「六本木」駅まで1駅約2分、「新宿」駅まで約12分と交通利便性も良好です。本物件所在の南麻布地域は都内でも有数の高級住宅地として知られており、富裕層及び外国人滞在者向けの高級住宅も見受けられる地域となっています。				
所在地	(住所) 東京都港区南麻布二丁目2番27号		(地番) 東京都港区南麻布二丁目3番18		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	304.80㎡		用途	共同住宅
	用途地域	準工業地域		構造・階数	RC、6F
	容積率/建ぺい率	400%/60%		延床面積	962.57㎡
受託者	みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	882.67㎡	
信託期間満了日	平成25年9月30日		賃貸可能戸数	24戸	
取得価格(百万円)	840		建築年月日	平成16年7月27日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 隣接地所有者との間で一部境界確認が未了です。 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来60%ですが、角地指定かつ防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は80%となっています。 信託不動産にかかる土地の容積率は本来400%ですが、前面道路幅員による制限により、容積率は330.36%となっています。 				

物件番号： C-34 物件名称：ニューシティレジデンス銀座		特定資産の種類		不動産	
物件特性	都営地下鉄大江戸線「築地市場」駅から徒歩約3分の距離に位置するシングル及びディックス向けマンションです。本物件の所在する地域は銀座地区内の「中央通り」以南における商業地域であり、最寄駅のほか、都営地下鉄浅草線・東京メトロ日比谷線「東銀座」駅からも徒歩約6分の距離に位置します。				
所在地	(住所) 東京都中央区銀座八丁目18番2号		(地番) 東京都中央区銀座八丁目215番4他1筆		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	491.03㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、14F
	容積率/建ぺい率	700%/80%		延床面積	4,386.07㎡
受託者	なし		賃貸可能面積	3,494.42㎡	
信託期間満了日	なし		賃貸可能戸数	96戸	
取得価格(百万円)	4,000		建築年月日	平成17年10月19日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。 不動産にかかる土地の容積率は本来700%ですが、「用途別容積型地区計画」、「街並み誘導型地区計画区域」内による緩和により容積率は875%となっています(数値は建物エンジニアリング・レポートによります。) 敷地内北西側に私道(建築基準法42条2項道路)が存在しています。私道部分及び道路後退部分22.89㎡は建築確認面積から除外しており、建築確認対象面積は468.14㎡となります。かかる私道には、私道利用者の水道管及びガス管が埋設されております。 				

物件番号： C-35 物件名称：ニューシティレジデンス日本橋水天宮		特定資産の種類		不動産	
物件特性	東京メトロ日比谷線・東西線「茅場町」駅から徒歩約7分、東京メトロ半蔵門線「水天宮」駅から徒歩約5分の距離に位置するアーバンファミリータイプを中心とするマンションです。本物件の所在する地域は、中央区の北東部に当たり、東京メトロ半蔵門線「水天宮前」駅徒歩圏内の日本橋蛸殻町、日本橋小網町等を中心として成立する地域として把握されま				
所在地	(住所) 東京都中央区日本橋小網町2番1号		(地番) 東京都中央区日本橋小網町2番8他2筆		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	692.83㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	SRC、RC、12F
	容積率/建ぺい率	500%/80%		延床面積	5,188.68㎡
受託者	なし		賃貸可能面積	4,602.95㎡	
信託期間満了日	なし		賃貸可能戸数	88戸	
取得価格(百万円)	3,332		建築年月日	平成17年7月25日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。 2. 不動産にかかる土地については中央区の「街並み誘導型地区計画」により一定の建物建築の際には容積率が緩和されていますが、平成16年4月にかかる緩和幅が縮小された結果、不動産にかかる建物は既存不適格の状態になってい 				

物件番号： C-36 物件名称：ニューシティレジデンス高輪		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	都営地下鉄浅草線「泉岳寺」駅から徒歩約1分の距離に位置する高い利便性を有したマンションです。本物件の所在する地域は、国道15号(第一京浜)沿いに中高層の店舗事務所、共同住宅等が混在する地域です。本物件はいわゆる分譲仕様で建築されているため、賃貸物件として貸室の規模・貸室内の設備についても標準以上の水準にあります。また、交通利便性等の立地条件を重視するビジネスマンや、都心接近性と住環境を求めるデINKス・ファミリー層等の賃貸需要が見込めるため、中長期的に物件競争力が維持できると考えられる物件です。				
所在地	(住所) 東京都港区高輪二丁目17番12号		(地番) 東京都港区高輪二丁目147番他7筆		
土地	所有形態	所有権及び借地権	建物	所有形態	所有権
	面積	2,814.14㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域・第一種住居地域		構造・階数	SRC、12F/B1F
	容積率/建ぺい率	600%/80% 400%/60% 300%/60%		延床面積	14,216.78㎡
受託者	みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	10,408.26㎡	
信託期間満了日	平成26年1月31日		賃貸可能戸数	169戸	
取得価格(百万円)	10,995		建築年月日	平成17年8月4日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出し緩和措置を加味すると、73.78%となります(数値は建物エンジニアリング・レポートによります。) 2. 信託不動産にかかる土地の容積率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、382.79%となります(数値は建物エンジニアリング・レポートによります。) 				

物件番号：C-37		物件名称：ニューシティレジデンス東日本橋		特定資産の種類		不動産	
物件特性		都営地下鉄浅草線「東日本橋」駅から徒歩約2分、都営地下鉄新宿線「馬喰横山」駅、JR総武快速線「馬喰町」駅から徒歩約3分の距離に位置し、「馬喰町」駅から「東京」駅までは約5分です。中層のマンションや店舗、事務所が立ち並ぶ商業地域に位置します。従来は繊維関係の間屋が集積する地域でしたが、都心へのアクセス性の高さから近年では新築マンションが多く見受けられます。					
所在地		(住所) 東京都中央区日本橋横山町9番14号			(地番) 東京都中央区日本橋横山町10番7		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	815.57㎡			用途	店舗共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、16F/B1F	
	容積率/建ぺい率	700%/80%			延床面積	7,740.43㎡	
受託者		なし		賃貸可能面積		6,442.28㎡	
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数		103戸	
取得価格(百万円)		4,930		建築年月日		平成18年2月15日	
PM会社		株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社		ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項		<p>1. 不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</p> <p>2. 不動産にかかる土地の容積率は本来700%ですが、「中央区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」(東京都都市計画日本橋問屋街地区地区整備計画区域)に基づき、容積率に1.2倍を乗じた840%となっています。</p>					

物件番号：C-38		物件名称：カテリーナ三田タワースイート (ニューシティレジデンス)		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		地上36階建のイーストアーク棟及び地上28階建のウェストアーク棟の2棟から構成されています。都営地下鉄三田線・都営地下鉄浅草線「三田」駅から徒歩約2分、JR山手線・京浜東北線「田町」駅から徒歩約4分の距離に位置します。また「田町」駅から「品川」駅へは約3分、「東京」駅へは約8分、「三田」駅より「羽田空港」駅へは約22分の距離に位置します。大手上場企業の超高層ビルが集積し、ビジネス街として特化された地域であるとともに、高層マンション・事務所ビル等が建ち並ぶ地域です。					
所在地		(住所) 東京都港区芝四丁目16番1号、2号			(地番) 東京都港区芝四丁目136番1		
土地	所有形態	所有権(共有)		建物	所有形態	区分所有権	
	面積	6,834.67㎡			用途	居宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、36F/B2F	
	容積率/建ぺい率	700%/80%			延床面積	78,173.82㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		17,553.76㎡	
信託期間満了日		平成24年12月31日		賃貸可能戸数		264戸	
取得価格(百万円)		16,200		建築年月日		平成18年8月4日	
PM会社		株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社		ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項		<p>1. 本物件は、北西側に位置する「三菱ケミカルホールディングスビル」(以下「本近隣ビル」といいます。)の敷地(敷地面積約2,093㎡)と一体的に開発が行われ、都市計画法及び建築基準法第59条の2第1項の規定による総合設計制度及び建築基準法第86条第1項の規定による一団地建築物設計制度(以下併せて「本制度」といいます。)により制限が緩和された結果、建ぺい率及び容積率がそれぞれ54.88%及び907.45%に定められました。本近隣ビルの敷地所有者と本建物の前々所有者との間の合意で、本制度により認定された内容を将来の大規模改修・建替等の場合に遵守すること等が定められており、本投資法人を含む本建物の区分所有者はかかる合意による権利義務を承継していません。</p> <p>2. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物であるところ、信託受託者の持分割合は5,088,099分の1,755,376であるため管理規約上過半数の議決権を有していませんが、特別決議事項においては単独の反対により議案の可決を妨げることは可能です。敷地権につき登記がなされています。</p>					

物件番号：C-39		物件名称：ニューシティレジデンス新宿		特定資産の種類		不動産	
物件特性		都営地下鉄新宿線・東京メトロ丸の内線「新宿三丁目」駅からそれぞれ徒歩約2分及び約3分、丸の内線「新宿御苑前」から徒歩約4分、JR「新宿」駅駅から徒歩約8分に位置する1Rから1DKを中心とした地下1階付地上15階建のマンションです。最寄駅である「新宿三丁目」駅及び「新宿御苑前」駅の2駅2路線が利用可能であると共に、大ターミナル駅である新宿駅からも徒歩圏内に位置し、交通利便性に優れています。また、周辺には多数の大手高級百貨店や新宿区役所、新宿御苑等の公共施設も所在する生活利便性にも優れた立地であることから、職住近接性、生活利便性を求める単身者、学生等を中心とした通勤・通学者等の底堅い賃貸需要が期待できます。					
所在地		(住所) 東京都新宿区新宿二丁目6番11号		(地番) 東京都新宿区新宿二丁目6番2他1筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	417.90㎡			用途	共同住宅、店舗	
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、15F/B1F	
	容積率/建ぺい率	800%/80%			延床面積	3,630.19㎡	
受託者		なし		賃貸可能面積		3,150.80㎡	
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数		122戸	
取得価格(百万円)		3,597		建築年月日		平成19年11月29日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限公司		
特記事項	不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。						

物件番号：C-40		物件名称：ニューシティレジデンス目黒		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		JR山手線ほか4路線が集まる「目黒」駅から徒歩14分の距離に位置します。建物の主要開口部は西向きです。本物件の東側には目黒川が流れており、その川沿いは約830本の桜が植えられた並木道となっています。					
所在地		(住所) 東京都目黒区目黒二丁目1番13号		(地番) 東京都目黒区目黒二丁目768番1他2筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	565.45㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種住居地域			構造・階数	RC、7F	
	容積率/建ぺい率	300%/60%			延床面積	1,518.00㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,414.73㎡	
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数		26戸	
取得価格(百万円)		1,050		建築年月日		平成12年4月11日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー有限公司		
特記事項	信託不動産にかかる土地の容積率は本来300%ですが、前面道路幅員による制限により、容積率は290.8%となっています。						

物件番号：C-41 物件名称：ニューシティレジデンス大塚		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	JR山手線「大塚」駅から徒歩約4分、南と東へ緩やかな傾斜をもつ高台に位置し、南側は中高層のマンションや事務所ビルが建ち並ぶ閑静な地域です。山手線を最寄駅にすることから、池袋のみならず、新宿、渋谷等に通勤する顧客をターゲットとしています。主要開口部は南向きと東向き。ダブルオートロック・TVモニター・二重鍵・防犯窓センサー等の設備があり、セキュリティを中心に、賃貸住宅としての優れた機能性を有しています。				
所在地	(住所) 東京都豊島区東池袋二丁目32番20号		(地番) 東京都豊島区東池袋二丁目2421番1		
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	330.28㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第一種住居地域・商業地域		構造・階数	SRC、13F
	容積率/建ぺい率 (用途地域指定)	400%/60% 700%/80%		延床面積	2,022.6㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,784.50㎡	
信託期間満了日	平成22年9月30日		賃貸可能戸数	54戸	
取得価格(百万円)	1,290		建築年月日	平成16年9月1日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・シックス有限会社	
特記事項	信託不動産にかかる土地の容積率・建ぺい率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、それぞれ656.38%・77.08%となります(数値は建物エンジニアリング・レポートによります。)				

物件番号：C-42 物件名称：ニューシティレジデンス自由が丘		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	東急東横線及び東急大井町線「自由が丘」駅から徒歩約8分の距離に位置する西向き・東向き主体のディンクス向けを中心とするマンションです。当該最寄駅から東急東横線を利用して「渋谷」駅まで約15分、東急大井町線を利用して「目黒」駅へも約15分と交通利便性に優れています。周辺は、比較的規模の大きな画地に高級マンションと風格ある戸建住宅が混在する閑静な住宅街を形成しています。				
所在地	(住所) 東京都目黒区自由が丘一丁目20番1号		(地番) 東京都目黒区自由が丘一丁目330番1		
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	857.39㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域		構造・階数	RC、5F
	容積率/建ぺい率	150%/60% 200%/60%		延床面積	1,775.97㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,472.47	
信託期間満了日	平成25年7月31日		賃貸可能戸数	40戸	
取得価格(百万円)	1,470		建築年月日	平成16年4月26日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる土地の容積率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、180.51%となります(数値は建物エンジニアリング・レポートによります。) 2. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来60%ですが、角地指定による緩和により建ぺい率は70%となっています。 				

物件番号：C-43 物件名称：ニューシティレジデンス目白イースト		特定資産の種類		信託不動産		
物件特性	最寄駅であるJR山手線「目白」駅及び「高田馬場」駅よりそれぞれ徒歩約14分、都電荒川線「学習院下」駅より徒歩約2分、東京メトロ副都心線「雑司が谷」駅より徒歩6分の距離に位置する全戸東向きのディンクス及びファミリー向けのマンションです。周辺には大学があり、落ち着いた環境の中にも文教の香りが漂う地域です。					
所在地	(住所) 東京都豊島区高田二丁目8番16号		(地番) 東京都豊島区高田二丁目519番7			
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権	
	面積	584.69㎡		用途	共同住宅	
	用途地域	準工業地域		構造・階数	RC、8F	
	容積率/建ぺい率	300%/60%		延床面積	1,796.22㎡	
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,658.90㎡	
信託期間満了日		平成25年7月31日		賃貸可能戸数	29戸	
取得価格(百万円)		1,080		建築年月日	平成17年4月23日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来60%ですが、角地指定による緩和により建ぺい率は70%となっています。					

物件番号：C-44 物件名称：ニューシティレジデンス池袋		特定資産の種類		信託不動産		
物件特性	JR各線・東京メトロ有楽町線「池袋」駅から徒歩約5分の距離に位置する西向き南向き主体のディンクス向けを中心とするマンションです。最寄駅である「池袋」駅は多くの鉄道路線があるターミナル駅であり交通利便性は良好です。駅周辺には商業施設が多数集積しており、交通利便性・生活利便性等の立地条件を重視する単身者及び少人数世帯の需要が見込まれます。					
所在地	(住所) 東京都豊島区西池袋三丁目1番12号		(地番) 東京都豊島区西池袋三丁目1番6			
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権	
	面積	544.72㎡		用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域		構造・階数	SRC、14F	
	容積率/建ぺい率 (用途地域指定)	800%/80% 600%/80%		延床面積	4,386.18㎡	
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	3,644.35㎡	
信託期間満了日		平成25年9月30日		賃貸可能戸数	87戸	
取得価格(百万円)		3,227		建築年月日	平成17年1月26日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。 2. 信託不動産にかかる土地の容積率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、699.56%となります(数値は建物エンジニアリング・レポートによります。) 					

物件番号：C-45 物件名称：ニューシティレジデンス要町		特定資産の種類		信託不動産		
物件特性		東京メトロ有楽町線「要町」駅から徒歩約2分の距離に位置するシングルタイプを中心とするマンションです。本物件の所在する地域は、周囲に中高層の店舗・事務所ビル、マンションが多く見受けられる商住混在地域です。当該地域は、地下鉄等を利用することにより、「池袋」駅まで約3分程度、「東京」駅までは約25分程度と、都内各所へのアクセスは良好です。				
所在地		(住所) 東京都豊島区西池袋五丁目26番10号		(地番) 東京都豊島区西池袋五丁目6番17		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	面積	407.54㎡			用途	共同住宅
	用途地域	商業地域・第一種住居地域			構造・階数	RC、13F
	容積率/建ぺい率 (用途地域指定)	500%/80% 300%/60%			延床面積	1,787.61㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,624.06㎡
信託期間満了日		平成28年1月31日		賃貸可能戸数		73戸
取得価格(百万円)		1,360		建築年月日		平成17年8月4日
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社		
特記事項		<p>1. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると83.48%となります(数値は建物エンジニアリング・レポートによります。)</p> <p>2. 信託不動産にかかる土地の容積率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると434.88%となります(数値は建物エンジニアリング・レポートによります。)</p>				

物件番号：C-46 物件名称：ニューシティレジデンス品川シーサイドタワー		特定資産の種類		信託不動産		
物件特性		東京臨海高速鉄道りんかい線「品川シーサイド」駅から徒歩約5分の距離に位置するファミリータイプを中心とした地上25階建のタワーマンションです。本物件の所在する地域には、海岸通り沿いにオフィスビルやマンション等が建ち並び、周辺には再開発による新しい商業施設やスポーツクラブ等が見受けられます。本物件から徒歩約9分の京浜急行線「青物横丁」駅から同線「品川」駅までは約5分と、品川方面への交通利便性があるほか、上記「青物横丁」駅から羽田空港まで約20分、東京臨海高速鉄道「品川シーサイド」駅からJR線「新宿」駅まで約18分と都心へのアクセス性に優れています。				
所在地		(住所) 東京都品川区東品川四丁目10番18号		(地番) 東京都品川区東品川四丁目50番4		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	面積	2,523.55㎡			用途	共同住宅
	用途地域	準工業地域			構造・階数	RC、25F/B2F
	容積率/建ぺい率	300%/60%			延床面積	17,509.66㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		12,732.35㎡
信託期間満了日		平成27年6月30日		賃貸可能戸数		208戸
取得価格(百万円)		9,350		建築年月日		平成17年11月15日
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社		
特記事項		不動産にかかる土地の容積率は本来300%ですが、総合設計制度の特例により容積率は533.02%となっています。				

物件番号： C-47 物件名称：ニューシティレジデンス八雲		特定資産の種類		不動産			
物件特性		東急東横線「都立大学」駅から徒歩約13分の距離に位置します。最寄の「八雲」バス停までは徒歩約2分であり、このバスを利用して最寄駅の「都立大学」駅のほかに東急田園都市線「駒沢大学」駅及び東急目黒線「田園調布」駅へのアクセスが可能です。また「都立大学」駅から渋谷までは約10分、新宿までは約20分の距離に位置します。					
所在地		(住所) 東京都目黒区八雲二丁目20番5号		(地番) 東京都目黒区八雲二丁目43番1他1筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	756.54㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種低層住居専用地域			構造・階数	RC、3F/B1F	
	容積率/建ぺい率	150%/60%			延床面積	1,486.54㎡	
受託者		なし		賃貸可能面積		1,276.91㎡	
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数		18戸	
取得価格(百万円)		1,160		建築年月日		平成17年11月4日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限公司			
特記事項		不動産にかかる土地の建ぺい率は本来60%ですが、角地指定による緩和により建ぺい率は70%となっています。					

物件番号： C-50 物件名称：ニューシティレジデンス戸越駅前		特定資産の種類		不動産			
物件特性		都営地下鉄浅草線「戸越」駅から徒歩約1分及び東急池上線「戸越銀座」駅から徒歩約2分の距離に位置する1Kを中心とした地上6階建のマンションです。最寄駅である「戸越」駅及び「戸越銀座」駅の2駅2路線が利用可能であり交通利便性に優れています。また、周辺には商店街も所在する生活利便性にも優れた立地であることから、職住近接性、生活利便性を求める単身者、ディンクス等を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。					
所在地		(住所) 東京都品川区平塚一丁目7番16号		(地番) 東京都品川区平塚一丁目923番10他6筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	1,040.86㎡			用途	共同住宅、店舗	
	用途地域	商業地域・準工業地域			構造・階数	RC、6F	
	容積率/建ぺい率	500%/80% 200%/60%			延床面積	2,366.31㎡	
受託者		なし		賃貸可能面積		2,014.12㎡	
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数		64戸	
取得価格(百万円)		2,050		建築年月日		平成20年1月17日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限公司			
特記事項		1. 不動産にかかる土地の建ぺい率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると62.51%となります。(数値はエンジニアリングレポートによります。) 2. 不動産にかかる建物の容積率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると210.05%となります。(数値はエンジニアリングレポートによります。)					

物件番号：M-2 物件名称：ニューシティレジデンス等々力		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	東急田園都市線「二子玉川」駅と東急東横線「自由が丘」駅を沿線に有する東急大井町線「等々力」駅から徒歩8分の距離に位置します。周辺環境の多くは第一種低層住居専用地域に指定されており、比較的良好な住宅環境が保持されています。建物主要開口部は南西向きです。本物件北側には「等々力溪谷」で知られる谷沢川が流れています。				
所在地	(住所) 東京都世田谷区中町一丁目16番7号		(地番) 東京都世田谷区中町一丁目40番3他1筆		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	区分所有権
	面積	3,660.77㎡		用途	居宅
	用途地域	第一種低層住居専用地域		構造・階数	RC、3F/2F
	容積率/建ぺい率	100%/50%		延床面積	3,905.32㎡
受託者	みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,863.78㎡	
信託期間満了日	平成30年7月22日		賃貸可能戸数	22戸	
取得価格(百万円)	1,850		建築年月日	平成5年3月29日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、信託受託者が専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。 2. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来50%ですが、第二種風致地区指定による制限により、建ぺい率は40%となっています。 3. 信託不動産にかかる本件土地の一部(地番40番3,802.89㎡)は、世田谷区との土地使用貸借の合意に基づき、同区が無償で公園として使用しています。また、同区は、かかる土地の一部を同区が公園として供用するために必要な設備を設置することができます。 4. 信託不動産にかかる土地である地番40番3は無道路地のため原則として建築物の敷地となりませんが、上記3.の土地使用貸借、河川橋の設置、上記3.の公園の管理用通路の設定等の条件の下で、地番40番3を一棟の敷地に含めた建ぺい率及び容積率の適用を世田谷区に許可された上で、建物が建築されています。よって、将来の建替時においては、世田谷区との再協議が必要となります。 				

物件番号：M-3 物件名称：ニューシティレジデンス本所吾妻橋		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	都営地下鉄浅草線「本所吾妻橋」駅から徒歩8分のほか、JR総武線・東京メトロ半蔵門線「錦糸町」駅から徒歩17分の距離に位置します。建物の主要開口部は東及び西向きです。最寄駅からビジネス街である日本橋、新橋、汐留等へのアクセスに恵まれるほか、周辺には小・中学校等の教育施設や、スーパー・銀行等が建ち並ぶ比較的交通利便性・生活利便性に恵まれた立地といえます。				
所在地	(住所) 東京都墨田区本所三丁目7番11号		(地番) 東京都墨田区本所三丁目18番4他1筆		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	545.83㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域・準工業地域		構造・階数	SRC、RC、14F
	容積率/建ぺい率	500%/80% 300%/60%		延床面積	2,540.32㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,255.88㎡	
信託期間満了日	平成32年1月31日		賃貸可能戸数	35戸	
取得価格(百万円)	1,122		建築年月日	平成15年9月30日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・フォー有限会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる土地の容積率・建ぺい率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、それぞれ431.51%・89.72%となります(数値は建物エンジニアリング・レポートによります。) 2. 信託不動産にかかる土地の東側接面道路は、都市計画道路に指定されており、本件土地の一部(103.23㎡)が都市計画道路内に位置しています。 				

物件番号：M-4 物件名称：ニューシティレジデンス北沢		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	京王井の頭線「池ノ上」駅から徒歩5分、小田急線「東北沢」駅から徒歩7分、小田急線及び井の頭線の急行停車駅「下北沢」駅から徒歩12分と3駅2路線が利用可能な立地です。建物の主要開口部は南西向きです。周辺は第一種低層住居専用地域に指定されており、比較的良好な住環境が保たれている地域です。				
所在地	(住所) 東京都世田谷区北沢一丁目15番5		(地番) 東京都世田谷区北沢一丁目452番25		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	888.67㎡		用途	共同住宅・駐車場
	用途地域	第一種低層住居専用地域		構造・階数	RC、4F
	容積率/建ぺい率	150%/50%		延床面積	1,662.45㎡
受託者	みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,220.16㎡	
信託期間満了日	平成32年1月31日		賃貸可能戸数	15戸	
取得価格(百万円)	1,070		建築年月日	平成14年1月8日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ファイヴ有限会社	
特記事項	該当事項はありません。				

物件番号：M-8 物件名称：ニューシティレジデンス門前仲町		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	東京メトロ東西線・都営地下鉄大江戸線「門前仲町」駅から徒歩6分の距離に位置します。周辺は中層マンションを中心として店舗併用住宅や店舗つきマンション、事務所ビルも散見される地域です。				
所在地	(住所) 東京都江東区福住一丁目17番12号		(地番) 東京都江東区福住一丁目2番1他2筆		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	187.56㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、9F
	容積率/建ぺい率	500%/80%		延床面積	1,212.17㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	887.94㎡	
信託期間満了日	平成32年1月31日		賃貸可能戸数	31戸	
取得価格(百万円)	524		建築年月日	平成12年9月15日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により、建ぺい率は100%となっています。				

物件番号：M-9 物件名称：ニューシティレジデンス田園調布		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	東急東横線「田園調布」駅から徒歩約14分の距離に位置します。建物の主要開口部は南向きです。周辺は第一種住居専用地域に指定されており、一戸建てを中心とした比較的良好な住環境が保たれた地域です。多摩川にも程近い距離（南側約300m）です。敷地内には全戸分の駐車場が確保されています。				
所在地	（住所）東京都大田区田園調布五丁目35番15号		（地番）東京都大田区田園調布五丁目35番31		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	区分所有権
	面積	1,233.53㎡		用途	居宅
	用途地域	第一種低層住居専用地域		構造・階数	RC、3F
	容積率/建ぺい率	100%/50%		延床面積	1,169.74㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,066.08㎡	
信託期間満了日	平成30年7月31日		賃貸可能戸数	17戸	
取得価格（百万円）	511		建築年月日	平成7年7月17日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー有限公司	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、信託受託者が専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。 2. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来50%ですが、第2種風致地区指定による制限により、建ぺい率は40%となっています。 				

物件番号：M-10 物件名称：ニューシティレジデンス根岸		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	東京メトロ日比谷線「入谷」駅から徒歩9分の距離に位置します。JR山手線の「鶯谷」駅までも徒歩11分です。建物の主要開口部は南東向きです。周辺地域はマンション、店舗、事務所が混在する商業地域です。				
所在地	（住所）東京都台東区根岸四丁目15番16号		（地番）東京都台東区根岸四丁目57番7		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	238.38㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第一種住居地域・商業地域		構造・階数	RC、8F
	容積率/建ぺい率	300%/60% 500%/80%		延床面積	717.89㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	594.79㎡	
信託期間満了日	平成30年7月31日		賃貸可能戸数	12戸	
取得価格（百万円）	356		建築年月日	平成12年7月5日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー有限公司	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる土地の容積率・建ぺい率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、それぞれ499.52%・99.95%となります（数値は建物エンジニアリング・レポートによります。）。 2. 信託不動産にかかる建物は、信託不動産にかかる土地の建ぺい率につき角地等緩和の適用を受けて建築されています。 				

物件番号：M-11 物件名称：ニューシティレジデンス上池台		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	東急池上線「長原」駅から徒歩4分の距離に位置します。建物の主要開口部は南東向きです。いわゆるデザイナーズマンションとして、天井高を高く、窓の開口部も広くとった開放的なステューディオタイプが主な間取りです。昭和大学病院のある「旗の台」駅も徒歩5分の距離です。				
所在地	(住所) 東京都大田区上池台一丁目4番15号		(地番) 東京都大田区上池台一丁目109番1		
土地	所有形態	借地権	建物	所有形態	所有権
	面積	242.73㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		構造・階数	S、4F
	容積率/建ぺい率	200%/60%		延床面積	421.42㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	414.45㎡	
信託期間満了日	平成30年7月31日		賃貸可能戸数	12戸	
取得価格(百万円)	238		建築年月日	平成14年3月15日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー有限会社	
特記事項	<p>1. 信託不動産にかかる建物の敷地利用権は土地賃貸借契約に基づく賃借権です。土地賃借権について登記簿には、「譲渡、転貸できる」旨の特約が記載されていますが、土地賃貸借契約及び覚書により、「譲渡、転貸」は土地所有者の承諾を得ることが必要になっています。</p> <p>2. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来200%ですが、前面道路幅員による制限により、容積率は約160%となっています。</p>				

物件番号：M-13 物件名称：ニューシティレジデンス森下		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	最寄駅である都営地下鉄新宿線「森下」駅から至近の距離に位置します。都営地下鉄新宿線を利用した大手町（「小川町」駅乗換え）及び新宿方面、汐留エリアへのアクセスも容易です。全戸南向きという各住戸の配置の良好さに加え、ダブルオートロック・TVモニター・二重鍵や防犯窓センサー等の設備があり、セキュリティに配慮した設備を有しています。				
所在地	(住所) 東京都江東区森下一丁目16番12号		(地番) 東京都江東区森下一丁目3番1		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	299.09㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、11F
	容積率/建ぺい率	500%/80%		延床面積	1,578.19㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,383.90㎡	
信託期間満了日	平成22年10月15日		賃貸可能戸数	38戸	
取得価格(百万円)	985		建築年月日	平成16年9月6日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・シックス有限会社	
特記事項	該当事項はありません。				

物件番号： M-14 物件名称：ニューシティレジデンス若林公園		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	周辺には若林公園・烏山緑道があり閑静で良好な住宅環境を形成しています。南西角地に位置することに加え、主面開口部が南東向きと方位にも恵まれています。全住戸が幅8.3m以上の広い間口を有する住戸又は角住戸であり、開放感のある住戸プランが特徴です。				
所在地	(住所) 東京都世田谷区若林四丁目39番4号		(地番) 東京都世田谷区若林四丁目334番1		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	区分所有権
	面積	800.22㎡		用途	居宅
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		構造・階数	RC、4F
	容積率/建ぺい率	200%/60%		延床面積	1,809.79㎡
受託者	みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,425.43㎡	
信託期間満了日	平成25年4月20日		賃貸可能戸数	23戸	
取得価格(百万円)	970		建築年月日	平成16年2月27日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープROPERTY		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、信託受託者が専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。 2. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来60%ですが、角地指定による緩和により建ぺい率は70%となっています。 3. 「区役所周辺街づくり計画」の変更により隣地境界線からの外壁後退距離は1m以上と変更された結果、信託不動産にかかる建物は既存不適格の状態になっています。 				

物件番号： M-15 物件名称：ニューシティレジデンス浅草橋		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	JR総武線「浅草橋」駅及び都営地下鉄浅草線「浅草橋」駅からそれぞれ徒歩5分の距離に位置するデックス向けを中心とするマンションです。全戸南東向きと方位に恵まれ、かつ最寄駅から都心への利便性も高い物件ですが、それに加え、基準階の天井高は約2.8メートル、良質な建具・内装、全部屋エアコン標準装備、TV付きジャグジーバスの付置等、仕様が充実しています。				
所在地	(住所) 東京都台東区柳橋二丁目16番21号		(地番) 東京都台東区柳橋二丁目11番7		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	区分所有権
	面積	447.57㎡		用途	居宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、9F
	容積率/建ぺい率	500%/80%		延床面積	1,701.28㎡
受託者	みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,537.84㎡	
信託期間満了日	平成25年4月18日		賃貸可能戸数	32戸	
取得価格(百万円)	870		建築年月日	平成17年1月15日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープROPERTY		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、信託受託者が専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。 2. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来500%ですが、前面道路幅員による制限により容積率は約360%となっています。 				

物件番号： M-19 物件名称：ニューシティレジデンス入谷		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	東京メトロ日比谷線「入谷」駅から徒歩約3分の距離に位置する全戸南東向きのデックス及びファミリー向けのマンションです。交通便利性が良いことに加え、通勤・通学、買い物をはじめとする生活利便性にも富んでいます。				
所在地	(住所) 東京都台東区下谷三丁目1番28号		(地番) 東京都台東区下谷三丁目163番11		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	209.05㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	SRC、12F
	容積率/建ぺい率	700%/80%		延床面積	1,561.67㎡
受託者	みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,415.15㎡	
信託期間満了日	平成25年7月31日		賃貸可能戸数	22戸	
取得価格(百万円)	675		建築年月日	平成17年6月15日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	本件不動産の南東側隣接道路の幅3.8mが都市計画道路の予定地となっています。都市計画道路が事業実施され容積率が見直されない場合、道路提供部分の容積消化分が基準容積率を超過し、既存不適格建物になる可能性があります。				

物件番号： M-22 物件名称：ニューシティレジデンス上野タワー		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	東京メトロ日比谷線「入谷」駅から徒歩約2分の距離に位置するデックス向けを中心とするマンションです。本物件の存する地域は、鉄道交通の面では、上記の東京メトロ日比谷線「入谷駅」のほか、JR山手線「上野」駅等が利用可能であり、道路交通の面では、「昭和通り」に面しており、また「国際通り」、「言問通り」等の幹線道路に近接しているため、丸の内・大手町等を中心とした都心へのアクセスが良好であり、利便性が高いエリアです。				
所在地	(住所) 東京都台東区北上野一丁目15番5号		(地番) 東京都台東区北上野一丁目73番2他1筆		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	626.72㎡		用途	共同住宅・店舗
	用途地域	商業地域		構造・階数	SRC、14F/B1F
	容積率/建ぺい率	700%/80%		延床面積	5,336.74㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	4,197.66㎡	
信託期間満了日	平成28年2月29日		賃貸可能戸数	102戸	
取得価格(百万円)	2,990		建築年月日	平成17年2月22日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。				

物件番号： M-25 物件名称：ニューシティレジデンス森下ウエスト		特定資産の種類		不動産		
物件特性		都営地下鉄新宿線・都営地下鉄大江戸線「森下」駅から徒歩約3分の距離に位置するシングルタイプの地上11階建のマンションです。本物件の所在するエリアは、マンション・事務所等が混在する地域ですが、都心への交通利便性に優れることから、近年では単身者向け住宅エリアとして注目されています。				
所在地		(住所) 東京都江東区新大橋二丁目12番11号		(地番) 東京都江東区新大橋二丁目9番7		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	面積	340.57㎡			用途	共同住宅
	用途地域	準工業地域			構造・階数	RC、11F
	容積率/建ぺい率	400%/60%			延床面積	1,407.63㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	1,275.60㎡	
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	40戸	
取得価格(百万円)		810		建築年月日	平成19年5月28日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社		
特記事項	不動産にかかる土地の建ぺい率は本来60%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は70%となっています。					

物件番号： M-27 物件名称：ニューシティレジデンス三ノ輪		特定資産の種類		不動産		
物件特性		東京メトロ日比谷線「三ノ輪」駅から徒歩約1分の距離に位置する、1Rと1Kタイプを中心とした地上15階建のマンションです。最寄駅である三ノ輪駅からJR「上野」駅まで約4分と交通利便性に優れています。また、周辺にはスーパーマーケットが所在し生活利便性にも優れた立地であることから、職住接近性、生活利便性を求める単身者、学生等を中心とした通勤者等の底堅い賃貸需要が期待できます。				
所在地		(住所) 東京都台東区根岸五丁目24番4号		(地番) 東京都台東区根岸五丁目58番他1筆		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	面積	431.16㎡			用途	共同住宅・店舗
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、15F
	容積率/建ぺい率	600%/80%			延床面積	2,715.19㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	2,406.41㎡	
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	78戸	
取得価格(百万円)		1,720		建築年月日	平成19年6月15日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社		
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。 2. 本件不動産の東側隣接道路(日光街道)の幅約4mが都市計画道路の予定地となっています。都市計画道路が事業実施され容積率が見直されない場合、道路提供部分の容積消化分が基準容積率を超過し、既存不適格建物になる可能性があります。 					

物件番号： M-28		物件名称：ニューシティレジデンス自由が丘ウエスト		特定資産の種類		不動産	
物件特性		東急大井町線「尾山台」駅から徒歩約11分の距離に位置する、1Rから1LDKタイプの地下1階付地上10階建のマンションです。本物件の周辺には高級スーパーマーケットがあるとともに、駒沢オリンピック公園、等々力渓谷等の自然環境にも恵まれ、生活利便性と住環境を兼ね備えた立地であることから、これらを求める単身者、ディンクス等を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。					
所在地		(住所) 東京都世田谷区等々力七丁目14番13号		(地番) 東京都世田谷区等々力七丁目30番8			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	515.70㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種低層住居専用地域			構造・階数	RC、3F/B1F	
	容積率/建ぺい率	150%/60%			延床面積	1,077.45㎡	
受託者		なし			賃貸可能面積	857.32㎡	
信託期間満了日		なし			賃貸可能戸数	28戸	
取得価格(百万円)		720			建築年月日	平成19年8月6日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ				サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項		不動産にかかる土地の建ぺい率は本来60%ですが、角地指定による緩和により建ぺい率は70%となっています。					

物件番号： M-29		物件名称：ニューシティレジデンス中野		特定資産の種類		不動産	
物件特性		西武新宿線「新井薬師前」駅から徒歩約9分、JR中央線・JR総武線・東京メトロ東西線「中野」駅から徒歩約12分の距離に位置する1Kタイプの地上12階建のマンションです。「中野」駅より「新宿」駅へは1駅(所要時間約6分)、「吉祥寺」駅へは4駅(所要時間約10分)と交通利便性に優れております。また、周辺には多数のスーパーマーケットが所在する生活利便性に優れた立地であることから、職住近接性、生活利便性を求める単身者、学生等を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。					
所在地		(住所) 東京都中野区新井二丁目12番13号		(地番) 東京都中野区新井二丁目54番2他1筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	452.98㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	近隣商業地域			構造・階数	RC、12F	
	容積率/建ぺい率	400%/80%			延床面積	1,823.11㎡	
受託者		なし			賃貸可能面積	1,613.86㎡	
信託期間満了日		なし			賃貸可能戸数	42戸	
取得価格(百万円)		1,250			建築年月日	平成19年3月8日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ				サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項		不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、近隣商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。					

物件番号： M-30		物件名称： ニューシティレジデンス用賀		特定資産の種類		不動産	
物件特性		東急田園都市線「用賀」駅から徒歩約6分の距離に位置する、1Kから1LDKを中心とした地上9階建のマンションです。最寄駅である「用賀」駅より「渋谷」駅まで4駅（所要時間約10分）、「二子玉川」駅へは1駅（所要時間約2分）と交通利便性に優れています。また、周辺には高級百貨店やスーパーマーケットがあると同時に、駒沢オリンピック公園・砧公園等の環境にも恵まれ、生活利便性と住環境を兼ね備えた立地であることから、これらを求める単身者、ディンクス等を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。					
所在地		(住所) 東京都世田谷区玉川台一丁目3番12号		(地番) 東京都世田谷区玉川台一丁目754番4			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	527.27㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	近隣商業地域			構造・階数	RC、9F	
	容積率/建ぺい率	300%/80%			延床面積	1,574.26㎡	
受託者		なし		賃貸可能面積		1,472.38㎡	
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数		45戸	
取得価格（百万円）		1,305		建築年月日		平成19年6月20日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社		
特記事項	不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、近隣商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。						

物件番号： M-31		物件名称： ニューシティレジデンス住吉		特定資産の種類		不動産	
物件特性		東京メトロ半蔵門線及び都営地下鉄新宿線「住吉」駅から徒歩約1分の距離に位置する1Kを中心とした地上11階建のマンションです。最寄駅である「住吉」駅から「大手町」駅まで4駅（所要時間約11分）と交通利便性に優れています。また、周辺にはスーパーマーケットが所在する生活利便性に優れた立地であることから、職住近接性、生活利便性を求める単身者、学生等を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。					
所在地		(住所) 東京都江東区住吉二丁目8番11号		(地番) 東京都江東区住吉二丁目7番24他1筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	299.72㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、11F	
	容積率/建ぺい率	500%/80%			延床面積	1,551.43㎡	
受託者		なし		賃貸可能面積		1,362.60㎡	
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数		60戸	
取得価格（百万円）		1,170		建築年月日		平成19年9月7日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社		
特記事項	不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。						

物件番号： M-33 物件名称：ニューシティレジデンス 門前仲町イースト		特定資産の種類		不動産	
物件特性		都営地下鉄大江戸線及び東京メトロ東西線「門前仲町」駅から徒歩約5分の距離に位置する1Rから1Kを中心とした地上10階建のマンションです。「門前仲町」駅より「大手町」駅へは3駅（所要時間約6分）、「汐留」駅へは4駅（所要時間約9分）と交通利便性に優れております。周辺にはスーパーマーケットがあり、また、富岡八幡宮、木場公園等の環境にも恵まれ、生活利便性、職住近接性を求める単身者、ディンクス等を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。			
所在地		(住所) 東京都江東区富岡二丁目2番9号		(地番) 東京都江東区富岡二丁目5番4他1筆	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	811.66㎡		用途	共同住宅、店舗
	用途地域	近隣商業地域		構造・階数	RC、10F
	容積率/建ぺい率	400%/80%		延床面積	3,913.46㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	3,038.98㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	94戸
取得価格(百万円)		2,965		建築年月日	平成20年2月20日
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項		不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、近隣商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。			

物件番号： M-35 物件名称：ニューシティレジデンス押上		特定資産の種類		不動産	
物件特性		都営地下鉄浅草線、東京メトロ半蔵門線・京成押上線「押上」駅及び東武伊勢崎線「業平橋」からそれぞれ約9分の距離に位置する1Rから1DKを中心とした地上11階建のマンションです。最寄駅である「押上」駅と「業平橋」駅の2駅4路線が利用可能であり主要ビジネスエリアである中央区方面へのアクセスが良く交通利便性に優れています。また、周辺には区役所等の公共施設や「隅田公園」があり居住環境も良好です。なお、平成24年開業予定の「東京スカイツリー」をシンボルとして「押上・業平橋駅周辺戸地区画整理事業」が進行中であり大規模商業施設の建設をはじめ周辺環境の発展が期待されています。			
所在地		(住所) 東京都墨田区向島三丁目5番2号		(地番) 東京都墨田区向島三丁目4番5号他2筆	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	427.88㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域・準工業地域		構造・階数	RC、11F
	容積率/建ぺい率	500%/80% 300%/60%		延床面積	2,079.14㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	1,785.24㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	60戸
取得価格(百万円)		1,267		建築年月日	平成19年8月24日
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項		<ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産の北側道路(水戸街道)は都市計画道路(放13国道6号線)となっており、事業決定された場合現況敷地境界線から4.4m後退します。 2. 不動産にかかる土地の建ぺい率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出し緩和措置を加味すると92.7%となります。(数値はエンジニアリングレポートによります。) 3. 不動産にかかる土地の容積率は用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると451.45%となります。(数値はエンジニアリングレポートによります。) 			

物件番号：M-36		物件名称：ニューシティレジデンス蔵前		特定資産の種類	不動産
物件特性	都営地下鉄浅草線及び都営地下鉄大江戸線「蔵前」駅からそれぞれ徒歩約3分の距離に位置する、1Kから1LDKを中心とした地上13階建のマンションです。最寄駅までの近接性や交通利便性が極めて良好です。当該地は都心部に位置し、主要な商業・ビジネスエリアへのアクセスに恵まれているため、交通利便性や生活利便性を重視した単身者層、ディンクスを中心に底堅い賃貸需要が期待できます。				
所在地	(住所) 東京都台東区蔵前三丁目9番4号		(地番) 東京都台東区蔵前三丁目10番12他2筆		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	341.19㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、13F
	容積率/建ぺい率	700%/80%		延床面積	2,676.20㎡
受託者	なし		賃貸可能面積	1,994.93㎡	
信託期間満了日	なし		賃貸可能戸数	67戸	
取得価格(百万円)	1,628		建築年月日	平成20年2月19日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。 2. 不動産にかかる土地の一部について、本物件南側隣接地所有者及び借地人(建物所有者)に対し避難通路、自転車置き場、駐車場、駐輪場を目途とした使用(無償)を認めております。 				

物件番号：G-2		物件名称：ニューシティレジデンス船橋本町		特定資産の種類	信託不動産
物件特性	JR総武線・東武野田線「船橋」駅、及び京成本線「京成船橋」駅から徒歩3～4分の距離に位置します。建物の主要開口部は南向きです。沿線有数の繁華街である「船橋」駅周辺は再開発事業も進み、ターミナル都市として更なる発展が期待されています。				
所在地	(住所) 千葉県船橋市本町四丁目4番8号		(地番) 千葉県船橋市本町四丁目1285番19		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	462.84㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	SRC、10F/B1F
	容積率/建ぺい率	400%/80%		延床面積	1,826.01㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,496.40㎡	
信託期間満了日	平成32年1月31日		賃貸可能戸数	86戸	
取得価格(百万円)	1,083		建築年月日	平成9年3月21日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ファイヴ有限会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建物延床面積にはゴミ置き場(コンクリートブロック造)5.31㎡を含みます。 2. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来400%ですが、前面道路幅員による制限により容積率は360%となっています。 				

物件番号：G-3 物件名称：ゾンネンハイム元住吉		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		東急東横線「元住吉」駅から商店街を歩いて徒歩12分の距離に位置します。建物はL型形状の2棟配棟で主要開口部は南及び東向きです。本物件が所在する川崎市中原区には大手電気メーカー等の事業所が多数、所在します。			
所在地		(住所) 神奈川県川崎市中原区井田中ノ町8番8号		(地番) 神奈川県川崎市中原区井田中ノ町164番2他1筆	
土地	所有形態	所有権 (共有)		所有形態	区分所有権
	面積	1,706.37㎡		用途	居宅・事務所
	用途地域	第一種中高層住居専用地域・第一種住居地域・近隣商業地域		構造・階数	RC、7F/B1F
	容積率/建ぺい率	300%/80% 200%/60%		延床面積	4,775.59㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,910.25㎡
信託期間満了日		平成32年1月31日		賃貸可能戸数	57戸
取得価格 (百万円)		1,058		建築年月日	平成3年4月19日
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・フォー有限会社	
特記事項		<p>1. 信託不動産の建物は区分所有建物であり、信託不動産にかかる管理規約によれば、信託受託者は管理組合の総会において過半数の議決権を有しています。敷地権につき、登記がなされています。</p> <p>2. 信託不動産にかかる土地の容積率・建ぺい率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、それぞれ257.63%・76.52%となります(数値は建物エンジニアリング・レポートによります。)</p>			

物件番号：G-4 物件名称：ニューシティレジデンス豊田		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		JR中央本線「豊田」駅から徒歩13分の距離に位置します。建物はL型形状で主要開口部は南及び東向きです。豊田から八王子にかけて、JR中央本線沿線には大手法人企業等の事業所が多数、所在しています。また、「豊田」駅から4路線の集中する「立川」駅までは2駅です。			
所在地		(住所) 東京都日野市旭が丘三丁目2番23号		(地番) 東京都日野市旭が丘三丁目2番23	
土地	所有形態	所有権		所有形態	区分所有権
	面積	1,904.85㎡		用途	居宅
	用途地域	工業地域		構造・階数	SRC、8F
	容積率/建ぺい率	200%/60%		延床面積	3,878.99㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	3,630.55㎡
信託期間満了日		平成32年1月31日		賃貸可能戸数	67戸
取得価格 (百万円)		1,053		建築年月日	平成4年6月29日
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・フォー有限会社	
特記事項		信託不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、信託受託者が専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。			

物件番号：G-5		物件名称：ニューシティレジデンス西船橋		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		JR総武線・東京メトロ東西線等の4路線が利用可能な「西船橋」駅から徒歩3分の距離に位置します。建物の主要開口部は南東向きです。周辺地域は中高層マンションのほか、事務所ビル等が見られる地域です。					
所在地		(住所) 千葉県船橋市西船四丁目19番16号			(地番) 千葉県船橋市西船四丁目308番1		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	657.99㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、10F	
	容積率/建ぺい率	400%/80%			延床面積	1,869.09㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,597.32㎡	
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数		81戸	
取得価格(百万円)		997		建築年月日		平成13年3月2日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー有限公司		
特記事項	該当事項はありません。						

物件番号：G-6		物件名称：ニューシティレジデンス舞浜		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		JR京葉線「舞浜」駅から徒歩15分の距離に位置します。建物の主要開口部は南西向きです。周辺地域は区画整然とした街路に沿って建物が連坦しており、居住環境は良好です。					
所在地		(住所) 千葉県浦安市富士見五丁目14番17号			(地番) 千葉県浦安市富士見五丁目2405番1		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	696.88㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域			構造・階数	RC、6F	
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	1,422.75㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,287.72㎡	
信託期間満了日		平成32年1月31日		賃貸可能戸数		61戸	
取得価格(百万円)		844		建築年月日		平成15年3月28日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ファイヴ有限公司		
特記事項	該当事項はありません。						

物件番号：G-7 物件名称：ニューシティレジデンス市川妙典		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	東京メトロ東西線「妙典」駅から徒歩9分の距離に位置します。建物の主要開口部は南西向きです。周辺は大型マンションや学校が多く立地する住宅街です。				
所在地	(住所) 千葉県市川市塩焼二丁目14番20号		(地番) 千葉県市川市塩焼二丁目17番28		
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	635.21㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第一種住居地域		構造・階数	RC、5F
	容積率/建ぺい率	200%/60%		延床面積	1,284.11㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,218.00㎡	
信託期間満了日	平成32年1月31日		賃貸可能戸数	58戸	
取得価格(百万円)	769		建築年月日	平成15年3月15日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ファイヴ有限会社	
特記事項	信託不動産の土地にかかる建ぺい率は本来60%ですが、角地指定による緩和により建ぺい率は70%となっています。				

物件番号：G-8 物件名称：ニューシティレジデンス久米川		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	西武新宿線「久米川」駅から徒歩9分、「東村山」駅から徒歩12分の距離に位置します。建物の主要開口部は南西向きです。近隣には東村山市役所をはじめ、両方の最寄駅にイトーヨーカドーや西友等の大型スーパーがあります。				
所在地	(住所) 東京都東村山市本町一丁目12番1号		(地番) 東京都東村山市本町一丁目12番1		
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	1,144.21㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第一種中高層住居専用地域・第一種住居地域・準住居地域		構造・階数	SRC、7F
	容積率/建ぺい率	200%/60%		延床面積	2,178.64㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,013.93㎡	
信託期間満了日	平成30年7月31日		賃貸可能戸数	31戸	
取得価格(百万円)	715		建築年月日	平成11年12月6日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー有限会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる土地の東側道路境界線沿いの幅約5mが都市計画道路(東3・3・8号線)の予定地となっています。なお、従前の所有者と東村山市との間の協定書に基づき、①都市計画事業実施の際には協力することと、②目的物件を分譲する際には都市計画道路の将来拡張計画の変更が予定されていることを購入者に伝えることが必要とされます。都市計画道路が事業実施され容積率が見直されない場合、道路提供部分の容積消化分が基準容積率を超過し、既存不適格建物になる可能性があります。 2. 建物延床面積には、電気室・ポンプ室(21.36㎡)が含まれます。 				

物件番号：G-9		物件名称：ニューシティレジデンス浦安		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		東京メトロ東西線「浦安」駅及び「南行徳」駅からそれぞれ徒歩7、8分の距離に位置します。建物の主要開口部は南向きです。2駅が利用でき、また両駅前に商業地域が形成されていることから、生活利便性は良好です。					
所在地		(住所) 千葉県市川市新井三丁目30番4号		(地番) 千葉県市川市新井三丁目30番3他1筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	553.00㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種住居地域			構造・階数	RC、5F	
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	1,137.97㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,074.53㎡	
信託期間満了日		平成32年1月31日		賃貸可能戸数		51戸	
取得価格(百万円)		653		建築年月日		平成15年2月14日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社		ニューシティ・リーシング・ファイヴ有限会社		
特記事項	信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来60%ですが、角地指定による緩和により建ぺい率は70%となっています。						

物件番号：G-10		物件名称：ニューシティレジデンス南行徳I		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		東京メトロ東西線「南行徳」駅から徒歩約13分の距離に位置します。建物の主要開口部は南西向きです。周辺には大型複合ショッピングセンターがあります。					
所在地		(住所) 千葉県市川市南行徳四丁目1番26号		(地番) 千葉県市川市南行徳四丁目1番6			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	530.49㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第二種住居地域			構造・階数	RC、5F	
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	1,091.40㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,031.81㎡	
信託期間満了日		平成32年1月31日		賃貸可能戸数		49戸	
取得価格(百万円)		648		建築年月日		平成15年3月14日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社		ニューシティ・リーシング・ファイヴ有限会社		
特記事項	該当事項はありません。						

物件番号：G-11		物件名称：ニューシティレジデンス南行徳Ⅱ		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		東京メトロ東西線「南行徳」駅から徒歩12分の距離に位置します。建物の主要開口部は南東及び北東向きです。周辺には大型複合ショッピングセンターがあります。					
所在地		(住所) 千葉県市川市南行徳四丁目1番5号			(地番) 千葉県市川市南行徳四丁目1番46		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	377.96㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第二種住居地域			構造・階数	RC、6F	
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	810.22㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		724.63㎡	
信託期間満了日		平成32年1月31日		賃貸可能戸数		35戸	
取得価格(百万円)		447		建築年月日		平成15年3月14日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ファイヴ有限会社		
特記事項	該当事項はありません。						

物件番号：G-12		物件名称：ニューシティレジデンス野毛山		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		京浜急行線「日の出町」駅から徒歩1分の距離に位置します。建物の主要開口部は南西向きです。みなとみらい(MM)21地区の玄関口であるJR根岸線「桜木町」駅、横浜の官庁やオフィスが集まり中華街の玄関口でもある「関内」駅までそれぞれ道路距離で約700m、1,000mの距離に位置します。「日の出町」駅から「横浜」駅までは2駅4分です。					
所在地		(住所) 神奈川県横浜市中区日ノ出町一丁目6番			(地番) 神奈川県横浜市中区日ノ出町一丁目6番他2筆		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	626.99㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、6F	
	容積率/建ぺい率	400%/80%			延床面積	830.85㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		744.90㎡	
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数		30戸	
取得価格(百万円)		469		建築年月日		平成12年9月7日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー有限会社		
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる土地と西側隣接地(地番14)との境界付近で登記所備付の公図に記載されている土地の形状が現況と相違しています。 2. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来400%ですが、前面道路幅員による制限により容積率は324%となっています。 						

物件番号：G-13 物件名称：ニューシティレジデンス南林間		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	小田急江ノ島線「南林間」駅から徒歩2分の距離に位置します。建物の主要開口部は南東向きです。周辺地域は中層の雑居ビル、マンション、飲食店が混在する商業地域です。				
所在地	(住所) 神奈川県大和市南林間二丁目11番16号		(地番) 神奈川県大和市南林間二丁目3343番49他1筆		
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	428.78㎡		用途	共同住宅・店舗
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、8F
	容積率/建ぺい率	400%/80%		延床面積	1,615.17㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,489.44㎡	
信託期間満了日	平成30年7月31日		賃貸可能戸数	29戸	
取得価格(百万円)	456		建築年月日	平成14年4月16日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー有限公司	
特記事項	隣接地所有者との間で一部境界確認が未了です。				

物件番号：G-14 物件名称：ニューシティレジデンス湘南		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	JR東海道本線「茅ヶ崎」駅から徒歩14分の距離に位置します。建物の主要開口部は南向きです。本物件から茅ヶ崎海岸までは徒歩3分の距離にあります。「茅ヶ崎」駅までの道は平坦な一本道でバスの利用も可能です。				
所在地	(住所) 神奈川県茅ヶ崎市東海岸南一丁目20番4号		(地番) 神奈川県茅ヶ崎市東海岸南一丁目11323番34他7筆		
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	1,315.73㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第一種低層住居専用地域・第一種住居地域		構造・階数	RC、3F
	容積率/建ぺい率	100%/50% 200%/60%		延床面積	1,121.98㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,082.28㎡	
信託期間満了日	平成30年7月31日		賃貸可能戸数	19戸	
取得価格(百万円)	445		建築年月日	平成12年2月25日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー有限公司	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託不動産にかかる土地の東側が接面する舗装県道は都市計画道路で、都市計画道路予定線は現況道路境界線から約5.7m西方の敷地内を通過しています。 2. 信託不動産にかかる土地の容積率・建ぺい率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、それぞれ153.15%、55.31%となります(数値は建物エンジニアリング・レポートによります)。 				

物件番号：G-15		物件名称：ライオンズマンション淵野辺本町		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		J R横浜線「淵野辺」駅から徒歩25分の距離に位置します。建物の主要開口部は南東向きです。J R横浜線沿線の大手法人事業所の跡地に郊外型大規模商業施設がオープンし、開発促進された地域です。また、大手法人企業等の大規模な事業所が所在しており、「淵野辺」駅を最寄駅とした大学も所在します。					
所在地		(住所) 神奈川県相模原市淵野辺本町四丁目38番13			(地番) 神奈川県相模原市淵野辺本町四丁目1043番2		
土地	所有形態	所有権 (共有)		建物	所有形態	区分所有権	
	面積	919.01㎡			用途	居宅	
	用途地域	第一種住居地域			構造・階数	SRC、RC、9F	
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	1,788.58㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		997.92㎡	
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数		15戸	
取得価格 (百万円)		222		建築年月日		平成3年8月30日	
PM会社		株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社		ニューシティ・リーシング・ツー有限公司	
特記事項		<ol style="list-style-type: none"> 隣接地所有者との間で一部境界確認が未了です。 信託不動産にかかる建物は区分所有建物であるところ、信託受託者の所有部分は26戸中15戸であるため管理規約上過半数の議決権を有しています。敷地権につき登記がなされています。 					

物件番号：G-16		物件名称：ライオンズマンション東青梅第三		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		J R青梅線「東青梅」駅から徒歩9分の距離に位置します。建物の主要開口部は東向きです。最寄の東青梅駅周辺には市役所関連諸施設、スーパーマーケット、金融機関が存する等、生活利便性は比較的良好です。					
所在地		(住所) 東京都青梅市東青梅六丁目10番2号			(地番) 東京都青梅市東青梅六丁目10番2他3筆		
土地	所有形態	所有権 (共有)		建物	所有形態	区分所有権	
	面積	1,057.87㎡			用途	居宅	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域			構造・階数	RC、7F	
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	2,076.85㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		659.03㎡	
信託期間満了日		平成31年7月31日		賃貸可能戸数		33戸	
取得価格 (百万円)		175		建築年月日		平成4年5月12日	
PM会社		株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社		ニューシティ・リーシング・ツー有限公司	
特記事項		<ol style="list-style-type: none"> 信託不動産にかかる土地のうち、東京都青梅市東青梅六丁目10番9、同所10番10及び同所10番12の土地につき東京電力株式会社を地役権者とする送電線設置のための地役権が設定されており、送電線設置路の送電線路から一定の範囲内における建造物の築造等が禁止されています。 信託不動産にかかる建物は区分所有建物であるところ、信託受託者の共用持分割合は197,766分の65,903であるため管理規約上過半数の議決権を有していませんが、特別決議事項においては単独の反対により議案の可決を妨げることは可能です。敷地権につき登記がなされています。 隣接地所有者との間で一部境界確認が未了です。 					

物件番号：G-17 物件名称：パークテラス市川		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	JR総武線「市川」駅から徒歩約4分及び京成電鉄本線「市川真間」も利用可能な距離に位置する南向き・北向きのシングルタイプのマンションです。「市川」駅から「東京」駅まで快速を利用して約20分と都心への接近性は良好です。周囲は徒歩圏内に小・中学校等の教育施設、「市川」駅前周辺には商業施設が集積しており、通勤・通学、買い物をはじめとする日常における生活上の利便性は良好と考えられます。				
所在地	(住所) 千葉県市川市市川一丁目24番3号		(地番) 千葉県市川市市川一丁目1045番4他2筆		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	228.63㎡		用途	共同住宅、事務所
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、9F
	容積率/建ぺい率	400%/80%		延床面積	1,063.41㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	876.89㎡	
信託期間満了日	平成25年7月31日		賃貸可能戸数	40戸	
取得価格(百万円)	620		建築年月日	平成16年4月15日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	信託不動産にかかる土地の東側接面道路は、都市計画道路に指定されており、本件土地の一部が都市計画道路内に位置しています。				

物件番号：G-18 物件名称：パークテラス塩焼		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	東京メトロ東西線「妙典」駅から徒歩約13分の距離に位置する南向き主体のシングルタイプのマンションです。「妙典」駅から「大手町」駅までは約24分と都心へのアクセスが良好です。また、隣接する地域には徒歩圏内に小・中学校等の教育施設、「妙典駅」周辺には大型スーパーマーケット等があり、通勤・通学、買い物をはじめとする生活利便性も魅力的な物件です。				
所在地	(住所) 千葉県市川市塩焼四丁目12番22号		(地番) 千葉県市川市塩焼四丁目12番地94他4筆		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	485.21㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		構造・階数	RC、3F
	容積率/建ぺい率	200%/60%		延床面積	871.84㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	583.76㎡	
信託期間満了日	平成25年7月31日		賃貸可能戸数	36戸	
取得価格(百万円)	310		建築年月日	平成5年4月30日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来60%ですが、角地指定による緩和により建ぺい率は70%となっています。				

物件番号：G-19 物件名称：パークテラス堀江		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		JR京葉線「新浦安」駅から徒歩約21分、最寄バス停「東野一丁目」から徒歩約2分の距離に位置する南向きシングルタイプのマンションです。京葉線「新浦安」駅から「東京」駅まで快速を利用して約15分と都心へのアクセスも良好です。徒歩圏内に小・中学校等の教育施設、南西側には近隣商店街があり、通勤・通学、買い物をはじめとする生活利便性も魅力的な物件です。			
所在地		(住所) 千葉県浦安市堀江一丁目2番14号		(地番) 千葉県浦安市堀江一丁目1671番他1筆	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	280.96㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第一種住居地域		構造・階数	RC、3F
	容積率/建ぺい率	200%/60%		延床面積	407.62㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	374.33㎡
信託期間満了日		平成25年7月31日		賃貸可能戸数	22戸
取得価格(百万円)		193		建築年月日	平成3年3月7日
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	該当事項はありません。				

物件番号：R-1 物件名称：ニューシティレジデンス大通公園		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		札幌市営地下鉄東西線「西11丁目」駅から徒歩5分の距離に位置します。建物の主要開口部は南向きです。周辺には合同庁舎や裁判所等の公共施設及びオフィスビルが建ち並び、また規模の大きな病院も所在しています。			
所在地		(住所) 北海道札幌市中央区南一条西十三丁目4番地60		(地番) 北海道札幌市中央区南一条西十三丁目4番60	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	804.79㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、9F/B1F
	容積率/建ぺい率	400%/80%		延床面積	3,692.02㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,996.24㎡
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数	40戸
取得価格(百万円)		726		建築年月日	平成12年10月13日
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー有限会社	
特記事項	該当事項はありません。				

物件番号：R-2 物件名称：五色山ハイツ		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		JR山陽本線「垂水」駅から徒歩13分、山陽電鉄本線「霞ヶ丘」駅から徒歩5分の距離に位置します。建物の主要開口部は南向きです。南傾斜の高台に所在しています。「霞ヶ丘」駅から神戸の中心地「三宮」駅までは「垂水」駅を経由して5駅22分の距離です。「垂水」駅の海側には大型ショッピングセンターが所在しています。本物件は、現在法人の社宅用途として、一括賃貸されている物件です。			
所在地		(住所) 兵庫県神戸市垂水区五色山四丁目20番18号		(地番) 兵庫県神戸市垂水区五色山四丁目1508番	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	1,923.14㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第一種住居地域		構造・階数	RC、7F
	容積率/建ぺい率	200%/60%		延床面積	2,470.13㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,253.34㎡
信託期間満了日		平成32年1月31日		賃貸可能戸数	33戸
取得価格(百万円)		720		建築年月日	平成5年8月19日
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープROPERTY		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・フォー有限公司	
特記事項	<p>1. 信託不動産にかかる土地の北側道路は、都市計画道路であり、利用上の制限が課される可能性があります。</p> <p>2. 建物延床面積には、電気室(21㎡)、ポンプ室(20.65㎡)及び自転車置き場(35.7㎡)が含まれます。</p>				

物件番号：R-3 物件名称：ニューシティレジデンス西公園		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		福岡市営地下鉄1号線「大濠公園」駅から徒歩7分の距離に位置します。建物の主要開口部は南向きです。「西新」駅から「姪浜」駅までの間では近年活発に住宅開発が行われているエリアです。本物件の近くには西公園のほか、大濠公園、舞鶴公園もあります。			
所在地		(住所) 福岡県福岡市中央区荒戸二丁目5番6号		(地番) 福岡県福岡市中央区荒戸二丁目141番	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	642.24㎡		用途	共同住宅
	用途地域	近隣商業地域		構造・階数	RC、11F
	容積率/建ぺい率	300%/80%		延床面積	1,578.37㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,483.50㎡
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数	30戸
取得価格(百万円)		379		建築年月日	平成12年10月12日
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープROPERTY		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー有限公司	
特記事項	該当事項はありません。				

物件番号：R-4 物件名称：ニューシティレジデンス西大濠		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	福岡市営地下鉄1号線「西新」駅、「唐人町」駅からそれぞれ徒歩約8分及び約10分の距離に位置します。建物の主要開口部は南西向きです。「西新」駅から「姪浜」駅までの間では近年活発に住宅開発が行われているエリアです。本物件の近くには西公園のほか、大濠公園及び舞鶴公園もあります。				
所在地	(住所) 福岡県福岡市中央区今川二丁目7番44号		(地番) 福岡県福岡市中央区今川二丁目七区365番		
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	763.49㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第一種住居地域		構造・階数	RC、5F
	容積率/建ぺい率	200%/60%		延床面積	1,099.47㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,013.22㎡	
信託期間満了日	平成30年7月31日		賃貸可能戸数	17戸	
取得価格(百万円)	258		建築年月日	平成12年5月15日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー有限公司	
特記事項	該当事項はありません。				

物件番号：R-5 物件名称：ニューシティレジデンス加古川		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	JR山陽本線「加古川」駅から徒歩18分の距離に位置します。建物は老番館、式番館の2棟から構成されており、それぞれの主要開口部は南及び南東向きです。山陽本線快速で「三ノ宮」駅まで約29分、「大阪」駅まで50分です。周辺は一般住宅を中心にマンション、店舗も見られる住宅地域です。				
所在地	(住所) 兵庫県加古川市加古川町美乃利字397番地1、380番地1		(地番) 兵庫県加古川市加古川町美乃利字知原380番1他3筆		
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	5,833.65㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		構造・階数	RC、3F
	容積率/建ぺい率	200%/60%		延床面積	1,918.62㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,888.02㎡	
信託期間満了日	平成30年7月31日		賃貸可能戸数	34戸	
取得価格(百万円)	274		建築年月日	平成12年9月8日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー有限公司	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 筆界確認書における各境界の記載の一部に不備があることにより、隣地所有者との間での一部の境界合意の存否は必ずしも明らかではありません。 信託不動産にかかる土地は不整形地であり、かつ増水時の調整池を兼ねた通路等を含んでいます。 				

物件番号：R-6 物件名称：ライオンズマンション前橋西片貝		特定資産の種類		信託不動産		
物件特性	上毛電気鉄道「片貝」駅から徒歩約5分の距離に位置します。建物はL型形状で主要開口部は南及び東向きです。「片貝」駅から「中央前橋」駅までは約6分の距離です。「片貝」駅前には深夜まで営業しているスーパーマーケットがあります。					
所在地	(住所) 群馬県前橋市西片貝町一丁目301番地5		(地番) 群馬県前橋市西片貝町一丁目301番5			
土地	所有形態	所有権 (共有)		建物	所有形態	区分所有権
	面積	1,224.00㎡			用途	居宅
	用途地域	—			構造・階数	RC、6F
	容積率/建ぺい率	200%/70%			延床面積	2,444.14㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,284.45㎡		
信託期間満了日	平成30年7月31日		賃貸可能戸数	23戸		
取得価格 (百万円)	202		建築年月日	平成4年2月19日		
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープROPERTY		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー有限公司		
特記事項	<p>1. 隣接地所有者との間で一部境界確認が未了です。</p> <p>2. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物であるところ、信託受託者の所有部分は40戸中23戸であるため管理規約上過半数の議決権を有しています。敷地権につき登記がなされています。</p> <p>3. 信託不動産にかかる建物の在する地域は都市計画区域の市街化調整区域に指定されています。なお、信託不動産にかかる土地については「既存宅地」の確認を受けて建物が建築されています。</p>					

物件番号：R-7 物件名称：アプリーレ垂水		特定資産の種類		信託不動産		
物件特性	本物件周辺は神戸市郊外のベッドタウンと位置づけられる地域で、中高層のマンションを主体とし戸建住宅も見られる閑静な住宅地域です。最寄駅であるJR山陽本線線「垂水」駅から徒歩約16分の距離に位置し、加えて豊富なバス便も利用できます。102台の平面駐車場は自家用車通勤の需要にも対応しています。主要開口部は南東向きです。全戸ファミリータイプで、定期借家契約により企業の社宅として使用されています。					
所在地	(住所) 兵庫県神戸市垂水区高丸七丁目3番1号		(地番) 兵庫県神戸市垂水区高丸七丁目2246番70			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	面積	5,708.48㎡			用途	共同住宅
	用途地域	第一種中高層住居専用地域			構造・階数	RC、12F
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	6,989.53㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	6,545.25㎡		
信託期間満了日	平成22年11月26日		賃貸可能戸数	99戸		
取得価格 (百万円)	1,710		建築年月日	平成15年1月22日		
PM会社	株式会社神戸製鋼所		サブリース会社	該当なし		
特記事項	該当事項はありません。					

物件番号： R-9 物件名称： クレスト草津		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	草津市は、京阪神の大都市近郊に所在し、ベットタウンとして、また工業都市として、そして大学等のキャンパスタウンとして発展してきました。本物件は、JR東海道本線「南草津」駅から約3km、及び各大学キャンパスから近く、安定した需要が期待できる南東向き主体の学生マンションです。本物件は、コープ総合リビング株式会社への一括賃貸物件で、賃料保証型の賃貸借に供されています。				
所在地	(住所) 滋賀県草津市笠山五丁目3番27号		(地番) 滋賀県草津市笠山五丁目字笹ノ口480番他1筆		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	7,616.46㎡		用途	共同住宅
	用途地域	工業地域		構造・階数	RC、11F/B2F
	容積率/建ぺい率	200%/60%		延床面積	15,176.45㎡
受託者	みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	13,452.80㎡	
信託期間満了日	平成25年6月30日		賃貸可能戸数	540戸	
取得価格(百万円)	3,830		建築年月日	平成11年2月4日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープROPERTY		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	該当事項はありません。				

物件番号： R-10 物件名称： ニューシティレジデンス本町イースト		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	大阪地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町」駅から徒歩約3分の距離に位置する主要開口部が南向き・北向きのシングルタイプを中心とするマンションです。最寄駅「堺筋本町」駅から大阪市営中央線で「本町」駅まで約1分、「本町」駅から大阪市営御堂筋線で「梅田」駅まで約5分と大阪の中心地への接近性も良好であることから、利便性を志向する単身者に人気が高く賃貸需要は旺盛な地域です。				
所在地	(住所) 大阪府大阪市中央区久太郎町一丁目3番7号		(地番) 大阪府大阪市中央区久太郎町一丁目54番		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	639.45㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、15F
	容積率/建ぺい率	600%/80%		延床面積	4,402.21㎡
受託者	みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	3,471.39㎡	
信託期間満了日	平成25年12月31日		賃貸可能戸数	117戸	
取得価格(百万円)	1,740		建築年月日	平成17年2月22日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープROPERTY		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。				

物件番号： R-11 物件名称：ニューシティレジデンス新梅田		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	阪急各線「中津」駅から南西方約480m（徒歩6分）の距離に位置する主要開口部が西向き・南向きのシングルタイプを中心とする物件です。隣接する梅田地区には、大規模商業施設やホテル、文化・娯楽施設が集積しさらに縦横に地下街が形成される等、西日本最大の商業地域が形成されています。都心接近性に加え生活利便性の高い地域であることから単身者やファミリー層に人気が高く、賃貸需要は旺盛な地域といえます。				
所在地	(住所) 大阪府大阪市北区中津六丁目8番21号		(地番) 大阪府大阪市北区中津六丁目11番7		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	1,149.22㎡		用途	共同住宅
	用途地域	準工業地域		構造・階数	RC、11F
	容積率/建ぺい率	300%/60%		延床面積	3,642.57㎡
受託者	みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	3,279.90㎡	
信託期間満了日	平成25年12月31日		賃貸可能戸数	108戸	
取得価格（百万円）	1,640		建築年月日	平成17年2月14日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	該当事項はありません。				

物件番号： R-13 物件名称：ニューシティレジデンス阿倍野		特定資産の種類		不動産	
物件特性	大阪市営地下鉄谷町線「阿倍野」駅から徒歩約2分の距離に位置するファミリータイプを中心とするマンションです。本物件の存する地域は、大阪市南部の商業・交通の中心的位置にある「天王寺ターミナル」に近接し、上記の地下鉄谷町線「阿倍野」駅のほかJ R大阪環状線・阪和線「天王寺」駅、大阪市営地下鉄御堂筋線「天王寺」駅及び近鉄南大阪線「大阪阿倍野橋」駅がそれぞれ徒歩4分程度で利用可能であるため、交通利便性が高いエリアです。				
所在地	(住所) 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋二丁目4番37号		(地番) 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋二丁目34番5		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	2,174.13㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	SRC、15F
	容積率/建ぺい率 (用途地域指定)	800%/80% 400%/80%		延床面積	11,579.44㎡
受託者	なし		賃貸可能面積	10,832.11㎡	
信託期間満了日	なし		賃貸可能戸数	153戸	
取得価格（百万円）	5,400		建築年月日	平成18年1月17日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。 2. 不動産にかかる土地の容積率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、556.30%となります（数値は建物エンジニアリング・レポートによります。）。 3. 不動産にかかる土地には、私道部分（約108㎡）が含まれており、東側道路の一部となっています。 4. 不動産にかかる土地の一部隣接地の建物からの排水管があり、排水枡に接続されています。 5. 不動産にかかる土地の一部には、周辺自治会及び近隣住民との申し合わせにより通路が2箇所（合計約90㎡）設置されています。 				

物件番号：R-14 物件名称：ニューシティレジデンス大手通		特定資産の種類		不動産	
物件特性	大阪府営地下鉄堺筋線「北浜」駅から徒歩約9分の距離に位置するシングルタイプのマンションです。本物件の存する地域は、スーパーマーケット、飲食店、各種金融機関の支店等が存しており、日常の生活利便性が良好であり、鉄道交通の面では、上記の地下鉄堺筋線「北浜」駅のほか同線「堺筋本町」駅、大阪府営地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅、「天満橋」駅が本物件からほぼ同距離で利用可能であるため、交通利便性が高いエリアです。				
所在地	(住所) 大阪府大阪市中央区大手通二丁目4番15号		(地番) 大阪府大阪市中央区大手通二丁目39番1		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	139.33㎡		用途	共同住宅・店舗
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、11F
	容積率/建ぺい率	800%/80%		延床面積	938.03㎡
受託者	なし		賃貸可能面積	860.48㎡	
信託期間満了日	なし		賃貸可能戸数	31戸	
取得価格(百万円)	382		建築年月日	平成18年1月17日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。				

物件番号：R-15 物件名称：ニューシティレジデンス栄		特定資産の種類		不動産	
物件特性	名古屋府営地下鉄東山線・名城線「栄」駅から徒歩約4分の距離に位置します。周辺には百貨店等の商業施設やオフィスビルが集積し、区役所や芸術文化センターにも近接しております。				
所在地	(住所) 愛知県名古屋市中区栄四丁目16番10号		(地番) 愛知県名古屋市中区栄四丁目1610番		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	497.65㎡		用途	共同住宅・店舗
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、13F
	容積率/建ぺい率	600%/80%		延床面積	3,040.01㎡
受託者	なし		賃貸可能面積	2,836.00㎡	
信託期間満了日	なし		賃貸可能戸数	73戸	
取得価格(百万円)	1,361		建築年月日	平成19年2月19日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。				

物件番号： R-16 物件名称： ニューシティレジデンス日本橋高津		特定資産の種類		不動産	
物件特性	大阪市営地下鉄堺筋線「日本橋」駅から徒歩3分の距離に位置します。本物件の所在する商業地域には、低層階を店舗・事務所として利用する中高層のマンションや店舗、オフィスビル等が建ち並び、周辺には「国立文楽劇場」等の文化施設が見受けられます。最寄駅の「日本橋」駅からは「なんば」駅まで1駅で約2分、「新大阪」駅までは約20分程度です。				
所在地	(住所) 大阪府大阪市中央区高津二丁目4番6号		(地番) 大阪府大阪市中央区高津二丁目19番8		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	1,413.07㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC14F/B1F
	容積率/建ぺい率	800%/80%		延床面積	13,340.10㎡
受託者		なし	賃貸可能面積	9,334.47㎡	
信託期間満了日		なし	賃貸可能戸数	262戸	
取得価格(百万円)		4,780	建築年月日	平成18年1月31日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。				

物件番号： R-17 物件名称： ニューシティレジデンス円山裏参道		特定資産の種類		不動産	
物件特性	札幌市営地下鉄東西線「西18丁目」駅から徒歩約6分の距離に位置する1LDKと2LDKタイプを中心とした地上10階建のマンションです。円山公園に至る「裏参道」とよばれる南1条通に面しており、周辺には大学病院や円山公園等も所在する生活利便性に優れた立地です。				
所在地	(住所) 北海道札幌市中央区 南二条西二十一丁目1番47号		(地番) 北海道札幌市中央区南二条西二十一丁目55番1		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	532.43㎡		用途	共同住宅
	用途地域	近隣商業地域		構造・階数	RC、10F
	容積率/建ぺい率	300%/80%		延床面積	1,891.08㎡
受託者		なし	賃貸可能面積	1,522.89㎡	
信託期間満了日		なし	賃貸可能戸数	36戸	
取得価格(百万円)		486	建築年月日	平成19年8月15日	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	該当事項はありません。				

物件番号： R-18 物件名称：ニューシティレジデンス円山表参道		特定資産の種類		不動産	
物件特性		札幌市営地下鉄東西線「西18丁目」駅から徒歩約7分の距離に位置する1LDKと2LDKタイプを中心とした地上14階建のマンションです。北海道神宮の表参道にあたる主要道路「宮の沢 北1条線」に面しており、周辺には大学病院や円山公園、北海道立近代美術館等も所在する生活利便性に優れた立地です。「西18丁目」駅から札幌市中心部の「大通」駅へは札幌市営地下鉄東西線で約4分と交通利便性にも優れており、利便性と良好な住環境を求める少人数世帯を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。			
所在地		(住所) 北海道札幌市中央区 北一条西二十一丁目2番1号		(地番) 北海道札幌市中央区北一条西二十一丁目46番29	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	1,583.12㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、14F
	容積率/建ぺい率	400%/80%		延床面積	7,783.57㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	6,100.31㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	146戸
取得価格(百万円)		2,045		建築年月日	平成20年2月12日
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項		不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、角地指定による緩和により建ぺい率は90%となっています。			

物件番号： R-19 物件名称：ニューシティレジデンス博多駅東		特定資産の種類		不動産	
物件特性		1K～1DKタイプを中心とする地上10階建のマンションです。交通機関としては福岡市営地下鉄空港線「東比恵」駅から徒歩約3分の距離に位置し、「福岡空港」へ福岡市営地下鉄空港線で1駅、約3分、「天神」駅へは3駅、約8分と交通利便性に優れています。周辺環境としては、本物件の北東側には御笠川、南西側には比恵公園が位置し、住環境が良好です。したがって、交通利便性や住環境を重視する単身赴任者や、単身者層に底堅い賃貸需要が期待できます。			
所在地		(住所) 福岡県福岡市博多区比恵町5番31号		(地番) 福岡県福岡市博多区比恵町134番	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	734.75㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、10F
	容積率/建ぺい率	400%/80%		延床面積	3,471.66㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	3,061.60㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	115戸
取得価格(百万円)		1,230		建築年月日	平成19年11月6日
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：R-20		物件名称：ニューシティレジデンス心斎橋イーストタワー		特定資産の種類	不動産
物件特性	大阪市営地下堺筋線「長堀橋」駅から徒歩約2分の距離に位置する1LDKから4LDKのマンションです。周辺は、商業地内にマンション・事務所ビル等が立地する住商混在の地域です。関西有数の繁華街である商店街まで、徒歩約15分の距離にあり、生活利便性に優れた立地であることから、都心接近性、生活利便性を求めるディンクス・ファミリー層を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。				
所在地	(住所) 大阪府大阪市中央区島之内一丁目15番25号		(地番) 大阪府大阪市中央区島之内一丁目19番10		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	1,477.65㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、28F
	容積率/建ぺい率	400%/80%		延床面積	12,018.55㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	8,747.40㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	133戸
取得価格(百万円)		4,693		建築年月日	平成19年1月5日
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社
特記事項	<p>1. 不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</p> <p>2. 不動産にかかる土地の容積率は本来400%ですが、大阪市総合設計制度に基づく特例により、容積率は675.93%となっています。</p>				

物件番号：R-21		物件名称：ニューシティレジデンス三宮		特定資産の種類	不動産
物件特性	神戸新交通ポートアイランド線「貿易センター」駅から徒歩約1分の距離に位置する地上15階建のシングルタイプのマンションです。地下鉄海岸線「三宮・花時計前」駅、JR東海道本線「三ノ宮」駅、阪神本線「三宮」駅、阪急神戸線「三宮」駅、地下鉄西神・山手線「三宮」駅のいずれからも徒歩圏内であり、交通利便性に優れています。また、周辺には百貨店等の商業施設、市役所・合同庁舎等の公共公益施設、磯上公園等も所在する生活利便性にも優れた立地であり、都心接近性及び利便性を指向する单身者を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。				
所在地	(住所) 兵庫県神戸市中央区磯辺通三丁目2番31号		(地番) 兵庫県神戸市中央区磯辺通三丁目308番		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	473.22㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、15F
	容積率/建ぺい率	700%/80%		延床面積	3,371.98㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	3,071.60㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	112戸
取得価格(百万円)		1,485		建築年月日	平成19年1月31日
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社
特記事項	不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。				

物件番号： R-22 物件名称：ニューシティレジデンス勾当台公園		特定資産の種類		不動産	
物件特性	仙台市営地下鉄南北線「勾当台公園」駅から徒歩約5分の距離に位置する1Kと1LDKタイプの地上11階建のマンションです。最寄駅である「勾当台公園」駅からJR東北新幹線「仙台」駅まで約5分と交通利便性に優れています。周辺には市役所・県庁が所在し生活利便性に優れた立地であることから、職住接近性、生活利便性を求める独身者、ディンクス等を中心とした通勤者等の底堅い賃貸需要が期待できます。				
所在地	(住所) 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目10番24号		(地番) 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目10番12		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	380.16㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、11F/B1F
	容積率/建ぺい率	500%/80%		延床面積	2,017.22㎡
受託者	なし			賃貸可能面積	1,684.10㎡
信託期間満了日	なし			賃貸可能戸数	50戸
取得価格(百万円)	655			建築年月日	平成19年2月26日
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。				

物件番号： R-23 物件名称：ニューシティレジデンス一番町		特定資産の種類		不動産	
物件特性	仙台市営地下鉄南北線「仙台」駅から徒歩約9分、JR東北新幹線「仙台駅」から徒歩約13分の距離に位置する1Kと1DK+S及び1LDKタイプの地上10階建のWest棟と地上9階建のEast棟の2棟からなるマンションです。本物件の周辺には仙台市の中心商業施設であるアーケード商店街、百貨店等が集積するとともに、大学ほか専門学校等の教育施設が所在する生活利便性に優れた立地であることから、生活利便性を求める単身者、ディンクス等を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。				
所在地	(住所) 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目6番27号、30号		(地番) 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目6番26他1筆		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	772.50㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	A棟/RC、10F B棟/RC、9F
	容積率/建ぺい率	500%(注1)/80%		延床面積	3,091.03㎡
受託者	なし			賃貸可能面積	2,800.32㎡
信託期間満了日	なし			賃貸可能戸数	68戸
取得価格(百万円)	965			建築年月日	平成19年6月1日
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。				

(注1) 上記の容積率は都市計画上のものであり、East棟については、建築基準法による容積率は360%です。

物件番号： R-24 物件名称：ニューシティレジデンス大町		特定資産の種類		不動産	
物件特性		仙台市営地下鉄南北線「広瀬通」駅から徒歩約13分の距離に位置する1Rと1Kタイプの地上13階建のマンションです。本物件の周辺には仙台の中心商業施設であるアーケード商店街があります。生活利便性に優れた立地であることから、生活利便性を求める単身者を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。			
所在地		(住所) 宮城県仙台市青葉区大町二丁目5番8号		(地番) 宮城県仙台市青葉区大町二丁目5番8	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	452.95㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、13F
	容積率/建ぺい率	500%/80%		延床面積	2,717.13㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	2,149.08㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	72戸
取得価格(百万円)		842		建築年月日	平成19年6月21日
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。				

物件番号： R-25 物件名称：ニューシティレジデンス上町台		特定資産の種類		不動産	
物件特性		大阪市唯一の高台である「上町台地」と呼ばれる地区に所在している地上15階建のファミリータイプのマンションです。大阪市営地下鉄谷町線・大阪市営地下鉄長堀鶴見緑地線「谷町六丁目」駅から徒歩約9分、大阪市営地下鉄谷町線・大阪市営地下鉄千日前線「谷町九丁目駅」から徒歩約10分及び近鉄奈良線「上本町」駅からそれぞれ徒歩約8分の距離に位置します。「谷町六丁目」駅から大阪キタ地区の中心部である「東梅田」駅へは大阪市営地下鉄谷町線で乗車時間約8分、大阪ミナミ地区の中心部である「なんば」駅へは「谷町九丁目」駅から大阪市営地下鉄千日前線で乗車時間約5分で至り、交通利便性は良好です。また、周辺には、多くの寺社が存しているほか、公園・病院等の公共公益施設も存し、大阪中心部に接近しておりながら緑豊かな環境が整っていることから、都会接近性及び生活利便性を重視するファミリー層を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。			
所在地		(住所) 大阪府大阪市中央区 上本町西四丁目1番12号		(地番) 大阪府大阪市中央区上本町西四丁目623番2	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	1,154.91㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、15F/B1F
	容積率/建ぺい率	600%/80%、400%/80%		延床面積	6,446.82㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	5,415.39㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	69戸
取得価格(百万円)		3,214		建築年月日	平成19年1月18日
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。 2. 不動産にかかる土地の容積率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、490.28%となります(数値は建物エンジニアリング・レポートによります。) 				

物件番号：R-26 物件名称：ニューシティレジデンス肥後橋タワー		特定資産の種類		不動産	
物件特性		<p>大阪市営地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅から徒歩約2分、大阪市営地下鉄御堂筋線「淀屋橋」駅から徒歩約8分の距離に位置する、1K及び1LDKの地下1階付地上21階建のマンションです。また、大阪のビジネス・行政の中心である中之島及び淀屋橋の至近の立地で希少性が高いことに加え、周辺には百貨店や大阪市役所、病院等の公共公益施設が所在する生活利便性に優れた立地であることから、職住近接性、生活利便性を求める単身者やディンクス等を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。</p>			
所在地		(住所) 大阪府大阪市西区土佐堀一丁目2番24号		(地番) 大阪府大阪市西区土佐堀一丁目15番3他3筆	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	1,025.30㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、21F/B1F
	容積率/建ぺい率	800%/80%		延床面積	8,483.79㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	6,230.20㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	194戸
取得価格(百万円)		4,200		建築年月日	平成19年3月14日
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	<p>1. 不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</p> <p>2. 不動産に土地の容積率は本来800%ですが、前面道路幅員による制限により651.60%となっています。</p>				

二. 鑑定評価書の概要

本投資法人は、保有する各不動産又は各信託不動産毎に、原則として株式会社谷澤総合鑑定所、株式会社中央不動産鑑定所、大和不動産鑑定株式会社又は財団法人日本不動産研究所から鑑定評価書を取得しています。

以下は、本投資法人が、第10期末に保有している不動産又は信託不動産に関して取得している不動産鑑定評価書の概要です。

< 鑑定評価書の概要 >

物件番号	名称(注1)	取得価格(注2)	概要									鑑定会社(注6)
			鑑定評価額及び査定額(百万円)	出来上り利回り(注3)	収益還元法					原価法	価格時点	
					直接還元価格(百万円)(注4)	直接還元利回り(注5)	DCF価格(百万円)(注4)	割引率(注5)	最終還元利回り(注5)			
C-1	NCR南青山	3,783	2,660	5.5%	2,675	5.5%	2,653	5.3%	5.9%	2,039	平成22年2月28日	T
C-2	NCR西麻布ツインタワー	3,315	2,352	5.4%	2,404	5.3%	2,329	5.5%	5.6%	1,921	平成22年2月28日	T
C-3	NCR西麻布	3,143	2,143	5.4%	2,192	5.3%	2,122	5.5%	5.6%	2,486	平成22年2月28日	T
C-4	NCRお茶の水	2,300	1,770	5.4%	1,780	5.4%	1,750	5.2%	5.6%	1,590	平成22年2月28日	F
C-5	NCR参宮橋	1,734	1,393	5.5%	1,434	5.3%	1,375	5.5%	5.6%	1,747	平成22年2月28日	T
C-8	NCR日本橋イースト	1,622	1,279	5.5%	1,289	5.5%	1,275	5.5%	5.8%	767	平成22年2月28日	T
C-9	NCR日本橋ウエスト	1,480	1,138	5.5%	1,151	5.4%	1,132	5.5%	5.7%	735	平成22年2月28日	T
C-10	NCR銀座ツインⅠ	1,133	932	5.5%	943	5.4%	927	5.5%	5.7%	586	平成22年2月28日	T
C-11	NCR銀座ツインⅡ	968	825	5.5%	835	5.4%	821	5.5%	5.7%	493	平成22年2月28日	T
C-12	NCR原宿	1,220	887	5.3%	897	5.2%	876	5.0%	5.4%	914	平成22年2月28日	F
C-14	NCR代々木上原	765	608	5.3%	613	5.3%	602	5.1%	5.5%	631	平成22年2月28日	F
C-15	NCR千駄ヶ谷	695	555	5.2%	560	5.2%	549	5.0%	5.4%	573	平成22年2月28日	F
C-16	NCR新宿7丁目	626	464	5.8%	469	5.7%	459	5.5%	5.9%	530	平成22年2月28日	F
C-17	NCR市谷左内町	577	424	5.4%	428	5.4%	419	5.2%	5.6%	438	平成22年2月28日	F
C-18	NCR日本橋人形町Ⅰ	1,230	947	5.5%	957	5.4%	937	5.2%	5.6%	804	平成22年2月28日	F
C-19	NCR日本橋人形町Ⅱ	1,290	1,070	5.5%	1,080	5.4%	1,060	5.2%	5.6%	842	平成22年2月28日	F
C-20	NCR新御茶ノ水	1,160	914	5.5%	924	5.4%	904	5.2%	5.6%	879	平成22年2月28日	F
C-22	NCR日本橋人形町Ⅲ	1,662	1,370	5.4%	1,380	5.4%	1,350	5.2%	5.6%	1,150	平成22年2月28日	F
C-23	NCR神保町Ⅱ	1,470	1,160	5.4%	1,170	5.4%	1,150	5.2%	5.6%	1,070	平成22年2月28日	F
C-24	NCR銀座イーストⅢ	841	675	5.6%	682	5.5%	667	5.2%	5.8%	582	平成22年2月28日	F
C-25	NCR新宿御苑Ⅰ	3,140	2,720	5.5%	2,810	5.3%	2,682	5.4%	5.6%	2,033	平成22年2月28日	T
C-27	NCR高輪台	1,180	860	5.3%	867	5.3%	852	5.1%	5.5%	833	平成22年2月28日	F
C-28	NCR日本橋人形町Ⅳ	842	666	5.7%	678	5.6%	661	5.4%	5.8%	494	平成22年2月28日	D
C-29	NCR新宿御苑Ⅱ	580	486	5.4%	498	5.3%	481	5.4%	5.6%	356	平成22年2月28日	T
C-30	NCR銀座イーストⅣ	510	400	5.6%	402	5.6%	399	5.4%	5.8%	326	平成22年2月28日	D
C-31	NCR高輪台Ⅱ	1,530	1,190	5.4%	1,200	5.3%	1,180	5.1%	5.5%	1,150	平成22年2月28日	F
C-32	NCR南麻布	840	642	5.3%	650	5.2%	634	5.0%	5.4%	640	平成22年2月28日	F
C-34	NCR銀座	4,000	2,880	5.3%	2,930	5.2%	2,860	5.3%	5.5%	2,320	平成22年2月28日	T
C-35	NCR日本橋水天宮	3,332	2,707	5.6%	2,734	5.5%	2,696	5.5%	5.8%	1,862	平成22年2月28日	T
C-36	NCR高輪	10,995	7,430	5.6%	7,670	5.4%	7,330	5.7%	5.7%	7,690	平成22年2月28日	T

物件番号	名称(注1)	取得価格(注2)	概要										鑑定会社(注6)
			鑑定評価額及び査定額(百万円)	出来上り利回り(注3)	収益還元法					原価法	価格時点		
					直接還元価格(百万円)(注4)	直接還元利回り(注5)	DCF価格(百万円)(注4)	割引率(注5)	最終還元利回り(注5)			積算価格(百万円)(注4)	
C-37	NCR東日本橋	4,930	3,520	5.5%	3,600	5.4%	3,520	5.1%	5.9%	3,300	平成22年2月28日	C	
C-38	カテリーナ三田タワースイート(NCR)	16,200	10,400	5.4%	10,500	5.4%	10,400	5.1%	5.9%	8,200	平成22年2月28日	C	
C-39	NCR新宿	3,597	2,950	5.4%	3,000	5.3%	2,930	5.4%	5.6%	2,490	平成22年2月28日	T	
C-40	NCR目黒	1,050	844	5.4%	851	5.4%	836	5.2%	5.6%	822	平成22年2月28日	F	
C-41	NCR大塚	1,290	1,040	5.6%	1,040	5.6%	1,030	5.4%	5.8%	859	平成22年2月28日	F	
C-42	NCR自由が丘	1,470	1,200	5.4%	1,210	5.3%	1,180	5.1%	5.5%	1,170	平成22年2月28日	F	
C-43	NCR目白イースト	1,080	988	5.6%	1,030	5.4%	988	5.1%	5.9%	594	平成22年2月28日	C	
C-44	NCR池袋	3,227	2,570	5.5%	2,600	5.4%	2,550	5.2%	5.6%	1,830	平成22年2月28日	D	
C-45	NCR要町	1,360	1,140	5.5%	1,160	5.4%	1,130	5.6%	5.7%	698	平成22年2月28日	T	
C-46	NCR品川シーサイドタワー	9,350	7,380	5.5%	7,460	5.4%	7,350	5.4%	5.7%	6,380	平成22年2月28日	T	
C-47	NCR八雲	1,160	857	5.5%	885	5.3%	845	5.5%	5.6%	888	平成22年2月28日	T	
C-50	NCR戸越駅前	2,050	1,560	5.5%	1,570	5.5%	1,540	5.3%	5.7%	1,490	平成22年2月28日	F	
M-2	NCR等々力	1,850	1,210	5.7%	1,210	5.7%	1,200	5.5%	5.9%	1,170	平成22年2月28日	F	
M-3	NCR本所吾妻橋	1,122	996	5.7%	1,006	5.6%	992	5.6%	5.9%	730	平成22年2月28日	T	
M-4	NCR北沢	1,070	742	5.4%	748	5.4%	735	5.2%	5.6%	824	平成22年2月28日	F	
M-8	NCR門前仲町	524	503	5.9%	509	5.8%	501	5.8%	6.1%	272	平成22年2月28日	T	
M-9	NCR田園調布	511	425	5.9%	429	5.8%	421	5.6%	6.0%	602	平成22年2月28日	F	
M-10	NCR根岸	356	249	6.0%	252	5.9%	245	5.7%	6.1%	237	平成22年2月28日	F	
M-11	NCR上池台	238	198	6.0%	199	6.0%	196	5.6%	6.2%	173	平成22年2月28日	F	
M-13	NCR森下	985	832	5.5%	839	5.5%	825	5.3%	5.7%	737	平成22年2月28日	F	
M-14	NCR若林公園	970	776	5.6%	784	5.5%	772	5.3%	5.7%	804	平成22年2月28日	D	
M-15	NCR浅草橋	870	792	5.8%	805	5.7%	792	5.4%	6.2%	543	平成22年2月28日	C	
M-19	NCR入谷	675	546	6.1%	568	5.9%	546	5.6%	6.4%	444	平成22年2月28日	C	
M-22	NCR上野タワー	2,990	2,641	5.5%	2,690	5.4%	2,620	5.5%	5.7%	1,631	平成22年2月28日	T	
M-25	NCR森下ウエスト	810	686	5.5%	689	5.5%	685	5.6%	5.8%	485	平成22年2月28日	T	
M-27	NCR三ノ輪	1,720	1,430	5.6%	1,450	5.5%	1,420	5.6%	5.8%	960	平成22年2月28日	T	
M-28	NCR自由が丘ウエスト	720	533	5.5%	542	5.4%	529	5.5%	5.7%	609	平成22年2月28日	T	
M-29	NCR中野	1,250	1,060	5.4%	1,070	5.4%	1,050	5.2%	5.6%	974	平成22年2月28日	F	
M-30	NCR用賀	1,305	923	5.6%	937	5.5%	917	5.7%	5.8%	978	平成22年2月28日	T	
M-31	NCR住吉	1,170	948	6.0%	961	5.9%	942	6.0%	6.2%	688	平成22年2月28日	T	
M-33	NCR門前仲町イースト	2,965	2,160	5.4%	2,180	5.4%	2,140	5.2%	5.6%	1,890	平成22年2月28日	F	
M-35	NCR押上	1,267	1,100	5.5%	1,090	5.6%	1,100	5.7%	5.9%	784	平成22年2月28日	T	
M-36	NCR蔵前	1,628	1,260	5.6%	1,280	5.5%	1,250	5.6%	5.8%	850	平成22年2月28日	T	
G-2	NCR船橋本町	1,083	704	6.2%	711	6.1%	701	6.3%	6.4%	358	平成22年2月28日	T	
G-3	SH元住吉	1,058	897	5.9%	900	5.9%	895	5.8%	6.2%	973	平成22年2月28日	T	
G-4	NCR豊田	1,053	864	6.9%	874	6.8%	859	6.9%	7.1%	754	平成22年2月28日	T	
G-5	NCR西船橋	997	783	6.6%	789	6.5%	777	6.3%	6.7%	650	平成22年2月28日	F	
G-6	NCR舞浜	844	670	6.1%	683	6.0%	664	6.0%	6.3%	427	平成22年2月28日	T	
G-7	NCR市川妙典	769	671	5.7%	642	6.0%	683	6.2%	6.4%	407	平成22年2月28日	T	

物件番号	名称(注1)	取得 価格 (注2)	概要									価格時点	鑑定 会社 (注6)
			鑑定 評価額 及び 査定額 (百万円)	出来 上り 利回り (注3)	収益還元法					原価法			
					直接 還元価格 (百万円) (注4)	直接 還元 利回り (注5)	DCF 価格 (百万円) (注4)	割引率 (注5)	最終 還元 利回り (注5)		積算 価格 (百万円) (注4)		
G-8	NCR久米川	715	480	6.6%	484	6.5%	476	6.3%	6.7%	527	平成22年2月28日	F	
G-9	NCR浦安	653	592	5.8%	573	6.0%	600	6.0%	6.4%	366	平成22年2月28日	T	
G-10	NCR南行徳 I	648	543	6.1%	549	6.0%	540	6.0%	6.3%	355	平成22年2月28日	T	
G-11	NCR南行徳 II	447	385	6.0%	388	6.0%	383	6.0%	6.3%	251	平成22年2月28日	T	
G-12	NCR野毛山	469	325	6.1%	327	6.1%	322	5.9%	6.3%	311	平成22年2月28日	F	
G-13	NCR南林間	456	363	6.4%	365	6.4%	361	6.2%	6.6%	347	平成22年2月28日	F	
G-14	NCR湘南	445	308	6.6%	311	6.5%	304	6.3%	6.7%	335	平成22年2月28日	F	
G-15	LM淵野辺本町	222	137	7.0%	137	7.0%	136	6.8%	7.2%	148	平成22年2月28日	F	
G-16	LM東青梅第三	175	78	7.3%	78	7.3%	78	7.1%	7.5%	102	平成22年2月28日	F	
G-17	P T市川	620	461	6.4%	462	6.4%	459	6.2%	6.6%	445	平成22年2月28日	F	
G-18	P T塩焼	310	159	6.5%	160	6.5%	158	6.3%	6.7%	181	平成22年2月28日	F	
G-19	P T堀江	193	120	7.0%	121	7.0%	119	6.8%	7.2%	113	平成22年2月28日	F	
R-1	NCR大通公園	726	490	6.4%	485	6.5%	492	6.3%	6.8%	661	平成22年2月28日	T	
R-2	五色山ハイツ	720	489	7.2%	490	7.2%	488	7.0%	7.4%	483	平成22年2月28日	F	
R-3	NCR西公園	379	337	6.3%	339	6.3%	336	6.4%	6.6%	366	平成22年2月28日	T	
R-4	NCR西大濠	258	226	6.3%	230	6.2%	224	6.4%	6.5%	314	平成22年2月28日	T	
R-5	NCR加古川	274	240	8.2%	240	8.2%	240	8.3%	8.5%	562	平成22年2月28日	T	
R-6	LM前橋西片貝	202	92	7.6%	92	7.6%	92	7.4%	7.8%	93	平成22年2月28日	F	
R-7	アブリーレ垂水	1,710	1,340	6.8%	1,350	6.8%	1,330	6.6%	7.0%	1,460	平成22年2月28日	F	
R-9	クレスト草津	3,830	3,004	7.5%	2,914	7.7%	3,042	7.8%	8.0%	2,128	平成22年2月28日	T	
R-10	NCR本町イースト	1,740	1,490	6.2%	1,506	6.1%	1,483	6.2%	6.4%	1,099	平成22年2月28日	T	
R-11	NCR新梅田	1,640	1,376	6.3%	1,389	6.2%	1,370	6.3%	6.5%	1,042	平成22年2月28日	T	
R-13	NCR阿倍野	5,400	4,368	6.1%	4,388	6.1%	4,360	6.2%	6.4%	3,829	平成22年2月28日	T	
R-14	NCR大手通	382	300	6.2%	302	6.2%	299	6.3%	6.5%	277	平成22年2月28日	T	
R-15	NCR栄	1,361	1,010	6.2%	1,040	6.0%	1,010	5.7%	6.5%	1,100	平成22年2月28日	C	
R-16	NCR日本橋高津	4,780	3,570	6.2%	3,590	6.2%	3,560	6.3%	6.5%	2,980	平成22年2月28日	T	
R-17	NCR円山裏参道	486	411	6.2%	405	6.3%	414	6.3%	6.6%	397	平成22年2月28日	T	
R-18	NCR円山表参道	2,045	1,740	6.2%	1,720	6.3%	1,750	6.3%	6.6%	1,580	平成22年2月28日	T	
R-19	NCR博多駅東	1,230	960	6.2%	965	6.2%	958	6.4%	6.5%	790	平成22年2月28日	T	
R-20	NCR心齋橋イースト タワー	4,693	3,400	6.0%	3,450	5.9%	3,400	5.6%	6.4%	2,890	平成22年2月28日	C	
R-21	NCR三宮	1,485	1,230	6.5%	1,240	6.4%	1,230	6.2%	6.6%	913	平成22年2月28日	D	
R-22	NCR勾当台公園	655	481	6.5%	478	6.5%	482	6.5%	6.7%	540	平成22年2月28日	D	
R-23	NCR一番町	965	783	6.5%	785	6.5%	782	6.5%	6.7%	926	平成22年2月28日	D	
R-24	NCR大町	842	656	6.5%	655	6.5%	656	6.5%	6.7%	642	平成22年2月28日	D	
R-25	NCR上町台	3,214	2,190	6.0%	2,190	6.0%	2,190	5.8%	6.2%	1,930	平成22年2月28日	D	
R-26	NCR肥後橋タワー	4,200	2,670	6.1%	2,740	5.9%	2,670	5.6%	6.4%	2,170	平成22年2月28日	C	

(注1) 「名称」欄に記載されている「NCR」は、ニューシティレジデンスを、「LM」は、ライオンズマンションを、「SH」は、ゾンネンハイムを、「PT」は、パークテラスをそれぞれ表します。

(注2) 「取得価格」欄の金額は百万円未満を四捨五入しています。

(注3) 「出来上り利回り」欄には、各不動産又は各信託不動産に帰属する純利益(直接還元法NCF)を鑑定評価額で除した利回りを記載し

ており、小数点第2位を四捨五入しています。

(注4) 金額は百万円未満を四捨五入しています。

(注5) 「直接還元利回り」、「割引率」及び「最終還元利回り」については、小数点第2位を四捨五入しています。

(注6) 「鑑定会社」欄に記載されている「C」は株式会社中央不動産鑑定所、「D」は大和不動産鑑定株式会社、「T」は株式会社谷澤総合鑑定所、「F」は財団法人日本不動産研究所をそれぞれ表します。これらの鑑定会社と本投資法人との間に、利害関係はありません。

ホ. 建物エンジニアリング・レポートの概要

本投資法人は、保有する各不動産又は各信託不動産毎に、建物検査、建物評価、関連法規の遵守、修繕費評価及び環境アセスメント等に関する建物エンジニアリング・レポート(注1)をボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社、株式会社インデックス・コンサルティング又は株式会社竹中工務店から取得しています。また、応用アール・エム・エス株式会社から地震リスク分析報告書を取得しています(注2)

(注1) 建物劣化診断調査、短期・長期修繕計画の策定、建築基準法の法令遵守状況調査、建物有害物質含有調査、土壌環境調査等の建物状況評価について専門家が作成したレポートをいいます。建物エンジニアリング・レポートの記載は報告者の意見を示したものとどまり、本投資法人がその内容の正確さを保証するものではありません。

(注2) 地震リスク分析報告書の記載は報告者の意見を示したものとどまり、本投資法人がその内容の正確さを保証するものではありません。

物件 番号	名称（注1）	修繕費（千円）（注2）			建物再調 達価格 （百万円） （注2）	予想 損失率 （注3）	調査時点	調査会社
		緊急	1年 以内	取得後 12年間				
C-1	NCR南青山	0	0	18,471	787	5.3%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-2	NCR西麻布ツインタワー	0	0	17,767	714	5.0%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-3	NCR西麻布	0	0	17,550	736	2.8%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-4	NCRお茶の水	0	0	9,811	586	13.5%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-5	NCR参宮橋	0	0	39,141	440	6.5%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-8	NCR日本橋イースト	0	5,697	61,396	496	14.1%	平成20年7月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-9	NCR日本橋ウエスト	0	0	12,815	470	13.8%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-10	NCR銀座ツイン I	0	0	9,674	387	8.8%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-11	NCR銀座ツイン II	0	0	15,306	338	6.8%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-12	NCR原宿	0	0	16,043	302	12.3%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-14	NCR代々木上原	0	0	15,898	198	13.8%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-15	NCR千駄ヶ谷	0	0	20,040	173	7.8%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-16	NCR新宿7丁目	0	0	34,560	235	5.3%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-17	NCR市谷左内町	0	0	13,954	181	5.6%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-18	NCR日本橋人形町 I	0	0	9,806	441	5.2%	平成17年1月	株式会社インデックス コンサルティング
C-19	NCR日本橋人形町 II	0	0	10,195	453	6.2%	平成17年1月	株式会社インデックス コンサルティング
C-20	NCR新御茶ノ水	0	0	8,968	366	7.3%	平成17年1月	株式会社インデックス コンサルティング
C-22	NCR日本橋人形町 III	0	0	11,360	539	9.8%	平成17年1月	株式会社インデックス コンサルティング
C-23	NCR神保町 II	0	0	13,690	383	10.0%	平成17年6月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-24	NCR銀座イースト III	0	0	14,070	307	11.1%	平成17年6月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-25	NCR新宿御苑 I	0	0	21,864	998	4.6%	平成17年5月	株式会社インデックス コンサルティング
C-27	NCR高輪台	0	0	10,807	307	9.7%	平成17年6月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-28	NCR日本橋人形町 IV	150	0	13,062	299	8.9%	平成17年6月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-29	NCR新宿御苑 II	0	0	4,920	198	6.3%	平成17年5月	株式会社インデックス コンサルティング
C-30	NCR銀座イースト IV	0	0	3,890	184	11.3%	平成17年6月	株式会社インデックス コンサルティング
C-31	NCR高輪台 II	0	0	14,430	384	10.7%	平成17年6月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-32	NCR南麻布	0	0	9,830	200	7.2%	平成17年6月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-34	NCR銀座	0	0	23,255	1,051	2.8%	平成17年11月	株式会社インデックス コンサルティング
C-35	NCR日本橋水天宮	0	0	22,863	1,122	7.8%	平成17年10月	株式会社インデックス コンサルティング
C-36	NCR高輪	0	0	58,760	2,705	5.3%	平成17年11月	株式会社インデックス コンサルティング
C-37	NCR東日本橋	0	0	33,798	1,739	7.7%	平成18年3月	株式会社インデックス コンサルティング
C-38	カテリーナ三田 タワースイート（NCR）	0	0	660,420	17,430	1.2%	平成18年12月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-39	NCR新宿	0	0	16,820	885	6.8%	平成19年12月	株式会社インデックス コンサルティング
C-40	NCR目黒	0	0	18,803	320	8.2%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-41	NCR大塚	0	0	11,470	547	9.6%	平成17年1月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-42	NCR自由が丘	0	0	12,680	358	7.0%	平成17年6月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-43	NCR目白イースト	0	0	8,782	327	7.0%	平成17年7月	株式会社インデックス コンサルティング
C-44	NCR池袋	0	0	25,850	977	6.0%	平成17年6月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-45	NCR要町	0	0	16,550	400	11.8%	平成17年10月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-46	NCR品川シーサイド タワー	0	0	84,284	3,721	1.7%	平成18年2月	株式会社インデックス コンサルティング
C-47	NCR八雲	0	0	7,695	320	6.1%	平成18年5月	株式会社インデックス コンサルティング
C-50	NCR戸越駅前	0	0	10,690	566	7.2%	平成20年2月	株式会社インデックス コンサルティング

物件 番号	名称（注1）	修繕費（千円）（注2）			建物再調 達価格 （百万円） （注2）	予想 損失率 （注3）	調査時点	調査会社
		緊急	1年 以内	取得後 12年間				
M-2	NCR等々力	0	0	102,093	733	8.6%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
M-3	NCR本所吾妻橋	0	0	12,140	512	9.2%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
M-4	NCR北沢	0	0	8,222	283	7.0%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
M-8	NCR門前仲町	0	0	15,962	213	14.1%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
M-9	NCR田園調布	0	0	46,433	234	6.2%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
M-10	NCR根岸	0	0	16,771	148	17.7%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
M-11	NCR上池台	0	0	13,665	86	8.3%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
M-13	NCR森下	0	0	10,790	399	6.3%	平成17年1月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
M-14	NCR若林公園	0	0	9,260	364	3.6%	平成17年3月	株式会社インデックス コンサルティング
M-15	NCR浅草橋	0	0	9,280	360	7.0%	平成17年3月	株式会社インデックス コンサルティング
M-19	NCR入谷	0	0	7,690	308	12.9%	平成17年7月	株式会社インデックス コンサルティング
M-22	NCR上野タワー	0	0	26,040	1,110	4.2%	平成18年1月	株式会社インデックス コンサルティング
M-25	NCR森下ウエスト	0	0	6,240	319	17.0%	平成19年6月	株式会社インデックス コンサルティング
M-27	NCR三ノ輪	0	0	11,250	645	14.7%	平成19年7月	株式会社インデックス コンサルティング
M-28	NCR自由が丘ウエスト	0	0	4,780	254	5.8%	平成19年8月	株式会社インデックス コンサルティング
M-29	NCR中野	0	0	28,560	469	5.9%	平成19年7月	株式会社竹中工務店
M-30	NCR用賀	0	0	6,600	367	15.4%	平成19年7月	株式会社インデックス コンサルティング
M-31	NCR住吉	0	0	7,770	473	9.3%	平成19年10月	株式会社インデックス コンサルティング
M-33	NCR門前仲町イースト	0	0	14,770	846	6.2%	平成20年3月	株式会社インデックス コンサルティング
M-35	NCR押上	0	0	9,000	538	14.4%	平成19年11月	株式会社インデックス コンサルティング
M-36	NCR蔵前	0	0	9,740	575	12.7%	平成20年3月	株式会社インデックス コンサルティング
G-2	NCR船橋本町	0	0	52,117	342	22.2%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-3	SH元住吉	5,500	3,510	108,846	928	11.8%	平成19年7月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-4	NCR豊田	0	0	47,480	815	7.6%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-5	NCR西船橋	0	0	18,933	368	8.3%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-6	NCR舞浜	0	0	9,948	311	14.8%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-7	NCR市川妙典	0	0	6,617	257	14.4%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-8	NCR久米川	0	0	33,314	431	8.8%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-9	NCR浦安	0	0	7,498	243	12.1%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-10	NCR南行徳 I	0	0	9,513	242	18.4%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-11	NCR南行徳 II	0	0	6,949	173	17.0%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-12	NCR野毛山	0	0	11,073	187	9.8%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-13	NCR南林間	0	0	6,411	323	11.7%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-14	NCR湘南	0	0	19,319	226	6.1%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-15	LM淵野辺本町	330	0	38,950	351	5.2%	平成19年7月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-16	LM東青梅第三	120	11,330	71,670	408	4.8%	平成19年7月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-17	PT市川	0	0	4,930	238	9.9%	平成17年6月	株式会社インデックス コンサルティング
G-18	PT塩焼	400	5,470	38,000	210	8.6%	平成17年6月	株式会社インデックス コンサルティング
G-19	PT堀江	0	1,466	23,446	98	9.1%	平成17年6月	株式会社インデックス コンサルティング

物件 番号	名称（注1）	修繕費（千円）（注2）			建物再調 達価格 （百万円） （注2）	予想 損失率 （注3）	調査時点	調査会社
		緊急	1年 以内	取得後 12年間				
R-1	NCR大通公園	0	0	22,562	620	0.8%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
R-2	五色山ハイツ	0	0	31,245	438	4.5%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
R-3	NCR西公園	0	0	16,666	282	0.02%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
R-4	NCR西大濠	0	0	15,923	212	0.6%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
R-5	NCR加古川	0	0	19,255	354	2.2%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
R-6	LM前橋西片貝	320	10,210	54,326	462	4.9%	平成19年7月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
R-7	アブリーレ垂水	0	0	30,836	903	4.6%	平成17年1月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
R-9	クレスト草津	0	0	224,400	2,981	6.1%	平成17年6月	株式会社インデックス コンサルティング
R-10	NCR本町イースト	0	0	24,310	863	7.6%	平成17年7月	株式会社インデックス コンサルティング
R-11	NCR新梅田	0	0	21,240	845	11.3%	平成17年7月	株式会社インデックス コンサルティング
R-13	NCR阿倍野	0	0	56,860	2,381	6.2%	平成18年1月	株式会社インデックス コンサルティング
R-14	NCR大手通	0	0	5,658	207	4.5%	平成18年1月	株式会社インデックス コンサルティング
R-15	NCR栄	0	0	15,890	703	6.1%	平成19年3月	株式会社インデックス コンサルティング
R-16	NCR日本橋高津	0	0	77,505	2,607	5.6%	平成18年5月	株式会社インデックス コンサルティング
R-17	NCR円山裏参道	0	0	7,390	290	1.1%	平成19年9月	株式会社インデックス コンサルティング
R-18	NCR円山表参道	0	0	31,780	1,165	0.1%	平成20年3月	株式会社インデックス コンサルティング
R-19	NCR博多駅東	0	0	14,840	623	0.1%未満	平成19年11月	株式会社インデックス コンサルティング
R-20	NCR心斎橋イースト タワー	0	0	48,090	2,364	3.3%	平成19年2月	株式会社インデックス コンサルティング
R-21	NCR三宮	0	0	17,631	724	6.9%	平成19年2月	株式会社インデックス コンサルティング
R-22	NCR勾当台公園	0	0	10,550	446	2.7%	平成19年4月	株式会社インデックス コンサルティング
R-23	NCR一番町	0	0	13,710	659	2.7%	平成19年6月	株式会社インデックス コンサルティング
R-24	NCR大町	0	0	11,420	559	3.2%	平成19年7月	株式会社インデックス コンサルティング
R-25	NCR上町台	0	0	28,792	1,255	7.3%	平成19年4月	株式会社インデックス コンサルティング
R-26	NCR肥後橋タワー	600	0	34,030	1,561	5.7%	平成19年7月	株式会社インデックス コンサルティング

（注1）「名称」欄に記載されている「NCR」は、ニューシティレジデンスを、「LM」は、ライオンズマンションを、「SH」は、ゾンネンハイムを、「PT」はパークテラスをそれぞれ表します。

（注2）「修繕費」及び「建物再調達価格」については、不動産及び信託不動産の建物全体にかかる金額を記載しており、それぞれ千円未満、百万円未満を切り捨てています。

（注3）「予想損失率」については、応用アール・エム・エス株式会社作成の地震リスク分析報告書の記載に基づき、同社より自然災害リスク分析ソフトウェアRisKLink®を用いて算出された地震による年超過確率約0.21%（再現期間475年、50年間における超過確率10%に相当）における予想損失率を記載しています。

へ. 保有不動産の資本的支出

(イ) 資本的支出の予定

第10期末保有資産に関し、第10期末時点で計画されていた改修工事等に伴う資本的支出の予定額のうち主要なものは以下のとおりです。なお、工事予定金額には、会計上の費用に区分経理される部分が含まれております。

不動産等の名称 (所在) (注)	目的	予定期間	工事予定金額 (百万円)		
			総額	当期支払額	既支払総額
NCR南青山 (東京都港区)	トイレ交換工事・フ ローリング張替工事	自 平成22年3月 至 平成22年8月	3	3	0
NCR西麻布 (東京都港区)	トイレ交換工事・フ ローリング張替工事	自 平成22年3月 至 平成22年8月	3	3	0
NCR日本橋人形町Ⅲ (東京都中央区)	給水増圧ポンプ交換・ 消火器交換	自 平成22年3月 至 平成22年8月	2	2	0
NCR東日本橋 (東京都中央区)	エントランス家具設 置・植栽改修工事	自 平成22年3月 至 平成22年8月	2	2	0
NCR等々力 (東京都世田谷区)	トイレ交換工事・室内 改装工事	自 平成22年3月 至 平成22年8月	6	6	0
クレスト草津 (滋賀県草津市)	ELVロープ交換工事	自 平成22年3月 至 平成22年8月	1	1	0

(注) 「不動産等の名称」欄に記載されている「NCR」は、ニューシティレジデンスを表します。

(ロ) 期中の資本的支出

第10期において、本投資法人が保有する不動産及び信託不動産に対して実施した資本的支出の概要は以下のとおりです。また、第10期の資本的支出の総額は72百万円であり、当期費用に区分された修繕費51百万円と合わせて132百万円の工事を実施しております。

不動産等の名称 (所在) (注)	目的	期間	支出金額 (百万円)
NCR南青山 (東京都港区)	フローリング張替工事等	自 平成21年11月 至 平成22年2月	8
NCR西麻布ツインタワー (東京都港区)	店舗改修工事等	自 平成21年8月 至 平成21年12月	11
NCR西麻布 (東京都港区)	電気ブレーカー設置工事、 専用部内改修工事	自 平成21年12月 至 平成22年2月	3
NCR高輪 (東京都港区)	エレベーターホール工事	自 平成21年12月 至 平成21年12月	3
NCR等々力 (東京都世田谷区)	専用部内改修工事、駐車場 出庫警報制御盤新設工事	自 平成21年10月 至 平成22年1月	7
NCR北沢 (東京都世田谷区)	増圧給水ポンプ交換工事、電 気ブレーカー設置工事等	自 平成21年10月 至 平成22年2月	4
その他			32
合計			72

(注) 「不動産等の名称」欄に記載されている「NCR」は、ニューシティレジデンスを表します。

(ハ) 長期修繕計画のために積立てた金銭

本投資法人は、各期ごとに、全部又は一部の物件について、期中のキャッシュ・フローの中から、中長期的な将来の大規模修繕等の資金支払に充当することを目的とした修繕積立金を、第10期までに、以下のとおり積み立てております。

(単位：百万円)

営業期間	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
	自 平成19年9月1日 至 平成20年2月29日	自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日	自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日	自 平成21年9月1日 至 平成22年2月28日
前期末積立 金残高	166	221	275	89	91
当期積立額	62	65	62	2	60
当期積立金 取崩額	6	11	248	-	59
次期繰越額	221	275	89	91	94

(注) 上記に記載した積立金とは別に、区分所有建物等の管理規約等に基づく修繕積立金として、平成22年2月28日現在296百万円を積み立てております。

ト. ポートフォリオの分散状況

本投資法人の第10期末保有資産にかかる不動産又は信託不動産の（イ）地域別、（ロ）築年数別、（ハ）住居タイプ別の分散状況は以下のとおりです。

（イ）地域別

（平成22年2月28日現在）

地域（注1）	取得価格	比率（注2）
都心主要エリア	104,727百万円	56.9%
東京23区（都心主要エリアを除きます。）	24,996百万円	13.6%
東京23区を除く東京圏	11,157百万円	6.1%
地方	43,217百万円	23.5%
合計	184,096百万円	100.0%

（ロ）築年数別（※）

（平成22年2月28日現在）

年数	取得価格	比率（注2）
2年以下	0百万円	0.0%
2年超4年以下	55,858百万円	30.3%
4年超6年以下	72,879百万円	39.6%
6年超8年以下	31,273百万円	17.0%
8年超	24,087百万円	13.1%
合計	184,096百万円	100.0%

（注）取得価格に基づき、加重平均したポートフォリオの平成22年2月28日現在の平均築年数は5.5年です（小数点第2位を四捨五入しています。）。

（ハ）住居タイプ別

（平成22年2月28日現在）

住居タイプ（注3）	賃貸可能面積（注4）	比率（注2）
シングルタイプ	87,331.95㎡	31.3%
アーバンファミリータイプ	86,493.28㎡	31.0%
ファミリータイプ	89,041.56㎡	32.0%
プレミアムタイプ	13,723.05㎡	4.9%
その他	2,070.55㎡	0.7%
合計	278,660.39㎡	100.0%

- (注1) 「地域」欄に記載されている「都心主要エリア」とは、港区、渋谷区、新宿区、千代田区、中央区、品川区、豊島区及び目黒区を、「東京23区（都心主要エリアを除く。）」とは、都心主要エリアを除く東京23区を、「東京23区を除く東京圏」とは、東京23区を除く東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県を、「地方」とは、それ以外の地域をそれぞれ表します。
- (注2) 「比率」欄については、取得価格の総額に対する比率又は総賃貸可能面積に対する比率を記載しており、小数点第2位を四捨五入しています。したがって、記載されている数値を足し合わせても必ずしも100%となりません。
- (注3) 「住居タイプ」の「その他」欄には、店舗、事務所等、住居以外の用途にかかる賃貸可能面積及び比率を記載しています。
- (注4) 「賃貸可能面積」は、個々の不動産又は信託不動産について本投資法人の取得部分における賃貸が可能な面積を意味します。

チ. 主要なテナントの概要及びテナントの全体概要

(イ) 主要なテナントの概要

a. 主要なテナントの一覧

第10期末保有資産にかかる不動産及び信託不動産における主要なテナント毎の年間賃料と賃貸面積は下表のとおりです。なお、ここで「主要なテナント」とは、当該テナントへの賃貸面積が、ポートフォリオ全体の総賃貸面積の合計の10%以上を占めるものをいいます。

<主要なテナントの一覧>

(平成22年2月末日現在)

番号	テナント名 (注1)	業種 (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	年間賃料総額 (百万円) (注3)
1	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	特別目的会社	186,328.58	7,358
2	ニューシティ・リーシング・ツー株式会社	特別目的会社	23,649.69	682
3	ニューシティ・リーシング・フォー株式会社(注4)	特別目的会社	16,976.74	579
4	ニューシティ・リーシング・ファイヴ株式会社(注4)	特別目的会社	12,229.71	558
5	ニューシティ・リーシング・シックス株式会社(注4)	特別目的会社	7,669.63	337
6	ニューシティ・レジデンス・フォー株式会社(注4)	特別目的会社	6,535.85	337
	主要なテナントの合計		253,390.20	9,851
	全体ポートフォリオの合計		259,935.45	9,976
	(全体のポートフォリオに占める比率)		97.5%	98.8%

(注1) サブリース会社であるニューシティ・リーシング・ワン株式会社、ニューシティ・リーシング・ツー株式会社、ニューシティ・リーシング・フォー株式会社、ニューシティ・リーシング・ファイヴ株式会社、ニューシティ・リーシング・シックス株式会社及びニューシティ・レジデンス・フォー株式会社の6社は、いずれも特別目的会社であり、不動産の賃貸借及びそれに付随する業務のみを行う有限会社です。平成22年2月末日現在、保有する各不動産及び各信託不動産(アプリーレ垂水を除く。)について、上記6社のうちいずれかの会社をサブリース会社としてマスターリース契約(一括賃貸借契約)が締結されています。本投資法人は、保有する各不動産及び各信託不動産の全戸(アプリーレ垂水を除く。)につき、原則として、各エンド・テナントの同意を得た上で、本投資法人又は信託受託者がマスターリース契約の形式でサブリース会社に賃貸し、サブリース会社が各エンド・テナントに転貸する仕組みを用いて、資産運用を実行する意向です。しかし、従前の所有者(又は賃貸人)と直接の賃貸借契約を締結している一部のエンド・テナントについては、賃貸人の変更に対する同意を取得していないため、上記のサブリース会社からかか

るエンド・テナントへの転貸ではなく、本投資法人又は信託受託者とかかるエンド・テナントの間で直接の賃貸借契約が維持されています。なお、上記6社は平成22年5月11日をもって、本投資法人又は信託受託者との間で締結している第三者に転貸することを目的とした賃貸借契約に関する権利義務を吸収分割によりディエイチ・リーシング合同会社に承継させました。

- (注2) 「賃貸面積」欄には、賃貸可能面積のうち、実際にエンド・テナントとの間で賃貸借契約が締結され、賃貸が行われている面積を意味し、原則として本投資法人、信託受託者又はサブリース会社とエンド・テナントとの間の賃貸借契約書に表示されている賃貸面積を記載しています。ただし、賃貸借契約書の記載に明白な誤謬がある場合は、前所有者から提供を受けた情報、竣工図面等に基づき記載しています。
- (注3) 「年間賃料総額」は、平成22年2月末日現在における月間賃料を12倍して百万円未満を四捨五入して記載しています。したがって、各主要なテナントの「年間賃料総額」の合計が全体ポートフォリオの合計と一致しない場合があります。
- (注4) 当該テナントは、当該テナントへの賃貸面積が、ポートフォリオ全体の総賃貸面積の合計の10%以上を占める「主要なテナント」には該当しませんが、上記(注1)記載のサブリース会社の一つであるため、ここに併せて記載しています。

b. 主要なテナントへの賃貸条件

前記 a. 記載のサブリース会社との間のマスターリース契約（一括賃貸借契約）は、いずれも第三者に転貸することを目的とした賃貸借契約です（注1）。これらのサブリース会社から収受する賃料は、各サブリース会社が転借人（エンド・テナント）から収受する賃料と同額となっており、賃料の保証はされていません。また、本投資法人又は信託受託者は、かかるサブリース会社のいずれからも敷金・保証金を収受していません（注2）。かかるサブリース会社へ賃貸している物件名及び賃貸借契約の契約満了日は、それぞれ以下のとおりです。

（平成22年2月末日現在）

番号	テナント名	物件名（注3）	契約満了日（注4）	契約更改の方法
1	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	NCR日本橋人形町Ⅲ	平成25年6月30日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR神保町Ⅱ	平成25年6月30日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR銀座イーストⅢ	平成25年6月30日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR新宿御苑Ⅰ	平成22年12月31日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR高輪台	平成25年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR日本橋人形町Ⅳ	平成25年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR新宿御苑Ⅱ	平成25年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR銀座イーストⅣ	平成25年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR高輪台Ⅱ	平成25年9月30日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR南麻布	平成25年9月30日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR銀座	平成22年11月30日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR日本橋水天宮	平成22年11月30日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR高輪	平成28年1月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR東日本橋	平成22年12月31日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		カテリーナ三田 タワースイート（NCR）	平成22年12月31日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも解約の意思表示がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR新宿	平成23年1月31日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		PT市川	平成25年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
PT塩焼	平成25年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。		
PT堀江	平成25年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。		

番号	テナント名	物件名（注3）	契約満了日（注4）	契約更改の方法
		NCR等々力	平成30年7月22日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR門前仲町	平成32年1月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR若林公園	平成25年4月20日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR浅草橋	平成25年4月18日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR自由が丘	平成25年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR目白イースト	平成25年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR入谷	平成25年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR池袋	平成25年9月30日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR要町	平成28年1月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR上野タワー	平成28年2月29日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR品川シーサイド タワー	平成22年12月31日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR八雲	平成22年12月31日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR森下ウエスト	平成22年6月28日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR三ノ輪	平成22年8月20日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR自由が丘ウエスト	平成22年8月27日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR中野	平成22年8月27日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR用賀	平成22年10月18日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR住吉	平成22年10月30日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR門前仲町イースト	平成22年11月30日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR戸越駅前（注5）	平成22年3月31日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。

番号	テナント名	物件名（注3）	契約満了日（注4）	契約更改の方法
		NCR押上	平成22年12月18日	契約期間満了の3か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR蔵前（注6）	平成22年4月22日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		クレスト草津	平成25年6月30日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR本町イースト	平成25年12月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR新梅田	平成25年12月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR阿倍野	平成22年11月30日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR大手通	平成22年11月30日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR栄（注7）	平成22年3月22日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR日本橋高津	平成22年11月30日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR円山裏参道	平成22年9月26日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR円山表参道（注8）	平成22年3月24日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR博多駅東	平成22年11月30日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR心齋橋イーストタワー	平成22年11月30日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR三宮	平成22年6月30日	契約期間満了の3か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。

番号	テナント名	物件名（注3）	契約満了日（注4）	契約更改の方法
		NCR 勾当台公園（注9）	平成22年4月25日	契約期間満了の3か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR 一番町	平成22年7月30日	契約期間満了の3か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR 大町	平成22年8月27日	契約期間満了の3か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR 上町台	平成22年8月19日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR 肥後橋タワー	平成22年10月18日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
2	ニューシティ・リーシング・ツアー有限公司	NCR 原宿	平成30年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR 代々木上原	平成30年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR 千駄ヶ谷	平成30年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR 新宿7丁目	平成30年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR 市谷左内町	平成22年7月31日	契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR 西船橋	平成30年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR 久米川	平成30年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR 野毛山	平成30年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR 南林間	平成30年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR 湘南	平成30年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		LM 淵野辺本町	平成30年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		LM 東青梅第三	平成30年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR 目黒	平成30年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR 田園調布	平成30年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR 根岸	平成30年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR 上池台	平成30年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR 大通公園	平成30年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR 西公園	平成30年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR 西大濠	平成30年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR 加古川	平成30年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
LM 前橋西片貝	平成30年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。		

番号	テナント名	物件名（注3）	契約満了日（注4）	契約更改の方法
3	ニューシティ・レジデンス・フォー株式会社	NCR日本橋イースト	平成22年7月31日	契約期間満了の6か月前までに、貸貸人又は賃借人のいずれから更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
		NCR日本橋ウエスト	平成30年7月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR南青山	平成22年7月31日	契約期間満了の6か月前までに、貸貸人又は賃借人のいずれから更新しない旨の書面による通知がない時は、同一内容で1年間の自動更新となり、以後この例によります。
4	ニューシティ・リーディング・フォー株式会社	NCR銀座ツインⅠ	平成32年1月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR銀座ツインⅡ	平成32年1月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR本所吾妻橋	平成32年1月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR豊田	平成32年1月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR西麻布	平成32年1月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		SH元住吉	平成32年1月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR参宮橋	平成32年1月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		五色山ハイツ	平成32年1月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
5	ニューシティ・リーディング・ファイブ株式会社	NCRお茶の水	平成32年1月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR北沢	平成32年1月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR西麻布ツインタワー	平成32年1月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR浦安	平成32年1月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR舞浜	平成32年1月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR南行徳Ⅰ	平成32年1月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR南行徳Ⅱ	平成32年1月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR船橋本町	平成32年1月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR市川妙典	平成32年1月31日	信託契約の延長に併せて延長します。
6	ニューシティ・リーディング・シックス株式会社	NCR日本橋人形町Ⅰ	平成22年12月10日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR日本橋人形町Ⅱ	平成22年12月10日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR新御茶ノ水	平成22年9月30日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR大塚	平成22年9月30日	信託契約の延長に併せて延長します。
		NCR森下	平成22年10月15日	信託契約の延長に併せて延長します。

(注1) 本投資法人は、保有する各不動産及び各信託不動産（アブリーレ垂水を除きます。）の全戸につき、原則として、各エンド・テナントの同意を得た上で、本投資法人又は信託受託者がマスターリース契約（一括賃貸借契約）の形式で上記サブリース会社に賃貸し、サブリース会社が各エンド・テナントに転貸する仕組みを用いて資産運用を実行する意向です。当該同意の取得状況については、前記「a. 主要なテナントの一覧」記載の表の（注1）をご参照下さい。

(注2) 平成22年2月末日現在、上記のサブリース会社から本投資法人又は信託受託者に敷金・保証金は預託されていませんが、かかるサブリース会社はエンド・テナントから敷金・保証金を受領し、それを本投資法人又は信託受託者に預託しています（ただし、各エンド・テナントのうち、上記（注1）記載の同意をしていないエンド・テナントについては、本投資法人又は信託受託者との間の賃貸借契約が維持されるため、当該エンド・テナントにかかる敷金・保証金は本投資法人又は信託受託者の勘定で保管されています。）。

(注3) 「物件名」欄に記載されている「NCR」は、ニューシティレジデンスを、「LM」は、ライオンズマンションを、「SH」は、ゾンネンハイムを、「PT」はパークテラスをそれぞれ表します。

(注4) 上記の賃貸借契約において、対象となる不動産が信託不動産である場合、当該信託契約が終了又は延長された場合には、当該賃貸借契約も同様に終了又は延長されることとなります。

(注5) 本書の日付現在における契約満了日は、平成23年3月31日です。

(注6) 本書の日付現在における契約満了日は、平成23年4月22日です。

(注7) 本書の日付現在における契約満了日は、平成23年3月22日です。

(注8) 本書の日付現在における契約満了日は、平成23年3月24日です。

(注9) 本書の日付現在における契約満了日は、平成23年4月25日です。

(ロ) 賃貸借の状況の全体概要

第10期末保有資産全体に関する賃貸借の状況は以下のとおりです。

(平成22年2月末日現在)

テナントの総数の合計 (注1)	7
月額総賃料 (注2)	831,312,046円
敷金・保証金の合計 (注3)	1,210,689,008 円
総賃貸可能面積 (注4)	278,660.39㎡
総賃貸面積 (注5)	259,935.45㎡
稼働率 (注6)	93.3%
総賃貸可能戸数 (注7)	6,766戸
賃貸戸数 (注8)	6,383戸

(注1) 「テナントの総数の合計」欄において、サブリース会社とマスターリース契約（一括賃貸借契約）が締結されている場合、テナント数は1として記載しています。その場合、サブリース会社が賃貸人となることの同意を全てのエンド・テナントより取得したものと想定してテナント数を計算しています。また、1テナントが複数の貸室を賃借している場合には、1テナントとして記載しています。

(注2) 「月額総賃料」欄には、原則として、平成22年2月末日時点において本投資法人、信託受託者又はサブリース会社とエンド・テナントとの間で締結されている賃貸借契約書に表示された月間賃料（月極駐車場やトランクルーム等の付属施設の使用料は除きます。）の合計額を記載しています。

(注3) 「敷金・保証金の合計」欄については、原則として、平成22年2月末日時点において本投資法人、信託受託者又はサブリース会社とエンド・テナントとの間で締結されている賃貸借契約書に基づく店舗、事務所又は住居の用途に関わる部分（駐車場等を除きます。）についての各賃借人の敷金・保証金等の平成22年2月末日時点における残高（返還不要部分がある場合には、当該金額控除後の金額）の合計額を記載しています。

(注4) 「総賃貸可能面積」欄は、個々の不動産又は信託不動産について本投資法人の取得部分における賃貸が可能な総面積を意味します。

(注5) 「総賃貸面積」欄には、賃貸可能面積のうち、実際にエンド・テナントとの間で賃貸借契約が締結され、賃貸が行われている総面積を意味し、原則として本投資法人、信託受託者又はサブリース会社とエンド・テナントとの間の賃貸借契約書に表示されている総賃貸面積を記載しています。ただし、賃貸借契約書の記載に明白な誤謬がある場合は、前所有者から提供を受けた情報、竣工図面等に基づき記載しています。

(注6) 「稼働率」欄は、総賃貸可能面積に占める総賃貸面積の割合を記載しており、小数点第2位を四捨五入しています。

(注7) 「総賃貸可能戸数」欄には、個々の不動産及び信託不動産について賃貸が可能な総戸数を記載しています。

(注8) 「賃貸戸数」欄には、エンド・テナントに対して賃貸している戸数を記載しています。

(ハ) 稼働率の推移

年月項目	平成16年 12月末	平成17年 1月末	平成17年 2月末	平成17年 3月末	平成17年 4月末	平成17年 5月末	平成17年 6月末	平成17年 7月末	平成17年 8月末
総賃貸可能面積 (㎡)	93,786.64	93,786.64	110,209.67	110,209.67	113,172.94	114,775.82	133,547.91	153,429.01	153,429.01
賃貸契約面積 (㎡)	86,421.24	86,438.52	101,081.13	101,745.56	103,624.89	104,086.50	123,410.73	140,342.51	140,713.59
稼働率	92.1%	92.2%	91.7%	92.3%	91.6%	90.7%	92.4%	91.5%	91.7%
物件数	50	50	57	57	59	60	63	77	77
賃貸可能戸数 (戸)	2,067	2,067	2,390	2,390	2,445	2,483	3,151	3,766	3,766

年月項目	平成17年 9月末	平成17年 10月末	平成17年 11月末	平成17年 12月末	平成18年 1月末	平成18年 2月末	平成18年 3月末	平成18年 4月末	平成18年 5月末	平成18年 6月末	平成18年 7月末	平成18年 8月末
総賃貸可能面積 (㎡)	159,523.87	159,523.87	159,523.87	167,492.54	179,524.86	183,722.52	185,454.04	205,244.00	205,244.00	227,310.82	227,310.82	227,310.82
賃貸契約面積 (㎡)	145,450.36	147,427.94	149,812.79	159,045.13	167,769.53	173,790.16	175,032.95	185,999.58	187,758.75	203,273.81	207,085.07	209,809.37
稼働率	91.2%	92.4%	93.9%	95.0%	93.5%	94.6%	94.4%	90.6%	91.5%	89.4%	91.1%	92.3%
物件数	80	80	80	83	85	86	87	91	91	93	93	93
賃貸可能戸数 (戸)	3,917	3,917	3,917	4,182	4,424	4,526	4,571	4,939	4,939	5,409	5,409	5,409

年月項目	平成18年 9月末	平成18年 10月末	平成18年 11月末	平成18年 12月末	平成19年 1月末	平成19年 2月末	平成19年 3月末	平成19年 4月末	平成19年 5月末	平成19年 6月末	平成19年 7月末	平成19年 8月末
総賃貸可能面積 (㎡)	227,310.82	218,598.35	218,598.35	246,553.52	246,553.52	246,553.52	261,208.52	262,892.62	262,892.62	260,966.39	263,766.71	276,209.31
賃貸契約面積 (㎡)	212,880.57	205,527.22	206,843.35	221,821.98	228,049.69	232,178.25	237,891.09	241,545.80	242,929.97	244,868.62	250,915.41	254,215.88
稼働率	93.7%	94.0%	94.6%	90.0%	92.5%	94.2%	91.1%	91.9%	92.4%	93.8%	95.1%	92.0%
物件数	93	90	90	94	94	94	97	98	98	98	99	104
賃貸可能戸数 (戸)	5,409	5,314	5,314	5,779	5,779	5,779	6,097	6,147	6,147	6,122	6,190	6,479

年月項目	平成19年 9月末	平成19年 10月末	平成19年 11月末	平成19年 12月末	平成20年 1月末	平成20年 2月末	平成20年 3月末	平成20年 4月末	平成20年 5月末	平成20年 6月末	平成20年 7月末	平成20年 8月末
総賃貸可能面積 (㎡)	277,732.20	279,835.61	282,897.21	284,682.45	287,833.25	287,833.25	294,818.88	296,813.81	293,602.53	293,602.53	291,871.01	294,909.99
賃貸契約面積 (㎡)	256,358.36	256,182.70	260,667.47	263,950.23	267,660.91	269,848.08	272,456.05	273,989.07	272,113.32	273,707.61	271,349.92	275,455.43
稼働率	92.3%	91.5%	92.1%	92.7%	93.0%	93.8%	92.4%	92.3%	92.7%	93.2%	93.0%	93.4%
物件数	105	105	106	107	108	108	109	110	108	108	107	108
賃貸可能戸数 (戸)	6,515	6,578	6,693	6,753	6,875	6,875	7,055	7,122	7,065	7,065	7,020	7,114

年月 項目	平成20年 9月末	平成20年 10月末	平成20年 11月末	平成20年 12月末	平成21年 1月末	平成21年 2月末	平成21年 3月末	平成21年 4月末	平成21年 5月末	平成21年 6月末	平成21年 7月末	平成21年 8月末
総賃貸可能 面積 (㎡)	278,660.39	278,660.39	278,660.39	278,660.39	278,660.39	278,660.39	278,660.39	278,660.39	278,660.39	278,660.39	278,660.39	278,660.39
賃貸契約 面積 (㎡)	260,177.29	259,308.06	259,566.85	258,699.30	257,672.51	256,822.42	256,479.86	253,947.32	250,546.34	254,287.83	256,696.82	259,181.01
稼働率	93.4%	93.1%	93.1%	92.8%	92.5%	92.2%	92.0%	91.1%	89.9%	91.3%	92.1%	93.0%
物件数	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105
賃貸可能 戸数 (戸)	6,766	6,766	6,766	6,766	6,766	6,766	6,766	6,766	6,766	6,766	6,766	6,766

年月 項目	平成21年 9月末	平成21年 10月末	平成21年 11月末	平成21年 12月末	平成22年 1月末	平成22年 2月末
総賃貸可能 面積 (㎡)	278,660.39	278,660.39	278,660.39	278,660.39	278,660.39	278,660.39
賃貸契約 面積 (㎡)	259,284.01	259,363.19	258,619.15	259,351.09	259,402.38	259,935.45
稼働率	93.0%	93.1%	92.8%	93.1%	93.1%	93.3%
物件数	105	105	105	105	105	105
賃貸可能 戸数 (戸)	6,766	6,766	6,766	6,766	6,766	6,766

(注1) 「総賃貸可能面積」とは、個々の不動産及び信託不動産について本投資法人の所有部分における賃貸が可能な総面積を意味します。

(注2) 「賃貸契約面積」とは、「総賃貸可能面積」のうち、実際に賃貸借契約が締結され賃貸が行われている面積を意味します。

③【その他投資資産の主要なもの】

第10期末保有資産のうち、平成22年2月分の賃料収入が、ポートフォリオ全体の賃料収入の10%以上を占める不動産の物件はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産等の推移】

本投資法人の総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額は以下のとおりです。なお、総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額について、期中では正確に把握できないため、各月末における推移は記載していません。

年月	総資産額 (百万円)	純資産総額 (百万円)	1口当たりの純資産額 (円)
平成17年8月 (第1期)	104,678 (103,531)	40,503 (39,357)	543,268 (527,887)
平成18年2月 (第2期)	135,663 (134,229)	66,539 (65,106)	542,687 (530,995)
平成18年8月 (第3期)	164,094 (162,463)	66,756 (65,125)	544,451 (531,149)
平成19年2月 (第4期)	181,509 (179,072)	88,242 (85,805)	537,843 (522,985)
平成19年8月 (第5期)	195,685 (193,488)	88,006 (85,809)	536,404 (523,011)
平成20年2月 (第6期)	202,743 (200,289)	88,245 (85,792)	537,859 (522,905)
平成20年8月 (第7期)	203,889 (203,889)	85,181 (85,181)	467,855 (467,855)
平成21年2月 (第8期)	192,576 (192,576)	83,725 (83,725)	459,857 (459,857)
平成21年8月 (第9期)	193,814 (193,814)	80,488 (80,488)	442,078 (442,078)
平成22年2月 (第10期)	193,625 (193,625)	94,276 (94,276)	312,103 (312,103)

(注) 各計算期間末に分配を行った後の分配額の額を括弧内に記載しております。

②【分配の推移】

本投資法人の分配総額、1口当たりの分配の額は以下のとおりです。

	計算期間	分配総額	1口当たりの 分配金
第1期	自 平成16年9月27日 至 平成17年8月31日	1,146 百万円	15,381 円
第2期	自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日	1,433 百万円	11,692 円
第3期	自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日	1,630 百万円	13,302 円
第4期	自 平成18年9月1日 至 平成19年2月28日	2,437 百万円	14,858 円
第5期	自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日	2,197 百万円	13,393 円
第6期	自 平成19年9月1日 至 平成20年2月29日	2,453 百万円	14,954 円
第7期	自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	－ 百万円	－ 円
第8期	自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日	－ 百万円	－ 円
第9期	自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日	－ 百万円	－ 円
第10期	自 平成21年9月1日 至 平成22年2月28日	－ 百万円	－ 円

③【自己資本利益率（収益率）の推移】

本投資法人の自己資本利益率は以下のとおりです。

	計算期間	自己資本利益率（注1）	年換算値
第1期	自 平成16年9月27日 至 平成17年8月31日	2.9 %	4.1 %
第2期	自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日	2.7 %	5.4 %
第3期	自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日	2.4 %	4.9 %
第4期	自 平成18年9月1日 至 平成19年2月28日	3.1 %	6.3 %
第5期	自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日	2.5 %	4.9 %
第6期	自 平成19年9月1日 至 平成20年2月29日	2.8 %	5.6 %
第7期	自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	△6.6 %	△13.2 %
第8期	自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日	△1.7 %	△3.4 %
第9期	自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日	△3.9 %	△7.8 %
第10期	自 平成21年9月1日 至 平成22年2月28日	8.9 %	17.8 %

（注）自己資本利益率＝当期純利益又は当期純損失／平均純資産額

平均純資産額＝（期首純資産額＋期末純資産額）÷2

なお、第1期は平成16年12月15日より実質的に運用を開始しており、平成16年12月15日を期首とみなして計算しております。

第二部【投資法人の詳細情報】

第1【投資法人の追加情報】

1【投資法人の沿革】

平成16年9月21日	設立企画人（シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社）による投信法第69条に基づく設立にかかる届出
平成16年9月27日	投信法第166条に基づく設立の登記、本投資法人の設立
平成16年9月27日	投信法第188条に基づく登録の申請
平成16年10月27日	投信法第187条に基づく内閣総理大臣による登録の実施（登録番号 関東財務局長 第28号）
平成16年12月15日	東京証券取引所に上場
平成20年10月14日	東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定を受ける
平成20年11月10日	本投資証券が上場廃止となる
平成21年4月7日	スポンサーを選定し、再生計画案を東京地方裁判所に提出
平成21年5月25日	再生計画案を一部修正
平成21年5月26日	東京地方裁判所から再生計画案の付議決定を受ける
平成21年9月9日	東京地方裁判所から再生手続廃止の決定を受ける
平成21年10月14日	東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定を受ける
平成21年11月9日	再生計画案を東京地方裁判所に提出
平成21年11月10日	ビ・ライフ投資法人との間で合併契約を締結
平成21年11月16日	東京地方裁判所から再生計画案の付議決定を受ける
平成21年12月9日	東京地方裁判所から再生計画の認可決定を受ける
平成22年1月5日	再生計画の認可決定が確定
平成22年3月30日	東京地方裁判所から民事再生手続の終結決定を受ける
平成22年4月1日	本投資法人を吸収合併消滅法人、ビ・ライフ投資法人を吸収合併存続法人として合併し、解散

2【役員の状況】

平成22年3月31日現在における本投資法人の役員は以下のとおりです。

役職名	氏名	主要略歴		所有投資口数
執行役員 (注)	国広 伸夫	昭和51年4月 平成10年1月 平成11年10月 平成12年4月 平成12年7月 平成13年10月 平成14年3月 平成14年5月 平成16年11月 平成18年6月 平成19年6月 平成21年7月 平成21年8月 平成21年8月 平成21年8月	三井信託銀行株式会社 入社 同社 大津支店 支店長 同社 本店法人営業部 部付部長 中央三井信託銀行株式会社 日本橋法人営業部 担当部長 同社 日本橋法人営業部長 同社 日本橋法人営業部長兼本店法人営業部長 三井アセット信託銀行株式会社 証券営業部長 中央三井信託銀行株式会社 京都支店長 中央三井ファイナンスサービス株式会社 代表取締役社長 中央三井リース株式会社 監査役（非常勤） 三井ダイレクト損害保険株式会社 監査役（非常勤） 株式会社デベロッパー三信 顧問 同社 常務取締役（現在に至る） シンセン建物株式会社 取締役（非常勤）（現在に至る） コトー建物管理株式会社 取締役（非常勤）（現在に至る）	0
監督役員 (注)	長谷川 健	昭和50年4月 昭和53年4月 昭和55年4月 昭和58年4月 平成6年7月 平成8年4月 平成11年4月 平成15年4月 平成16年4月 平成21年6月	文京区役所福祉部 主事 最高裁判所司法研修所（司法修習生） 弁護士登録（東京弁護士会） 加藤・西田・長谷川法律事務所開設（現在に至る） 財団法人交通事故紛争処理センター 嘱託弁護士（現在に至る） 明治大学法学部講師 清泉女子大学講師（非常勤）（現在に至る） NPO法人「共に生活を築く会」（知的障害者グループ・ホーム） 監事（現在に至る） 大東文化大学法科大学院講師（非常勤）（現在に至る） サクマ製菓株式会社監査役（現在に至る）	0

役職名	氏名	主要略歴		所有投資口数
監督役員 (注)	齋藤 貴加年	平成9年10月	KPMGセンチュリー監査法人 入所	0
		平成12年8月	ヴィジョンアーツ株式会社 入社	
		平成14年7月	齋藤会計事務所 設立	
		平成16年4月	公認会計士登録 (登録番号18508)	
		平成16年7月	税理士登録 (登録番号100124)	
		平成18年9月	フェニックス・アカウンティング・グループ設立 取締役COO	
		平成19年10月	表参道公認会計士共同事務所設立 パートナー (現在に至る)	
		平成21年11月	表参道税理士法人設立 パートナー (現在に至る)	

(注) 平成22年2月23日開催の投資主総会における決議によって選任され、同月24日に就任しております。また、執行役員及び監督役員は、上記記載以外の他の法人の役員である場合がありますが、上記を含めいづれも本投資法人と利害関係はありません。

3【その他】

(1) 役員の変更

執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議によって選任されます（投信法第96条、規約第17条第1項）。ただし、法令の規定により、設立の際選任されたものとみなされる設立時執行役員及び設立時監督役員は、この限りではありません（投信法第72条）。

執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年です（規約第17条第2項本文）。ただし、補欠又は増員のために選任された執行役員及び監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とします（規約第17条第2項但書）。

執行役員及び監督役員の解任は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもってこれを行う必要があります（投信法第106条）。執行役員又は監督役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず、投資主総会において当該執行役員又は監督役員を解任する旨の議案が否決されたときは、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主

（6ヶ月前より引続き当該投資口を有する者に限ります。）は、30日以内に、訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を請求することができます（投信法第104条第3項、会社法第854条第1項第2号）。

(2) 規約の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項

① 規約等の重要事項の変更

後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 ③ 規約の変更に関する手続」をご参照ください。

② 営業譲渡又は営業譲受

該当事項はありません。

③ 出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(3) 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

(イ) 民事再生手続終結及びビ・ライフ投資法人との合併

本投資法人は、前記「第一部 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (1) 主要な経営指標等の推移 ② 事業の状況 (ホ) 民事再生手続終結及びビ・ライフ投資法人との合併」に記載のとおり、平成22年3月25日付で東京地方裁判所に再生手続終結申立てを行い、同月30日付で東京地方裁判所より再生手続の終結決定を受けました。そして、本合併契約に基づき、平成22年4月1日付で本投資法人はビ・ライフ投資法人と合併し、本投資法人は解散しました。

合併の概要は以下のとおりです。

1	合併の方法	ビ・ライフ投資法人を存続法人とし、本投資法人を消滅法人とする吸収合併
2	合併比率	本投資法人の投資口1口に対し、ビ・ライフ投資法人の投資口0.23口を割当交付する。
3	合併日	平成22年4月1日

(ロ) 業務改善命令及び業務改善計画の提出

本投資法人は、前記「第一部 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (1) 主要な経営指標等の推移 ② 事業の状況 (ロ) 業務改善命令及び業務改善計画の提出」に記載のとおり、関東財務局長及び金融庁長官宛に平成22年3月31日に業務改善計画の追加報告書を提出しました。

上記のほか、平成22年3月31日現在、訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

該当事項はありません。

2【買戻し手続等】

本投資法人は、クローズド・エンド型であり、投資主の請求による投資口の払戻しを行いません（規約第5条）。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 1口当たりの純資産額の算出

本投資法人が発行する投資口の1口当たりの純資産額は、後記「(4) 計算期間」記載の決算期毎に、以下の算式にて算出します。

$$1口当たりの純資産額 = (\text{総資産の資産評価額} - \text{負債総額}) \div \text{発行済投資口総数}$$

② 資産評価の方法

本投資法人の資産評価の方法は、下記のとおり運用資産の種類毎に定めます(規約第33条)。

(イ) 不動産、不動産の賃借権及び地上権(規約第29条第1項第1号、第2号①又は②に定めるもの)

取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価します。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分については定額法により算定します。ただし、設備等については正当な事由により採用した方法による評価が適当ではなくなった場合であり、かつ投資者保護上問題ないと合理的に判断できる場合に限り、ほかの評価方法に変更することができるものとします。

(ロ) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権(規約第29条第1項第2号③に定めるもの)

信託財産が(イ)に掲げる資産の場合は(イ)に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行います。信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うことが困難な場合には(へ)に準じて評価します。

(ハ) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(規約第29条第1項第2号④に定めるもの)

信託財産の構成資産が(イ)に掲げる資産の場合は、(イ)に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行います。信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うことが困難な場合には(へ)に準じて評価します。

(ニ) 不動産に関する匿名組合出資持分(規約第29条第1項第2号⑤に定めるもの)

匿名組合出資持分の構成資産が(イ)乃至(ハ)に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から匿名組合の負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額とします。

(ホ) 不動産に関する匿名組合持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(規約第29条第1項第2号⑥に定めるもの)

信託財産である匿名組合出資持分について(ニ)に従った評価を行います。信託財産を直

接保有する場合と同様の会計処理を行うことが困難な場合には（へ）に準じて評価します。

（へ）有価証券（規約第29条第1項第3号、第2項第1号③に定めるもの）

当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価格（取引所における取引価格、証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。以下同じです。）とします。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額とします。また、付すべき市場価格又は合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、毎期同様な方法により入手するものとします。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には取得原価で評価することができるものとします。

（ト）金銭債権（規約第29条第2項第1号②に定めるもの）

取得価額から、貸倒引当金を控除した金額。ただし、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額とします。

（チ）金銭の信託の受益権（規約第29条第2項第1号④に定めるもの）

信託財産の構成資産が（へ）又は（ト）の場合は、それぞれに定める方法に従って評価を行います。信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うことが困難な場合には（へ）に準じて評価します。

（リ）デリバティブ取引に関する権利（規約第29条第2項第2号に定めるもの）

a. 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務

基準日における当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価します。なお、基準日において最終価格がない場合には、基準日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価します。

b. 取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務

市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、時価評価に当たっては、最善の見積り額を使用するものとしますが、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価します。

c. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについてはヘッジ会計が適用できるものとします。

（ヌ）その他

上記に定めがない場合には、投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価します。

③ 資産運用報告等に価格を記載する目的で、上記②と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとします（規約第33条第2項）。

(イ) 不動産、不動産の賃借権及び地上権

原則として、不動産鑑定士による鑑定評価に基づく評価額

(ロ) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権

信託財産が(イ)に掲げる資産の場合は(イ)に従った評価額

(ハ) 不動産に関する匿名組合出資持分

匿名組合の構成資産が(イ)に掲げる資産の場合は(イ)に従い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から匿名組合の負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額を算定した価額

④ 資産評価の基準日は、本投資法人の各営業期間の末日としますが、規約第29条第1項第3号及び第2項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします(規約第33条第3項)。

⑤ 公表方法及び投資者による照会方法

1口当たりの純資産額については、計算書類の注記表に記載されることになっています(投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。以下「投資法人計算規則」といいます。)第58条、第68条)。貸借対照表を含む計算書類等は、各営業期間毎に作成され(投信法第129条)、役員会により承認された場合には遅滞なく投資主に対してその旨が書面にて通知され、承認済みの計算書類等が会計監査報告とともに投資主に提供されます(投信法第131条)。

投資主は、純資産額の情報について、本投資法人の一般事務受託者(みずほ信託銀行株式会社)の本支店で入手することができます。

(2) 【保管】

投資主は、証券会社等との間で保護預り契約を締結し、本投資証券の保管を委託することができます。保護預りの場合、本投資証券は混蔵保管され、投資主に対しては預り証が交付されます。保護預り証券について預り証を省略し、取引の都度、その時点で残高が記載された「取引明細書」を交付する方法によることも可能です。

投資主は、記名式の本投資証券の券面を直接保有することもできます。保護預りを行わず直接保有する場合、本投資証券の券面は、投資主が自らの責任において保管することとなります。

(注) 上記は平成22年3月31日現在の情報です。

(3) 【存続期間】

本投資法人の規約に存続期間の定めはありません。

(注) 本投資法人は、ピ・ライフ投資法人を吸収合併存続法人とする吸収合併により、平成22年4月1日をもって解散しました。

(4) 【計算期間】

本投資法人の営業期間は、毎年3月1日から8月末日まで及び9月1日から翌年2月末日までとし、各営業期間の末日をそれぞれ決算期とします(規約第34条)。

(5) 【その他】

① 増減資に関する制限

(イ) 投資口の追加発行

本投資法人の発行可能投資口総口数は、2,000,000口とします（規約第6条第1項）。本投資法人の執行役員は、かかる発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができます。募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいいます。）1口と引換えに払い込む金銭の額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額として役員会が承認した金額とします（規約第6条第3項）。

(ロ) 国内における募集

本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします（規約第6条第2項）。

(ハ) 最低純資産額の変更

本投資法人の最低純資産額は、5,000万円とします（規約第8条）。なお、投信法第67条第4項により、5,000万円を下回る額を最低純資産額とする規約変更はできません。

② 解散事由

本投資法人における解散事由は以下のとおりです（投信法第143条）。

(イ) 規約で定めた存続期間の満了又は解散の事由の発生（なお、本投資法人の規約において存続期間又は解散事由の定めはありません。）。

(ロ) 投資主総会の決議

(ハ) 合併（合併により本投資法人が消滅する場合に限り。）

(ニ) 破産手続開始の決定

(ホ) 投信法第143条の3第1項の規定又は第144条において準用する会社法第824条第1項の規定による解散を命ずる裁判

(ヘ) 投信法第187条の登録の取消し

③ 規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、規約の変更に関する議案が可決される必要があります（投信法第140条、第93条の2第2項）。ただし、書面による議決権行使及び議決権の代理行使が認められていること、及び投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときに議案に賛成するものとみなされる場合があることにつき、後記「3 投資主・投資法人債権者の権利（1）投資主の権利 ① 投資主総会における議決権（投信法第77条第2項第3号、第94条第1項、会社法第308条第1項本文）」をご参照下さい。

投資主総会において規約の変更が決議された場合には、株式会社東京証券取引所規則に従ってその旨が開示されるほか、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、投資制限又は金銭の分配方針に関する重要な変更該当する場合には、金融商品取引法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は金融商品取引法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

本投資法人の登録申請書記載事項が変更された場合には、関東財務局に対し変更内容の届出が行われます（投信法第191条）。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定の概要は、以下のとおりです。

(イ) 本資産運用会社との間の資産運用委託契約

a. 契約期間

資産運用委託契約は、本投資法人が投資法人として投信法第189条に基づき登録がなされた日（平成16年10月28日）に効力を生ずるものとし、その有効期間は効力発生の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヶ月前までに双方いずれからも書面による別段の申出がないときは、さらに従前と同一条件にて自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

（注）資産運用委託契約は、平成22年2月23日に開催された投資主総会の決議に基づき、平成22年3月31日をもって解約されました。

b. 契約期間中の解約に関する事項

(i) 本投資法人又は本資産運用会社は、相手方に対し、3ヶ月前までに書面をもって解約の予告をし、本投資法人は投資主総会の承認を得た上で、本資産運用会社は本投資法人の同意を得た上で、当該契約を解約することができます。

(ii) 上記(i)の記載にかかわらず、本投資法人は、本資産運用会社が次に定める事由の一つにでも該当する場合には、役員会の決議により当該契約を解約することができるものとします。

(a) 本資産運用会社が職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき

(b) 上記(a)に掲げる場合のほか、資産の運用にかかる業務を引き続き委託するこ

とに堪えない重大な事由があるとき

(iii) 本投資法人は、本資産運用会社が次に定める事由の一つにでも該当する場合、当該契約を解約しなければなりません。この場合、本資産運用会社は当該契約の解約に同意するものとします。

(a) 金融商品取引業者（投信法第199条各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める金融商品取引業者）でなくなったとき

(b) 投信法第200条各号のいずれかに該当することとなったとき

(c) 解散したとき

c. 契約の内容の変更に関する事項

資産運用委託契約は、本投資法人及び本資産運用会社の書面による合意により変更することができます。

d. 解約又は契約の変更の開示方法

資産運用委託契約が解約され、資産運用会社の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また資産運用委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

(ロ) 一般事務受託者（みずほ信託銀行株式会社）との間の一般事務委託契約

a. 契約期間

一般事務委託契約の有効期間は、平成20年8月31日までとします。ただし、かかる有効期間の満了予定日の3ヶ月前までに、当事者のいずれか一方からその相手方に対して、有効期間の満了予定日をもって契約を解除する旨の書面による通知がなされなかったときは、当該契約の有効期間は自動的に期間満了の日の翌日より更に2年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、かかる契約解除の通知があったときは、有効期間の満了をもって当該契約は終了します。

(注) 一般事務委託契約は、平成22年3月25日付資産保管業務委託契約及び一般事務委託契約の解約合意書に基づき、平成22年3月31日をもって解約されました。

b. 契約期間中の解約に関する事項

(i) 当事者が、書面により契約解除に合意した場合。この場合、当該契約は当事者が合意して指定した日に終了します。

(ii) 当事者のいずれか一方が当該契約に違反し、当該契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方が書面にてその違反を通告してから30日間以内に違反した当事者が同違反を是正しない場合。なおこの場合、当該契約は同30日間の経過後に解除することができます。

(iii) 当事者のいずれか一方に、解散原因の発生又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立その他これらに類似する倒産手続開始の申立があったとき。又は、当事者いずれか一方が、支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは滞納処分を受けたとき。これらの場合、その相手方は当該契約を直ちに解除することができます。

(iv) 当事者のいずれか一方について、当該契約に定める業務の遂行に著しく支障があると合理的に判断される場合。この場合、その相手方は書面にてその判断を通知することにより当該契約を直ちに解除することができます。

c. 契約の内容の変更に関する事項

本投資法人及び一般事務受託者は、互いに協議し合意の上、当該契約の各条項の定めを変更することができます。変更にあたっては関係法令との整合性及び本投資法人の規約との整合性及び準則性を遵守するものとし、書面をもって行うものとします。

d. 契約の変更の開示方法

一般事務委託契約が解約され、一般事務受託者の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、一般事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

(ハ) 投資主名簿等管理人（中央三井信託銀行株式会社）との間の投資主名簿等管理人委託契約

a. 契約期間

投資主名簿等管理人委託契約は、平成21年12月18日から効力を生じます。

(注) 投資主名簿等管理人委託契約は、本投資法人と中央三井信託銀行株式会社との合意に基づき、平成22年3月31日をもって解約されました。

b. 契約期間中の解約に関する事項

投資口事務代行委託契約は、次に掲げる事由によって終了します。

(i) 当事者間の文書による解約の合意。この場合にはこの契約は当事者間の合意によって定める時に終了します。

(ii) 当事者のいずれか一方より他方に対する文書による解約の通知。この場合にはこの契約はその通知到達の日から3ヵ月以上経過後の当事者間の合意によって定める日に終了します。

(iii) 当事者のいずれか一方において破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があったとき又は手形交換所の取引停止処分が生じたとき、他方が行う文書による解約の通知。この場合にはこの契約はその通知において指定する日に終了します。ただし、この契約締結時に、既に本投資法人が平成21年10月13日付で東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立を行い、同月14日付で民事再生手続開始決定を受けていることをもって、投資主名簿等管理人はこの契約を解約することはで

きません。

(iv) 当事者のいずれか一方がこの契約に違反し、かつ引続きこの契約の履行に重大なる支障をおよぼすと認められた場合、他方が行う文書による解約の通知。この場合にはこの契約はその通知到達の日から2週間経過後に終了します。

c. 契約の内容の変更に関する事項

投資主名簿等管理人委託契約の変更その他この契約に定めのない事項については、すべて本投資法人及び投資主名簿等管理人が協議の上これを定めます。

d. 契約の変更の開示方法

投資主名簿等管理人委託契約が解約され、投資主名簿等管理人の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、一般事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局に変更内容が届け出られます(投信法第191条)。

(二) 資産保管会社(みずほ信託銀行株式会社)との間の資産保管業務委託契約

a. 契約期間

資産保管業務委託契約の有効期間は、平成20年8月31日までとします。ただし、かかる有効期間の満了予定日の3ヶ月前までに、当事者のいずれか一方からその相手方に対して、有効期間の満了予定日をもって契約を解除する旨の書面による通知がなされなかったときは、当該契約の有効期間は自動的に期間満了の日の翌日より更に2年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、かかる契約解除の通知があったときは、現行の有効期間の満了をもって当該契約は終了します。

(注) 資産保管業務委託契約は、平成22年3月25日付資産保管業務委託契約及び一般事務委託契約の解約合意書に基づき、平成22年3月31日をもって解約されました。

b. 契約期間中の解約に関する事項

上記a.にかかわらず、以下に掲げる場合には、資産保管委託契約を解除することができます。

(i) 当事者が、書面により契約解除に合意した場合。この場合、当該契約は両当事者が合意して指定した日に終了します。

(ii) 当事者のいずれか一方が当該契約に違反し、当該契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方が書面にてその違反を通告してから30日間以内に違反した当事者が同違反を是正しない場合。なお、この場合、当該契約は同30日間の経過後に解除することができます。

(iii) 当事者のいずれか一方に、解散原因の発生又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立その他これらに類似する倒産手続開始の申立があったとき。又は、当事者のいずれか一方が、支払停止に陥り、又は手形交換所における取引停止処分、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは滞納処分を受けた

とき。これらの場合、その相手方は当該契約を直ちに解除することができます。

- (iv) 当事者のいずれか一方について、当該契約に定める業務の遂行に著しく支障があると合理的に判断される場合。なお、この場合、その相手方は書面にてその判断を通知することにより当該契約を直ちに解除することができます。

c. 契約の内容の変更に関する事項

当事者は、互いに協議し合意の上、当該契約の各条項の定めを変更することができます。変更にあたっては関係法令との整合性及び本投資法人の規約との整合性並びに準則性を遵守するものとし、書面をもって行うものとします。

d. 契約の変更の開示方法

資産保管委託契約が解約され、資産保管会社の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、関東財務局に資産保管会社の変更が届け出られます（投信法第191条）。

(ホ) 第1回債に係る投資法人債に関する一般事務受託者（中央三井信託銀行株式会社）との間の一般事務委託契約

a. 契約期間

契約期間に関する定めはありません。

b. 契約期間中の解約に関する事項

契約期間中の解約に関する定めはありません。

c. 契約内容の変更に関する事項

当該契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、その都度両当事者は相互にこれに関する協定をします。

d. 契約の変更の開示方法

一般事務委託契約が解約され、一般事務受託者の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、一般事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

(ヘ) 第2回債及び第3回債に係る投資法人債に関する一般事務受託者（住友信託銀行株式会社）との間の一般事務委託契約

a. 契約期間

契約期間に関する定めはありません。

b. 契約期間中の解約に関する事項

契約期間中の解約に関する定めはありません。

c. 契約内容の変更に関する事項

当該契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、その都度両当事者は相互にこれに関する協定をします。

d. 契約の変更の開示方法

一般事務委託契約が解約され、一般事務受託者の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、一般事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

(ト) 第1回債に係る投資法人債管理者（中央三井信託銀行株式会社）との間の管理委託契約

a. 契約期間

契約期間に関する定めはありません。

b. 契約期間中の解約に関する事項

契約期間中の解約に関する定めはありません。

c. 契約内容の変更に関する事項

本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、その都度両当事者は相互にこれに関する協定をします。

d. 契約の変更の開示方法

契約の変更のために投資法人債権者集会の決議を要する場合、かかる投資法人債権者集会は、本投資法人又は投資法人債管理者がこれを招集し、会日より少なくとも3週間前にかかる投資法人債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告します。また、投資法人債権者集会の決議について認可（かかる認可がなければ決議の効力が発生しません。）又は不認可の決定があった場合にも、本投資法人により公告がなされます。

(チ) 会計監査人：あらた監査法人

会計監査人は、投資主総会において選任するものとされ（規約第24条）、会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとされ（投信法第103条第1項、規約第25条第1項）、会計監査人は、上記の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなされています（投信法第103条第2項、規約第25条第2項）。本投資法人の設立の際に選任されたものとみなされる設立時会計監査人は中央青山監査法人でしたが、同監査法人は平成18年8月28日、会計監査人を辞任し、これを受けまして、本投資法人は平成18年8月28日付役員会決議により、あらた監査法人を一時会計監査人に選任しました。そして、平成20年5月29日開催の第3回投資主総会で、あらた監査法人を会計監査人に選任しています。

⑤ 公告の方法

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います（規約第4条）。

2 【利害関係人との取引制限】

(1) 法令に基づく制限

① 利害関係人との取引制限

資産運用会社の行う取引については金融商品取引法の定めにより一定の制限が課せられています。かかる制限の中でも資産運用会社の利害関係人との取引に関する制限として、金融商品取引法第42条の2第1号及び第7号、業府令第130条第1項第2号、第3号、第4号、第5号、第9号、第44条の3第1項第3号によるものが含まれます。

(イ) 資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第1号）。ただし、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして業府令第128条で定めるものを除きます。

(ロ) 資産運用会社が特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は登録投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第3号）。

(ハ) 資産運用会社が自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（業府令第128条各号に掲げる行為を除きます。）（業府令第130条第1項第1号）。

(ニ) 自己又は第三者の利益を図るため、登録投資法人の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第2号）。

(ホ) 第三者（資産運用会社の親法人等及び子法人等を含みます。）の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第3号並びに金融商品取引法第44条の3第1項第3号）。

(ヘ) 他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第4号）。

(ト) 有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作為的な値付けをすることを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第5号）。

(チ) 以下に掲げる者が有価証券の引受け等を行っている場合において、当該者に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該者の要請を受けて、当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第9号）。

a. 本資産運用会社の関係外国法人等

- b. 直近2事業年度において業府令に定める行為を行った運用財産に係る有価証券の合計額が当該2事業年度において発行された運用財産に係る有価証券の額の100分の50を超える者。

② 利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下、本②において同じ意味で用います。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限りません。）その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません（投信法第203条第2項）。ただし、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令に定めるところにより、資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限りません。）その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定めるものにより提供することができます（投信法第203条第4項、第5条第2項）。

③ 資産の運用の制限

投資法人は、①投資法人の執行役員又は監督役員、②資産運用会社、③投資法人の執行役員又は監督役員の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限りません。）、④資産運用会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で以下に掲げる行為（投資家の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行ってはなりません（投信法第195条、投信法施行令第117条及び第118条、投信法第193条、投信法施行令第116条）。

(イ) 有価証券の取得又は譲渡

(ロ) 有価証券の貸借

(ハ) 不動産の取得又は譲渡

(ニ) 不動産の貸借

(ホ) 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引

なお、投信法施行令第117条において、投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として①資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること、②資産運用会社に、不動産の管理を委託すること等が認められています。

(2) 本投資法人の資産運用にかかる自主ルール（利益相反対策ルール）

① 一般原則

本資産運用会社は、利害関係者との取引に関しては、法令上の問題点がないのみならず、本資産運用会社が運用資産の受託者として当該取引においてその責務を果たすよう、本資産運用会社の内規である運用ガイドライン及び委員会規程に以下のような定めをおいています。

② 概要

(イ) 本資産運用会社の取締役会規則又は委員会規程に基づき、以下の要請があります。

- ・ 利害関係者と本投資法人との取引にかかる議案については、本資産運用会社の取締役の全員が出席し、出席取締役の全員一致をもって決し、かかる決議に関して、当該利害関係者に該当することとなる取締役又は法人たる利害関係者の役員又は使用人の地位を現に有する取締役（兼職の場合を意味し、当会社に転籍又は出向している場合を除きます。）は、当該決議対象となる議案について議決権を有しないものとし、その取締役の数は、この場合の取締役及び出席取締役の数に算入しません。
ただし、病気、事故、その他やむを得ない事情により出席できない取締役が、かかる事実を証する書面を取締役に提出した場合には（ただし、やむを得ない事情により事前に当該書面を提出することが困難であるとほかの取締役全員が認めた場合には、可能な限り速やかに当該書面を提出すれば足りず）、当該取締役はこの場合の取締役及び出席取締役の数に算入されません。
- ・ 投資委員会の審議内容に、利害関係者と本投資法人との間の取引に関する事項が含まれる場合には、当該利害関係者に該当することとなる委員又は法人たる利害関係者の役員又は使用人の地位を現に有する委員（兼職の場合を含みますが、当該会社に出向又は転籍している場合を除きます。）を、投資委員会に出席させることはできません。
- ・ 投資委員会の決議の採択において、利害関係者と本投資法人との間の取引に関する議案については、議決権を有する委員の議決権の過半数の賛成かつ議決権を有する社外取締役及び外部専門家の全員の賛成により採択されなければなりません。
- ・ 投資委員会（及びコンプライアンス・リスク管理委員会）の委員は、1人につき1個の議決権を有しますが、利害関係者と本投資法人との取引に関して投資委員会（又はコンプライアンス・リスク管理委員会）が審議を行う場合には、当該利害関係者に該当することとなる投資委員（又はコンプライアンス・リスク管理委員）又は法人たる利害関係者の役員若しくは使用人の地位を現に有する投資委員（又はコンプライアンス・リスク管理委員）（兼職の場合を含みますが、当会社に出向又は転籍している場合を除きます。）は、当該決議対象となる議案について議決権を有しません。
- ・ コンプライアンス・リスク管理委員会の審議内容に、利害関係者と本投資法人との間の取引に関する事項が含まれる場合には、当該利害関係者に該当することとなるコンプライアンス・リスク管理委員又は法人たる利害関係者の役員若しくは使用人の地位を現に有するコンプライアンス委員（兼職の場合を含みますが、当会社に出向又は転籍している場合を除きます。）を、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席させることはできません。
- ・ 利害関係者と本投資法人との間の取引及び法人たる利害関係者の役員又は使用人の地位を現に有する者と本投資法人との取引については、コンプライアンス・リスク管理委員会が審議し、コンプライアンス・リスク管理委員会で可決された後、取締役会に

付議されなければなりません。

(ロ) 運用ガイドラインにおいて、下記③のような基準に従って、利害関係者との取引を行うことが義務付けられています。

③ 基準

利害関係者との以下の取引に関しては、それぞれの以下の基準に基づいて行うものとします。本投資法と投信法第201条にて定義される利害関係人等との間で取引が行われたときは、本資産運用会社は本投資法人に対して投信法第203条第2項に基づき当該取引に関わる事項を記載した書面を交付します。さらに、本投資法人と利害関係人等以外の利害関係者との間で取引が行われた場合も、本資産運用会社は本投資法人にこれに準じた報告を行うものとします。

(イ) 利害関係者からの物件・資産の取得

a. 不動産及び不動産信託受益権の場合

1 物件当たりの「投資額」(購入金額のみを指し、税金・取得費用等は含みません。)は、鑑定評価額以下とします。ただし、売主が当該不動産等を利害関係者以外から取得した場合にはその取得に要した諸費用(各種手数料、デュー・ディリジェンス費用、登録免許税等)相当額を上限として、鑑定評価額を上回る価格で取得することがあります。

b. その他の特定資産の場合

時価が把握できる場合は時価とし、それ以外の場合は上記a.に従うものとします。

(ロ) 利害関係者への物件・資産の売却

a. 不動産及び不動産信託受益権の場合

1 物件当たりの「売却額」(売却金額のみを指し、税金・取得費用等は含みません。)は、鑑定評価額以上とします。

b. その他の特定資産の場合

時価が把握できる場合は時価とし、それ以外の場合は上記a.に従うものとします。

(ハ) 利害関係者への物件の賃貸

市場相場及び当該物件の標準的な賃貸条件等を総合的に勘案し、適正な賃貸条件に基づき賃貸します。

(ニ) 利害関係者へのプロパティ・マネジメント業務の委託

該当事項はありません。

(ホ) 利害関係者による売買・賃貸の媒介又は仲介手数料

a. 売買

媒介又は仲介手数料は売買価格の3%を上限とします。

b. 賃貸

媒介又は仲介手数料は契約賃料の1ヶ月分相当を上限とします。

(へ) 利害関係者に対する工事の発注

第三者の見積価格、内容と比較検討した上で発注します。ただし、緊急修繕及び1件100万円以下の工事の場合は、第三者の見積りを省略して市場相場に基づき発注できるものとします。

④ 利害関係人との取引状況等

第10期に係る利害関係人との取引状況は以下のとおりです。

<支払手数料等>

区分	支払手数料 総額A (千円)	利害関係人との取引の内訳 (注1)		B/A (%)
		支払先	支払額B (千円)	
その他賃貸事業費用	115,262	ニューシティ・リーシング・ワン有 限会社	725	0.6
		ニューシティ・リーシング・ツー有 限会社	902	0.8
		ニューシティ・レジデンス・フォー 有限会社	677	0.6
		ニューシティ・リーシング・フォー 有限会社	735	0.6
		ニューシティ・リーシング・ファイ ヴ有限会社	738	0.6
		ニューシティ・リーシング・シク ス有限会社	668	0.6

(注1) 「利害関係人」とは、投信法第201条第1項にて定義される利害関係人等及び資産運用会社の10%以上の株主並びにかか
る者の意向を受けて設立された特別目的会社(資産流動化法において規定する特定目的会社、会社法整備法において規定
する特例有限会社、株式会社等を含みます。)をいいます。

(注2) 第10期における要支払額を記載しております。

3【投資主・投資法人債権者の権利】

(1) 投資主の権利

投資主が投信法及び本投資法人の規約により有する主な権利の内容及び行使手続の概要は次のとおりです。

① 投資主総会における議決権（投信法第77条第2項第3号、第94条第1項、会社法第308条第1項本文）

投信法又は本投資法人の規約により定められる一定の事項は、投資主より構成される投資主総会で決議されます。投資主は、その有する投資口1口につき1個の議決権を有します（投信法第94条第1項、会社法第308条第1項本文）。投資主総会においては、原則として発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって決議されますが（投信法第93条の2第1項、規約第11条第1項）、規約の変更（投信法第140条）その他一定の重要事項に関しては、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、決議されなければなりません（投信法第93条の2第2項）。

投資主総会において権利を行使すべき投資主は、本投資法人が役員会の決議を経て法令に従いあらかじめ公告して定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とします（投信法第77条の3第2項、規約第15条第1項）。

投資主は、投資主総会に出席する代わりに書面によって議決権を行使することも可能です（投信法第92条第1項）。また、投資主は、投資法人の承諾を得て、電磁的方法により議決権を行使することができます（投信法第92条の2）。さらに、投資主は、代理人により議決権を行使することができます。ただし、投資主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は本投資法人の議決権を有する投資主1名に限られます（規約第11条第2項）。これらの方法にかかわらず、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第1項、規約第14条第1項）。

② その他の共益権

(イ) 代表訴訟提起権（投信法第204条第3項、第116条、第119条、会社法第847条）

6ヶ月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対して書面をもって、資産運用会社、一般事務受託者、執行役員又は監督役員の実行責任を追及する訴えの提起を請求することができ、本投資法人が請求の日から60日以内に訴えを提起しないときは、本投資法人のために自ら訴えを提起することができます。

(ロ) 投資主総会決議取消権（投信法第94条第2項、会社法第830条、第831条）

投資主は、a. 招集の手続若しくは決議の方法が法令若しくは規約に違反し又は著しく不公正なとき、b. 決議の内容が規約に違反するとき、又はc. 決議につき特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がなされたときは、訴えをもって投資主総会の決議の取消しを請求することができます。また、投資主総会の決議が存在しない場合又は決議の内容が法令に違反する場合には、それぞれ投資主総会の決議の不存在又は無効を確認する訴えを提起することができます。

(ハ) 執行役員等の違法行為差止請求権（投信法第109条第5項、第153条の3第2項、会社法第360条第1項）

執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に回復することができない損害が発生するおそれがあるときは、6ヶ月前から引き続き投資口を有する投資主は、執行役員に対してその行為をやめることを請求することができます。本投資法人が清算手続に入った場合には清算執行人に対しても同様です。

(ニ) 新投資口発行無効訴権（投信法第84条第2項、会社法第828条第1項）

投資主は、新投資口発行について重大な法令・規約違反があった場合には、新投資口の発行の効力が生じた日から6ヶ月以内に本投資法人に対して新投資口発行無効の訴えを提起することができます。

(ホ) 合併無効訴権（投信法第150条、会社法第828条第1項）

投資主は、合併手続に重大な瑕疵があった場合等には、本投資法人に対して合併の効力が生じた日から6ヶ月以内に合併無効の訴えを提起することができます。

(ヘ) 設立無効訴権（投信法第75条第6項、会社法第828条第1項）

投資主は、本投資法人の設立につき重大な瑕疵があった場合等には、本投資法人に対して本投資法人の成立の日から2年以内に設立無効の訴えを提起することができます。

(ト) 投資主提案権（投信法第94条第1項、会社法第303条第2項）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の日の8週間前までに一定の事項を投資主総会の目的とすることを請求することができます。ただし、その事項が総会で決議すべきものでない場合はこの限りではありません。

(チ) 投資主総会招集権（投信法第90条第3項、会社法第297条第1項、第4項）

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、投資主総会の招集を請求することができます。遅滞なく投資主総会招集の手続がなされない場合には、監督官庁の許可を得て自ら招集することができます。

(リ) 検査役選任請求権（投信法第94条第1項、会社法第306条第1項、投信法第110条）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、投資主総会に係る招集手続及び決議の方法を調査させるため、投資主総会に先立って検査役の選任を監督官庁に請求することができます。また、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため検査役の選任を監督官庁に申し立てることができます。

(ロ) 執行役員等解任請求権（投信法第104条第1項、第3項、会社法第854条第1項第2号）

執行役員及び監督役員は投資主総会の決議により解任することができますが、執行役員又は監督役員の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず、投資主総会において当該執行役員又は監督役員を解任する旨の議案

が否決された場合には、発行済投資口の100分の3以上に当たる投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、当該投資主総会の日から30日以内に訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を請求することができます。

(ル) 解散請求権（投信法第143条の3）

発行済投資口の10分の1以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、投資法人に回復することができない損害が生じ、又は生じるおそれがあるときや、投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で投資法人の存立を危うくするときには、訴えをもって本投資法人の解散を請求することができます。

③ 分配請求権（投信法第77条第2項第1号、第137条第1項）

投資主は、投信法及び本投資法人の規約に定められた金銭の分配方針に従って作成された金銭の分配に係る計算書に従い、保有投資口数に応じて金銭の分配を受ける権利を有します。金銭の分配方針に関しては前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（3）分配方針」をご参照下さい。

④ 残余財産分配請求権（投信法第77条第2項第2号、第158条）

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、保有投資口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有します。

⑤ 払戻請求権（規約第5条）

投資主は、投資口の払戻請求権を有しません。

⑥ 投資口の処分権（投信法第78条第1項、第3項）

投資主は投資証券を交付する方法により投資口を自由に譲渡できます。

⑦ 投資証券交付請求権及び不所持請求権（投信法第85条第1項、第3項、会社法第217条）

投資主は、投資法人が投資口を発行した日以後遅滞なく、当該投資口にかかる投資証券の交付を受けることができます。また、投資主は、投資証券の不所持を申出することもできます。

⑧ 帳簿閲覧請求権（投信法第128条の3、会社法第433条第2項（第3号を除く。））

投資主は、本投資法人の営業時間内はいつでも、請求の理由を明らかにして、会計帳簿又はこれに関連する資料の閲覧又は謄写を請求することができます。

(2) 投資法人債権者の権利

投資法人債権者が投信法等により有する主な権利の内容は、次のとおりです。

① 元利金支払請求権

投資法人債権者は、投資法人債の要項に従い、元利金の支払を受けることができます。

② 投資法人債の譲渡

投資法人債券を発行する旨の定めのある投資法人債の移転は、譲渡人及び譲受人間の意思表示及び投資法人債券を交付することにより行われます（投信法第139条の7、会社法第687条）。このうち、取得者が、記名式の投資法人債の譲渡を第三者に対抗するためには、投資法人債券

を交付することが必要であり、投資法人に対抗するためには、取得者の氏名及び住所を投資法人債原簿に記載又は記録することが必要です（投信法第139条の7、会社法第688条第2項）。これに対し、取得者が、無記名式の投資法人債の譲渡を第三者及び投資法人に対抗するためには、投資法人債券を交付することが必要です（投信法第139条の7、会社法第688条第3項）。

③ 投資法人債権者集会における議決権

(イ) 投資法人債権者集会は、投信法に規定のある場合のほか、投資法人債権者の利害に重大な関係を有する事項について、決議を行うことができます（投信法第139条の10第2項、会社法第716条）。

投資法人債権者集会において、投資法人債権者は、その有する投資法人債の合計金額（償還済みの額を除きます。）に応じて議決権を行使することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第723条第1項）。投資法人債権者は、投資法人債権者集会に出席する代わりに書面や電磁的方法によって議決権を行使することも可能です（投信法第139条の10第2項、会社法第726条、第727条）。

投資法人債権者集会における決議は、裁判所の認可によってその効力を生じます（投信法第139条の10第2項、会社法第734条）。

(ロ) 投資法人債権者集会の決議方法は、以下のとおりです（投信法第139条の10第2項、会社法第724条第1項、第2項）。

a. 法令及び投資法人債の要項に別段の定めがある場合のほか、原則として、出席した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意をもって行われます（普通決議）。

b. 投資法人債権者集会の決議は、一定の重要な事項については、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意をもって行われます（特別決議）。

(ハ) 投資法人債総額（償還済みの額を除きます。）の10分の1以上に当たる投資法人債を有する投資法人債権者は、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を本投資法人又は投資法人債管理者に対して示して、投資法人債権者集会の招集を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第1項）。

かかる請求がなされた後、遅滞なく投資法人債権者集会の招集手続がなされない場合には、かかる請求を行った投資法人債権者は、裁判所の許可を得て投資法人債権者集会を招集することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第3項）。

(ニ) 投資法人債権者は、本投資法人の営業時間内は、いつでも、投資法人債権者集会の議事録の閲覧又は謄写を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第731条第3項）。

④ 投資法人債管理者

本投資法人は、投資法人債を発行する場合には、投資法人債管理者を定め、投資法人債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の投資法人債の管理を行うことを委託しなければなりません。ただし、各投資法人債の金額が1億円以上である場合その他投資法人債権者の保護

に欠けるおそれがないものとして投信法施行規則で定める場合は、この限りではありません（投信法第139条の8）。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

① 名称

シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社
(英文ではCBRE Residential Management K.K. と表示します。)

(注) 本資産運用会社は、平成22年5月17日に開催された株主総会の決議に基づき、クリックシス株式会社へ商号が変更されています。

② 資本金の額

210百万円（平成22年3月31日現在）

③ 事業の内容

金融商品取引法第28条第4項に規定する投資運用業を行います。

(イ) 会社の沿革

年月日	事項
平成15年5月27日	会社設立
平成15年10月17日	宅地建物取引業者免許取得 (免許番号 東京都知事(1)第82436号) (注1)
平成16年8月5日	宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可取得 (認可番号 国土交通大臣認可第22号)
平成16年9月17日	証券取引法等の一部を改正する法律による改正前の投信法上の投資信託委託業者の認可取得 (認可番号 内閣総理大臣第33号) (注2)
平成19年9月30日	金融商品取引法上の金融商品取引業者登録（関東財務局長（金商）第329号）

(注1) 平成20年10月17日に宅地建物取引業者免許が更新され、免許番号が東京都知事(2)第82436号に変更されております。

(注2) 本資産運用会社は、証券取引法等の一部を改正する法律附則第159条第1項の適用を受け、投資運用業の登録を行ったものとみなされています。

(ロ) 株式の総数及び資本金の額の増減

- a. 発行する株式の総数（平成22年3月31日現在）
6,000株

b. 発行済株式の総数（平成22年3月31日現在）

4,200株

c. 最近5年間における資本金の額の増減

年月日	資本金の増減
平成16年5月26日	資本の額を1,000万円から1億1,000万円に増額
平成16年7月21日	資本の額を1億1,000万円から2億1,000万円に増額

(ハ) 経理の概況

本資産運用会社は、第7期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の財務諸表については監査法人の監査を受けておりません。

本資産運用会社の経理の概況は以下のとおりです。なお、金額については、千円未満を切捨てにより記載しております。

a. 最近の事業年度における主な資産と負債の概況

(単位：千円)

	平成22年3月31日現在
総資産	567,004
総負債	66,121
純資産	500,883

b. 最近の事業年度における損益の概況

(単位：千円)

	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
営業収益	607,506
経常利益	86,965
当期純利益	62,748

(二) その他

a. 役員の変更

本資産運用会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の過半数を超える株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成により選任されます。取締役の選任については、累積投票によりません。取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までで、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠又は増員として就任した取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とし、補欠として就任した監査役

の任期は、前任者の残任期間とします。資産運用会社において取締役及び監査役の変更があった場合には、その日から2週間以内に、その旨を関東財務局長に届け出ます（金融商品取引法第31条第1項、第29条の2第1項第3号）。また、資産運用会社の取締役又は執行役が他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は執行役に就任し又はこれらを退任した場合には、遅滞なく、その旨を関東財務局長に届け出ます（金融商品取引法第31条の4第4項。他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は執行役が本資産運用会社の取締役又は執行役を兼ねることとなった場合も同様です。）。

b. 訴訟事件その他資産運用会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

平成22年3月31日現在において、本資産運用会社に関して、訴訟事件その他重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

(ホ) 関係業務の概要

第10期末時点において、本投資法人が、本資産運用会社に委託する業務の内容は以下のとおりです。

- a. 本投資法人の資産の運用にかかる業務
- b. 本投資法人が行う資金調達にかかる業務
- c. 本投資法人の資産の状況についての本投資法人への報告業務
- d. 本投資法人の資産にかかる運営計画の策定業務
- e. その他本投資法人が随時委託する上記 a. 乃至 d. に付随し又は関連する業務

(2) 【運用体制】

運用体制については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 ② 投資法人の運用体制」を、また、投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (2) 投資リスクに対する管理体制」をそれぞれご参照下さい。

(3) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在における本資産運用会社の大株主の状況は、以下のとおりです。

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%) (注)
シービー・リチャード・エリス・ インベスターズ・ホールディングス 株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号	1,785	42.5
株式会社ニューシティ コーポレーション (注2)	東京都港区虎ノ門四丁目3番20号	1,785	42.5
株式会社CSKホールディングス	東京都港区南青山二丁目26番1号	420	10.0
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	105	2.5
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	105	2.5
合計		4,200	100.0

(注1) 上表中における「比率」は、発行済株式総数に対する所有株式数の比率を表しています。

(注2) 当該株主は、平成22年3月31日現在清算手続中です。

(4) 【役員の状況】

(平成22年3月31日現在)

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
代表取締役 社長 兼チーフ・コ ンプライアン ス・オフィ サー	山田 洋一	昭和62年4月	株式会社三井銀行（現三井住友銀行） 巢鴨支店融資課・外国課	0
		平成4年4月	最高裁判所司法研修所 司法修習生	
		平成6年4月	風間・畑法律事務所 弁護士	
		平成9年10月	国連人権高等弁務官カンボジア事務所 司法コンサルタント	
		平成11年3月	カンボジア王国司法省 JICA専門家	
		平成12年2月	弁護士法人山田・野口国際法律事務所 弁護士	
		平成15年10月	GE横河メディカルシステム株式会社（現 GEヘルスケア・ジャパン株式会社） 法 務グループ長	
		平成16年5月	同社 法務室長兼法務グループ長	
		平成16年10月	同社 法務室長	
		平成18年7月	株式会社ジェイ・キャピタル・インター ナショナル 本部長 リーガル・コンプ ライアンスオフィサー	
		平成19年1月	株式会社ニューシティコーポレーション 執行役員 シニアバイスプレジデント ジャパンゼネラルカウンセル	
		平成20年2月	同社 執行役員 シニアバイスプレジデ ント ジャパンゼネラルカウンセル チーフコンプライアンスオフィサー リーガル部・コンプライアンス部部长	
		平成21年5月	同社 代表清算人（現在に至る）	
		平成21年8月	敬和綜合法律事務所 弁護士（現在に至 る）	
		平成22年2月	シービーアールイー・レジデンシャル・ マネジメント株式会社（現クリックシス 株式会社） 取締役（現在に至る）	
		平成22年3月	同社 代表取締役社長兼チーフ・コンプ ライアンス・オフィサー（現在に至る）	

(注) 平成22年2月24日開催の株主総会における決議によって選任され、同年3月1日に就任しております。

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
取締役 (非常勤)	ジョナサン・ シヨケット	平成11年4月	プライスウォーターハウスクーパース フィナンシャル・アドバイザー・サー ビス株式会社 入社	0
		平成14年5月	シービー・リチャード・エリス・インベ スターズ株式会社 入社	
		平成16年2月	AMBブラックパイン株式会社（現 日本法 人AMBプロパティジャパンインク） 入社	
		平成16年8月	株式会社ニューシティコーポレーション 入社 バイスプレジデント	
		平成19年9月	同社 執行役員副社長	
		平成21年4月	シービーアールイー・レジデンシャル・ マネジメント株式会社（現クリックシス 株式会社） 取締役（非常勤）（現在に 至る）	
		平成21年5月	ユニファイド・インダストリアル株式会 社 チーフ・オペレーティング・オフィ サー（現在に至る）	
取締役 (非常勤)	岡本 哲治	昭和61年10月	中央監査法人（旧中央青山監査法人）入 所	0
		平成8年10月	中央監査法人を退職 岡本公認会計士事務所（旧岡本公認会計 士・税理士事務所）を設立 代表（現在 に至る）	
		平成15年1月	成倫税理士法人を岡本公認会計士・税理 士事務所から分離して設立 代表社員 （現在に至る）	
		平成15年1月	青南監査法人 社員就任（現在に至る）	
		平成21年4月	シービーアールイー・レジデンシャル・ マネジメント株式会社（現クリックシス 株式会社） 取締役（非常勤）（現在に 至る）	

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
取締役 (非常勤)	久志本 一郎	昭和41年4月 昭和48年12月 昭和51年12月 昭和53年12月 昭和58年7月 昭和62年12月 平成2年2月 平成5年11月 平成7年5月 平成10年5月 平成16年7月	日本長期信用銀行 入社 営業第5部 同 大阪支店資金部調査役 同 国際金融部調査役 同 ニューヨーク支店 次長 同 マーチャントバンキンググループ M&Aグループヘッド 同 池袋支店長 同 営業第八部長 ケンブリッジ・エネルギー・リサーチ 入社 シニア フェロー ホテルインベストメント株式会社 入社 代表取締役社長 パシフィック・アドバイザー・グルー プ設立 株式会社ピーエーエー・ジャパン 代表取 締役社長 (現在に至る) シービーアールイー・レジデンシャル・ マネジメント株式会社 (現クリックシス 株式会社) 取締役 (現在に至る)	0
監査役 (非常勤)	兼山 嘉人	昭和58年10月 平成7年8月 平成17年6月 平成17年9月	青山監査法人 (プライス・ウオーター ハウス) 入社 兼山公認会計士事務所を開設 (現在に至 る) シービーアールイー・レジデンシャル・ マネジメント株式会社 (現クリックシス 株式会社) 監査役 (非常勤) (現在に 至る) 株式会社ニューシティコーポレーション 監査役 (平成20年8月退任)	0

なお、本資産運用会社の取締役、監査役以外の重要な役職者は、以下のとおりです。

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
財務経理 本部長	岩崎 和行	昭和52年4月	株式会社神戸製鋼所 入社 重機械営業部、資金部	0
		昭和62年7月	三井信託銀行株式会社（現中央三井信託銀行株式会社） 入社 国際市場資金部	
		平成2年7月	同上 八重洲口支店	
		平成5年4月	同上 本店審査部	
		平成9年3月	同上 大阪支店不動産部	
		平成11年5月	同上 玉川支店長	
		平成12年9月	同上 岡山支店長	
		平成14年10月	同上 浦和支店長	
		平成17年1月	同上 新宿西口支店長	
		平成17年11月	シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社（現クリックシス株式会社） 入社 取締役兼ファイナンス部長	
		平成19年2月	同上 取締役兼ファイナンス本部長	
平成20年4月	同上 取締役、執行役員兼財務経理本部長			
平成20年11月	同上 財務経理本部長（現在に至る）			

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数
投資運用 本部長	吉村 克	<p>昭和56年 4月 太平住宅株式会社 入社 業務部</p> <p>昭和62年 3月 三井不動産販売株式会社 入社 不動産運用部鑑定課</p> <p>平成10年 4月 同上 国際事業部 グループリーダー</p> <p>平成12年 4月 同上 米国三井不動産販売株式会社に出向 シニアヴァイスプレジデント</p> <p>平成15年10月 同上 デューデリジェンス事業部 グループリーダー</p> <p>平成17年 6月 株式会社ニューシティコーポレーション 入社</p> <p>シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社（現クリックシス株式会社）に出向 投資アセットマネジメント部シニアアセットマネジャー</p> <p>平成18年 6月 セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社 入社</p> <p>エス・シー・ジェイ・インベストメント・マネージメント株式会社（現SCJインベストメント・マネージメント株式会社）に出向 アセットマネジメント部シニアマネージャ</p> <p>平成19年 3月 同上 セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社 執行役員</p> <p>同上 SCJインベストメント・マネージメント株式会社 アセットマネジメント部 部長</p> <p>平成20年 4月 シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社（現クリックシス株式会社） 入社 取締役、執行役員兼投資運用本部長</p> <p>平成20年11月 同上 投資運用本部長（現在に至る）</p>	0

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

本資産運用会社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として、投資運用業を行っています。平成22年3月31日現在、本資産運用会社が資産の運用を行う投資法人又は運用の指図を行う投資信託財産は、本投資法人のみです。

2 【その他の関係法人の概況】

(1) 一般事務受託者兼資産保管会社

① 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(イ) 名称

みずほ信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額

247,260百万円（平成22年3月31日現在）

(ハ) 事業の内容

銀行法（昭和56年法律第59号、その後の改正を含みます。以下「銀行法」といいます。）に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号、その後の改正を含みます。以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

② 【関係業務の概要】

一般事務受託者としての業務（名義書換等にかかる一般事務受託者としての業務は除きます。）及び資産保管会社としての以下の業務を行います。

(イ) 本投資法人の機関の運営に関する事務（投信法第117条第4号に規定する事務のうち、本投資法人が投資主名簿等管理人である中央三井信託銀行株式会社との間で締結した投資主名簿等管理人委託契約において投資主名簿等管理人に委託された事務以外のもの。）

(ロ) 計算に関する事務（投信法第117条第5号に規定する事務。）

(ハ) 会計帳簿の作成に関する事務（投信法第117条第6号及び投信法施行規則第169条第2項第6号に規定する事務のうち、上記の投資主名簿等管理人委託契約において投資主名簿等管理人に委託された事務以外のもの。）

(ニ) 納税に関する事務（投信法第117条第6号及び投信法施行規則第169条第2項第7号に規定する事務。）

(ホ) その他（イ）乃至（ニ）に準ずる業務又は付随する一定の業務

(ヘ) 本投資法人の資産の保管に係る業務

(ト) 上記 (ヘ) に付随する業務

③【資本関係】

該当事項はありません。

(2) 投資主名簿等管理人

① 名称、資本金の額及び事業の内容

(イ) 名称

中央三井信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額

399,697百万円 (平成22年 3月31日現在)

(ハ) 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

② 関係業務の概要

以下の業務を行います。

(イ) 投資主名簿及びその他必要な帳簿書類等の作成、管理及び備置に関する事項

(ロ) 投資主名簿への記載又は記録及び質権の登録又はその抹消に関する事項

(ハ) 投資証券不所持の取扱いに関する事項

(ニ) 投資主等の氏名、住所及び印鑑の登録に関する事項

(ホ) 投資主等の提出する届出の受理に関する事項

(ヘ) 投資証券の交付に関する事項

(ト) 投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する参考書類等の送付並びに議決権行使書 (又は委任状) の作成に関する事項

(チ) 金銭の分配 (以下「分配金」といいます。) の計算及びその支払のための手続きに関する事項

(リ) 分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の分配金の確定及びその支払に関する事項

(ヌ) 投資口に関する照会応答、諸証明書の発行及び事故届出の受理に関する事項

- (ル) 委託事務を処理するため使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理保管に関する事項
- (ヲ) 募集投資口の発行（投資口の併合又は分割を含みます。）に関する事項
- (ワ) 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申し出の受理に関する事項（前各号の事項に関連するものに限りません。）
- (カ) 法令又は投資主名簿等管理人委託契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事項
- (ヨ) 前各号に掲げる事務に付随する事務
- (タ) 前各号に掲げる事務のほか、本投資法人と投資主名簿等管理人が協議の上定める事項

③ 資本関係

該当事項はありません。

(3) 第1回債に係る一般事務受託者兼投資法人債管理者

① 名称、資本金の額及び事業の内容

(イ) 名称

中央三井信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額

399,697百万円（平成22年3月31日現在）

(ハ) 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

② 関係業務の概要

第1回債に関して、以下の事務を行います。

(イ) 投資法人債管理者としての事務

(ロ) 発行代理人事務

(ハ) 支払代理人事務

(ニ) 買入償却に係る事務

(ホ) 重要な事項等の株式会社証券保管振替機構等に対する通知に係る事務等

(ホ) 投資法人債原簿及び謄本の調製並びに投資法人債原簿の管理、記帳等の発行・期中事務

③ 資本関係

該当事項はありません。

(4) 第2回債及び第3回債に係る一般事務受託者

① 名称、資本金の額及び事業の内容

(イ) 名称

住友信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額

342,037百万円（平成22年3月31日現在）

(ハ) 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

② 関係業務の概要

第2回債及び第3回債に関して、以下の業務を行います。

(イ) 発行事務

(ロ) 発行代理人業務

(ハ) 支払代理人業務

(ニ) 投資法人債原簿の調製及び備置その他の投資法人債原簿に関する事務等の期中事務

(ホ) 元利金支払取りまとめ事務

③ 資本関係

該当事項はありません。

第5【投資法人の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含みます。）及び同規則第2条の規定により、投資法人計算規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

本投資法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成21年3月1日から平成21年8月31日まで）及び第10期計算期間（平成21年9月1日から平成22年2月28日まで）の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

本投資法人は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

1 【財務諸表】
 (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第9期 (平成21年8月31日現在)	第10期 (平成22年2月28日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,508,114	4,869,219
信託現金及び信託預金	※1 2,817,379	※1 2,762,355
営業未収入金	177,331	181,102
前払費用	26,395	34,996
未収消費税等	67,306	—
未収還付法人税等	563,656	—
その他	23,836	9,573
貸倒引当金	△38,648	△41,404
流動資産合計	7,145,371	7,815,842
固定資産		
有形固定資産		
建物	28,570,907	28,584,784
減価償却累計額	△1,668,231	△2,010,747
建物（純額）	26,902,676	26,574,037
構築物	267,518	267,518
減価償却累計額	△11,801	△14,381
構築物（純額）	255,716	253,137
機械及び装置	490,732	490,732
減価償却累計額	△40,043	△47,765
機械及び装置（純額）	450,689	442,967
工具、器具及び備品	843,863	844,480
減価償却累計額	△124,612	△150,938
工具、器具及び備品（純額）	719,251	693,542
土地	41,508,370	41,508,370
信託建物	44,264,033	44,308,036
減価償却累計額	△4,203,204	△4,723,285
信託建物（純額）	※1 40,060,829	※1 39,584,750
信託構築物	458,638	459,899
減価償却累計額	△31,038	△35,283
信託構築物（純額）	※1 427,600	※1 424,615
信託機械及び装置	314,628	314,628
減価償却累計額	△36,088	△41,070
信託機械及び装置（純額）	※1 278,540	※1 273,558
信託工具、器具及び備品	387,566	399,370
減価償却累計額	△95,417	△111,651
信託工具、器具及び備品（純額）	※1 292,148	※1 287,719
信託土地	※1 74,374,561	※1 74,374,561
信託建設仮勘定	7,196	—
有形固定資産合計	185,277,581	184,417,259

(単位：千円)

	第9期 (平成21年8月31日現在)	第10期 (平成22年2月28日現在)
無形固定資産		
信託借地権	913,996	913,996
その他	3,153	2,269
無形固定資産合計	917,149	916,266
投資その他の資産		
差入保証金	11,534	10,212
長期前払費用	135,446	119,311
修繕積立金	269,658	296,789
投資その他の資産合計	416,639	426,313
固定資産合計	186,611,370	185,759,838
繰延資産		
投資法人債発行費	57,847	49,801
繰延資産合計	57,847	49,801
資産合計	193,814,589	193,625,483
負債の部		
流動負債		
営業未払金	386,415	311,006
1年内償還予定の投資法人債	1,807,610	—
1年内返済予定の長期借入金	※1 3,827,444	—
未払金	591,357	344,819
未払費用	8,238,344	7,770
未払法人税等	605	605
未払消費税等	—	6,052
前受金	436,170	431,113
その他	25,454	22,168
流動負債合計	15,313,402	1,123,536
固定負債		
投資法人債	29,192,390	29,374,466
長期借入金	※1 61,809,552	※1 62,215,854
預り敷金及び保証金	331,460	316,835
信託預り敷金及び保証金	1,033,298	989,566
長期未払金	5,646,201	5,328,893
固定負債合計	98,012,902	98,225,615
負債合計	113,326,304	99,349,152
純資産の部		
投資主資本		
出資総額	90,931,601	96,931,601
剰余金		
当期末処分利益又は当期末処理損失(△)	△10,443,316	△2,655,270
投資主資本合計	※2 80,488,284	※2 94,276,330
純資産合計	※3 80,488,284	※3 94,276,330
負債純資産合計	193,814,589	193,625,483

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第9期		第10期	
	自	平成21年3月1日	自	平成21年9月1日
	至	平成21年8月31日	至	平成22年2月28日
営業収益				
貸貸事業収入		※1 5,324,087	※1 5,305,623	
営業収益合計		5,324,087	5,305,623	
営業費用				
貸貸事業費用		※1 2,374,606	※1 2,204,708	
資産運用報酬		330,911	284,988	
資産保管手数料		12,128	12,190	
一般事務委託手数料		32,060	37,516	
役員報酬		9,840	9,738	
その他営業費用		113,645	169,612	
営業費用合計		2,873,193	2,718,754	
営業利益		2,450,894	2,586,868	
営業外収益				
受取利息		1,072	188	
雑収入		2,680	7,577	
営業外収益合計		3,752	7,765	
営業外費用				
支払利息		1,242,291	507,913	
融資関連費用		74,039	42,536	
投資法人債利息		232,663	214,748	
投資法人債発行費償却		8,356	8,045	
その他		6,418	8,702	
営業外費用合計		1,563,769	781,946	
経常利益		890,877	1,812,687	
特別利益				
債務免除益		—	9,578,264	
特別利益合計		—	9,578,264	
特別損失				
減損損失		※2 93,398	—	
遅延損害金		※3 3,800,210	※3 3,120,550	
民事再生手続費用		※4 77,334	※4 422,134	
金利スワップ精算損		※5 156,279	—	
合併関連費用		—	59,717	
特別損失合計		4,127,222	3,602,402	
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		△3,236,344	7,788,549	
法人税、住民税及び事業税		729	503	
法人税等合計		729	503	
当期純利益又は当期純損失(△)		△3,237,074	7,788,045	
前期繰越利益又は前期繰越損失(△)		△7,206,242	△10,443,316	
当期末処分利益又は当期末処理損失(△)		△10,443,316	△2,655,270	

(3) 【投資主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第9期		第10期	
	自	平成21年3月1日	自	平成21年9月1日
	至	平成21年8月31日	至	平成22年2月28日
投資主資本				
出資総額				
前期末残高		90,931,601		90,931,601
当期変動額				
新投資口の発行		—		6,000,000
当期変動額合計		—		6,000,000
当期末残高		90,931,601		96,931,601
剰余金				
当期末処分利益又は当期末処理損失(△)				
前期末残高		△7,206,242		△10,443,316
当期変動額				
当期純利益又は当期純損失(△)		△3,237,074		7,788,045
当期変動額合計		△3,237,074		7,788,045
当期末残高		△10,443,316		△2,655,270
投資主資本合計				
前期末残高		83,725,359		80,488,284
当期変動額				
新投資口の発行		—		6,000,000
当期純利益又は当期純損失(△)		△3,237,074		7,788,045
当期変動額合計		△3,237,074		13,788,045
当期末残高		80,488,284		94,276,330
純資産合計				
前期末残高		83,725,359		80,488,284
当期変動額				
新投資口の発行		—		6,000,000
当期純利益又は当期純損失(△)		△3,237,074		7,788,045
当期変動額合計		△3,237,074		13,788,045
当期末残高		80,488,284		94,276,330

(4) 【金銭の分配に係る計算書】

区分	第9期 自 平成21年3月 1日 至 平成21年8月31日	第10期 自 平成21年9月 1日 至 平成22年2月28日
I 当期未処分利益又は当期未処理損失(△)	△10,443,316千円	△2,655,270千円
II 分配金の額 (投資口1口当たりの分配金の額)	-千円 (-円)	-千円 (-円)
III 次期繰越利益又は次期繰越損失(△)	△10,443,316千円	△2,655,270千円
分配金の額の算出方法	本投資法人の規約第35条第1項に定める金銭の分配の方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能利益の額」の90%に相当する金額を超えるものとしております。しかしながら、当期は未処理損失を計上するに至ったため利益の分配は行いません。また、本投資法人規約第35条第1項(2)に定める利益を超えた金銭の分配も行いません。	本投資法人の規約第35条第1項に定める金銭の分配の方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能利益の額」の90%に相当する金額を超えるものとしております。しかしながら、当期は未処理損失を計上するに至ったため利益の分配は行いません。また、本投資法人規約第35条第1項(2)に定める利益を超えた金銭の分配も行いません。

(注) 投資口1口当たり分配金以外の金額は、いずれも千円未満を切捨ててにより表示しております。

(5) 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	第9期		第10期	
	自	平成21年3月1日 至 平成21年8月31日	自	平成21年9月1日 至 平成22年2月28日
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)		△3,236,344		7,788,549
減価償却費		923,338		924,885
長期前払費用償却額		22,786		16,135
投資法人債発行費償却		8,356		8,045
減損損失		93,398		—
遅延損害金		3,800,210		3,120,550
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		23,038		2,756
金利スワップ精算損		156,279		—
受取利息		△1,072		△188
支払利息		1,474,954		722,661
投資口交付費		—		4,433
債務免除益		—		△9,578,264
民事再生手続費用		—		59,717
合併関連費用		—		422,134
営業未収入金の増減額 (△は増加)		△96,955		△81,153
未収消費税等の増減額 (△は増加)		△67,306		67,306
営業未払金の増減額 (△は減少)		157,796		△75,409
未払金の増減額 (△は減少)		32,229		270,706
未払消費税等の増減額 (△は減少)		△124,324		6,052
前受金の増減額 (△は減少)		52,791		△5,056
長期未払金の増減額 (△は減少)		△113,664		△317,307
その他		10,725		△9,543
小計		3,116,236		3,347,011
利息の受取額		928		188
利息の支払額		△893,569		△2,495,521
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)		△779		563,016
民事再生手続費用の支払額		—		△51,175
合併関連費用の支払額		—		△277,689
金利スワップ精算による支払額		—		△300,419
違約金の支払額		—		△369,812
営業活動によるキャッシュ・フロー		2,222,816		415,598

(単位：千円)

	第9期		第10期	
	自	平成21年3月1日	自	平成21年9月1日
	至	平成21年8月31日	至	平成22年2月28日
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△19,086		△14,493
信託有形固定資産の取得による支出		△65,144		△50,849
差入保証金の差入による支出		—		48
差入保証金の回収による収入		30		1,274
預り敷金及び保証金の受入による収入		49,981		40,314
預り敷金及び保証金の返還による支出		△29,029		△30,918
信託預り敷金及び保証金の受入による収入		107,907		90,530
信託預り敷金及び保証金の返還による支出		△89,281		△80,902
信託預り敷金及び保証金対応信託預金の預入による支出		△103,223		△86,754
信託預り敷金及び保証金対応信託預金の引出による収入		158,933		142,202
修繕積立金の支出		△13,412		△13,412
投資活動によるキャッシュ・フロー		△2,324		△2,960
財務活動によるキャッシュ・フロー				
長期借入金の返済による支出		—		△3,421,143
投資口の発行による収入		—		6,000,000
投資口交付費の支出		—		△4,433
投資法人債の償還による支出		—		△1,625,533
分配金の支払額		△2,710		—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△2,710		948,889
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		2,217,781		1,361,528
現金及び現金同等物の期首残高		3,035,715		5,253,497
現金及び現金同等物の期末残高		5,253,497		6,615,025

(6) 【注記表】

〔継続企業の前提に関する注記〕

項目	第9期 自 平成21年3月 1日 至 平成21年8月31日	第10期 自 平成21年9月 1日 至 平成22年2月28日
1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況	<p>本投資法人は、平成20年10月9日に民事再生手続開始を申し立て、同月14日に民事再生手続開始決定を受けましたが、再生債権者の同意を得られず、平成21年9月9日に同手続について東京地方裁判所より廃止決定がなされました。また、これに伴い、本投資法人は、Lone Star Real Estate Fund(U.S.), L.P. 及び株式会社KFキャピタルとの間で締結した平成21年4月7日付スポンサー契約を平成21年9月9日に解除しました。</p> <p>その後、本投資法人は、平成21年10月13日に東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行いました。平成21年10月14日に東京地方裁判所から民事再生手続開始決定がなされていますが、現在民事再生手続の過程にあることから、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>本投資法人は、当該状況を解消すべく、平成21年9月18日に大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス工業」という）及びビ・ライフ投資法人（以下大和ハウス工業と併せて「スポンサー」と総称する）との間で再生支援に関する基本合意書（以下「本基本合意書」という）を締結し、平成21年11月9日に、スポンサーからの再生支援を前提とした再生計画案を東京地方裁判所に提出しました。</p> <p>また、本投資法人は、平成21年11月10日にビ・ライフ投資法人との間で合併契約（以下「本合併契約」という）を締結し、本投資法人の再生支援のための第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」という）につき同日に大和ハウス工業との間で新投資口の引受に関する合意書（以下「引受合意書」という）を締結しました。</p>	—

項目	第9期 自 平成21年3月 1日 至 平成21年8月31日	第10期 自 平成21年9月 1日 至 平成22年2月28日
	<p>再生支援を含む再生計画案の概要は以下のとおりです。なお、本第三者割当増資及び合併を含むスポンサーの支援は、本投資法人にかかる新たな再生手続が開始されること及び当該再生手続において本件取引を含み又はこれを前提とする再生計画案が認可され当該認可決定が確定することその他の事由を前提条件としています。また、本投資法人は、平成21年10月13日に、別除権者との間で、再生計画案の認可決定がなされること等を条件に、かかる再生計画案と矛盾しない内容の別除権協定を締結しています。</p> <p>① 募集投資口の第三者割当による発行 本基本合意書及び引受合意書に基づき、本投資法人は、大和ハウス工業及び/又は大和ハウス工業が本投資法人の承諾を得て指定する者を割当先として、以下の条件で募集投資口の第三者割当を行います。</p> <p>a. 募集投資口数 120,000口</p> <p>b. 払込金額 60億円（一口につき50,000円）</p> <p>c. 申込期日 平成22年1月14日（予定）</p> <p>d. 払込期日 平成22年1月15日（予定）</p> <p>② ビ・ライフ投資法人との合併 本合併契約に規定される合併の概要は以下のとおりです。</p> <p>a. 合併の方法 ビ・ライフ投資法人を吸収合併存続法人とし、本投資法人を吸収合併消滅法人とする吸収合併</p> <p>b. 合併比率 本投資法人の投資口1口に対し、ビ・ライフ投資法人の投資口0.23口を割当交付する。</p>	

項目	第9期 自 平成21年3月 1日 至 平成21年8月31日	第10期 自 平成21年9月 1日 至 平成22年2月28日
	<p>c. 合併効力発生日</p> <p>平成22年4月1日とする。但し、本投資法人及びビ・ライフ投資法人は、合併に係る手続進行上の必要性その他の事由により、協議の上、この日を変更することができる。</p> <p>③ 再生債権についての弁済</p> <p>本投資法人は、再生債権の元本等の全額を再生計画認可決定確定から5年間で4回に分割して支払います。</p> <p>なお、再生計画案は平成21年12月9日開催予定の債権者集会の決議を経て、裁判所による認可決定を得た上で遂行されることとなりますが、現時点では再生計画案が認可されるかは未確定であります。</p> <p>財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。</p>	

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

項目	第9期 自 平成21年3月 1日 至 平成21年8月31日	第10期 自 平成21年9月 1日 至 平成22年2月28日								
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>①有形固定資産（信託財産を含む） 定額法を採用しております。 なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりです。</p> <table data-bbox="571 410 916 554"> <tr> <td>建物</td> <td>2～65年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10～65年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>17～30年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2～30年</td> </tr> </table> <p>②無形固定資産 その他 定額法を採用しています。</p> <p>③長期前払費用 定額法を採用しております。 なお、借入に付随する長期前払費用は、当期首時点の残高を、平成21年11月9日提出の再生計画案による再生債権の最終弁済期日までの期間にわたり償却しております。</p>	建物	2～65年	構築物	10～65年	機械及び装置	17～30年	工具、器具及び備品	2～30年	<p>①有形固定資産（信託財産を含む） 同左</p> <p>②無形固定資産 その他 同左</p> <p>③長期前払費用 定額法を採用しております。 なお、借入に付随する長期前払費用は、前期首時点の残高を、平成22年1月5日に認可決定の確定を受けた再生計画による再生債権の最終弁済期日までの期間にわたり償却しております。</p>
建物	2～65年									
構築物	10～65年									
機械及び装置	17～30年									
工具、器具及び備品	2～30年									

項目	第9期 自 平成21年3月 1日 至 平成21年8月31日	第10期 自 平成21年9月 1日 至 平成22年2月28日
2. 繰延資産の処理方法	<p>①投資法人債発行費</p> <p>償還までの期間にわたり定額法により償却しております。なお、当期首時点の残高を、平成21年11月9日提出の再生計画案による再生債権の最終弁済期日までの期間にわたり償却しております。</p>	<p>①投資法人債発行費</p> <p>償還までの期間にわたり定額法により償却しております。なお、前期首時点の残高を、平成22年1月5日に認可決定の確定を受けた再生計画による再生債権の最終弁済期日までの期間にわたり償却しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>①貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>①貸倒引当金</p> <p>同左</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>固定資産税等の費用処理方法</p> <p>保有する不動産等に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち、当計算期間に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。</p> <p>なお、不動産等の取得に伴い、譲渡人に支払った固定資産税等の精算金は賃貸事業費用として計上せず、該当不動産等の取得価額に算入しております。当期において不動産等の取得はありません。</p>	<p>固定資産税等の費用処理方法</p> <p>同左</p>

項目	第9期 自 平成21年3月 1日 至 平成21年8月31日	第10期 自 平成21年9月 1日 至 平成22年2月28日
5. 不動産等を信託財産とする 信託受益権に関する会計処理 方法	<p>保有する不動産等を信託財産とする信託受益権については、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しております。</p> <p>なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記することとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 「信託現金及び信託預金」 b. 「信託建物」、「信託構築物」、「信託機械及び装置」、「信託工具、器具及び備品」、「信託土地」、「信託建設仮勘定」、「信託借地権」 c. 「信託預り敷金及び保証金」 	<p>保有する不動産等を信託財産とする信託受益権については、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しております。</p> <p>なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記することとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 「信託現金及び信託預金」 b. 「信託建物」、「信託構築物」、「信託機械及び装置」、「信託工具、器具及び備品」、「信託土地」、「信託借地権」 c. 「信託預り敷金及び保証金」
6. 消費税等の処理方法	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。但し、固定資産に係る控除対象外消費税は、各資産の取得原価に算入しています。</p>	同左

項目	第9期	第10期
	自 平成21年3月 1日 至 平成21年8月31日	自 平成21年9月 1日 至 平成22年2月28日
7. キャッシュ・フロー計算書 における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び信託現金、随時引き出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。	同左

〔表示方法の変更〕

第9期	第10期
自 平成21年3月 1日 至 平成21年8月31日	自 平成21年9月 1日 至 平成22年2月28日
(キャッシュ・フロー計算書) 貸倒引当金の純増減額は、前期まで営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増加したため、当期より「貸倒引当金の増減額」として表示しております。なお、前期において「その他」に含まれている「貸倒引当金の増減額」は、10,710千円となります。	—

[追加情報]

項目	第9期 自 平成21年3月 1日 至 平成21年8月31日	第10期 自 平成21年9月 1日 至 平成22年2月28日
民事再生手続の過程にあることに伴う特有の会計処理	<p>① 借入金、投資法人債、未払金のうち、再生債務については、再生計画案及び別除権協定の弁済計画に基づき、1年以内に返済予定の金額を流動負債に、それ以外を固定負債に区分しております。</p> <p>② 平成20年10月14日の民事再生手続開始決定日後の利息等については、契約等に定められる遅延損害金利率に基づき計算した金額を未払費用として計上しております。このうち、当期に発生した利息等については、平成21年11月9日提出の再生計画案の認可決定が確定した場合に債務免除が見込まれる金額、及び平成21年10月13日締結の別除権協定により債務免除が見込まれる金額は、遅延損害金として特別損失に計上し、残額は営業外費用の支払利息又は投資法人債利息に計上しております。なお、平成21年11月9日提出の再生計画案及び平成21年10月13日締結の別除権協定が、前期に計上した遅延損害金、支払利息又は投資法人債利息に与える影響額については、当期の遅延損害金、支払利息又は投資法人債利息の計上額に反映しておりません。</p>	<p>① 借入金、投資法人債、未払金のうち、再生債務については、再生計画に基づき、固定負債に区分しております。</p> <p>② 支払利息及び投資法人債利息については、再生計画及び別除権協定に定める利率に基づき計上しております。また、当期首から再生計画の認可決定の確定日である平成22年1月5日までの期間においては、契約等に定められた遅延損害金利率に基づき計算した金額と支払利息及び投資法人債利息の差額を遅延損害金として特別損失に計上しております。</p> <p>③ 平成20年10月14日の民事再生手続開始決定日後から平成22年1月5日の再生計画の認可決定の確定日までに計上した遅延損害金及び投資法人債利息、支払利息の一部で債務免除を受けた金額について、債務免除益として特別利益に計上しております。</p>
再生債務の財務諸表上の表記	-	再生債務である投資法人債、長期借入金及び長期未払金は、平成22年1月5日付で再生計画の認可決定が確定されたことにより、再生計画の定めに従って条件が変更されておりますが、財務諸表等の表示上、従前のおりとしております。

〔貸借対照表に関する注記〕

第9期 (平成21年8月31日現在)	第10期 (平成22年2月28日現在)																																						
<p>※1. 担保に供している資産及び担保を付している債務 以下の資産を信託財産とする信託受益権に質権が設定されています。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">信託現金及び信託預金</td> <td style="text-align: right;">1,041,092</td> </tr> <tr> <td>信託建物</td> <td style="text-align: right;">14,103,505</td> </tr> <tr> <td>信託構築物</td> <td style="text-align: right;">193,994</td> </tr> <tr> <td>信託機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">42,856</td> </tr> <tr> <td>信託工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">99,870</td> </tr> <tr> <td>信託土地</td> <td style="text-align: right;">22,663,105</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">38,144,424</td> </tr> </table> <p>担保を付している債務は次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,010,637</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">16,318,908</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">17,329,546</td> </tr> </table>	信託現金及び信託預金	1,041,092	信託建物	14,103,505	信託構築物	193,994	信託機械及び装置	42,856	信託工具、器具及び備品	99,870	信託土地	22,663,105	合計	38,144,424	1年内返済予定の長期借入金	1,010,637	長期借入金	16,318,908	合計	17,329,546	<p>※1. 担保に供している資産及び担保を付している債務 以下の資産を信託財産とする信託受益権に質権が設定されています。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">信託現金及び信託預金</td> <td style="text-align: right;">1,002,678</td> </tr> <tr> <td>信託建物</td> <td style="text-align: right;">13,922,200</td> </tr> <tr> <td>信託構築物</td> <td style="text-align: right;">192,038</td> </tr> <tr> <td>信託機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">42,053</td> </tr> <tr> <td>信託工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">95,409</td> </tr> <tr> <td>信託土地</td> <td style="text-align: right;">22,663,105</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37,917,485</td> </tr> </table> <p>担保を付している債務は次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">16,318,908</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">16,318,908</td> </tr> </table>	信託現金及び信託預金	1,002,678	信託建物	13,922,200	信託構築物	192,038	信託機械及び装置	42,053	信託工具、器具及び備品	95,409	信託土地	22,663,105	合計	37,917,485	長期借入金	16,318,908	合計	16,318,908
信託現金及び信託預金	1,041,092																																						
信託建物	14,103,505																																						
信託構築物	193,994																																						
信託機械及び装置	42,856																																						
信託工具、器具及び備品	99,870																																						
信託土地	22,663,105																																						
合計	38,144,424																																						
1年内返済予定の長期借入金	1,010,637																																						
長期借入金	16,318,908																																						
合計	17,329,546																																						
信託現金及び信託預金	1,002,678																																						
信託建物	13,922,200																																						
信託構築物	192,038																																						
信託機械及び装置	42,053																																						
信託工具、器具及び備品	95,409																																						
信託土地	22,663,105																																						
合計	37,917,485																																						
長期借入金	16,318,908																																						
合計	16,318,908																																						
<p>※2. 出資の欠損</p> <p style="text-align: right;">10,443,316千円</p>	<p>※2. 出資の欠損</p> <p style="text-align: right;">2,655,270千円</p>																																						
<p>※3. 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額</p> <p style="text-align: right;">50,000千円</p>	<p>※3. 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額</p> <p style="text-align: right;">50,000千円</p>																																						

〔損益計算書に関する注記〕

第9期 自 平成21年3月 1日 至 平成21年8月31日	第10期 自 平成21年9月 1日 至 平成22年2月28日																																																																								
<p>※1. 不動産賃貸事業損益の内訳</p> <p>A. 不動産賃貸事業収益</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">賃貸事業収入</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賃貸料</td> <td style="text-align: right;">4,944,371</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">駐車場収入</td> <td style="text-align: right;">130,877</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">付帯収入</td> <td style="text-align: right;">13,506</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他賃貸事業収入</td> <td style="text-align: right;">235,331</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,324,087</td> </tr> </table> <p>B. 不動産賃貸事業費用</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">賃貸事業費用</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">修繕維持費</td> <td style="text-align: right;">464,481</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">水道光熱費</td> <td style="text-align: right;">80,950</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">物件管理委託料</td> <td style="text-align: right;">142,535</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">固定資産税等</td> <td style="text-align: right;">257,037</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">保険料</td> <td style="text-align: right;">11,866</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仲介手数料及び広告費等</td> <td style="text-align: right;">306,234</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">信託報酬</td> <td style="text-align: right;">51,305</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">923,338</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">29,503</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他賃貸事業費用</td> <td style="text-align: right;">107,352</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,374,606</td> </tr> </table> <p>C. 不動産賃貸事業損益 (A－B)</p> <p style="text-align: right;">2,949,480千円</p>	賃貸事業収入		賃貸料	4,944,371	駐車場収入	130,877	付帯収入	13,506	その他賃貸事業収入	235,331	合計	5,324,087	賃貸事業費用		修繕維持費	464,481	水道光熱費	80,950	物件管理委託料	142,535	固定資産税等	257,037	保険料	11,866	仲介手数料及び広告費等	306,234	信託報酬	51,305	減価償却費	923,338	貸倒引当金繰入額	29,503	その他賃貸事業費用	107,352	合計	2,374,606	<p>※1. 不動産賃貸事業損益の内訳</p> <p>A. 不動産賃貸事業収益</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">賃貸事業収入</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賃貸料</td> <td style="text-align: right;">4,954,777</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">駐車場収入</td> <td style="text-align: right;">127,195</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">付帯収入</td> <td style="text-align: right;">13,056</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他賃貸事業収入</td> <td style="text-align: right;">210,594</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,305,623</td> </tr> </table> <p>B. 不動産賃貸事業費用</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">賃貸事業費用</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">修繕維持費</td> <td style="text-align: right;">390,522</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">水道光熱費</td> <td style="text-align: right;">73,480</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">物件管理委託料</td> <td style="text-align: right;">140,802</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">固定資産税等</td> <td style="text-align: right;">246,672</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">保険料</td> <td style="text-align: right;">11,386</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仲介手数料及び広告費等</td> <td style="text-align: right;">250,569</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">信託報酬</td> <td style="text-align: right;">51,127</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">924,885</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">12,977</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他賃貸事業費用</td> <td style="text-align: right;">102,284</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,204,708</td> </tr> </table> <p>C. 不動産賃貸事業損益 (A－B)</p> <p style="text-align: right;">3,100,915千円</p>	賃貸事業収入		賃貸料	4,954,777	駐車場収入	127,195	付帯収入	13,056	その他賃貸事業収入	210,594	合計	5,305,623	賃貸事業費用		修繕維持費	390,522	水道光熱費	73,480	物件管理委託料	140,802	固定資産税等	246,672	保険料	11,386	仲介手数料及び広告費等	250,569	信託報酬	51,127	減価償却費	924,885	貸倒引当金繰入額	12,977	その他賃貸事業費用	102,284	合計	2,204,708
賃貸事業収入																																																																									
賃貸料	4,944,371																																																																								
駐車場収入	130,877																																																																								
付帯収入	13,506																																																																								
その他賃貸事業収入	235,331																																																																								
合計	5,324,087																																																																								
賃貸事業費用																																																																									
修繕維持費	464,481																																																																								
水道光熱費	80,950																																																																								
物件管理委託料	142,535																																																																								
固定資産税等	257,037																																																																								
保険料	11,866																																																																								
仲介手数料及び広告費等	306,234																																																																								
信託報酬	51,305																																																																								
減価償却費	923,338																																																																								
貸倒引当金繰入額	29,503																																																																								
その他賃貸事業費用	107,352																																																																								
合計	2,374,606																																																																								
賃貸事業収入																																																																									
賃貸料	4,954,777																																																																								
駐車場収入	127,195																																																																								
付帯収入	13,056																																																																								
その他賃貸事業収入	210,594																																																																								
合計	5,305,623																																																																								
賃貸事業費用																																																																									
修繕維持費	390,522																																																																								
水道光熱費	73,480																																																																								
物件管理委託料	140,802																																																																								
固定資産税等	246,672																																																																								
保険料	11,386																																																																								
仲介手数料及び広告費等	250,569																																																																								
信託報酬	51,127																																																																								
減価償却費	924,885																																																																								
貸倒引当金繰入額	12,977																																																																								
その他賃貸事業費用	102,284																																																																								
合計	2,204,708																																																																								
<p>※2. 減損損失</p> <p>当期において、本投資法人は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。減損損失の算定にあたっては、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>固定資産グループ1件について、時価が著しく下落したため、当期において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(93,398千円)として計上いたしました。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主な用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">減損損失 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">賃貸マンション (1棟)</td> <td style="padding: 2px;">信託土地 信託建物等</td> <td style="padding: 2px;">東京都青 梅市</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">93,398</td> </tr> </tbody> </table>	主な用途	種類	場所	減損損失 (千円)	賃貸マンション (1棟)	信託土地 信託建物等	東京都青 梅市	93,398	<p>※2. -</p>																																																																
主な用途	種類	場所	減損損失 (千円)																																																																						
賃貸マンション (1棟)	信託土地 信託建物等	東京都青 梅市	93,398																																																																						
<p>※3. 遅延損害金</p> <p>遅延損害金の内容は、〔追加情報〕の「民事再生手続の過程にあることに伴う特有の会計処理」に記載しております。</p>	<p>※3. 遅延損害金 同左</p>																																																																								

<p style="text-align: center;">第9期 自 平成21年3月 1日 至 平成21年8月31日</p>	<p style="text-align: center;">第10期 自 平成21年9月 1日 至 平成22年2月28日</p>
<p>※4. 民事再生手続費用 民事再生手続費用には、民事再生手続のための申立代理人及び申立復代理人の弁護士報酬、再生計画案に係る債権者集会関連費用などが含まれております。</p>	<p>※4. 民事再生手続費用 民事再生手続費用には、民事再生手続のための申立代理人及び申立復代理人の弁護士報酬、再生計画案に係る債権者集会関連費用、フィナンシャルアドバイザー報酬、財産価格調査費などが含まれております。</p>
<p>※5. 金利スワップ精算損 民事再生手続申立に伴い、金利スワップ契約は期限の利益を喪失しており、解約精算金が発生していません。 本投資法人は金利スワップ契約の相手方からの債権届出額（合計300,419千円）を平成21年11月6日に東京地方裁判所に提出した再生債権認否書において全額認めておりますので、前期に金利スワップ精算損として計上した額（144,139千円）との差額を、当期において金利スワップ精算損として計上しております。</p>	<p>※5. -</p>
<p>※6. -</p>	<p>※6. 合併関連費用 合併関連費用には、投資主総会開催関連費用、合併業務に関する弁護士報酬、業務委託報酬などが含まれております。</p>
<p>※7. -</p>	<p>※7. 債務免除益 債務免除益の内容は、〔追加情報〕の「民事再生手続の過程にあることに伴う特有の会計処理」に記載しております。</p>

〔投資主資本等変動計算書に関する注記〕

第9期 自 平成21年3月 1日 至 平成21年8月31日	第10期 自 平成21年9月 1日 至 平成22年2月28日
※1. 発行可能投資口の総数及び発行済投資口の総数 発行可能投資口総数 2,000,000口 発行済投資口総数 182,068口	※1. 発行可能投資口の総数及び発行済投資口の総数 発行可能投資口総数 2,000,000口 発行済投資口総数 302,068口

〔キャッシュ・フロー計算書に関する注記〕

第9期 自 平成21年3月 1日 至 平成21年8月31日	第10期 自 平成21年9月 1日 至 平成22年2月28日
※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年8月31日現在) 現金及び預金勘定 3,508,114千円 信託現金及び信託預金勘定 2,817,379千円 信託預り敷金及び保証金対応信託預金(注) <u>△1,071,996千円</u> 現金及び現金同等物 <u>5,253,497千円</u> (注) テナントから預っている敷金及び保証金のために留保されている信託預金です。	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年2月28日現在) 現金及び預金勘定 4,869,219千円 信託現金及び信託預金勘定 2,762,355千円 信託預り敷金及び保証金対応信託預金(注) <u>△1,016,549千円</u> 現金及び現金同等物 <u>6,615,025千円</u> (注) テナントから預っている敷金及び保証金のために留保されている信託預金です。

〔リース取引に関する注記〕

第9期 自 平成21年3月 1日 至 平成21年8月31日	第10期 自 平成21年9月 1日 至 平成22年2月28日
オペレーティング・リース取引（貸手側） 未経過リース料 1年内 123,185千円 1年超 150,538千円 <u>合計 273,723千円</u>	オペレーティング・リース取引（貸手側） 未経過リース料 1年内 61,037千円 1年超 125,198千円 <u>合計 186,235千円</u>

〔有価証券に関する注記〕

第9期（自平成21年3月1日 至平成21年8月31日）

有価証券取引を行っていないため、該当事項はありません。

第10期（自平成21年9月1日 至平成22年2月28日）

有価証券取引を行っていないため、該当事項はありません。

〔デリバティブ取引に関する注記〕

第9期（自平成21年3月1日 至平成21年8月31日）

デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

第10期（自平成21年9月1日 至平成22年2月28日）

デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

〔退職給付に関する注記〕

第9期（自平成21年3月1日 至平成21年8月31日）

退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。

第10期（自平成21年9月1日 至平成22年2月28日）

退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。

[税効果会計に関する注記]

第9期 自 平成21年3月 1日 至 平成21年8月31日	第10期 自 平成21年9月 1日 至 平成22年2月28日																																																																								
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>(1) 流動の部</p> <p>繰延税金資産（流動）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒損失否認</td><td style="text-align: right;">5,276</td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">16,251</td></tr> <tr><td>未払金概算計上否認</td><td style="text-align: right;">3,293</td></tr> <tr><td>金利スワップ精算損否認</td><td style="text-align: right;">65,715</td></tr> <tr><td>未払費用概算計上否認</td><td style="text-align: right;">2,691,946</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">2,782,483</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△2,782,483</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr><td>(繰延税金資産の純額)</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> </table> <p>(2) 固定の部</p> <p>繰延税金資産（固定）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">1,416,990</td></tr> <tr><td>減損損失否認</td><td style="text-align: right;">146,324</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">1,563,315</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△1,563,315</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr><td>(繰延税金資産の純額)</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> </table>	貸倒損失否認	5,276	貸倒引当金損金算入限度超過額	16,251	未払金概算計上否認	3,293	金利スワップ精算損否認	65,715	未払費用概算計上否認	2,691,946	繰延税金資産小計	2,782,483	評価性引当額	△2,782,483	繰延税金資産合計	—	(繰延税金資産の純額)	—	繰越欠損金	1,416,990	減損損失否認	146,324	繰延税金資産小計	1,563,315	評価性引当額	△1,563,315	繰延税金資産合計	—	(繰延税金資産の純額)	—	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>(1) 流動の部</p> <p>繰延税金資産（流動）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒損失否認</td><td style="text-align: right;">5,777</td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">17,410</td></tr> <tr><td>未払金概算計上否認</td><td style="text-align: right;">91,408</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">114,596</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△114,596</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr><td>(繰延税金資産の純額)</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> </table> <p>(2) 固定の部</p> <p>繰延税金資産（固定）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">20,322,259</td></tr> <tr><td>民事再生に係る評定益</td><td style="text-align: right;">31,489</td></tr> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">3,238,187</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">586</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">23,592,523</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△956,136</td></tr> <tr><td>繰延税金負債（固定）との相殺</td><td style="text-align: right;">△22,636,387</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr><td>(繰延税金資産の純額)</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> </table> <p>繰延税金負債（固定）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>民事再生に係る評定損</td><td style="text-align: right;">△22,636,387</td></tr> <tr><td>繰延税金負債小計</td><td style="text-align: right;">△22,636,387</td></tr> <tr><td>繰延税金資産（固定）との相殺</td><td style="text-align: right;">22,636,387</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr><td>(繰延税金負債の純額)</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> </table>	貸倒損失否認	5,777	貸倒引当金損金算入限度超過額	17,410	未払金概算計上否認	91,408	繰延税金資産小計	114,596	評価性引当額	△114,596	繰延税金資産合計	—	(繰延税金資産の純額)	—	繰越欠損金	20,322,259	民事再生に係る評定益	31,489	減価償却超過額	3,238,187	その他	586	繰延税金資産小計	23,592,523	評価性引当額	△956,136	繰延税金負債（固定）との相殺	△22,636,387	繰延税金資産合計	—	(繰延税金資産の純額)	—	民事再生に係る評定損	△22,636,387	繰延税金負債小計	△22,636,387	繰延税金資産（固定）との相殺	22,636,387	繰延税金負債合計	—	(繰延税金負債の純額)	—
貸倒損失否認	5,276																																																																								
貸倒引当金損金算入限度超過額	16,251																																																																								
未払金概算計上否認	3,293																																																																								
金利スワップ精算損否認	65,715																																																																								
未払費用概算計上否認	2,691,946																																																																								
繰延税金資産小計	2,782,483																																																																								
評価性引当額	△2,782,483																																																																								
繰延税金資産合計	—																																																																								
(繰延税金資産の純額)	—																																																																								
繰越欠損金	1,416,990																																																																								
減損損失否認	146,324																																																																								
繰延税金資産小計	1,563,315																																																																								
評価性引当額	△1,563,315																																																																								
繰延税金資産合計	—																																																																								
(繰延税金資産の純額)	—																																																																								
貸倒損失否認	5,777																																																																								
貸倒引当金損金算入限度超過額	17,410																																																																								
未払金概算計上否認	91,408																																																																								
繰延税金資産小計	114,596																																																																								
評価性引当額	△114,596																																																																								
繰延税金資産合計	—																																																																								
(繰延税金資産の純額)	—																																																																								
繰越欠損金	20,322,259																																																																								
民事再生に係る評定益	31,489																																																																								
減価償却超過額	3,238,187																																																																								
その他	586																																																																								
繰延税金資産小計	23,592,523																																																																								
評価性引当額	△956,136																																																																								
繰延税金負債（固定）との相殺	△22,636,387																																																																								
繰延税金資産合計	—																																																																								
(繰延税金資産の純額)	—																																																																								
民事再生に係る評定損	△22,636,387																																																																								
繰延税金負債小計	△22,636,387																																																																								
繰延税金資産（固定）との相殺	22,636,387																																																																								
繰延税金負債合計	—																																																																								
(繰延税金負債の純額)	—																																																																								
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <p>税引前当期純損失のため、記載を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">42.05</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">0.01</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">△42.05</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">0.01</td></tr> </table>	法定実効税率	42.05	住民税均等割等	0.01	評価性引当額の増減	△42.05	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.01																																																																
法定実効税率	42.05																																																																								
住民税均等割等	0.01																																																																								
評価性引当額の増減	△42.05																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.01																																																																								

〔持分法損益等に関する注記〕

第9期（自平成21年3月1日 至平成21年8月31日）

本投資法人には関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

第10期（自平成21年9月1日 至平成22年2月28日）

本投資法人には関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

第9期（自平成21年3月1日 至平成21年8月31日）

1. 親会社及び法人主要投資主等
該当事項はありません。

2. 役員及び個人主要投資主等

属性	氏名	職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者	新井潤	本投資法人執行役員兼シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社代表取締役	なし	シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社への資産運用報酬の支払（注1）	—	未払金 長期未払金	114,398

（注1）新井潤が第三者（シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社）の代表者として行った取引であり、報酬額は、本投資法人の規約で定められた条件によっております。なお、新井潤はシービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社の代表取締役を平成20年11月14日付で退任しております。上記の期末残高には同日までに対応する部分を記載しております。

（注2）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 子会社等
該当事項はありません。

4. 兄弟会社等
該当事項はありません。

第10期（自平成21年9月1日 至平成22年2月28日）

1. 親会社及び法人主要投資主等
該当事項はありません。

2. 役員及び個人主要投資主等

属性	氏名	職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者	新井潤	本投資法人執行役員兼シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社代表取締役	なし	シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社への資産運用報酬の支払（注1）	—	長期未払金	113,625

（注1）新井潤が第三者（シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社）の代表者として行った取引であり、報酬額は、本投資法人の規約で定められた条件によっております。なお、新井潤はシービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社の代表取締役を平成20年11月14日付で退任しております。上記の期末残高には同日までに対応する部分を記載しております。また、平成22年2月23日付で本投資法人の執行役員を辞任しております。なお、シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社は、平成22年5月17日に開催された株主総会の決議に基づき、クリックシス株式会社へ商号が変更されています。

(注2) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 子会社等

該当事項はありません。

4. 兄弟会社等

該当事項はありません。

[1口当たり情報に関する注記]

第9期 自 平成21年3月 1日 至 平成21年8月31日		第10期 自 平成21年9月 1日 至 平成22年2月28日	
1口当たり純資産額	442,078円	1口当たり純資産額	312,103円
1口当たり当期純損失	△17,779円	1口当たり当期純利益	36,753円
<p>1口当たり当期純損失は、当期純損失を日数加重平均投資口数で除することにより算定しております。</p> <p>また、潜在投資口調整後1口当たり当期純損失については、潜在投資口がないため記載しておりません。</p>		<p>1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しております。</p> <p>また、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載しておりません。</p>	

	第9期 自 平成21年3月 1日 至 平成21年8月31日	第10期 自 平成21年9月 1日 至 平成22年2月28日
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△3,237,074	7,788,045
普通投資主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通投資口に係る当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△3,237,074	7,788,045
期中平均投資口数 (口)	182,068	211,902

〔重要な後発事象に関する注記〕

<p style="text-align: center;">第9期 自 平成21年3月 1日 至 平成21年8月31日</p>	<p style="text-align: center;">第10期 自 平成21年9月 1日 至 平成22年2月28日</p>
<p>1. 再生計画案の提出と合併契約書及び引受合意書の締結</p> <p>本投資法人は、平成21年11月9日に、スポンサーからの再生支援を前提とした再生計画案を東京地方裁判所に提出しました。</p> <p>また、本投資法人は、平成21年11月10日にビ・ライフ投資法人との間で合併契約を締結し、本投資法人の再生支援のための第三者割当増資につき同日に大和ハウス工業との間で引受合意書を締結しました。</p> <p>(1)再生計画案の再提出に至った経緯</p> <p>平成20年10月14日に開始決定を受けた民事再生手続について、再生債権者の同意を得られず、平成21年9月9日に東京地方裁判所より廃止決定がなされました。</p> <p>その後、本投資法人は、平成21年10月13日に民事再生手続開始を申し立て、同月14日に民事再生手続開始決定を受けました。</p> <p>(2)再生計画案及び引受合意書の概要</p> <p>再生計画案及び引受合意書の概要は、継続企業の前提に関する注記に記載のとおりです。</p> <p>(3)合併契約の概要</p> <p>①合併の目的、合併する相手法人の名称</p> <p>本投資法人は、平成20年10月9日に民事再生手続開始を申し立て、同月14日に民事再生手続開始決定を受けましたが、再生債権者の同意を得られず、平成21年9月9日に同手続について東京地方裁判所より廃止決定がなされました。これを受け、本投資法人は、破産を回避するためにも、再生債権者の賛同を得られる新たなスポンサーを早期に選定し、かかるスポンサーの支援に基づく再生計画を前提とする新たな再生手続開始の申立を行う必要がある状況にありました。</p> <p>他方、ビ・ライフ投資法人においては、平成20年12月に、メインスポンサーが大和ハウス工業に変更されスポンサー力が強化されたことを受けて、外部成長が検討できる状況に変化したこと、投資法人同士の合併を検討出来る法務、会計及び税務上の取扱いが従前に比べて明確化されるなど、投資法人の合併に関する環境がより整備されたことなどから、本投資法人の大口再生債権者からの提案を受け、合併を含む再生支援を通じて、早期の資産規模の拡大による運営の安定化を目指すことが、ビ・ライフ投資法人の投資主の利益に合致するものと考え、本投資法人に対する再生支援の意向を表明しました。</p>	<p>1. 民事再生手続の終結</p> <p>本投資法人は平成22年2月26日付で全債権者に対して再生計画に基づく第1回弁済を実施しており、次回の弁済は認可決定の確定日から3年後の日の属する月の末日（平成25年1月31日）であるため、再生計画認可の決定が確定した後3年を経過するまでの監督期間内に履行すべき弁済は全て完了したこと、及び平成22年4月1日を効力発生日としてビ・ライフ投資法人と合併することから、東京地方裁判所に対し平成22年3月25日付で再生手続の終結を申立て、平成22年3月30日付で終結決定を受けております。</p> <p>したがって、当計算期間末には存在していた継続企業の前提に関する不確実性が、現時点においては認められないこととなりました。</p> <p>2. ビ・ライフ投資法人との合併</p> <p>本投資法人は、平成22年4月1日をもってビ・ライフ投資法人と合併いたしました。</p> <p>① 合併の目的</p> <p>本投資法人の民事再生手続における再生計画に従い合併しました。</p> <p>② 合併の要旨</p> <p>(1) 合併の期日 平成22年4月1日</p> <p>(2) 合併方式 ビ・ライフ投資法人を存続会社とする吸収合併方式で、ニューシティ・レジデンス投資法人を解散します。</p> <p>(3) 合併比率 ビ・ライフ投資法人はニューシティ・レジデンス投資法人の投資主に対し、ビ・ライフ投資法人の新投資口69,475口（本投資法人の投資口1口に対し、ビ・ライフ投資法人の投資口0.23口）を割り当てます。</p> <p>(4) 合併交付金 合併交付金の支払は行いません。</p> <p>(5) 投資口の交付 平成22年3月31日現在の本投資法人の発行済投資口数302,068口に対し、ビ・ライフ投資法人は、平成22年4月1日付で投資口69,475口を交付いたしました。</p> <p>(6) ビ・ライフ投資法人の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 不動産及び不動産関連資産への投資 ・平成21年11月末財務状況 総資産 54,280百万円 総負債 29,841百万円 純資産 24,439百万円 ・平成21年11月期実績 営業収益 1,478百万円 当期純利益 436百万円

<p style="text-align: center;">第9期 自 平成21年3月 1日 至 平成21年8月31日</p>	<p style="text-align: center;">第10期 自 平成21年9月 1日 至 平成22年2月28日</p>										
<p>かかる状況の下、ビ・ライフ投資法人と本投資法人は、大口再生債権者をはじめとした債権者の賛同を得ながら両投資法人の投資主価値の向上を目指すためには、両投資法人の合併を行うことが最良の手法であると判断し、平成21年9月18日に大和ハウス工業及び両投資法人の間で再生支援に関する基本合意書を締結しました。その後、両投資法人は、同基本合意書に基づいて、合併の諸条件等について協議をし、平成21年11月10日に合併契約を締結しました。</p> <p>②合併の方法、合併後の法人の名称 ビ・ライフ投資法人を吸収合併存続法人とし、本投資法人を吸収合併消滅法人とする吸収合併で、存続法人の名称はビ・ライフ投資法人となります。</p> <p>③合併の要旨 本投資法人の投資口1口に対し、ビ・ライフ投資法人の投資口0.23口を割当交付します。合併により発行するビ・ライフ投資法人の投資口数は69,475口の予定です。なお、第三者割当増資により本投資法人の発行済投資口総数が、合併に先立ち120,000口増加することを前提としています。</p> <p>本投資法人の投資主に対する合併交付金の支払はありません。</p> <p>合併に際して増加すべき出資総額はなく、増加すべき出資剰余金は現時点では確定していません。また、引き継ぐ資産・負債の額も現時点では確定していません。</p> <p>④ビ・ライフ投資法人の規模 平成21年5月期 (単位：千円)</p> <table data-bbox="236 1334 550 1524"> <tr><td>営業収益</td><td>1,558,996</td></tr> <tr><td>当期純利益</td><td>548,669</td></tr> <tr><td>総資産額</td><td>54,456,931</td></tr> <tr><td>負債額</td><td>29,905,612</td></tr> <tr><td>純資産額</td><td>24,551,319</td></tr> </table> <p>⑤合併の時期 合併の効力発生日は平成22年4月1日です。但し、本投資法人及びビ・ライフ投資法人は、合併に係る手続進行上の必要性その他の事由により、協議の上、この日を変更することができます。</p>		営業収益	1,558,996	当期純利益	548,669	総資産額	54,456,931	負債額	29,905,612	純資産額	24,551,319
営業収益	1,558,996										
当期純利益	548,669										
総資産額	54,456,931										
負債額	29,905,612										
純資産額	24,551,319										

(7) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

該当事項はありません。

② 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

本投資法人は、複数の金融機関との間で金利スワップ契約を締結しておりますが、当該取引契約については、平成20年10月9日の再生手続開始の申立てに伴い期限の利益を喪失したため、契約額等及び時価を記載していません。

③ 不動産等明細表のうち総括表

(単位：千円)

資産の種類		前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	償却 累計額	当期 償却額	差引当期末 残高	摘要
有形 固定 資産	建物	28,570,907	13,876	-	28,584,784	2,010,747	342,515	26,574,037	
	構築物	267,518	-	-	267,518	14,381	2,579	253,137	
	機械及び装置	490,732	-	-	490,732	47,765	7,772	442,967	
	工具、器具及び備品	843,863	617	-	844,480	150,938	26,325	693,542	
	土地	41,508,370	-	-	41,508,370	-	-	41,508,370	
	信託建物	44,264,033	44,949	946	44,308,036	4,723,285	520,256	39,584,750	
	信託構築物	458,638	1,260	-	459,899	35,283	4,245	424,615	
	信託機械及び装置	314,628	-	-	314,628	41,070	4,982	273,558	
	信託工具、器具及び備品	387,566	11,835	31	399,370	111,651	16,257	287,719	
	信託土地	74,374,561	-	-	74,374,561	-	-	74,374,561	
	信託建設仮勘定	7,196	-	7,196	-	-	-	-	
	小計	191,488,018	72,539	8,174	191,552,383	7,135,124	924,885	184,417,259	
無形 固定 資産	信託借地権	913,996	-	-	913,996	-	-	913,996	
	その他	6,518	-	2,090	4,427	2,157	221	2,269	
	小計	920,514	-	2,090	918,424	2,157	221	916,266	
合計	192,408,532	72,539	10,264	192,470,807	7,137,282	925,106	185,333,525		

④ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑤ 投資法人債明細表（注1）

銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期減少額 (千円) (注6)	当期末残高 (千円)	利率 (%) (注7)	償還期限 (注7)	用途	担保
第1回無担保 投資法人債 (注2)	平成18年 2月24日	14,000,000	787,263	4,404,151	1.39%	平成25年 1月31日	(注3)	無
				4,404,151		平成26年 1月31日		
				4,404,432		平成27年 1月30日		
第2回無担保 投資法人債 (注4)	平成19年 4月12日	12,000,000	597,751	3,800,668	1.39%	平成25年 1月31日	(注5)	無
				3,800,668		平成26年 1月31日		
				3,800,910		平成27年 1月30日		
第3回無担保 投資法人債 (注4)	平成19年 4月12日	5,000,000	240,518	1,586,460	1.39%	平成25年 1月31日	(注5)	無
				1,586,460		平成26年 1月31日		
				1,586,561		平成27年 1月30日		
合計		31,000,000	1,625,533	29,374,466				

(注1) 平成22年1月5日付で本件再生計画の認可決定が確定したことにより、本件再生計画の定めに従って条件が変更されております。

(注2) 適格機関投資家限定及び投資法人債間限定同順位特約が付されております。

(注3) 資金用途は、短期借入金の返済及び不動産信託受益権の購入等です。

(注4) 特定投資法人債間限定同順位特約が付されております。

(注5) 資金用途は、短期借入金の返済です。

(注6) 本件再生計画に基づく平成22年2月26日の第1回弁済により減少しております。

(注7) 本件再生計画に基づく内容を記載しております。「利率」は、当期中の平均利率を小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(当期末現在変動金利が適用されていますが、本投資法人はスプレッドを変更することなく固定金利に変更することができます。)

(注8) 投資法人債の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
投資法人債	—	9,791,281	9,791,281	9,791,904

⑥ 借入金明細表（注1）

区分	借入先	前期末 残高 (千円)	当期 増加額 (千円) (注2)	当期 減少額 (千円) (注2)	当期末 残高 (千円)	平均 利率 (注3)	返済 期限 (注3)	使途	摘要
1年内 返済予定 の長期借入 金	中央三井信託銀行株式会社	271,374	—	271,374	—	—	—	—	—
	株式会社あおぞら銀行	266,695	—	266,695	—				
	住友信託銀行株式会社	145,045	—	145,045	—				
	株式会社りそな銀行	140,366	—	140,366	—				
	三菱UFJ信託銀行株式会社	140,366	—	140,366	—				
	株式会社百五銀行	46,788	—	46,788	—				
	農林中央金庫	583,100	—	583,100	—	—	—	—	—
	株式会社あおぞら銀行	442,922	—	442,922	—				
	中央三井信託銀行株式会社	370,010	—	370,010	—				
	株式会社三井住友銀行	332,473	—	332,473	—				
	株式会社みずほ銀行	233,240	—	233,240	—				
	住友信託銀行株式会社	203,910	—	203,910	—				
	みずほ信託銀行株式会社	138,932	—	138,932	—				
	株式会社日本政策投資銀行	99,127	—	99,127	—				
	三菱UFJ信託銀行株式会社	86,555	—	86,555	—				
	株式会社新生銀行	29,155	—	29,155	—				
	株式会社三菱東京UFJ銀行	81,634	—	81,634	—				
	株式会社りそな銀行	69,972	—	69,972	—				
	株式会社千葉銀行	58,310	—	58,310	—				
	株式会社北洋銀行	29,155	—	29,155	—				
三井住友海上火災保険株式会社	58,310	—	58,310	—					
小計	3,827,444	—	3,827,444	—					
長期借入金	中央三井信託銀行株式会社	4,381,929	—	—	4,381,929	1.56%	(注4)	(注8)	有担保
	株式会社あおぞら銀行	4,306,378	—	—	4,306,378				
	住友信託銀行株式会社	2,342,065	—	—	2,342,065				
	株式会社りそな銀行	2,266,515	—	—	2,266,515				
	三菱UFJ信託銀行株式会社	2,266,515	—	—	2,266,515				
	株式会社百五銀行	755,505	—	—	755,505				
	農林中央金庫	9,416,900	39,613	339,152	3,039,055	1.39%	(注5)		
					3,039,055		(注6)		
					3,039,249		(注7)		
	株式会社あおぞら銀行	7,153,077	164,134	257,620	2,353,146	1.39%	(注5)		
					2,353,146		(注6)		
					2,353,296		(注7)		
	中央三井信託銀行株式会社	5,975,557	397,046	—	2,124,156	1.39%	(注5)		
					2,124,156		(注6)		
					2,124,291		(注7)		
	株式会社三井住友銀行	5,369,357	291,080	8,734	1,883,861	1.39%	(注5)		
					1,883,861		(注6)		
					1,883,981		(注7)		
	株式会社みずほ銀行	3,766,760	15,437	135,661	1,215,486	1.39%	(注5)		
					1,215,486		(注6)		
				1,215,563	(注7)				

区 分	借入先	前期末 残 高 (千円)	当 期 増加額 (千円) (注 2)	当 期 減少額 (千円) (注 2)	当期末 残 高 (千円)	平均 利率 (注 3)	返 済 期 限 (注 3)	使 途	摘 要
住友信託銀行株式会社		3,293,089	107,089	118,601	1,093,835	1.39%	(注 5)	(注 8)	無担保
					1,093,835		(注 6)		
					1,093,905		(注 7)		
みずほ信託銀行株式会社		2,243,714	517,625	17,158	914,707	1.39%	(注 5)	(注 8)	無担保
					914,707		(注 6)		
					914,765		(注 7)		
株式会社日本政策投資銀行		1,600,873	6,816	57,655	516,666	1.39%	(注 5)	(注 8)	無担保
					516,666		(注 6)		
					516,699		(注 7)		
三菱UFJ信託銀行株式会社		1,397,849	4,157	34,525	455,817	1.39%	(注 5)	(注 8)	無担保
					455,817		(注 6)		
					455,846		(注 7)		
株式会社新生銀行		470,845	1,956	16,957	151,944	1.39%	(注 5)	(注 8)	無担保
					151,944		(注 6)		
					151,954		(注 7)		
株式会社三菱東京UFJ銀行		1,318,366	5,754	47,481	425,537	1.39%	(注 5)	(注 8)	無担保
					425,537		(注 6)		
					425,564		(注 7)		
株式会社りそな銀行		1,130,028	4,877	40,698	364,727	1.39%	(注 5)	(注 8)	無担保
					364,727		(注 6)		
					364,751		(注 7)		
株式会社千葉銀行		941,690	3,881	33,915	303,879	1.39%	(注 5)	(注 8)	無担保
					303,879		(注 6)		
					303,898		(注 7)		
株式会社北洋銀行		470,845	1,971	16,957	151,949	1.39%	(注 5)	(注 8)	無担保
					151,949		(注 6)		
					151,959		(注 7)		
三井住友海上火災保険株式会社		941,690	3,894	33,915	303,883	1.39%	(注 5)	(注 8)	無担保
					303,883		(注 6)		
					303,902		(注 7)		
小 計		61,809,552	1,565,338	1,159,036	62,215,854				
合 計		65,636,997	1,565,338	4,986,481	62,215,854				

(注 1) 有担保の債務については、平成21年10月13日付で締結した別除権協定に基づき条件が変更され、無担保の債務については、平成22年1月5日付で本件再生計画の認可決定が確定したことにより、本件再生計画の定めに従って条件が変更されております。

(注 2) 本件再生計画に基づく平成22年2月26日の第1回弁済、前期末の1年内返済予定の長期借入金と第1回弁済額との差異、並びにシンジケートローンにおける一部債権者による預金相殺の調整として行った債権者間の債権譲渡、により残高の増減が生じております。

(注 3) 本件再生計画及び平成21年10月13日に締結した別除権協定に基づく内容を記載しております。「平均利率」は、これらに基づき決定されたものを小数点第3位を四捨五入して表示しております。(当期末現在変動金利が適用されていますが、本件再生計画に基づく無担保の借入金について、本投資法人はスプレッドを変更することなく固定金利に変更することができます。)

(注 4) 平成24年1月31日

(注 5) 平成25年1月31日

(注 6) 平成26年1月31日

(注 7) 平成27年1月30日

(注 8) 資金使途は、借入金の返済資金又は不動産・不動産信託受益権の購入資金です。

(注 9) 長期借入金の貸借対照表日後5年以内における返済予定額の総額は以下のとおりです。

(単位：千円)

1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
16,318,908	15,298,656	15,298,656	15,299,631

2 【投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(平成22年2月末日現在)

	金額
I. 資産総額	193,625,483千円
II. 負債総額	99,349,152千円
III. 純資産総額 (I - II)	94,276,330千円
IV. 発行済数量	302,068口
V. 1口当たり純資産額 (III / IV)	312,103円

第6【販売及び買戻しの実績】

第10期の直近10計算期間における本投資法人の投資口の販売及び買戻しの状況は以下のとおりです。

計算期間	発行日	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1期計算期間 自 平成16年9月27日 至 平成17年8月31日	平成16年9月27日	300口 (0口)	0口 (0口)	300口 (0口)
	平成16年12月14日	72,800口 (9,392口)	0口 (0口)	73,100口 (9,392口)
	平成17年1月12日	1,456口 (0口)	0口 (0口)	74,556口 (9,392口)
第2期計算期間 自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日	平成17年9月13日	46,600口 (6,789口)	0口 (0口)	121,156口 (16,181口)
	平成17年10月12日	1,456口 (0口)	0口 (0口)	122,612口 (16,181口)
第3期計算期間 自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日	該当なし			122,612口 (16,181口)
第4期計算期間 自 平成18年9月1日 至 平成19年2月28日	平成18年11月22日	40,000口 (12,379口)	0口 (0口)	162,612口 (28,560口)
	平成18年12月20日	1,456口 (0口)	0口 (0口)	164,068口 (28,560口)
第5期計算期間 自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日	該当なし			164,068口 (28,560口)
第6期計算期間 自 平成19年9月1日 至 平成20年2月29日	該当なし			164,068口 (28,560口)
第7期計算期間 自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	平成20年5月14日	18,000口 (8,909口)	0口 (0口)	182,068口 (37,469口)
第8期計算期間 自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日	該当なし			182,068口 (37,469口)
第9期計算期間 自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日	該当なし			182,068口 (37,469口)
第10期計算期間 自 平成21年9月1日 至 平成22年2月28日	平成22年1月15日	120,000口 (0口)	0口 (0口)	302,068口 (37,469口)

(注1) 括弧内の数は、本邦外における販売口数です。

(注2) 本投資法人による投資口の買戻しの実績はありません。

第7【参考情報】

第10期計算期間の開始日から、本有価証券報告書提出日までの間に以下の書類を提出しました。

1. 有価証券報告書
第9期（平成21年8月期）有価証券報告書（添付書類を含みます。）を平成21年11月30日に関東財務局長に提出しました。
2. 有価証券報告書の訂正報告書
平成21年11月30日に関東財務局長に提出した有価証券報告書の訂正報告書を平成21年12月25日に関東財務局長に提出しました。
3. 有価証券届出書
有価証券届出書（添付書類を含みます。）を平成21年9月18日に関東財務局長に提出しました。
4. 有価証券届出書の訂正届出書
平成21年9月18日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書を平成21年10月15日、平成21年11月12日、平成21年11月30日、平成21年12月10日、平成21年12月15日及び平成21年12月25日に関東財務局長に提出しました。
5. 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を平成21年12月18日に関東財務局長に提出しました。

独立監査人の監査報告書

平成21年11月25日

ニューシティ・レジデンス投資法人

役員会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているニューシティ・レジデンス投資法人の平成21年3月1日から平成21年8月31日までの第9期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。

記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、投資法人は平成21年10月13日に東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行った。平成21年10月14日に東京地方裁判所から民事再生手続開始決定がなされた後、投資法人は平成21年11月9日付で東京地方裁判所へ再生計画案を提出している。再生計画案は、今後、債権者集会の決議及び裁判所による認可決定を得た上で遂行されることになるが、現時点では再生計画案が認可されるかどうかは未確定である。このため、継続企業を前提として作成されている上記の財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記の財務諸表が、上記事項の財務諸表に与える重要性に鑑み、ニューシティ・レジデンス投資法人の平成21年8月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年5月24日

ビ・ライフ投資法人

役員会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているニューシティ・レジデンス投資法人（平成22年4月1日にビ・ライフ投資法人に吸収合併された）の平成21年9月1日から平成22年2月28日までの第10期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニューシティ・レジデンス投資法人の平成22年2月28日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、ニューシティ・レジデンス投資法人は、平成22年3月30日付で東京地方裁判所より民事再生手続の終結決定を受けた。
2. 注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、ニューシティ・レジデンス投資法人は、平成22年4月1日をもってビ・ライフ投資法人と合併した。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当投資法人（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。